

# 上尾市地域防災計画



令和7年3月

上尾市防災会議



# 上尾市地域防災計画

## 目 次

### 第 1 編 総 則

第 1 節	計画の目的	1-1
第 2 節	上尾市の概況	1-4
第 3 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-8
第 4 節	市職員・市民の果たす役割	1-17
第 5 節	洪水浸水想定区域	1-19
第 6 節	地震被害想定	1-20

### 第 2 編 風水害対策編

#### 第 1 章 災害予防計画

第 1 節	防災組織整備計画	2-1-1
第 2 節	防災教育計画	2-1-13
第 3 節	防災訓練計画	2-1-16
第 4 節	防災活動拠点等整備計画	2-1-21
第 5 節	災害情報体制の整備計画	2-1-28
第 6 節	避難予防対策	2-1-31
第 7 節	物資及び資機材等の備蓄計画	2-1-39
第 8 節	医療体制等の整備計画	2-1-47
第 9 節	水害予防計画	2-1-52
第 10 節	防災都市づくり計画	2-1-55
第 11 節	要配慮者安全確保計画	2-1-57
第 12 節	帰宅困難者対策	2-1-64

#### 第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	活動体制計画	2-2-1
第 2 節	職員配備計画	2-2-14
第 3 節	事前措置及び応急措置等計画	2-2-18
第 4 節	災害救助法適用計画	2-2-20
第 5 節	応援協力要請計画	2-2-23

第6節	注意報及び警報伝達計画	2-2-26
第7節	災害情報計画	2-2-39
第8節	災害通信計画	2-2-48
第9節	災害広報・広聴計画	2-2-51
第10節	水防計画	2-2-56
第11節	消防活動計画	2-2-61
第12節	交通対策計画	2-2-64
第13節	避難計画	2-2-70
第14節	救急救助・医療救護計画	2-2-83
第15節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	2-2-87
第16節	要配慮者安全確保対策	2-2-91
第17節	飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画	2-2-97
第18節	帰宅困難者支援対策	2-2-102
第19節	被災施設等の応急対策	2-2-102
第20節	応急住宅対策	2-2-103
第21節	文教・保育対策計画	2-2-107
第22節	障害物除去計画	2-2-111
第23節	緊急輸送計画	2-2-113
第24節	要員確保計画	2-2-117
第25節	自衛隊災害派遣要請計画	2-2-119
第26節	環境衛生計画	2-2-123
第27節	県防災ヘリコプター出場要請計画	2-2-128

### 第3章 災害復旧復興対策計画

第1節	災害復旧計画	2-3-1
第2節	災害復興計画	2-3-5
第3節	生活再建等の支援計画	2-3-6

### 第4章 竜巻等突風対策

第1節	概要	2-4-1
第2節	予防・事前対策計画	2-4-4
第3節	応急対策	2-4-7
第4節	復旧対策計画	2-4-10

### 第5章 大規模水害対策

第1節	大規模水害に係る被害想定	2-5-1
第2節	大規模水害の特徴	2-5-2

第3節	基本方針	2-5-3
第4節	具体的取組	2-5-4

## 第6章 雪害対策

第1節	概要	2-6-1
第2節	予防・事前対策計画	2-6-2
第3節	応急対策計画	2-6-6
第4節	復旧対策計画	2-6-9

## 第3編 震災対策編

### 第1章 震災予防計画

第1節	建築物等の耐震性等向上計画	3-1-1
第2節	防災都市づくり計画	3-1-8
第3節	地震火災等の予防計画	3-1-10
第4節	震災に強い地域（社会）づくり計画	3-1-13
第5節	防災教育計画	3-1-16
第6節	防災訓練計画	3-1-16
第7節	防災活動拠点等整備計画	3-1-16
第8節	災害情報体制の整備計画	3-1-17
第9節	避難予防対策	3-1-17
第10節	物資及び資機材等の備蓄計画	3-1-17
第11節	医療体制等の整備計画	3-1-18
第12節	要配慮者安全確保計画	3-1-18
第13節	帰宅困難者対策	3-1-19
第14節	調査研究	3-1-21

### 第2章 震災応急対策計画

第1節	活動体制計画	3-2-1
第2節	職員配備計画	3-2-2
第3節	災害情報計画	3-2-4
第4節	災害通信計画	3-2-5
第5節	災害広報・広聴計画	3-2-5
第6節	自衛隊災害派遣要請計画	3-2-6
第7節	県防災ヘリコプター出場要請計画	3-2-6
第8節	応援協力要請計画	3-2-6

第9節	要員確保計画	3-2-7
第10節	災害救助法適用計画	3-2-7
第11節	消防活動計画	3-2-8
第12節	救急救助・医療救護計画	3-2-14
第13節	避難計画	3-2-14
第14節	交通対策計画	3-2-15
第15節	緊急輸送計画	3-2-16
第16節	飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画	3-2-16
第17節	帰宅困難者支援対策	3-2-17
第18節	行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画	3-2-19
第19節	環境衛生計画	3-2-19
第20節	応急住宅対策	3-2-19
第21節	障害物除去計画	3-2-20
第22節	被災施設等の応急対策	3-2-21
第23節	文教・保育対策計画	3-2-27
第24節	要配慮者安全確保対策	3-2-28

### 第3章 震災復旧復興対策計画

第1節	震災復旧計画	3-3-1
第2節	震災復興計画	3-3-1
第3節	生活再建等の支援計画	3-3-1

### 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

第1節	趣旨	3-4-1
第2節	臨時情報発表に伴う対応	3-4-2

### 第5章 火山噴火降灰対策

第1節	概要	3-5-1
第2節	予防・事前対策計画	3-5-3
第3節	応急対策計画	3-5-6
第4節	復旧対策計画	3-5-9

### 第6章 最悪事態への対応

3-6-1

## 第4編 複合災害対策編

第1節	概要.....	4-1
第2節	予防・事前対策計画.....	4-2
第3節	応急対策計画.....	4-5

## 第5編 広域応援編

第1節	概要.....	5-1
第2節	事前対策計画.....	5-2
第3節	応急対策計画.....	5-4
第4節	復旧・復興支援計画.....	5-7

## 第6編 事故災害対策編

第1節	火災対策計画.....	6-1
第2節	危険物等災害対策計画.....	6-11
第3節	放射線関係事故災害応急対策計画.....	6-16
第4節	農作物等災害対策計画.....	6-26
第5節	道路災害対策計画.....	6-28
第6節	鉄道事故・施設災害対策計画.....	6-33
第7節	航空機事故対策計画.....	6-35
第8節	文化財災害対策計画.....	6-37

## 第7編 資料編

### 1 防災会議

- 1-1 上尾市防災会議条例..... 7-1-1
- 1-2 上尾市防災会議に関する規程..... 7-1-3
- 1-3 上尾市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について..... 7-1-5

### 2 災害対策本部

- 2-1 上尾市災害対策本部条例..... 7-2-1
- 2-2 上尾市災害対策本部に関する規程..... 7-2-2
- 2-3 配備体制人数..... 7-2-3
- 2-4 出動職員名簿..... 7-2-11
- 2-5 指令書..... 7-2-12

### 3 災害救助法

- 3-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準..... 7-3-1
- 3-2 災害の被害認定基準等..... 7-3-5

### 4 応援協力

- 4-1 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定..... 7-4-1
- 4-2 災害時の相互応援・救援物資等に関する協定ほか..... 7-4-3
- 4-3 上尾市自主防災組織育成指導要領..... 7-4-13
- 4-4 上尾市自主防災組織設立交付金交付要綱..... 7-4-16
- 4-5 上尾市自主防災活動補助金交付要綱..... 7-4-17
- 4-6 上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱..... 7-4-19
- 4-7 上尾市自主防災連合会資機材整備費補助金交付要綱..... 7-4-25
- 4-8 ○○自治会・町内自主防災会規約（案）..... 7-4-27
- 4-9 上尾市自主防災連合会連絡協議会会則..... 7-4-30
- 4-10 上尾市自主防災組織一覧..... 7-4-33
- 4-11 自衛隊災害派遣要請書..... 7-4-37
- 4-12 ボランティア受付票..... 7-4-38
- 4-13 ボランティア依頼票..... 7-4-39

### 5 防災行政無線

- 5-1 防災行政無線一覧..... 7-5-1
- 5-2 消防法に基づく火災警報等の基準..... 7-5-8



5-3	発生速報	7-5-9
5-4	経過速報	7-5-10
5-5	被害状況調	7-5-11
5-6	被害状況概要報告書	7-5-13
5-7	被害調査報告書	7-5-14
5-8	市町村 放送要請依頼用紙	7-5-15

## 6 危険箇所

6-1	急傾斜地崩壊危険箇所	7-6-1
6-2	洪水浸水想定区域図	7-6-2

## 7 避難

7-1	避難場所、避難所一覧	7-7-1
7-2	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定	7-7-6
7-3	避難指示についての報告	7-7-9
7-4	避難所状況報告書（第1報）	7-7-10
7-5	避難者名簿用紙	7-7-11

## 8 消防

8-1	埼玉県下消防相互応援協定	7-8-1
8-2	現有車両配備状況	7-8-4
8-3	消防用機材保有状況	7-8-6
8-4	上尾市消防水利	7-8-8
8-5	市内危険物施設の状況	7-8-9

## 9 医療

9-1	医療機関一覧（上尾市医師会）	7-9-1
9-2	トリアージタグ	7-9-4

## 10 社会福祉施設

10-1	福祉施設一覧	7-10-1
10-2	幼稚園一覧	7-10-10

## 11 給排水

11-1	上水道施設一覧	7-11-1
11-2	耐震貯水槽施設一覧	7-11-1
11-3	上尾市指定給水装置工事事業者一覧	7-11-3

11-4	上尾市下水道指定工事店一覧	7-11-12
------	---------------	---------

## 12 食料・生活必需品の供給

12-1	主な備蓄物資等の状況	7-12-1
12-2	災害用マンホールトイレ設置場所・機材保管場所一覧	7-12-3

## 13 輸 送

13-1	市保有車両一覧	7-13-1
13-2	緊急輸送車両即時（事前）確認申請書	7-13-2
13-3	緊急通行車両事前届出書	7-13-3
13-4	緊急通行車両事前届出済証	7-13-4
13-5	車両通行止標示	7-13-5
13-6	物資受け払い簿	7-13-6
13-7	物品輸送引渡書・物品受領書	7-13-7
13-8	輸送状況	7-13-8
13-9	輸送記録簿	7-13-9
13-10	災害救援物資受領書	7-13-10

## 14 行方不明者の捜索・遺体の処理

14-1	火葬場	7-14-1
14-2	要捜索者名簿	7-14-2
14-3	死体処理台帳	7-14-3
14-4	埋葬台帳	7-14-4
14-5	遺留品処理票	7-14-5

## 15 ごみ・し尿処理

15-1	災害廃棄物等の処理に関する総合支援協定	7-15-1
15-2	くみとり清掃許可業者一覧	7-15-3
15-3	災害廃棄物仮置場（候補地）	7-15-3

## 16 文化財

16-1	指定文化財一覧	7-16-1
------	---------	--------

## 17 民生の安定

17-1	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例	7-17-1
17-2	上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	7-17-7
17-3	上尾市災害見舞金等支給条例	7-17-11

17-4	上尾市災害見舞金等支給条例施行規則 .....	7-17-13
17-5	上尾市り災証明書等の交付に関する要綱 .....	7-17-15
17-6	火災時のり災証明交付申請書・り災証明書 .....	7-17-22



—— 第 1 編 ——

總 則





第1編 総 則

---

**第1節 計画の目的**

---

**1 趣 旨**

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、市の地域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
  - ア 防災組織に関する計画
  - イ 情報の収集及び伝達に関する計画
  - ウ 災害防除に関する計画
  - エ 被災者の救助保護に関する計画
  - オ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
  - カ その他の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要と認める計画

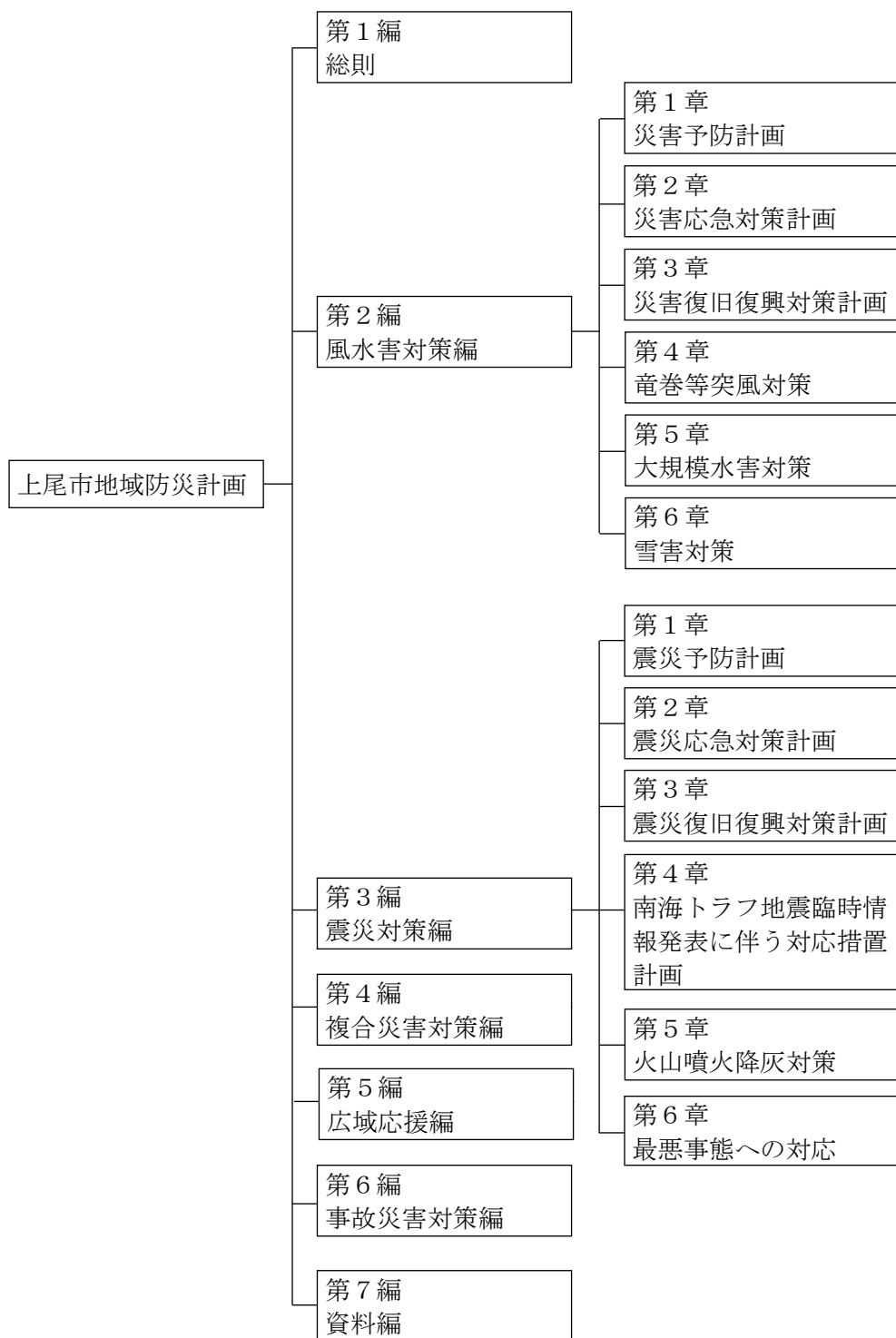
**2 計画の用語**

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| (1) 市     | 上尾市       |
| (2) 市防災計画 | 上尾市地域防災計画 |
| (3) 県     | 埼玉県       |
| (4) 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| (5) 市本部   | 上尾市災害対策本部 |
| (6) 県本部   | 埼玉県災害対策本部 |
| (7) 災対法   | 災害対策基本法   |
| (8) 救助法   | 災害救助法     |

**3 計画の構成**

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、次の7編から構成する。



#### 4 計画の運用

##### (1) 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年4月1日をもって検討を加え、必要があると認めるときはこれを速やかに修正し、常に有効なる防災業務の遂行を図る。

各防災関係機関（第1編第3節の防災関係機関をいう。）は、関係ある事項について、計画修正案を上尾市防災会議に提出する。

また、災対法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等



に関する計画（地区防災計画）を本計画に定めることの提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認められたものを本計画に定めるものとする。

(2) 計画の習熟

各防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

## 第2節 上尾市の概況

### 1 位置

本市は、埼玉県の南東部、東経139度35分、北緯35度58分に位置し、東西10.48km、南北9.32kmで、面積は45.51km<sup>2</sup>である。

首都東京からは35kmの距離にあり、東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接している。

### 2 自然的要因

#### (1) 気候

本市の気候は、夏は高温で雨が多く蒸し暑い日が続き、冬は乾燥した冷たい北西の季節風が吹く快晴の日が多く、内陸性気候を示している。

市消防本部の気象データ（平成31～令和5年）を表に示す。この間の平均気温は16.3℃、最高気温は40.2℃、最低気温は-5.2℃、年平均降水量は1,058.1mmとなっている。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	期間集計
気温 (℃)	平均	16.2	16.2	16.2	16.0	17.0	16.3 (平均)
	(月/日) 最高	(8/2) 38.2	(8/5) 36.9	(8/11) 39.8	(7/1) 40.2	(7/26) 39.0	40.2 (最高)
	(月/日) 最低	(1/10) -2.7	(1/9) -5.2	(2/7) -3.8	(1/7) -4.3	(1/26) -4.2	-5.2 (最低)
湿度 (平均) (%)		62.5	63.6	65.6	66.9	64.3	64.6 (平均)
風速 (m/s)	平均	2.1	2.0	2.0	1.9	2.0	2.0 (平均)
	(月/日) 最大	(10/12) 31.3	(3/26) 24.2	(3/16) 24.1	(6/3) 24.5	(1/24) 24.8	-
総降水量 (mm)		917.0	1,392.5	1,080.5	968.0	932.5	1,058.1 (平均)
総降雪量 (cm)		8.0	0.0	0.0	0.0	6.0	2.8 (平均)

#### (2) 地勢

##### ア 地形

本市は、関東平野の中西部、埼玉県南東部に位置し、大宮台地のほぼ中央部に位置しており、東西を綾瀬川と荒川に挟まれている。市域はその大部分が台地上にあり、台地は多くの開析谷によってきざまれている。その主なものは、西方から江川、鴨川、芝川、原市沼川で

ある。

市域の大宮台地の標高は、北部で約20m、南部で約15mと南に低くなっている。また台地を横断する南西から北東方向で見ると、全体に西で高く東で低くなる傾向が認められる。

低地の地形は、大河川沿いに発達する荒川低地、綾瀬川低地と台地内にその水源をもつ比較的小規模な開析谷（谷底平野、谷地ともいう）とに分けることができる。荒川低地、綾瀬川低地の主な地形は、微高地としての自然堤防とそれより1m前後低い氾濫平野に区分される。谷底平野には自然堤防などの微高地は存在しない。低地の標高は荒川低地、綾瀬川低地で約10m、谷底平野では10～15mである。

#### イ 地質

関東平野は第三紀鮮新世以降、現在までの長い地質時代を通じて関東造盆地運動の影響を受けている。関東造盆地運動の中心は栗橋から春日部に至る埼玉県の一部平野地域にあり、そのため上尾市付近では非常に厚い第四紀層が堆積している。

本市の大部分が位置する大宮台地は古東京湾（洪積世後期）の海退によって形成された海岸平野が、古利根川や元荒川、あるいは綾瀬川の浸食によって作りだされた台地である。このため、大宮台地の地形面は高い海岸平野原面（堆積面）と低い浸食面とに分かれている。この台地は沖積世になると河川より開析され、荒川低地や中川低地がつくられ、大宮台地は平野中央部に独立した台地となった。また、台地は小河川によって開析され、樹枝上に谷底平野が形成された。したがって、地質も各地形に対応した分布が見られる。すなわち、台地には洪積世が、氾濫平野や谷底平野などの低地には沖積層が分布している。

### 3 社会的要因

#### (1) 人口

##### ア 人口・世帯数

本市の人口は、首都圏への人口・産業の集中とともに、昭和30年代後半から急速に増加し、昭和33年の市制施行時に37,000人程であった人口は、令和6年10月には230,123人となった（住民基本台帳）。しかし、経済成長率の安定化、地価の高騰等により人口の伸びも収まり、昭和60年から平成2年までは年間3,000人程の増加であったものが、平成30年から令和4年では400人程に低下しており、令和5年からは減少に転じている。

世帯当たりの人口も減少傾向にあり、令和6年10月には2.12人／世帯となり、単身世帯の進行がうかがえる。

## 人口等の推移（統計あげお 各年10月）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口	229,265人	230,245人	230,427人	230,164人	230,123人
増加数 (増加率)	541人 (0.24%)	980人 (0.43%)	182人 (0.08%)	-263人 (△0.11%)	-41人 (△0.02%)
世帯数	103,355世帯	105,177世帯	106,375世帯	107,335世帯	108,502世帯
1世帯当たり 人数	2.22人	2.19人	2.17人	2.14人	2.12人
高齢者数 (割合)	62,919人 (27.4%)	63,500人 (27.6%)	63,623人 (27.6%)	63,546人 (27.6%)	63,465人 (27.6%)

※65歳以上を「高齢者」とする。

## イ 年齢階層別人口

年齢別の状況を見ると、平均年齢は47.46歳、高齢化率は27.6%（令和6年）であり、高齢化が進んでいる。

今後も少子・高齢化の傾向は続くものと予想される。

## ウ 地区別人口

令和2年から令和6年における市全体の伸びは0.37%の増となり、地区別に見ると、大谷地区（3.28%）、上尾地区（1.41%）の順となり、増加地区は、この2地区であったが、平方地区（△5.25%）、上平地区（△0.5%）、大石地区（△0.56%）、原市地区（△0.54%）の4地区は減少している。

## (2) 土地利用

本市は、JR上尾駅を中心に市街地が拡大したため、JR上尾駅前を商業地が占め、その周りを住宅地が取り囲み、住宅地の縁辺部に工業地が点在する構造になっている。そのため、にぎわいや利便性は主にJR上尾駅周辺に集中している一方、本市の「顔」にふさわしい都市機能の集積が不十分な状況である。

また、昭和30年代には大規模な工場は住宅地の縁辺部に立地していたが、その後、人口が急増して宅地化が進んだため、現在では一部の工場が住宅地の中に立地する状況になっている。

自然環境は、市街化が同心円状に、かつ北の桶川市、南のさいたま市と連担して進んだため、東西の市境に多く残っている。また、荒川、綾瀬川が市境を、江川、鴨川、芝川、原市沼川などの河川等が市域を流れており、集中豪雨等による災害の軽減を図ることが不可欠である。

## (3) 産 業

## ア 就業者構成

令和2年の国勢調査によると、第1次産業従事者831人（0.7%）、第2次産業従事者24,297人（21.6%）、第3次産業従事者87,195人（77.6%）となっている。第1次産業区分で就業者数が減少している一方で、第2次、第3次産業区分では就業者数が増加している。

イ 製造品出荷額

令和3年の経済センサスによると、総額3,379億円であり、産業別に見ると、輸送用機械器具、非鉄金属、食料品の順に出荷額が多くなっている。

### 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

#### 1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
上尾市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に関する組織の整備に関すること。</li> <li>(2) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。</li> <li>(3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。</li> <li>(4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。</li> <li>(5) 前各号のほか、災害が発生した場合に災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 災害応急対策                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。</li> <li>(2) 警報の発令、伝達及び避難の指示に関すること。</li> <li>(3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。</li> <li>(5) 児童生徒の応急教育に関すること。</li> <li>(6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。</li> <li>(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</li> <li>(8) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。</li> <li>(9) 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>(10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</li> </ol> </li> <li>3 災害復旧                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。</li> <li>(2) 被災者の生活確保に関すること。</li> </ol> </li> </ol>

2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 3 災害復旧対策
県央地域振興センター	1 県本部上尾支部の運営に関すること。 2 県本部及び市本部との連絡調整に関すること。 3 市が実施する避難誘導・避難所活動の協力に関すること。 4 市が実施する救援物資の仕分け等の協力に関すること。 5 市が収集する安否情報・災害情報の協力に関すること。 6 市ボランティアセンターへの協力に関すること。 7 その他、市からの支援要請に関すること。
北本県土整備事務所	1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3 管内水防管理団体との連絡指導に関すること。 4 河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5 道路の破損・決壊による通行の禁止又は制限に関すること。

鴻 巣 保 健 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療品、衛生材料等の調達あつせんに関する事</li> <li>2 各種消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除の指導に関する事</li> <li>3 飲料水の水質検査に関する事</li> <li>4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導並びにその他の保健衛生措置に関する事</li> <li>5 被災者の医療及び助産その他の保健衛生の指導に関する事</li> <li>6 老人・障害者福祉施設及び介護保険施設の被害状況の収集に関する事</li> </ol>
-----------	--

### 3 消 防

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
上 尾 市 消 防 本 部 上 尾 市 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防施設、消防本部体制の整備に関する事</li> <li>2 救助及び救援施設、体制の整備に関する事</li> <li>3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事</li> <li>4 消防知識の啓発、普及に関する事</li> <li>5 火災発生時の消火活動に関する事</li> <li>6 水防活動の協力、救援に関する事</li> <li>7 被災者の救助、救援に関する事</li> <li>8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事</li> </ol>

### 4 警 察

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
上 尾 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集、伝達及び広報に関する事</li> <li>2 警告及び避難誘導に関する事</li> <li>3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事</li> <li>4 交通の秩序の維持に関する事</li> <li>5 犯罪の予防検挙に関する事</li> <li>6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事</li> <li>7 漂流物等の処理に関する事</li> <li>8 その他、治安維持に必要な措置に関する事</li> </ol>



5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災対法第3条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局 企画調整室	<p>1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。</p> <p>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。</p> <p>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。</p> <p>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事。</p> <p>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。</p> <p>(6) 応急用食料・物資の支援に関する事。</p> <p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関する事。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<p>1 気象・地象・地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>2 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</p> <p>6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム：JETT)</p>

<p>厚生労働省 さいたま労働基準監督署</p>	<p>1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。</p>
<p>国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 荒川上流河川事務所 利根川上流河川事務所</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施に関すること。 (2) 都市の復興に関すること。 (3) 被災事業者等への支援措置に関すること。</p>
<p>関東総合通信局</p>	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>

	に関すること。
--	---------

## 6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。</li> <li>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。</li> <li>(3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること。</li> </ol> </li> <li>2 災害派遣の実施                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。</li> </ol> </li> </ol>

## 7 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社 東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。</li> <li>2 災害により線路が不通となった場合                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。</li> <li>(2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。</li> </ol> </li> <li>3 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。</li> <li>4 死傷者の救護及び処置を行うこと。</li> <li>5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。</li> <li>6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。</li> <li>7 締結市町の防災行政無線使用による列車運転見合せ状況の周知に関すること。</li> </ol>
東日本電信電話(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信設備の整備に関すること。</li> <li>2 災害時における重要通信の確保に関すること。</li> </ol>

埼玉事業部	3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本郵便(株)上尾郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
日本赤十字社埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に協力すること。
日本放送協会さいたま放送局	1 防災知識の普及に関すること。 2 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運(株)埼玉支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉新都市交通(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(一社)埼玉県トラック協会 大宮支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。
見沼代用水土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。
(一社)埼玉県LPガス協会	1 LPガス供給施設（製造施設も含む。）の安全保安に関すること。 2 LPガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。

(株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	1 防災知識の普及啓発に関する事 2 応急対策等の周知徹底に関する事 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事

### 9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)上尾市医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事
上尾伊奈獣医師協会 (公社)埼玉県獣医師会	被災動物の救援活動の協力に関する事
さいたま農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 5 農産物の需給調整に関する事
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事
(福)上尾市 社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関する事 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
上尾商工会議所	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 災害時における収容者の保護に関する事
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関する事
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 被災時における教育対策に関する事 3 被災施設の災害復旧に関する事
NPO等ボランティア団体	市が実施する応急対策についての協力に関する事

<p>自主防災組織</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する知識の普及に関すること。</li> <li>2 風水害、地震等に対する災害予防に関すること。</li> <li>3 防災訓練の実施に関すること。</li> <li>4 防災用資機材の備蓄に関すること。</li> <li>5 市が実施する応急対策についての協力に関すること。</li> <li>6 自治会、日本赤十字奉仕団、環境美化推進委員、民生委員・児童委員等の団体への市が実施する応急対策についての協力に関すること。</li> </ol>
<p>上尾市建設業協会</p>	<p>緊急輸送路の確保・障害物除去の協力に関すること。</p>
<p>その他公共的団体</p>	<p>市が実施する応急対策についての協力に関すること。</p>

## 第4節 市職員・市民の果たす役割

防災に関し、市の全職員及び市民の果たす役割は、次のとおりである。

### 1 「平常時から実施する事項」

機関名等	役割
市職員	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合に災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
市民	1 災害予防 (1) 防災に関する学習 (2) 火災の予防 (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 (5) 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） (6) 自動車へのこまめな満タン給油 (7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 (9) 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） (10) 自主防災組織への参加 (11) 県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 (12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 (13) 近隣の要配慮者への配慮 (14) 住宅の耐震化 (15) 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え (16) 家庭や地域での防災総点検の実施 (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 「災害時に実施すべき事項」

機 関 名 等	役 割
市 職 員	<p>1 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。</li> <li>(2) 警報の発令、伝達及び避難指示に関すること。</li> <li>(3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。</li> <li>(4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。</li> <li>(5) 児童生徒の応急教育に関すること。</li> <li>(6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。</li> <li>(7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。</li> <li>(8) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。</li> <li>(9) 緊急輸送の確保に関すること。</li> <li>(10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。</li> </ul> <p>2 災害復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。</li> <li>(2) 被災者の生活確保に関すること。</li> </ul>
市 民	<p>1 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 初期消火の実施</li> <li>(2) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める</li> <li>(3) 自主防災活動への参加、協力</li> <li>(4) 避難所でのゆずりあい</li> <li>(5) 県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力</li> <li>(6) 風評に乗らず、風評を広めない</li> </ul>



---

## 第5節 洪水浸水想定区域

---

風水害は、長期間大規模な災害がないことや、短期間に大災害が連続して発生することもある。

市域を流れる河川等は、西から荒川、江川、鴨川、芝川、原市沼川、綾瀬川等がある。荒川などの大河川は、洪水調節用ダムや調節池などが建設されているものの、令和元年東日本台風等の近年の大規模水害により、決壊・氾濫等被害が発生し、市域においても、無堤防溢水が発生している。

国土交通省が公表している荒川の洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨（各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率以上、以下同様）を前提とした大雨が降り荒川が氾濫した場合、市西部の荒川水系低地部で最大10.0m～20.0m、蓮田市、伊奈町の境の一部において浸水深が5.0m～10.0mに達すると予想している（資料6-2）。また、県作成の荒川水系鴨川流域洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨を前提とした大雨により、市内の鴨川流域の低地部を中心に浸水深が0.5m～3.0mに達すると予想されている。

## 第6節 地震被害想定

### 1 地震被害想定調査の概要

県は、平成24・25年度に「埼玉県地震被害想定調査」を実施、地震被害想定の見直しを行っている。

県の地震被害想定調査は今回で5回目となる。1回目の調査は、東海地震の切迫性が叫ばれた直後の昭和55～56年、2回目の調査は、関東地方にマグニチュード7クラスの直下型地震の発生の指摘を受けた直後の平成元年～2年、3回目の調査は、阪神・淡路大震災の発生要因である活断層で発生する地震が注目された平成8～9年、4回目の調査は国で実施された首都直下地震被害想定や活断層調査等の成果を踏まえて平成19年に実施された。

今回の調査は、“東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震に備えた埼玉県の防災対策の見直し”を目的として実施した。

今回調査における主な特徴は以下のとおりである。

- (1) 震源モデルは、フィリピン海プレート上面の震源深さ等、新たな知見に基づくモデルとした。
- (2) 想定地震は、想定外をなくす観点から科学的に考えうる最大級の想定地震を設定した。(深谷断層と綾瀬川断層を一体とした“関東平野北西縁断層帯地震”の設定)。
- (3) 浅部地盤は、従来よりも地層を詳細に分析する“地質層序”を基にして、より精緻化し、地盤モデルの精度をさらに向上させた。
- (4) 検討対象は、これまで地震発生の確度が低いことから対象としなかった歴史地震や、内陸県であるため対象としてこなかった津波についても対象とした。
- (5) 被害量の算出にあたっては、できる限り詳細な客観的データを収集・分析し、科学的根拠に基づき“現実的に考えうる最大の被害量”の把握に努めた。
- (6) 火災延焼被害は、実際の市街地における密集状況や防火・耐火建物の状況を反映した火災延焼手法を採用した。

その他、最近の地震の被害状況を踏まえた新たな予測項目を設定するとともに、首都圏における広域災害を考慮した定性的な検討を行った。

### 2 想定条件

#### (1) 想定地震

首都直下地震に係る最新の科学的知見や埼玉県の過去の被害地震を踏まえ、以下の5つの地震を想定地震とした。なお、想定結果については、県の地震被害想定調査を引用した。

海溝型地震	再検証	東京湾北部地震 [M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率:70%
	再検証	茨城県南部地震 [M7.3]	
	新規	元禄型関東地震 [M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
	変更	関東平野北西縁断層帯地震 [M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%~0.008%
	再検証	立川断層帯地震 [M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%
活断層型地震		※:地震調査研究推進本部による長期評価を参照	

【想定地震の断層位置図】



【活断層型地震の想定について】

- ・活断層による地震動の推計は、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。
- ・関東平野北西縁断層帯地震は3点（北、中央、南）、立川断層帯地震は2点（北、南）のパターンを設定した。



(2) 被害予測項目

今回の調査による主な被害予測項目と予測内容は下記のとおりである。

項 目	予 測 内 容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
地盤被害	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊棟数、半壊棟数
火災被害	出火件数、焼失棟数
人的被害	死者数、負傷者数
津波遡上	河川遡上による津波高さ、浸水域分布
交通被害	道路橋梁被害、鉄道路線被害
ライフライン	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数、避難行動要支援者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、エレベータ停止台数、中高層階住宅支障
その他	危険物施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震動、大規模盛土造成地、防災公共施設、災害廃棄物量、直接被害額

(3) 被害想定を行う季節・時刻・風速

被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって、変わってくる。そこで、想定地震ごとに、次に示すケースを設定して、予測を行った。

ア 季節・時刻3ケース

- (ア) 夏12時—大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- (イ) 冬5時—大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- (ウ) 冬18時—火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

イ 風速2ケース

- (ア) 3m/sー平均的な風速のケース
- (イ) 8m/sー強風のケース

3 地震被害想定

- (1) 県が行った5つの想定地震の被害予測結果について、特徴的な事項を簡潔にとりまとめると、次のとおりである。

- 東京湾北部地震 (M7.3)
  - ・震度6強となる地域が県南東部県境から概ね4kmの範囲に集中して分布している。震度6弱となる地域は、県南東部県境から概ね10kmの範囲に集中して分布し、さらに概ね20kmの範囲に散在して分布している。
- 茨城県南部地震 (M7.3)
  - ・県東部の中川低地において震度6強となる地域が散在し、震度6弱となる地域も県東部に集中して分布している。
- 元禄型関東地震 (M8.2)
  - ・川口市、草加市、八潮市の一部の地域に震度6弱となる地域が集中して分布している。
- 関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)
  - ①破壊開始点：北
    - ・吉見町、川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
  - ②破壊開始点：中央
    - ・吉見町、川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
  - ③破壊開始点：南
    - ・川島町、北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
- 立川断層帯地震 (M7.4)
  - ①破壊開始点：北
    - ・入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、県境から10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布している。
  - ③破壊開始点：南
    - ・所沢市、入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、その周囲10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布している。

- (2) 本市の想定結果

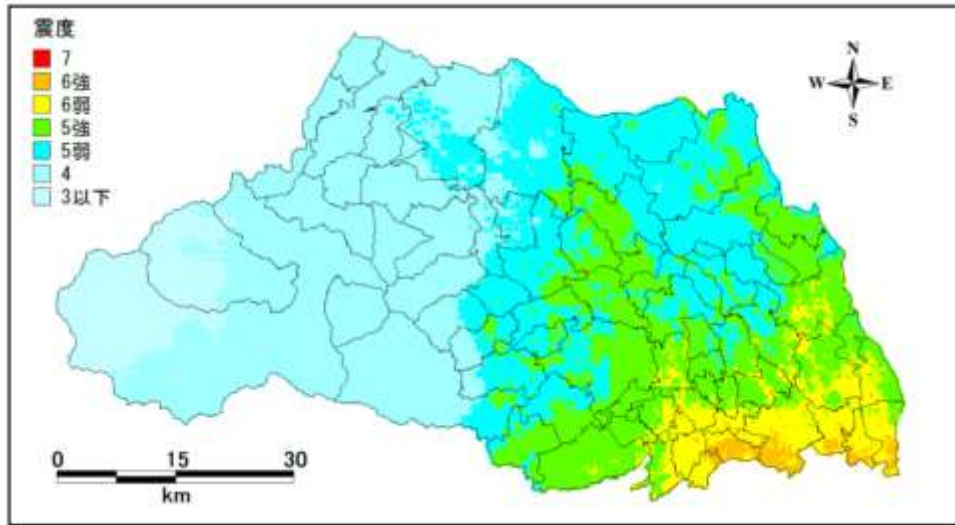
「埼玉県地震被害想定調査報告書」の結果を用い、本市の被害予測結果をまとめると、次表のとおりである。市は、この結果を踏まえて、今後の防災対策に取り組む。

本市における主要被害想定結果

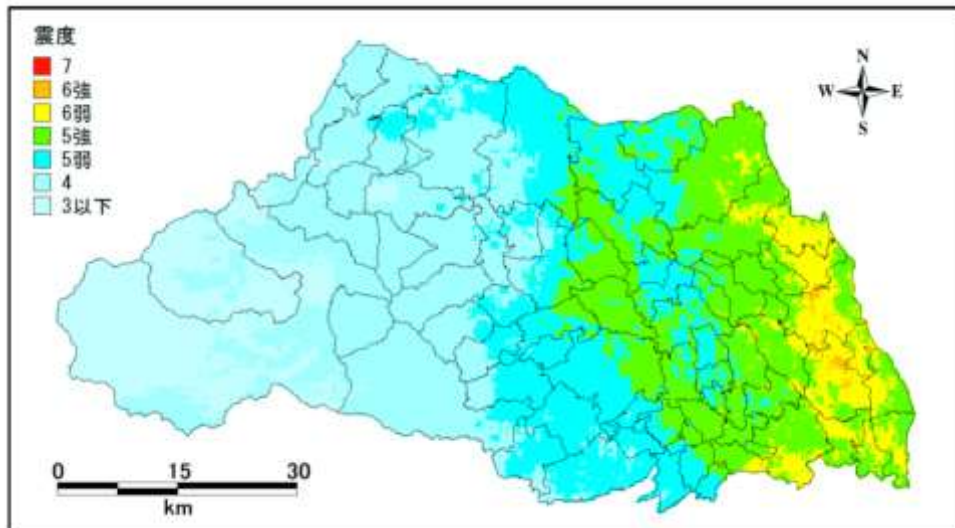
項 目	想定地震		東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
最大震度			6弱	6弱	5強	7	7	7	5強	5強
全壊数 (棟)			0	7	0	3,097	3,164	4,575	0	0
半壊数 (棟)			18	34	1	6,006	6,098	7,005	1	1
焼失数 (棟)	冬18時	8m/s	11	11	7	344	445	792	7	4
死者数 (人)	夏12時	8m/s	0	0	0	95	99	148	0	0
	冬5時	8m/s	0	0	0	214	220	320	0	0
	冬18時	8m/s	0	0	0	142	148	220	0	0
負傷者数 (人)	夏12時	8m/s	5	6	1	996	1,035	1,402	1	0
	冬5時	8m/s	3	4	1	1,435	1,465	1,852	0	0
	冬18時	8m/s	7	9	1	1,070	1,101	1,431	2	1
断水人口 (人)			1,591	393	0	141,932	138,029	134,175	0	0
1日後避難 者数 (人)	冬18時	8m/s	24	42	13	7,809	8,143	11,613	13	7
帰宅困難者 数 (人)	夏12時		18,230 ~24,000	18,132 ~24,000	17,757 ~24,000	19,585 ~24,000	19,580 ~24,000	19,001 ~24,000	15,309 ~16,862	13,292 ~14,751

震度分布図（プレート境界で発生する地震）

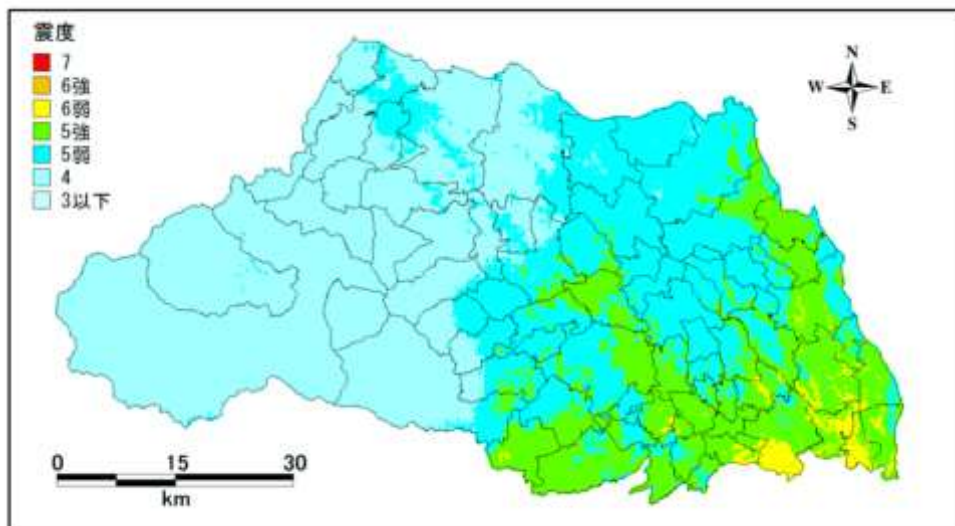
東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）



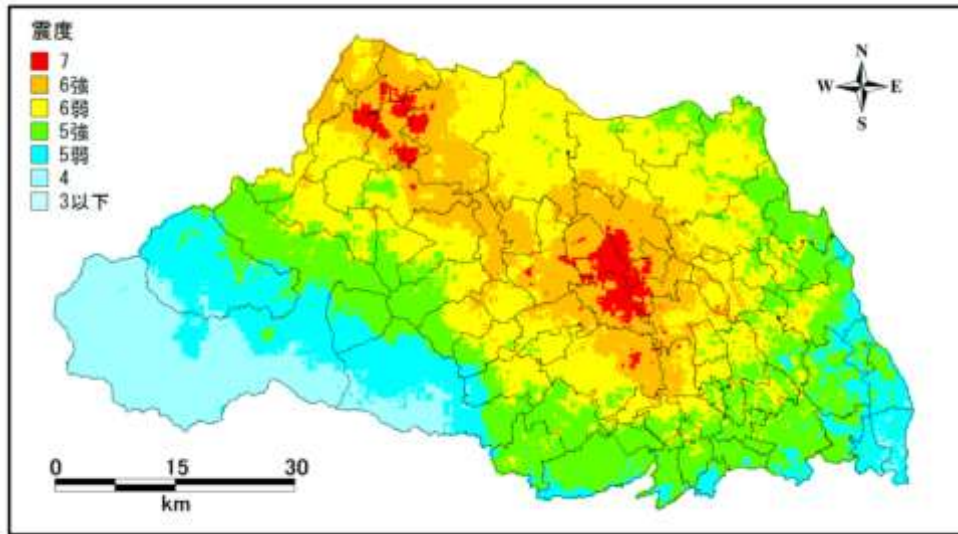
茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）



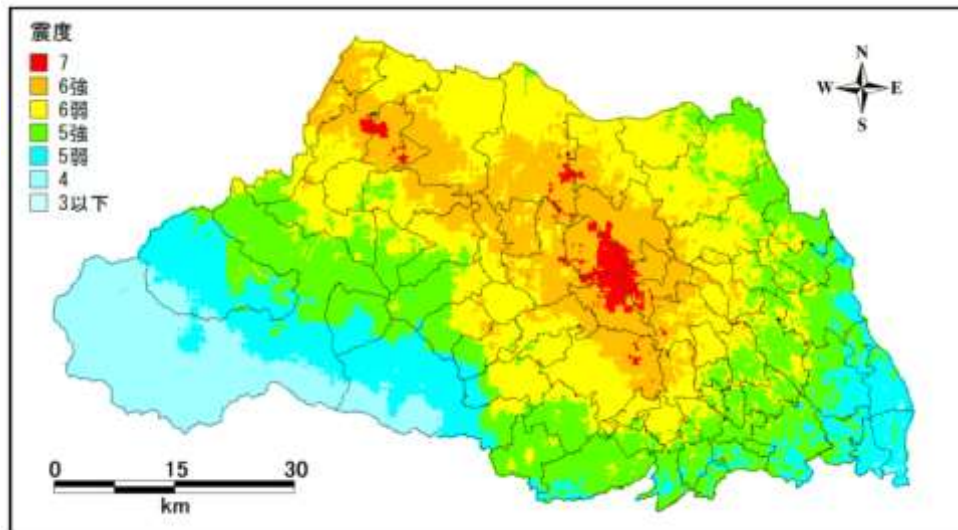
元禄型関東地震（マグニチュード 8.2）



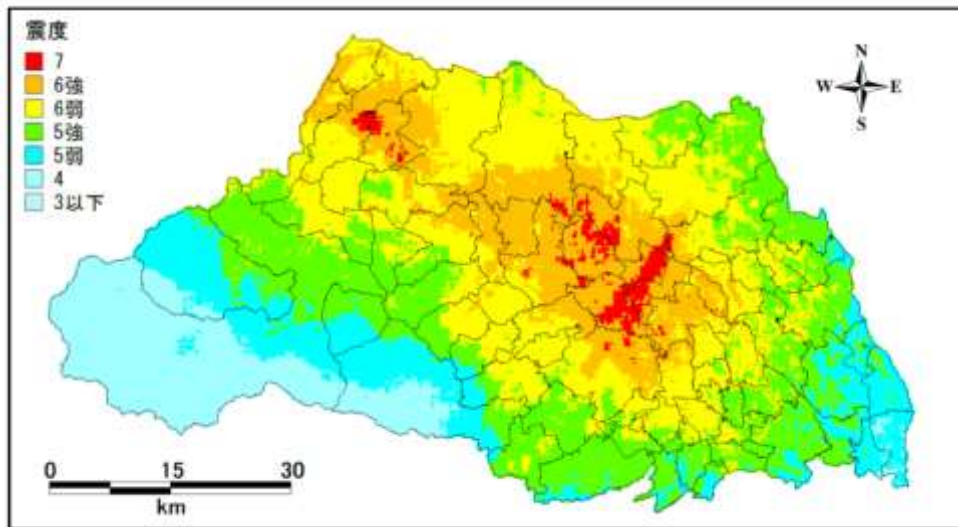
関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：北（マグニチュード 8.1）



関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：中央（マグニチュード 8.1）

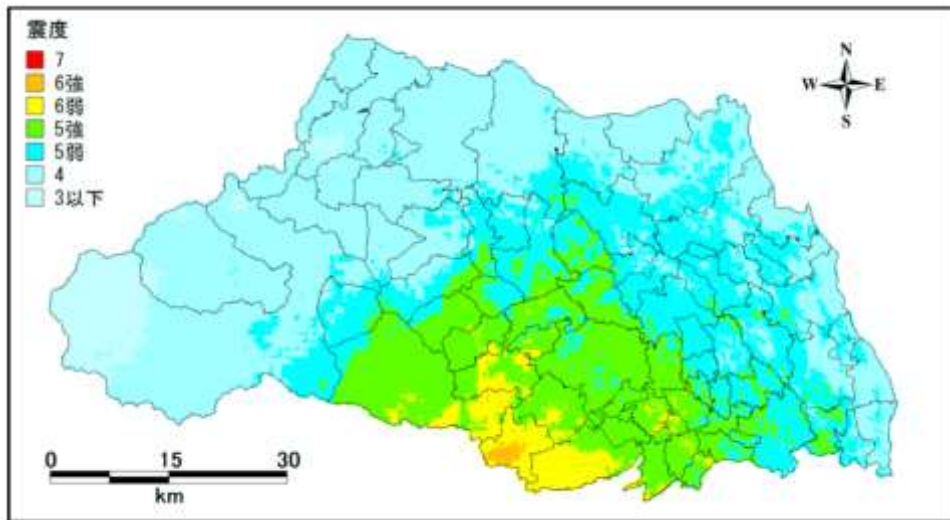


関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：南（マグニチュード 8.1）

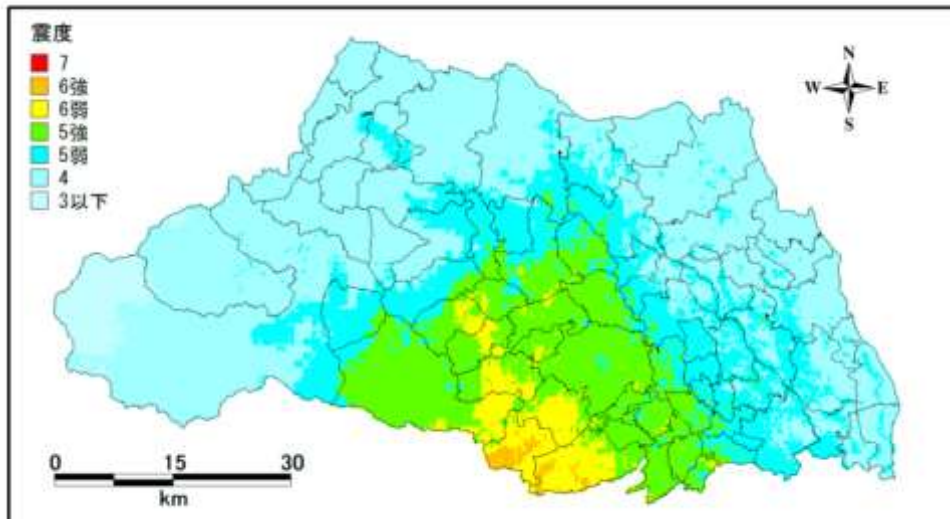




立川断層帯地震 破壊開始点：北（マグニチュード 7.4）



立川断層帯地震 破壊開始点：南（マグニチュード 7.4）





—— 第 2 編 ——

# 風水害対策編

---

---



## 第1章 災害予防計画

### 第1節 防災組織整備計画

全 部

応急対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、上尾市防災会議等の災害対策上重要な組織を整備し、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、自主防災組織の整備を促進し、防災組織の万全を期する。

#### 1 上尾市防災会議

市に、上尾市防災会議を置く。(災対法第16条)

防災会議の組織及び運営については、関係法令、上尾市防災会議条例、上尾市防災会議に関する規程の定めるところによるものとし、その事務については、次のとおりとする。

- (1) 市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

#### 2 上尾市災害対策本部

##### (1) 設 置

市域で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、災害予防及び災害応急対策を推進するため必要があると認めるとき、市長は市本部を設置することができる。(災対法第23条の2)

##### (2) 組 織

市本部の組織及び運営については、上尾市災害対策本部条例、市本部に関する規程に定めるところによるが、組織区分は平常時の組織に対応した部単位を基本とし、担当ごとの責任者及び次順位の責任者を指定する。

また、市本部の組織と運営については、職員に周知するとともに、常に検討、見直し、検証を図る。

なお、各組織は、災害発生直後の初動期及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各組織において平時から実践的な活動マニュアルの作成や人員・事務の調整を行い、周知徹底を図る。活動マニュアルは機構改革や人事異動、市防災計画の見直し等の状況の変

化、防災訓練等による検証に応じて検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

### 3 防災関係機関

#### (1) 防災関係機関の組織の整備

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災業務計画、防災計画等の円滑な実施を図るため、それぞれの組織を整備するとともに、他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

#### (2) 防災関係機関相互の連携

市域を管轄し、又は市域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務について、応急対策の総合性を発揮するため、相互に連絡協調して、円滑な組織の整備運営ができるようにする。

### 4 応援協力体制

#### (1) 他市町村との相互応援

市は、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要求に関し、県内外の市町村と次のとおり相互応援協定を締結している。(資料4-2)

市は、災害時の応援要請手続きの円滑化のためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。

また、今後とも協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制の推進に努める。

協 定 名	協 定 締 結 市 町 村
災害時相互応援に関する協定	長野県上田市
災害時の相互応援に関する覚書	鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市
災害時の避難場所相互利用に関する協定	蓮田市
災害時相互応援に関する協定	群馬県利根郡片品村
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(資料4-1)	県内全市町村
災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定	埼玉県北本県土整備事務所
災害時相互応援に関する協定	群馬県藤岡市
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾鷹の台高等学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾橋高等学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校
災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾高等学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾特別支援学校
災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾南高等学校
災害時の情報交換等に関する協定	国土交通省関東地方整備局

協 定 名	協 定 締 結 市 町 村
災害時相互応援に関する協定	福島県本宮市
練馬区と上尾市との災害時相互応援に関する協定	東京都練馬区
災害時相互応援に関する協定	北海道中川郡幕別町
埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県・県内全市町村
災害時の避難場所相互利用に関する協定	埼玉県比企郡川島町
災害発生時における医療救護所の開設に関する協定	埼玉県総合リハビリテーションセンター
災害時における埼玉県立中央高等技術専門校の利用に関する協定	埼玉県立中央高等技術専門校
災害時における埼玉県立武道館の利用に関する協定	埼玉県

(2) 防災関係機関の応援協力

市は、市域に係る災害について適切な応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、次のとおり防災関係機関と応援協定を締結している。

市は、災害時に防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、要請手続き等について協議を行い、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練、情報交換等を実施する。(資料4-2)

区 分	協 定 名	協 定 締 結 機 関
包括協定	上尾市と上尾市内郵便局との連携と協働に関する包括協定	上尾市内郵便局
	地域活性化包括連携協定	(株)イトーヨーカ堂 (株)セブン&アイ・クリエイトリック (株)セブン-イレブン・ジャパン
	上尾市民の健康づくり等に関する連携協定	大塚ウエルネスベンディング(株)
	上尾市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
	上尾市と東京海上日動火災保険株式会社との連携に係る包括協定	東京海上日動火災保険(株)
	上尾市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とのオリンピック機運醸成を基軸とする市民サービス向上の協働取組みに関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)
	上尾市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定	イオン(株)
	上尾市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)
	上尾市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険(株)
食料品・給水等	災害救助に必要な物資調達に関する協定	(株)イトーヨーカ堂 (株)小山商会北関東営業所 (株)丸広百貨店上尾店
	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)

第2編 第1章 第1節 防災組織整備計画

区分	協 定 名	協 定 締 結 機 関
	災害時における自動販売機運営に関する覚書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株) (医)愛友会上尾中央総合病院
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープみらい
	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食料品等供給の協力に関する協定	埼玉県中央青果(株)
	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマーケット
	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食料品等供給の協力に関する協定	上尾市青果低温貯蔵(株)
	緊急時における物資の供給に関する協定	(株)セキ薬品
	緊急時における物資の供給に関する協定	スギホールディングス(株)
日用品 ・必要 物資等	災害時における必要物資の調達に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会 大宮支部上尾伊奈地区会
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ニチネン
	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	コーエイ(株)
	大規模火災発生時の消火用水搬送に関する協定	埼玉中央生コン協同組合 串橋建材(株)
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン
	災害時における防災備蓄品等の提供に関する協定	(株)コンチェルト
	災害時における物資供給に関する協定	セツカートン(株)
	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア(株)
	災害時における車両貸し出し及び給電等に関する協定	トヨタカローラ埼玉(株) トヨタ部品埼玉共販(株)
	防災備蓄倉庫の設置等に関する協定	聖学院大学
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ
災害時における救援物資の提供等に関する協定	(株)ブリッジウェル	
物資 輸送	災害時における上尾市と上尾市内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便(株)
	災害時における輸送業務に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合埼玉県支部
	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会大宮支部
連絡・ 情報発 信等	広域停電事故による上尾市防災行政無線の使用に関する協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社
	災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコムさいたま



第2編 第1章 第1節 防災組織整備計画

区分	協 定 名	協 定 締 結 機 関
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)
	公共情報発信型電柱広告に関する協定	東電タウンブランニング(株)埼玉総支社
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)
	災害時における無人航空機による協力に関する協定	(一社)災害対策建設協会 JAPAN47
	災害時における車両貸渡に関する協定	埼玉県レンタカー協会
	行政告知放送の再送信に関する協定	(株)ジェイコム埼玉・東日本さいたま北局
ライフライン等	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合
	災害時における水道施設の復旧に関する協定	上尾市管工事業協同組合
	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	東京ガス(株)埼玉支社
	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社
応急対応関係	大雨時における応急対策業務に関する協定	(株)早田工務店
	災害被害対応に関する防災協定	市内24業者
	大雨時における内水対応協定	大石建設興業(株)
	上尾市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(一社)埼玉建築士会中央北支部
	災害時における応急対策に関する協定	上尾市建設業協会
	大雨時における内水対応協定	(株)早田工務店
	大雨時における内水対応協定	(株)島村工業上尾支店
	災害時における燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合上尾支部
	災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定	上尾市建設業協会 建設埼玉上尾伊奈地区本部 埼玉土建一般労働組合上尾伊奈支部
	災害時における消防活動の協力に関する協定	埼玉県解体業協会
上尾市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	
施設開放・要支援者受入等	災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定	(特養)あけぼの (特養)新生ホーム (特養)葺きの里 (特養)パストーン浅間台 (特養)しののめ (特養)ウエルハーネス上尾 (老健)ハーティハイム

第2編 第1章 第1節 防災組織整備計画

区分	協 定 名	協 定 締 結 機 関
		(老健)ふれあいの郷あげお (老健)エルサ上尾 (老健)あげお愛友の里 ※(特養)特別養護老人ホーム <介護老人福祉施設> (老健)介護老人保健施設
	災害時における施設等の提供協力に関する協定	シティタワー上尾駅前管理組合
	災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定	藤の郷あげお ※小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設
	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	学校法人秀明学園
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)埼玉県社会福祉事業団あげお
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)竹柿会上尾ほほえみの杜
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)真栄会特別養護老人ホーム 椋の木
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人FRONTIER 放課後 デイサービスきぼう
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人すみれ福祉会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾あゆみ会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あらぐさ福祉会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人 みのり
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あげお福祉会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)ほっと未来SOUZOU舎
	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書 (上尾市コミュニティセンター)	公益財団法人 上尾市地域振興公社
	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書 (児童館こどもの城)	公益財団法人 上尾市地域振興公社
	災害時におけるスポーツ総合センターの利用に関する協定	公益財団法人 埼玉県スポーツ協会
	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会
	洪水時等における施設の利用に関する協定	㈱イトーヨーカ堂
	災害時における宿泊施設利用等に関する協定	㈱むさしのグランドホテル ㈱オペレーションカンパニー
	災害時における浴場施設利用等に関する協定	㈱星野又右衛門商店 ㈱オペレーションカンパニー
医療 救護	災害時の医療救護活動についての協定	(一社)上尾市医師会
	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(一社)埼玉県北足立歯科医師会

区 分	協 定 名	協 定 締 結 機 関
	災害時の医療救護活動についての協定	(一社)上尾伊奈地域薬剤師会
	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定	(株)スズケン大宮支店
遺体 安置所	災害時における支援協力に関する協定	(株)彩上アザレア・ホール
	災害時における支援協力に関する協定	(株)メモリード
	災害時における支援協力に関する協定	プラザオオノ(有)
	災害時における支援協力に関する協定	アルファクラブ武蔵野(株)
動物 救護	災害時における動物救護活動に関する協定	上尾伊奈獣医師協会
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)アスコ
	災害時における物資の供給に関する協定	日本全薬工業(株)
	災害時における物資の供給に関する協定	森久保薬品(株)
その他	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道(株) 高崎支社 上尾駅
	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会
	災害時等におけるバス利用に関する協定	東武バスウエスト(株)
	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会
	災害時における上尾市指定金融機関の事務取扱に関する協定	(株)埼玉りそな銀行
	災害時における無人航空機及び電気自動車による協力に関する協定	(株)サイニチホールディングス 埼玉日産自動車(株)
	自然災害時の一般廃棄物等の収集運搬に関する支援協定	上尾清掃事業協同組合
	災害時等における福祉車両等の利用に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会

## 5 公共的団体等との協力体制の確立

市は、関係する公共的団体に対して、災害時の応急対策等に対し、積極的な協力が得られるよう協力体制を整える。

### (1) 公共的団体

公共的団体とは、次のものをいう。

自治会等（町内会、区会）、（一社）上尾市医師会、（一社）埼玉県北足立歯科医師会、（一社）上尾伊奈地域薬剤師会、上尾伊奈獣医師協会、（公社）埼玉県獣医師会、上尾市日赤奉仕団、（福）上尾市社会福祉協議会、さいたま農業協同組合、上尾商工会議所、生活協同組合、上尾市建設業協会等

### (2) 協力体制の確立

ア 市は、県と連携し、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(7) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。

- (イ) 災害時における広報等に協力すること。
- (ロ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (ハ) 避難誘導及び避難所内での救護に協力すること。
- (ニ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (ホ) 炊出し及び救援物資の調達配分に協力すること。
- (ヘ) 被害状況の調査に協力すること。

イ 市は、公共的団体と協議し、協力業務、協力の方法を明らかにし、災害時に積極的な協力が得られるようにする。

## 6 自主防災組織の整備

大規模災害が発生した場合、被害の防止又は軽減を図るためには、行政や防災関係機関のみならず市民による自主的な防災活動、すなわち市民自ら出火防止、初期消火及び被災者の救出救護、避難誘導など、地域での助け合いが必要とされる。また、これらの防災活動は、市民が団結し組織的に行動することで、より大きな効果が期待できる。

このため、地域に密着した自主防災組織を継続して維持し、活性化する。

### (1) 組織の結成

本市では、市内114の事務区すべてに自主防災組織（116団体）が結成されている。なお、自主防災組織の編成に当たっては、次の点に留意するとともに、各地域の実情に応じてもっとも有効と考えられる単位で組織編成を行う。

ア 既存のコミュニティである自治会等（町内会、区会）を活用して結成する。なお、それらの規模が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらにブロック分けするなど既存の地域コミュニティを生かした単位にする（特に、マンションの自治会等の参加が必要不可欠である）。

イ 昼夜間、休日・平日においても支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所等と協議の上、地域内の事業所等の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図る。

エ 女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

### (2) 自主防災組織の活動内容

#### ア 平常時

- (イ) 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- (ロ) 日ごろの備え、災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- (ハ) 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- (ニ) 消火用資機材、応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

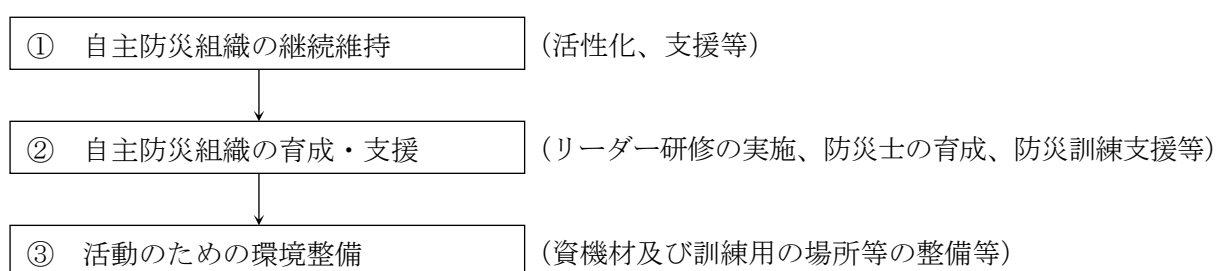
#### イ 発災時

- (イ) 初期消火の実施

- (イ) 情報の収集・伝達
  - (ウ) 救出・救護の実施及び協力
  - (エ) 集団避難の実施
  - (オ) 炊出し及び救助物資の分配に対する協力
  - (カ) 要配慮者の安全確保等
  - (キ) 避難所の運営の協力
- (3) 活動の充実・強化

ア 市は、以下に示す自主防災組織の指導・育成を図る。

イ 市は、県の支援のもと、自主防災組織を育成するとともに、自主防災組織の活動で中心的役割を担う者を育成する。



ウ 市は、自主防災組織の活性化やリーダーの育成に関し、組織への指導・助言を行うとともに、自主防災組織間の情報交換・交流を積極的に推進する。また、防災士間の連携を図るため、情報交換・交流を推進する。

(4) 地区防災計画の策定

地区防災計画の策定を通し、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進や地域防災力の向上を図る。具体的には地区居住者等に対し、提案手続きの周知をするとともに、地区防災計画の策定を支援する。

令和7年1月現在、市では下記地区が策定済。

地区名	策定年月
尾山台団地	令和2年2月
中妻	令和2年2月 (令和6年2月改定)

(5) 自主防災組織間の連携・強化

大規模災害が発生した場合には、周辺地域等、広範囲に被害が発生することが想定され、身近な地域での防災活動に加え、近隣の自主防災組織と連携し、普段から相互に協力しあえる体制を築く。

各地区に自主防災連合会が組織され、それぞれの地域の防災力が高まるなかで、この12地区の自主防災連合会の取りまとめを行う上尾市自主防災連合会連絡協議会が平成24年6月に設立された。

これにより、自主防災組織同士の交流や互いの活動内容や資機材の使い勝手などの情報交換

や合同の研修会など、この組織の存在が個々の自主防災組織を活性化させ、地域防災力向上が図れることを期待する。

また、各地区で地域の防災力が高まるなかで、防災士の資格を取得する人が増加してきたことを受けて、市内に在住している防災士間の連携を図り、情報交換・交流を推進するための組織として、上尾市防災士協議会が平成29年7月に設立された。

これにより、広く一般市民を対象として、幅広い防災啓発活動を実施するとともに、市や地域及び各種団体と連携を図り、平時における地域防災力の向上と、災害時における支援活動を通じて、安全で安心な地域社会の実現が図れることを期待する。市に登録した防災士は、各々の連合会の防災意識の啓発、防災訓練の指導、防災に関する技術の普及等に努め、活動する。

組	織	名
上尾東地区自主防災連合会	上平地区自主防災組織連合会	
上尾西地区自主防災連合会	大谷地区自主防災組織連合会	
上尾南地区自主防災連合会	原市団地自主防災連合会	
平方地区自主防災連合会	尾山台団地自主防災会連合会	
原市地区自主防災連合会	西上尾第一団地自主防災連合会	
大石地区自主防災連合会	西上尾第二団地自主防災連合会	

## 7 事業所等の防災組織及び体制の整備・充実

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。特に、地域住民が通勤で不在のケースも多いため、市域に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

さらに、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (1) 施設内の防災組織の育成

商業施設、病院等不特定多数の人が出入する施設に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

### (2) 危険物等関連施設、高圧ガス施設等の防災組織の育成等

市は、危険物等関連施設における予防規程、防災組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。また高圧ガスの有する爆発性、可燃性、毒性、支燃性等

の特殊性から、消防機関の活動にも限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体が防災組織を設立し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(3) 事業所の防災組織の整備

市は、各事業所が設置する自衛消防隊等と連携を図り、被害の拡大を防止する。各事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所が災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化など、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

(4) 関係機関への協力体制の確立

市は、関係機関と連携して、災害対策組織の防災活動の円滑な実施を図るため、自主的防災会の整備を促進し、民間協力機構の充実を図る。特に、以下に掲げる機関の協力体制の確立に努める。

- ア 民生委員・児童委員、日赤奉仕団及び自治会等
- イ 農商工関係団体
- ウ P T A、その他の市民団体
- エ その他の公共的団体

市、商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定支援に努めるものとする。

**8 ボランティアの活動支援の整備**

大規模災害が発生した場合には、市や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、市は、N P Oやボランティア団体の支援に取り組むとともに、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、彩の国会議等との連携を積極的に推進する。

(1) ボランティアセンターの設置

市は、平常時から上尾市社会福祉協議会などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努める。上尾市社会福祉協議会は、発災後にあつては、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する。なお、運用は、総合福祉センター及びエコス上尾の施設を用いて行う。

(2) ボランティアセンター内の業務

ボランティアセンターでは、彩の国会議、ボランティアコーディネーター等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの活動種別、人数の振り分けなどボランティアのコーディネート業務を行う。また、被災が甚大でボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣を要請する。

(3) ボランティア活動の環境整備

市は、彩の国会議、社会福祉協議会、NPO等の関係機関との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろから彩の国会議、社会福祉協議会、NPO等の関係機関とのネットワーク化を促進する。また、市民の自主的・主体的なボランティア活動の支援を推進する。

(4) 県の災害ボランティア登録制度の周知等

県は、専門性が必要とされるボランティア及び地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業について、平時から登録を行い、災害発生に備えるものとする。

ア 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。活動内容は以下に示すものとする。

- ・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- ・ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ・ 土砂災害時の被災者の援助活動

イ 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

ウ 災害時動物救護活動ボランティア

県は、被災した犬・猫等の救護活動を行う災害時動物救護活動ボランティアを登録し、災害時における被災動物の適正な飼養管理について支援する。活動内容は以下に示すものとする。

- ・ 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃
- ・ 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護
- ・ 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス・支援物資の運搬



## 第2節 防災教育計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 学校教育部（学校保健課）

---

災害時に防災活動が円滑に実施できるよう、職員に対し防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に自主防災意識のかん養、防災知識の向上、避難その他の防災対策の習得等を図るため、次のとおり防災教育を行う。

### 1 市職員に対する防災教育

応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、次に示すような防災教育を行う。

#### (1) 職員防災マニュアル等の配布

発災時の参集、初動体制、自己の配備先と任務、災害の知識等を簡潔に示した「職員防災マニュアル」等を作成、配布し、周知を図る。

作成に当たっては、次の事項に留意する。

- ア 初動参集・動員基準
- イ 参集途上の情報収集
- ウ 救助、応急手当
- エ 初期消火
- オ 避難誘導
- カ 避難所の開設・運営
- キ 災害情報の取りまとめ
- ク 広報活動
- ケ その他必要な事項

#### (2) 防災訓練の実施

災害の種別と特性に応じ、防災関係機関と連携して消火訓練、避難訓練等の防災訓練を実施する。

#### (3) 職員への研修

市は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

#### (4) 防災機器操作の習熟

災害用救助資機材、浄水器等、防災活動に必要な機器の基本的操作の習熟や救命のための研修を実施する。

(5) 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

2 一般市民に対する防災教育

市民に広く防災知識を普及して、防災に対する関心を深めるとともに、「自らの命は自らが守る」という防災意識の向上を図り、各地区の地域防災体制の確立を図る。

(1) 普及啓発の内容

- ア 災害の種別、特性、一般的知識
- イ 土砂災害警戒情報等の防災情報の内容と活用方法
- ウ 災対法及び関連法の主旨
- エ 防災計画の概要
- オ 被害報告及び避難方法
- カ 過去の災害の状況
- キ 災害復旧時の生活確保に関する知識
- ク 災害ハザードマップの活用
- ケ 3日（推奨1週間）分の水、食料等の備蓄（ローリングストック法※の活用）  
※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- コ 自動車へのこまめな満タン給油
- サ ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- シ 地震・水害保険及び共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ス マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）の作成
- セ 避難行動の妨げとなる正常性バイアス（自分が経験したことの無い危険や脅威を過小評価する傾向）や避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識等の正しい理解

(2) 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、インターネットその他各種
- イ 広報紙、パンフレット（チラシ、ポスター、防災のしおり）
- ウ 映画、スライドの制作利用
- エ 立看板、懸垂幕、横断幕等の掲示

オ 防災学習センター及び市防災体験コーナーの利用

カ 講習会、講演会、座談会等の開催

### 3 学校教育における防災教育

学校の安全教育の一環として、ホームルームや学校行事を中心に、特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、教育活動全体で地域社会の実情及び児童生徒の発達段階や経験に即して以下の指導を行う。

なお、学校における消防団員・水防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

#### (1) 災害発生の原因

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について、ビデオ教材等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

#### (2) 避難その他の防災措置の方法の習得

防災意識の全校的な向上を図るため、避難訓練を行う。その際には、事前に避難行動の妨げとなる正常性バイアス等を正しく理解するための知識を教える防災教育を行い、避難訓練時に適切な避難行動を取ることができるようにする。また、防災専門家や災害体験者の講演、自然災害伝承碑による災害伝承、防災体験コーナーによる地震擬似体験、応急手当講習等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

#### (3) 自主防災意識

#### (4) その他必要な事項

### 4 事業所等における防災教育

事業所、病院、社会福祉施設等、防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業者に防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市は、消防本部と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

## 第3節 防災訓練計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

職員の防災実務の習熟と実践力の取得、向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災意識の普及向上を図るため、防災訓練を実施する。

### 1 趣 旨

実践的な訓練を積み重ねることは、災害時の対応力を高め、市民・企業・防災関係機関相互の協力体制を確立する上で大きな効果がある。

また、災害時市民の防災行動力の向上と防災知識の普及についてもその効果が期待できる。発災した場合に応急対策が円滑に実施できるよう、平常時から訓練を積み重ね、防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力の醸成に努める。なお、夜間、休日等の訓練も適宜実施する。

### 2 防災訓練における避難行動要支援者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、乳幼児、障害者などの災害対応力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人に十分配慮し、地域で避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮しなければならない。

また、自主防災組織のリーダー研修や、女性の参画促進で組織の育成、強化を図る。

### 3 市の行う防災訓練

市は、県及び防災関係機関と連携し、自主防災組織や自治会等の参加を得て訓練を実施する。

また、訓練後に訓練内容の評価を行い、課題等の把握に努め、次期の訓練計画へ反映するとともに、必要に応じ、応急体制の改善、市防災計画の見直し等を行う。

#### (1) 総合防災訓練

##### ア 実施の時期及び回数

防災の日（9月1日）又は防災とボランティアの日（1月17日）を中心とした適当な日又は訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

##### イ 実施場所

指定避難所や市本部設置場所、公園、学校の校庭等の総合防災訓練に適した場所とする。

##### ウ 実施方法

市の主催又は県、他市との共催で、防災関係機関、関係団体及び住民の協力を得て実施する。

エ 訓練内容

訓練は、市、県、防災関係機関、住民、事業所等が合意し、次の実践的な各種訓練を選択実施し、防災対策の強化及び防災意識の高揚を図る。

(ア) 市及び県を主とするもの

災害対策本部等の設置運営訓練、災害情報の収集伝達・広報訓練、交通対策訓練、災害現地調査訓練、避難誘導訓練、避難所・医療救護所運営訓練、帰宅困難者対応訓練、応援派遣訓練、道路応急復旧訓練、水防訓練、自主防災組織等の活動支援訓練等

(イ) 防災関係機関を主とするもの

消火訓練、救出救助訓練、救急救護訓練、災害医療訓練、学校・福祉施設・大型店舗・駅等における混乱防止訓練、ライフライン等生活関連施設応急復旧訓練、救援物資輸送訓練、特殊災害対応訓練等

(ウ) 自主防災組織・市民を主とするもの

初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、炊出し訓練、巡回点検訓練、避難行動要支援者等の安全確保訓練、避難訓練、避難誘導訓練等

(2) 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、市民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い研修、訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

訓練が必要であると認める時期に実施し、年1回以上とする。

イ 実施場所

消防機関をはじめ訓練に適した場所とする。

ウ 実施方法

市の消防組織、消防団、自主防災組織、市民等の協力を得て実施する。

エ 訓練種目

(ア) リーダー養成

(イ) 資機材の取扱い

(ウ) 可搬式動力ポンプによる放水

(エ) 救助活動

(オ) 救急活動

(カ) 避難誘導

(キ) 情報収集、伝達

(ク) その他必要と認めるもの

(3) 避難救助訓練

災害時に避難及び救助活動を円滑かつ迅速に行うため、次により避難救助訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

月間計画、特別計画により随時実施する。

イ 実施場所

学校、病院、工場、会社、事業所等収容人数の多い場所とする。

ウ 実施内容

市、消防機関等の指導のもと、単独あるいは総合防災訓練、水防訓練、消防訓練等とあわせて実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設等では児童生徒、収容者等の人命を保護するため、避難訓練に重点を置く。

(4) 災害通信訓練

災害時に関係機関の通信連絡の円滑と迅速、確実を期するため、次により災害通信連絡訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

台風等の災害多発期前で訓練効果のある日を選び随時実施する。

イ 実施方法

市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

ウ 実施事項

(7) 災害に関する予報、警報の通知及び伝達

(1) 被害状況報告

(7) 災害応急措置についての報告及び連絡

エ 訓練種目

(7) 通信連絡訓練

(1) 非常無線通信訓練

(5) 非常招集訓練又は避難所開設・運営訓練

災害時に災害応急対策に円滑かつ迅速に対処するため、次により非常招集訓練又は避難所開設・運営訓練を実施する。

ア 実施の時期及び回数

訓練が必要であると認める時期に、随時実施する。

イ 実施方法

市防災計画に定めるほか各関係機関の防災計画に定める方法により実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

4 地域防災訓練

市民、自主防災組織及び事業所は、防災ネットワークづくりを通し、それぞれ自助・共助の取り組みを進めながら平常時から地域防災訓練を実施し、災害時にとるべき行動を習熟するとともに、避難行動要支援者の救出、救援に重点を置き、防災機関との連携を図り、地域の防災力の向上に努める。

(1) 市民の訓練

市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民一人ひとりが平常時及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備をすることができるよう、市民の防災意識の高揚と知識の向上に努める。

そのため市は、市民の責務として、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭内での防災対策の実施等の防災行動を支援するために、市民向け活動マニュアル等の整備を図る。

(2) 防災ブロックの訓練

自主防災組織を中心として防災ブロックごとに、地域の防災力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防機関の指導のもと、地域の事業所とも協働して、年1回以上の組織的な防災ブロックの訓練を実施する。

また、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

ア 防災ネットワークの訓練

地域での防災力の向上を図るために、自主防災組織が中心となり、地域内の生涯学習団体、各種スポーツ団体等との連携により集合行動、初期消火、救出、避難行動等、地域の特性、実情にあわせた地域に密着した訓練を実施する。

この訓練を通して、地域に居住する市民一人ひとりの防災技能、防災力の向上を図り、また、自主防災組織への若者の参加機会の増進と活性化を図る。

イ 活性化プログラムの導入、検討

訓練は、繰り返し行うことで練度の向上、防災技能の維持につながり、発災時に役立つことが多く報告されている。

一方、目新しさに欠け、参加率が低下していることが課題としてあげられている。

そのため、訓練内容の充実を図り、かつ住民参加を促し活性化を図り、活性化プログラムの導入を検討する。

(3) 事業所の訓練

大規模や高層の建築物等における防災管理者は、防災管理に係る消防計画に基づき、訓練を実施する。

また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する地域防災訓練への積極的な参加を促す。

## 5 訓練の検証

(1) 訓練は、実災害を想定して計画を立て、応急対策の流れに合わせ実施し、評価及び検証を行う。

(2) 評価及び検証の方法

ア 訓練後の意見交換会

イ アンケートによる回答

ウ 訓練の打合わせでの検討

(3) 検証の効果

ア 評価や課題を整理し、地域防災計画の見直し資料とする。

イ 次期の訓練計画に反映する。



## 第4節 防災活動拠点等整備計画

行政経営部（施設課） 総務部（危機管理防災課） 都市整備部（道路河川課）  
 上下水道部（下水道施設課） 教育総務部（教育総務課）

発災時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する本庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

なお、県は、県庁舎を始めとする防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつける緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。加えて、ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（市本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。輸送拠点については、民間事業者の輸送拠点ノウハウを活用するため、配送事業者との協定の締結を含め、輸送拠点の活用を推進する。

### 1 防災活動拠点の整備

#### (1) 防災活動拠点の指定と役割分担

市は、大規模災害時に応急活動の拠点となる次の施設を市の防災活動拠点として位置づけ、必要な整備を推進する。

種 別	拠点となる施設	防 災 拠 点 の 役 割
防災中核拠点	市役所	(予防期) ・災害予防対策を総合的に指示 (応急復旧期) ・市全域を総合的に統括する中核機能を担う
防災副拠点	上尾市文化センター 市民体育館 上平公園	(予防期) ・防災中核拠点をバックアップするための資機材等の機能の充実 (応急復旧期) ・防災中核拠点のバックアップ機能

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災中枢拠点が使用不能な場合は、市全域を総合的に総括する中枢機能を担う</li> </ul>
防災地区拠点	市役所 (上尾地区) 各支所 (上尾地区以外)	(予防期) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の防災活動の拠点として体制づくりの整備</li> <li>(応急復旧期)</li> <li>・情報の収集等応急対策活動、地区の総合的な中枢機能を担う</li> </ul>
拠点避難所	本節1(1)ウ(ウ) に規定する学校	(予防期) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の防災活動の拠点として資機材の確保</li> <li>・防災ブロックの拠点として食料等の備蓄</li> <li>(応急復旧期)</li> <li>・応急救護所の設置</li> <li>・炊出し、宿泊機能等の被災者の受入れ</li> </ul>
避難所	本節1(1)ウ(ウ) に規定する学校 ・施設	(予防期) <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料等の備蓄</li> <li>(応急復旧期)</li> <li>・炊出し、宿泊機能等の被災者の受入れ</li> </ul>

ア 防災中枢拠点の整備

防災中枢拠点は、本市の応急復旧活動を統括する中枢機能を有する拠点であり、災害情報の収集分析機能、災害情報、応急対策・応急復旧対策の伝達機能、市域全域を対象とした飲料水、食料、生活必需品等の備品・救援物資等の調達集配機能などを、一括管理するための資機材等の整備・機能強化に努める。

(7) 中枢機能を支える機器等

- a 防災通信機器及び情報処理機器（本部活動を円滑に行うため、必要に応じ、映像伝送や災害情報収集に係るシステム導入も検討すること。）
- b 車両
- c 非常用電源（必要に応じて、電源車の要請）

(4) 物資の調達・集配機能

- a 食料等の情報管理
- b 水道水等の給水情報管理
- c 防災用資機材や救援物資の情報管理

イ 防災副拠点の整備

防災副拠点は、防災中枢拠点の集中的な応急活動の一部をバックアップする機能を有し、災害時に防災中枢拠点が使用不能となった場合、防災中枢拠点のもつ総合的な中枢機能を代替する拠点である。そのため、防災中枢拠点とほぼ同様な体制を確保するための通信機器等の資機材の整備を図る。

- (7) 市本部バックアップ機能を支える機器等
  - a 防災通信機器及び情報処理機器
  - b その他の備品
  - c 非常用電源（必要に応じて、電源車の要請）
- (4) 物資の調達・集配機能
  - a 食料等の情報管理
  - b 水道水等の給水情報管理
  - c 緊急輸送車両の駐車スペースの管理
  - d 防災用資機材や救援物資の仮置き場等の管理

ウ 防災地区拠点の整備

拠点避難所と防災中枢拠点との中継基地として、情報の収集、伝達機能の強化、人員の手配、食料等の供給連絡体制の整備に努める。

- (7) 情報の収集、伝達機能を支える機器等
  - a 防災通信機器及び情報処理機器
  - b 広報活動に必要な車両
- (4) 物資の備蓄、集配機能
  - a 拠点避難所へのバックアップ資機材の備蓄
  - b 物資の集配に必要な車両の管理
  - c 食料、ペットボトル等の飲料水等の備蓄
- (7) 防災地区拠点一覧

地 区	防災地区拠点	拠点避難所	避 難 所
上尾地区	市役所	上尾中学校 東中学校 富士見小学校	東小学校 中央小学校 上尾小学校 東町小学校（※1） 上尾特別支援学校（※1） 上尾運動公園 上尾市コミュニティセンター（※2） 県立武道館・スポーツ総合センター（※2）
平方地区	平方支所	上尾橘高校（※1） 太平中学校（※1）	平方北小学校（※1） 平方東小学校（※1） 平方小学校（※1）
原市地区	原市支所	瓦葺中学校（※1） 原市中学校	瓦葺小学校 尾山台小学校（※1） 原市南小学校

			原市小学校 上尾鷹の台高校 (※1)
大石地区	大石支所	大石中学校 大石南中学校 (※1)	大石北小学校 大石小学校 大石南小学校 上尾高校 大石公民館 (※2)
上平地区	上平支所	上平中学校 上尾かしの木特別支援 学校 (※1)	上平北小学校 上平小学校 芝川小学校
大谷地区	大谷支所	大谷中学校 南中学校 (※1) 上尾南高校 (※1)	今泉小学校 西小学校 大谷小学校 鴨川小学校 (※1) 西中学校 (※1) 聖学院大学 (※1) 市民体育館 大谷公民館 (※2) 児童館こどもの城 (※2) 中央高等技術専門学校 (※2)

※1 水害時、避難所としては開設しません。

※2 令和3年度より新設(令和3年7月頃より運用開始)

水害時の避難所は、雨量の状況を考慮して避難所を開設します。

※ 災害時は、市民の避難先は限定していない。道路の寸断、建物火災・倒壊などの避難経路の遮断や浸水により、避難する場所が異なる。災害の種類（洪水時など）によっては、想定していた避難所が使えない場合があるので、地区内外を問わず、第2・第3の避難所と避難経路も確認する。

#### エ 拠点避難所の整備

各防災ブロックの拠点として、地区防災拠点、他の拠点避難所間の情報連絡が行えるよう、資機材の整備を図るとともに、食料、飲料水、防災資機材等の備蓄や応急救護所の設置に必要な資材の整備に努める。

##### (7) 物資の備蓄、集配機能

a 食料、ペットボトル等の飲料水等の備蓄・供給

b 防災資機材の備蓄・供給

##### (4) 救護機能

応急救護所としての設備等の整備

(ウ) 宿泊機能  
被災者の生活の本拠地となる施設設備、機能確保

(エ) 炊出し機能  
a 炊出しに必要な資材の備蓄  
b 家庭科室の調理設備の活用、整備

(オ) 情報収集、伝達機能  
a 通信機器の拡充  
b 被害情報の広聴活動体制の整備  
c 災害情報の広報資機材の備蓄  
d Wi-Fi設備の整備

オ 避難所の整備

小学校を中心とするコミュニティレベルの活動拠点として、初期消火活動のための資機材の設置、緊急炊出しのための食料、資機材の備蓄等の整備に努める。

(ア) 防災活動機能  
a 初期消火のための資機材の設置  
b 救出・救護活動のための資機材の設置

(イ) 緊急炊出し機能  
a 食料、飲料水等の備蓄・供給  
b 炊出し資機材の備蓄

(ウ) 情報収集・伝達機能  
a 拠点避難所との連絡機器の拡充  
b Wi-Fi設備の整備

(2) 耐震化の推進

災害時に市本部が設置され、災害時の防災中枢拠点となる市本庁舎、防災副拠点となる上尾市文化センター・市民体育館・上平公園、防災地区拠点、拠点避難所・避難所その他公共施設（第3編第1章第1節1公共建築物等をいう。）については、耐力度調査や耐震診断を実施し、その調査結果をもとに補強工事等を行い、非構造部材を含め、耐震化を図る。

(3) 設備等の整備推進

拠点避難所、避難所等を中心に、計画的に防災備蓄倉庫、非常用自家発電機、災害用マンホールトイレ、冷暖房等の空調設備等の整備を図る。

(4) 連絡手段の構築

災害時に防災活動拠点間の迅速な連絡が図られるよう、防災行政無線等の連絡手段の確保を図るほか、災害時優先電話の登録、IP無線機等の配備を推進する。

(5) 要援護者に配慮した整備

避難路、避難地・避難所となる公園や公共施設の段差解消を図るとともに、公共施設内への障害者用トイレや手すり等の設置を推進する。

(6) 備蓄の推進

ア 市本庁舎等への備蓄

市本庁舎等に災害応急対策要員用の食料、生活必需品等の備蓄を推進する。

イ 学校等への備蓄

避難所に指定されている学校等に、避難所開設時に必要な食料、生活必需品、非常用自家発電機、簡易トイレ等の備蓄を推進する。

(7) 耐水化の推進

重要なライフラインである下水道施設は、河川氾濫の災害時においても一定の機能を確保し、施設の被害による社会的影響を最小限に抑制するため、効率的・効果的な耐水化を図る。

## 2 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 県による緊急輸送道路の指定

県は、陸上、河川及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図、地震被害想定結果や地域の現況等に基づき、次の基準に従って緊急輸送道路を選定し、緊急輸送ネットワークを整備している。

ア 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

イ アの道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

(7) 県本庁舎

(4) 県地域機関庁舎

(7) 市町村庁舎

(5) 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊の庁舎、事務所等

(4) 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）

(4) 災害拠点病院

(5) 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点

(7) 指定緊急避難場所（大規模な火事）

(7) 臨時ヘリポート

(7) 着岸施設（河川）

(7) コンテナ取扱駅

ウ 市域の県指定緊急輸送道路

市域の県指定緊急輸送道路は、本編第2章第23節「緊急輸送計画」のとおりである。

(2) 市による緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的な緊急輸送が実施できるよう、埼玉県緊急輸送ネットワーク計画及び埼玉県地域防災計画と整合の上、市域の県指定緊急輸送道路と市の防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路、また市の防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を市の緊急輸送道路として指定し、沿道建築物の耐震化の促進や拡幅等の必要な整備を推進する。

(3) 緊急輸送道路等の整備

ア 道路の整備

市は、県指定緊急輸送道路については、道路管理者に拡幅等の整備を促進するよう要望するとともに、市道についても拡幅や整備を促進する。

イ 道路障害物除去体制の構築

災害時に緊急輸送が迅速に実施できるよう、平常時から道路障害物を除去し交通を確保することについて各道路管理者や上尾市建設業協会等と協力体制の構築に努める。

## 第5節 災害情報体制の整備計画

総務部（IT推進課・危機管理防災課）

大規模災害が発生した場合、通信施設の損壊、通信ケーブルの切断又は焼失、常用電源の停止等による通信不能が発生することが予想される。また、通信設備の運用について職員の不慣れから発生する通信不能も予測される。

こうした場合、市も情報不足となり、部内相互間の情報伝達だけでなく、避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、市本部の機能低下が想定される。

そのため、災害時にも機能する通信体制を確保するため、通信網の整備、耐震性、多ルート化等のハード面の整備はもとより、これらの設備を平常時から運用して通信業務になれさせるとともに、情報を収集・分析・加工・共有・伝達する体制の整備等のソフト面の充実を図り、災害に強い情報通信ネットワークの構築を図る。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、データ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

なお、県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備するとともに、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入による、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築や、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

### 1 通信設備の現況

現在、運用している通信設備は、次のとおりである。

#### (1) 有線電話設備（市役所本庁舎）

ア 東日本電信電話(株)一般加入電話：63回線（災害時優先電話：21回線（うち本庁舎：3回線））

イ FAX：53回線（うち本庁舎：6回線）

ウ 災害時公設公衆電話：148回線（48箇所の指定避難所及び市役所本庁舎に設置）

#### (2) 無線設備

ア 携帯無線設備（MCA無線機）：13台（全て本庁舎）

イ 衛星通信機器：3台（うち本庁舎：3台）

ウ IP無線機：102台（うち本庁舎：39台）

エ 同報系無線（親局：1局、遠隔制御装置：2局、屋外拡声子局：122局、戸別受信機：84局）



オ 県消防防災行政無線（地上系・衛星系）

カ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

(3) 衛星通信機器の整備

3回線（うち本庁舎：3台）

非常時職員体制に衛星通信機器を順次整備する。また、地区本部と各避難所や自主防災会との情報伝達・収集のための通信網の整備を推進する。

## 2 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次のような安全対策を講ずる。

(1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、自家発電設備、バッテリー、可搬型電源装置等を確保する。また、定期的にメンテナンスを行う。

(2) 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、振動を緩和する免震床に設置するよう努める。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) システムのバックアップ化

無線ネットワークシステムを多ルート化し、またバックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、市本庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップ体制を整備する。

## 3 情報収集伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

市は、被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

ア 地区本部からの通報及び防災カメラによる状況把握システム

イ 自主防災組織、自衛消防隊等からの通報システム

ウ デジタル地域防災無線システム

エ 駆け付け通報等

オ 各種ホットライン

(2) 情報伝達体制の整備

市は、避難所、市出先機関、市防災活動拠点、地域住民、事業所等に対し、被害状況等の災害情報、緊急地震速報等を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、市広報車、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア、緊急速報エリアメール、Lアラート（災害情報共有）、あげお防災ホットライン（電話による一斉情報伝達）、FM文字多重放送、道路情報表示板等を有効に活用する。

(3) 災害通信施設の整備

災害時に的確な災害情報の収集及び伝達ができるよう、防災行政無線施設（固定系、移動系）等の整備・拡充等を図る。

ア 市防災行政無線の整備促進

市防災行政無線（同報系）の整備を促進する。

イ 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

発災時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

ウ 消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できる全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

エ 災害時優先電話の周知及び活用

市本庁舎をはじめ防災活動拠点には、災害時優先電話の登録を進めている。

当該電話機が災害時優先電話であることを明確にするため、「災害時優先電話」を表示する。また、当該電話機は、災害時には発信専用電話として活用すること等について、職員に周知を図る。

オ 市ホームページ、メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディアの活用

災害時に災害情報の提供や市民への協力依頼等の広報手段として、市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有）、あげお防災ホットライン（電話による一斉情報伝達）を積極的に活用する。

カ Wi-Fiの整備促進

災害時に市の防災中枢拠点である市役所本庁舎1Fロビー、防災副拠点である上尾市文化センター、市民体育館事務室、玄関ホール及び防災地区拠点に指定されている各支所の会議室等において、Wi-Fiによるインターネットアクセスが可能となるよう、Wi-Fi環境の整備を促進する。

---

## 第6節 避難予防対策

総務部（危機管理防災課） 都市整備部（市街地整備課・みどり公園課・道路河川課）  
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（学校保健課）

---

家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

### 1 避難計画の策定

災害時に迅速かつ確かな避難、また避難所への誘導が行えるよう指定避難所を指定し、次の事項に留意して避難計画を策定する。避難計画の策定に当たっては、市民及び防災関係機関と十分協議する。また、自主防災組織による防災訓練、研修会等を通じて地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に計画の周知徹底を図る。

避難計画作成に当たっては、以下の事項に留意する。

- (1) 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難所への経路及び誘導方法
- (4) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - ア 給水対策
  - イ 給食対策
  - ウ 毛布、寝具等の支給
  - エ 衣料、日用必需品の支給
  - オ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難所の管理・運営に関する事項
  - ア 管理・運営体制の確立
  - イ ボランティアの受入れ
  - ウ 避難収容中の秩序保持
  - エ 避難民に対する災害情報の伝達
  - オ 避難民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - カ 避難民に対する各種相談業務
- (6) 指定緊急避難場所等の整備に関する事項
  - ア 収容施設
  - イ 給水施設
  - ウ 情報伝達施設

(7) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

ア 平常時の広報

- (7) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (4) 市民に対する巡回指導
- (7) 防災訓練等

イ 災害時の広報

- (7) 防災行政無線・広報車による周知
- (4) 避難誘導員による現地広報
- (7) 自主防災組織を通じた広報

(8) 水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害の発生

## 2 避難場所等の整備

避難場所は、被災者又は延焼火災等により危険の迫った地域の住民が、安全な避難行動を行うために必要な空間である。

市は、学校、公民館、都市公園等の公共施設を活用し、避難場所等を体系化し、身近で安全な空き地の確保に努める。

(1) 避難場所等の体系化

市民が安全に避難できるよう避難場所を位置づけ、公共的な空間の体系化を図る。

ア 身近な空き地

一時的に退避する場所で家の近くにある寺社、畑地、駐車場その他空き地を活用し、近隣住民で安否確認等を行う。

イ 指定緊急避難場所（資料7-1）

災害が発生した際に、切迫した危険回避又は、住民が一時集合・待機し、安全を確認するための場所で、公園や学校等を活用する。市で想定される災害の種類（地震・洪水・大規模な火事）ごとに指定する。

ウ 一時滞在施設

災害により、鉄道やバスの運休で帰宅が困難となった者や短期の退避が必要となった者に、地域の自治会館、団地集会所、民間の施設や公共施設等を確保し、一時的な滞在施設として活用する。また、帰宅困難者による利用がない場合は、補助避難所としても活用する。

エ 指定避難所（資料7-1）

被災者の受入れ、食料の供給、炊出しができる避難施設として小学校等を活用する。なお、本計画で「避難所」と示すものは「指定避難所」とする。

オ 拠点避難所

各避難所を統括し、被災者の受入れ、食料の供給、炊出しができ、応急救護所を設置する施設として中学校等を活用する。

カ 福祉避難所

要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されており、また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮がなされている避難所として、福祉避難所を整備する。

福祉避難所には災対法第49条の7、同施行令第20条の6、同施行規則1条の9で定める指定福祉避難所と、災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定（資料4-2）を締結している施設があり、このうち、指定福祉避難所は以下の基準に適合するものとして整備し、その名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨、その他市長が必要と認める事項を公示するものとする。

- (ア) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。【災対法施行規則1条の9第1号】
- (イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。【災対法施行規則1条の9第2号】
- (ウ) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。【災対法施行規則1条の9第3号】

(2) 避難場所等の整備

ア 身近な空き地等の確保

発災時に一時的に退避するための場所で、小規模な公園、寺社、団地の広場や、緑地等を活用し、近隣住民と自主防災組織が防災活動を通じて把握する。

イ 指定緊急避難場所の選定と確保

災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、地震や洪水など災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

市では、地震・洪水・大規模な火事の三つの災害を想定し、それぞれ以下の基準を目安とし、地域の実情に応じて指定・整備する。

- (ア) 地震
  - a 地震に対し安全な構造であること（建築基準法に基づく耐震基準を満たす建築物）
  - b 当該場所やその周辺に危険を及ぼす建築物等がないこと
  - c 避難者が安全に避難できる広さを持つ公園、広場等
- (イ) 洪水
  - a 洪水浸水想定区域に含まれない公園、広場、学校等
  - b 避難者が安全に避難できる広さを持つ施設、公園等
- (ウ) 大規模な火事

災害時に大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、要避難地区すべて

の住民を収容できる面積の確保に努める。

ウ 一時滞在施設の確保

一時滞在施設として、各地区の自治会館や団地集会所、公共施設等を確保する。

なお、各地区の自治会館等を一時滞在施設として活用する場合、又は活用した場合は、施設管理者は市と情報の共有等連携を図る。

エ 避難所の整備

避難所は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設で、主に小・中学校を活用し、指定する。

避難所については、避難所としての機能の充実を図るために、給水施設、照明施設、資機材等の整備を進める。また、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。

都市環境の変化に伴い、おおむね次の基準により実態に即した指定・整備を進め、避難所の確保を図る。

避難所の指定基準は次のとおりである。

- (ア) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (イ) 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を配布することが可能なものであること。
- (ウ) 想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること。
- (エ) 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(3) 指定緊急避難場所及び避難所標識の整備

安全な避難を実施するため、指定緊急避難場所及び避難所標識の整備を図る必要がある。これまで案内標識及び誘導標識の整備を実施しており、今後もより一層の整備に努める。

ア 案内標識の整備

設置した案内標識の維持管理を実施するとともに、多様な言語の標示やピクトグラムの活用等により、外国人へ配慮した整備に努める。

イ 誘導標識の整備

設置した誘導標識の維持管理を実施するとともに、多様な言語の標示やピクトグラムの活用等により、外国人へ配慮した整備に努める。また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努めるとともに、適切な避難誘導が実施できるよう配置の見直しを検討する。

ウ 一覧標識の整備

駅前等を中心に、一覧標識により、市民や来訪者等へ市内の指定緊急避難場所及び避難所を周知するため、本市の施設案内や観光案内等との併記を考慮する。

### 3 避難路の整備

安全な避難活動を誘導するため、避難路の指定、誘導體制の確立等の整備に努める。

#### (1) 避難路の指定

避難路は被災地から指定緊急避難場所（大規模な火事）を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

ア 避難路は、幅員15m以上の道路又は避難路として活用可能な緑道とする。

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい施設がないよう配慮する。

エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得る。

オ 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

市において上記の基準に適合する道路は限定され、第1次緊急輸送道路の指定とあわせ、輸送と避難の重複により道路機能の低下が予想される。そのため、実際の避難行動のフローにあわせた避難所へアクセスする道路のうちから、緊急車両の通行が可能となる幅員を有する道路を避難アクセス路と位置づけ、沿道の建物の不燃化整備とあわせた身近な避難路の整備を推進する。

なお、避難所となる学校周辺の道路については、通学路として整備されているが、避難の安全性確保からブロック塀の生け垣化を推進する。

#### (2) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置の中でも最も重要な部分であり、避難の指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。このため、避難誘導に際しては、避難順位、誘導體制、避難方式を決めておく必要がある。

##### ア 避難順位

防災アセスメント調査の結果から、災害の危険性の高い地域の居住者あるいは避難行動要支援者を優先的に避難させるなど、避難順位を確定する。

##### イ 誘導體制

警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。また、災害の状況によっては自主防災組織による避難の呼びかけが必要となるため、自主防災組織との協議を十分行う。

##### ウ 避難方式

段階避難（身近な空き地→指定緊急避難場所（地震・洪水）→避難所→拠点避難所）あるいは直接避難が適切かを、自主防災組織と協議の上でルートを含め決定する。

なお、大規模な火事については、周囲の安全を確認し、直接避難する。

### 4 避難所の運営

大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった地域住民に、速やかに避難所を開設して、安全

に避難生活ができる場所を提供することが必要不可欠である。また、避難所は、避難者が共同生活を快適に送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営する必要がある。

このため、以下の基本的事項を踏まえた「上尾市避難所運営マニュアル」に基づき、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるよう努める。

- (1) 避難所は、被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- (2) 避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- (3) 避難所は、避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- (4) 避難所は、高齢者、乳幼児、障害者などや女性、性的少数者（LGBTQ）等に配慮して運営する。
- (5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

## 5 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物等関連施設、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 学校は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難所、避難経路、時期、誘導、その指示伝達の方法等
- (2) 児童生徒を集団で避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関は、避難場所の選定、収容施設の確保、教育、給食の実施方法等
- (3) 病院は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の実施方法等
- (4) 高齢者、障害者及び児童施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、収容施設の確保、給食等の実施方法等
- (5) 商業施設、駅等の不特定多数の人間が出入りする施設は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、避難経路、時期、誘導、指示伝達の方法等
- (6) 工場、危険物等関連施設は、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等

## 6 学校等の避難計画

学校は、児童生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校の実態に即した適切な避難対策をたてる。

### (1) 防災体制の確立

#### ア 防災計画

発災時に児童生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当た



っては、公立小中学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校の立地条件及び施設・設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

#### イ 防災組織

学校は、防災組織の充実強化を図る。その際、市、県、防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

#### ウ 施設及び設備の管理

学校の管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

#### エ 防火管理

災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

##### (7) 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。なお、消火用水、消火器、火災警報器等についても点検する。

##### (4) 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯、貯水槽等の器具、設備等については、綿密に機能等をチェックする。

#### (2) 避難誘導

学校は、長時間にわたって多数の児童生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動をとる。

#### ア 避難誘導の基本的な考え方

(7) 児童生徒の生命の安全保持を第一とする。

(4) 児童生徒の恐怖心を大きくしないように、教職員は的確な判断と毅然たる態度を保ち信頼を失わないようにする。

(7) 平常時から、あらゆる機会をとらえて、集団行動時の規律の徹底を図り、統一のとれた行動をとる。

#### イ 避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、1か所だけでなく、第2、第3の避難経路及び避難場所を確保する。

なお、避難場所は、指定緊急避難場所を考慮し、次のことを検討の上、確保する。

(7) 危険物等関連施設の近くでないこと。

(4) 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。

(7) 建物が倒れても安全な広さがあること。

(エ) 傾斜地でないこと。

(オ) 埋立て地でないこと。

(カ) 高圧送電線などがないこと。

(キ) 深い穴、河川、低地付近でないこと。

ウ 避難要領

災害が発生したときは、適切な情報を得て的確な判断のもとに行動する。

(ア) 緊急事態の際は、学級ごと又は学年ごとに教職員の指示に従って、安全な場所に退避する。

(イ) 児童生徒の掌握（人員点呼）、安全の確認をする。

(ウ) 家庭への連絡と児童生徒の引き渡しを確実にする。

## 第7節 物資及び資機材等の備蓄計画

総務部（危機管理防災課） 上下水道部（経営総務課・業務課）

大規模災害発災直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄、調達体制を整備する。

### 1 備蓄の留意点

#### (1) 想定される災害の種類と対応

県が実施した「埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）」の結果によると、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）」が発生した場合、発災1日後では市域で11,613人の避難者が発生すると想定されている。

市は、想定されている避難者数を目標に、必要な物資（品目・数量）の備蓄を推進する。

#### (2) 発災時の人口分布と対策の対応

公的備蓄数量の目標値は、夜間人口を対象として設定を行う。市域の就業者に対しては、個々の企業、事業所における備蓄対策の推進を促していく。

#### (3) 既存施設の活用

防災備蓄物資は、拠点避難所及び避難所の小・中学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。防災備蓄倉庫が同時に被災し使用できない危険性を回避するため、また速やかに避難者等に配布できるよう、備蓄拠点として既存の公共施設等を積極的に活用するなど分散備蓄に努める。

#### (4) 要配慮者への配慮

食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、要配慮者に配慮した品目を補充していく。

### 2 食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備

#### (1) 食料の備蓄及び調達体制の整備

##### ア 食料の備蓄

##### (7) 基本事項

##### a 実施主体

市、県、市民、市内事業所が行う。

##### b 食料給与対象者

災害時の食料給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

##### c 備蓄目標数量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点南）」による市域のピーク時避難人口（11,613人）の、3日分以上に相当する量为目标として、

市、県が備蓄する。

備蓄数量は、市、県及び市民による備蓄を踏まえて、次のとおり設定する。

供給対象者	市	県	合計
避難者	1.5日分 (12,000人×3食分×1.5日)	1.5日分 (12,000人×3食分×1.5日)	3日分
災害救助従事者	3日 1,650人×3食×3日 ※	—————	

※ 対象1,650人のうち消防職員450人分については消防本部で備蓄する。また、消防職員を除く1,200人の必要3日分のうち、1日分は市で備蓄し、残り2日分は職員等による持参で対応する。

〔注 市民の備蓄数量は、避難所に避難しないで被災住宅に留まるなどの市民も考えられることから、最低3日分の食料の備蓄を目標とする。(推奨1週間分)〕

d 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者等に配慮し対応する。例示すると以下のとおりである。

- 主食品            米穀、パン、ビスケット類等
- 乳児食           乳児用液体ミルク、粉ミルク、離乳食等
- その他           保存水（ペットボトル）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

e 要配慮者への配慮

乳幼児や高齢者、障害者等の要配慮者の健康には、特別の配慮が必要であるため、市は、口への入れやすさや日常生活に近い食事についても考慮し、食料の供給体制を整備する。また、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、県の支援を受け、アレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように努める。

(イ) 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後とも市内各地区への交通便利性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ロ) 食料の備蓄計画の策定

市は、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、食料の備蓄計画を策定する。

(ハ) 市民による家庭内備蓄

(ア)の基本事項における避難する市民のために、市が県と合同で備蓄する数量は3日分であるが、東日本大震災のような大規模・広範囲の災害が発生した場合には、避難所等への物資の搬入・入手困難や市場流通の混乱も予想されるほか、避難所に避難しないで被災住宅に留まることも予測されることから、各家庭で、災害に備えて最低3日（推奨1週間）分の食料の備蓄を行う。

特に、食料は普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

イ 食料の調達

(7) 食料の調達計画の策定

市は、調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、食料の調達計画を策定する。

(4) 食料の調達体制の整備

市は、長野県上田市、群馬県片品村、群馬県藤岡市、福島県本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町と、食料等の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議するとともに、市内の食料生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 食料の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議するとともに、市内の食料生産者、販売業者、輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 食料集積地の指定

市は、災害時に市内食料販売業者等から調達した食料や他市町村から搬送される食料を、上平公園、市民体育館に集積し、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平常時から集積スペースの確保、物資の受入れ・配分要員の指名など、必要な措置を行う。

なお、当該施設の所在地、経路等を県に報告する。

(2) 生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

ア 生活必需品の備蓄

(7) 基本事項

a 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

b 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、物資販売の混乱により、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

c 備蓄目標数量

市は、県と合同で、県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始南点）」による、ピーク時避難人口のおおむね3日分に相当する量を備蓄することを目標とする。

d 備蓄品目

(a) 寝具 (b) 外衣 (c) はだ着 (d) 身回り品 (e) 炊事用品

(f) 食器 (g) 日用品 (h) 光熱材料 (i) 簡易トイレ (j) 情報機器

(k) 要配慮者向け用品 (l) 生理用品 (m) 医療品

(イ) 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫に備蓄している。今後とも市内各地区の交通利便性が高い地区に備蓄拠点を整備する。

(ウ) 生活必需品の備蓄計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定する。

(エ) 生活必需品の備蓄

市は、(ウ)の生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

イ 生活必需品の調達

(ア) 生活必需品の調達計画の策定

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておく。

(イ) 生活必需品の調達体制の整備

市は、長野県上田市、群馬県片品村、群馬県藤岡市、福島県本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町と、生活必需品の供給に関する協定を締結している。

大規模災害発生時に相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議するとともに、市内の販売業者等と物資調達に関する契約及び協定の締結を推進する。

ウ 生活必需品の輸送体制の整備

大規模災害発生時に迅速かつ円滑に必要な物資が輸送できるよう、平常時から協定締結機関と十分に協議するとともに、市内の販売業者、輸送業者等と協定の締結を推進する。

エ 生活必需品集積所の指定

市は、災害時に市内販売業者等から調達した生活必需品や他市町村から搬送される救援物資を、上平公園、市民体育館に集積し、災害時に迅速、適切に救援物資の受入れ、配分等が実施できるよう、平常時から集積スペースの確保、物資の受入れ・仕分け要員の指名など、必要な措置を行う。

なお、当該施設の所在地、経路等を県に報告する。

オ 市民による家庭内備蓄

大規模災害が発生した場合には、断水等によりトイレの使用が困難となることが予想されることから、各家庭では、災害に備えて携帯トイレの備蓄（推奨1週間）分を行う。

(3) 応急給水資機材の備蓄並びに調達体制の整備

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

(イ) 応急給水の対象

応急給水活動の対象は、上水道の給水が停止した断水世帯、避難所、緊急を要する病院等の医療機関とする。

(ロ) 1日当たり目標水量

県が地震被害想定調査で想定した「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」による最大断水人口141,932人分と想定し、発災後の時間経過に伴う目標水量は下記の表を基準とする。

発災からの期間	目標水量	水量の根拠	主な給水方法
発災から3日	3ℓ/人・日	生命維持に必要な最小な水量	タンク車、県送水管路付近の応急給水栓
発災から10日	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量	配水幹線付近の仮設給水栓
発災から15日	100ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量	配水支線上の仮設給水栓
発災から21日	250ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量	仮配管からの各戸給水、供用栓

※上記表は、発災からの期間に応じた水の必要量を示したものである。目標水量は上水道の復旧による給水のほか、備蓄してあるペットボトル等の飲料水や相互応援協定締結市町村等からの調達により対応する。

(エ) 品目

- a 給水タンク
- b ウォーターバルーン
- c 非常用飲料水袋
- d その他

(オ) 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫、上下水道部庁舎に備蓄している。今後とも必要な応急給水資機材を備蓄していく。

イ 応急給水資機材の備蓄及び調達計画の策定

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備、応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等、応急給水資機材の備蓄、調達計画を策定する。

ウ 応急給水資機材の備蓄

市は、イの応急給水資機材の備蓄、調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

エ 応急給水資機材の調達体制の整備

市は、イの応急給水資機材の備蓄、調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を求める。

オ 検水体制の整備

市は、井戸、プール、防火水槽、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、災害時の水質検査を民間事業者等の協力を仰ぎながら実施する検水体制を整備する。

カ 飲料水の調達体制の整備

市は、長野県上田市、群馬県片品村、群馬県藤岡市、福島県本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町と、飲料水の供給に関する協定を締結している。

大規模災害が発生した場合には、相互応援協定締結市町村等から円滑に調達できるよう、平常時から関係市町村等と十分に協議する。

キ 市民による家庭内備蓄

大規模災害が発生した場合には、発災直後の給水が困難となることが予想されることから、各家庭では、災害に備えて最低3日（推奨1週間）分のペットボトル等の飲料水を備蓄するほか、生活用水として浴槽等へのくみ置きや雨水を貯水する。

特に、ペットボトル等の飲料水は普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

(4) 応援等の協定の締結状況等

市は、大規模災害に備え、食料、生活必需品、飲料水の供給に関して、応援等の協定を締結している。

大規模災害が発生した場合には、必要な物資等を調達し、また輸送ができるよう、応援等の締結市町村・業者と防災訓練等を通じて応援要請方法の習熟、受入体制の確立等を図る。

また、今後とも必要な応援等の協定の締結を推進する。

### 3 防災用資機材の備蓄

(1) 基本事項

救助活動で使用する防災用資機材は発災直後に即時対応が可能な市が備蓄を行う。

ア 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

イ 目標数量

各避難所及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 品目

(ア) 浄水器

(イ) 簡易トイレ、組立トイレ

(ウ) 救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）



- (エ) 移送用具（自転車、リヤカー、担架、ストレッチャー等）
- (オ) 道路、河川、下水道、水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (カ) 発電機
- (キ) 投光器等

エ 備蓄場所

救助活動で使用する防災用資機材は、発災直後に即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。市は、防災備蓄倉庫に防災用資機材を備蓄している。今後は自主防災組織や自治会等单位での備蓄場所の整備を検討していく。

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定

市は、避難所及び指定緊急避難場所（大規模な火事）の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法、その他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定する。その際、自主防災組織あるいは自治会等单位での備蓄体制を整備する。

(3) 防災資機材等の備蓄

市は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、また定期点検や防災訓練等を通じて災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

4 医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達体制の整備

(1) 基本事項

ア 実施主体

原則として市が行い、県が補完する。

イ 利用対象者

災害時の医療、助産救護活動を行う市、市が要請した機関とする。

ウ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資器材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、県が実施した地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備する。

エ 備蓄場所

上平公園、小・中学校等の防災備蓄倉庫に救急箱が備えられているが、東・西保健センター及び医療救護所に必要な医薬品等の備蓄を図る。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画の策定

市は、県の地震被害想定結果に基づく人的被害の数量、現状での医療関連機関におけるストックの状況等を把握し、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画を策定する。

(3) 医療救護資器材、医薬品の備蓄

ア 市は、(2)の医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療及び助産

活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄、更新、メンテナンスを行う。

イ 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にし、自主対策の推進を図る。

(4) 医療救護資器材、医薬品の調達体制の整備

市は、(2)の医療救護資器材、医薬品の備蓄及び調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の調達に関し、協定を締結している医薬品製造卸売業者等と、引き続き調達体制の整備に努める。

## 第8節 医療体制等の整備計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部（警防課）

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対処していかなければならない。

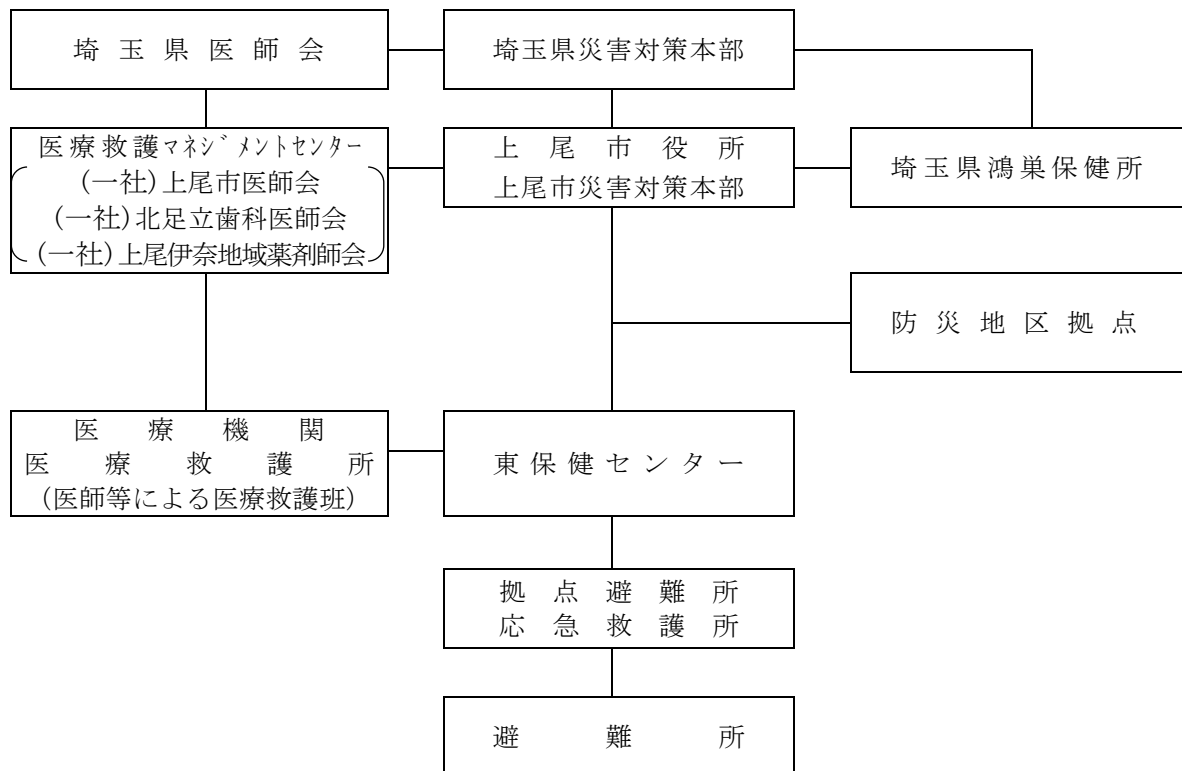
災害時の医療体制を確保するため、平常時から発災直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の輸送体制について整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

### 1 医療情報の連絡体制の整備

災害時に市本部、医療救護所、救護医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保できるよう、医療情報の連絡体制の整備を図る。

#### ●医療体制の収集伝達体制



### 2 初動医療体制の整備

初動期の医療は、発災直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

特に、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体と連携し、東保健センター、平日夜間及び休日急患診療所を活用した医薬品等の備蓄及び初期医療活動を検討する。

(1) 医療救護所の設置

市は、初動期に医療活動を実施する医療救護所を下表のとおり設置する。また、医療救護所で使用する医療機器、無線通信機器等の資機材を整備する。また、長期停電等への対策として、非常用電源装置の設置を推進する。

	地区名	市指定医療救護所	所在地
1	上尾地区	上尾中央総合病院	柏座 1-10-10
2		藤村病院	仲町 1-8-33
3		武蔵野病院	栄町 15-32
4	平方地区	埼玉県総合リハビリテーションセンター	西貝塚 148-1
5	原市地区	上尾市医師会上尾看護専門学校	原市 3494-4
6	大石地区	介護老人保健施設エルサ上尾	藤波 3-265-1
7	上平地区	上尾中央看護専門学校	平塚 848-1
8	大谷地区	上尾中央第二病院	地頭方 421-1

(2) 医療救護班の編成

医師、看護師、事務・連絡要員からなる医療救護班を編成し、円滑な初動医療に備える。

(3) 潜在看護師の活用

看護師の資格を有していながら、様々な理由から現在、働いていない潜在看護師が多数存在する。そのため埼玉県看護協会は、看護師の登録制度を実施し、潜在看護師を把握している。

市は、埼玉県看護協会と連携を図り、災害時に潜在看護師の活用を図る。

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の利用

市及び医療関係機関は、初動期の医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグの利用を推進する。

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、避難所、応急救護所などで軽微な負傷者に対し、応急救護活動ができるよう自主救護体制の整備に努める。

3 後方医療体制の整備

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者は、後方医療施設に輸送して治療する必要があることから、重傷者等を後方医療機関へ輸送する体制の整備を推進する。

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、重傷患者や高度救命措置が必要な患者を受け入れる等の広域後方医療支援の体制について、県との協議の上確立を図る。

(2) 搬送体制の整備

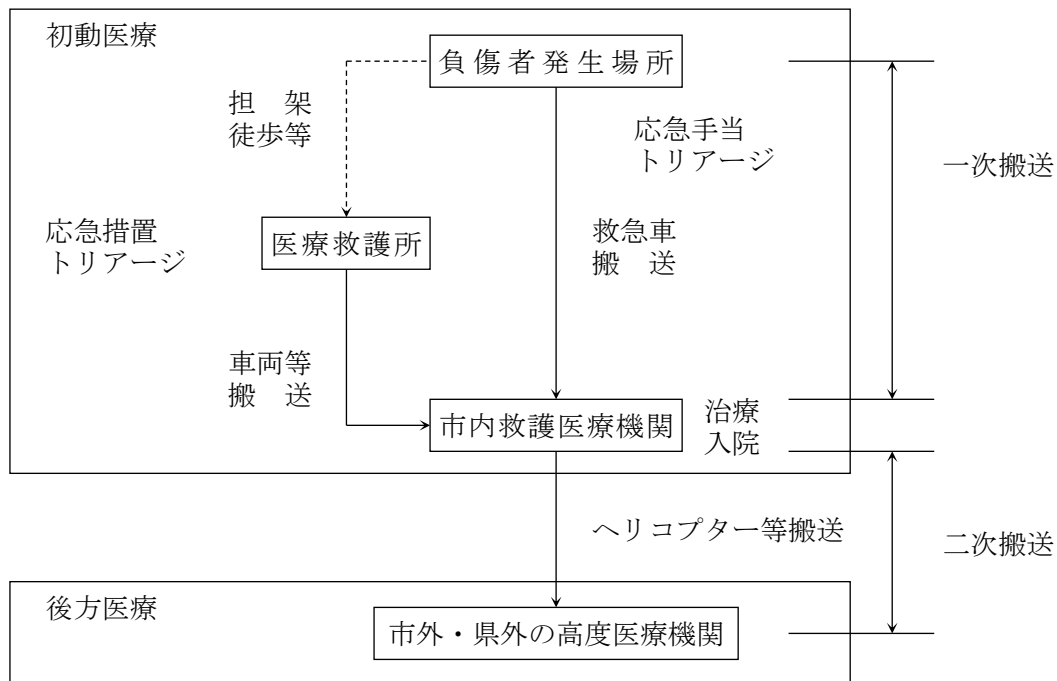
救護医療機関への、遠距離にある医療救護所からの負傷者の移送（一次搬送）あるいは市外への広域輸送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、市公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した輸送手段について、関係機関と協議・調整を図る。

(3) 関係機関との協力関係の確立

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県、自衛隊、日本赤十字社、医師会等の連携が必要となることから、緊密な協力関係を構築する。

また、災害発生時に医師会医療救護班の出動要請をスムーズに実施できるよう医師会に対する緊急連絡網を調整するなど、迅速確実な通信体制の確立に努める。

●後方医療体制の流れ



(4) 搬送のためのヘリポート（場外離発着場）の整備

現在、市の災害時のヘリポート（場外離発着場）及び県の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリコプター）のヘリポート（場外離発着場）は表のとおりである。

今後は、県の救急医療用ヘリコプター（ドクターヘリコプター）や自衛隊の救援ヘリコプター等の離着陸に伴い、新たなヘリポート（場外離発着場）を確保する。

災害時のヘリポート（場外離発着場）

施設名	所在地
平方スポーツ広場	平方1185

## ドクターヘリコプターのヘリポート（場外離発着場）

施設名	所在地
県立上尾南高校	中新井585
県立鷹の台高校	原市2800
平方スポーツ広場	平方1185
上平公園多目的広場	菅谷16
市立中央小学校	上町1-15-4
市立富士見小学校	柏座4-3-8
市立瓦葺小学校	瓦葺2260
市立大石南中学校	小敷谷1105
浅間台大公園	浅間台3-35
上平小学校	南102
尾山台小学校	瓦葺509-1
大谷中学校	向山4-10

## (5) 広域医療協力体制の整備

多数の負傷者の発生に伴い、医師の不足、医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。このため、県内外からの広域医療協力の体制について、県及び相互応援協定を締結している上田市、片品村、藤岡市、本宮市、東京都練馬区、北海道幕別町との協議の上、調整及び整備を図る。

## 4 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活あるいはストレス等は、特に、在宅の寝たきりの高齢者、障害者、傷病者などの要配慮者への影響が大きい。このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

## (1) 在宅療養者への対策

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進するとともに、保健師等による在宅療養者への巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

## (2) メンタルケア対策

長期の避難生活は、被災者に大きなストレスを与えることとなることから、被災者に対するメンタルケアが必要となる。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

## 5 特別教室等の活用

応急救護活動を支援するために、応急救護所の設置を予定している小・中学校と協議を行い、災害時への備えに努める。

## 6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品等の備蓄、調達体制を推進する。

### (1) 医薬品等の備蓄

市は、医療救護班・救護医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制を、(一社)上尾市医師会、(一社)上尾伊奈地域薬剤師会上尾支部等関係機関と協議の上、整備を図る。

### (2) 医薬品等の調達

市は、医薬品等の不足が生じることのないよう、協定を締結している医薬品製造卸売業者等と、引き続き調達体制の整備に努める。

## 第9節 水害予防計画

都市整備部（道路河川課） 上下水道部（下水道施設課）

現在、河川沿いの低地部まで宅地化されてきている。その結果、市街地が増加し、水田、畑、山林等が従来有していた保水遊水機能が減少し、少しの雨でも、流域から短時間のうちに大量の雨水が河川に流入し各地で水害が発生しやすい状況となっている。

その対策として、河川改修事業及び都市下水道事業の推進に努めるとともに、河川と人の共存を図るよう、整備、保全（空間、水質両面）について新たな展開を含めた総合的な治水対策に必要な施策を定める。

### 1 流域総合治水計画

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置、流域の雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

#### (1) 治水整備の促進

本市管理河川は、計画高水流量13～50m<sup>3</sup>/sに基づく河川改修事業を推進する。

#### (2) 洪水浸水想定区域の公表

荒川の氾濫による洪水浸水想定区域は、現時点において、想定される最大規模の降雨（3日間の総雨量632mm）が起った場合に、浸水が予想される区域を表示したものである。（資料6-2）

また、芝川洪水浸水想定区域及び鴨川洪水浸水想定区域についても想定される最大規模の降雨（芝川：2日間の総雨量839mm、鴨川：24時間の総雨量674mm）が発生した場合に、浸水が想定される区域を表示したものである。

これは、流域の住民にそれぞれの土地の治水上の条件を知らせ、水害にあっても被害を最小にとどめるような建物の普及、避難場所や避難路を把握することで、万一浸水しても人的、物的被害の軽減に役立てるものである。

こうした情報や最近の水害実績図、また洪水ハザードマップの作成配布等で、流域の浸水被害の可能性を市民に周知し、水防への関心を高め、被害の軽減を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択



肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、本市における洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設における被害の未然防止及び軽減を図るため、当該施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

## 2 河川・雨水管の整備

市域は、河川流域の市街化の進展に伴い、中小河川の浸水発生の危険性が大きくなっていることから、今後、より一層河川・下水道の治水施設の整備を促進する必要がある。

### (1) 河川・水路の整備

市域を流れる河川は、一級河川の荒川、鴨川、綾瀬川、原市沼川、江川、準用河川の原市沼川、浅間川、上尾中堀川がある。

河川の治水安全度を高め、市民の生活の安全性を高めるため、河川改修を進める。

### (2) 雨水管の整備

集中豪雨などによる都市型水害への対策を強化するため、市街化区域の雨水管等の整備を進める。

## 3 重要水防箇所の監視

市は、随時重要水防箇所を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある場合は、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。

## 4 地盤沈下対策

本市の地盤沈下の観測は、昭和47年から開始しており、現在9か所に設置されている。過去の調査結果では変動量が7.0cm近い地点もあったが、埼玉県生活環境保全条例（前身の埼玉県公害防止条例を含む）、埼玉県南東部地域工業用水使用合理化指導実施要領（昭和54年6月13日施行）による対策の結果、直近5年間の調査結果では、変動量が1.0cm未満となっている。しかし、地盤沈下は、地盤高の低下による低地の浸水危険性の増加、不等沈下による排水不良、土木構造物や建築物の基礎の耐久性劣化等の誘因となるものであるため、引き続き、埼玉県生活環境保全条例等に従い、広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる諸対策に努める。

## 5 洪水浸水想定区域の土地利用の適正化

河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、洪水浸水想定区域の土地利用の適正化を促進する必要がある。

本市は平成8年度に防災アセスメント調査を実施しており、この調査結果を活用し、都市計画法をはじめとする各種法令等により、沿川地域の適正な土地利用の誘導・規制を図る。

6 水防用資機材の整備

本市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努める。

## 第10節 防災都市づくり計画

都市整備部（都市計画課・市街地整備課・開発指導課・みどり公園課・建設管理課・道路河川課）

災害による被害を最小限にとどめるため、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめ、都市の防災構造化を推進し、上尾市国土強靱化地域計画に準拠した災害に強い都市づくりに努める。

### 1 防災都市づくりの基本的考え方

- (1) 災害対策のあらゆる分野で「予防」「減災」「復旧」「復興」の視点を持ち、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強い都市づくりを目指す。防災都市づくりにおいても、災害予防だけにとらわれず、また、市民一人ひとりが防災都市づくりの担い手として参加するなど、自助・共助の取組みも促進し、地域の防災力向上に努める。
- (2) 防災面から見て、市街地の特性にあった整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進する。
- (3) 広域災害に対しては、避難地の確保や避難路の整備等について、近隣市町と連携した対応を図る。
- (4) 高齢者、障害者などの避難行動要支援者に配慮し、基盤施設のバリアフリー化やコミュニティの維持・形成に寄与する都市づくりを行う。
- (5) 緊急時はもとより、平常時のゆとりを確保する都市づくりを目指し、市民に親しまれ、災害時には、活動しやすい都市空間の整備を図る。
- (6) 市庁舎の軽油による自家発電設備に加え、コージェネレーションによる発電設備、太陽光発電設備等の複数の電源装置から電力供給が行えるよう、電源の多重化や分散化に向けた検討を行う。

### 2 防火・準防火地域の指定

市街地の火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

防火地域は、比較的大規模な建築物が集合しているなど、火災危険率が高い市街地を中心に指定を促進する。

なお、市の指定状況は、上尾駅を中心とする東西の約13.3haが防火地域に、上尾駅、北上尾駅の周辺のほか住宅密集地域や大規模開発地域などの約186.3haを準防火地域に指定している。

また、延焼防止空間や、避難地、延焼遮断空間などの誘導・保全を図るために、各地域の復旧拠点となる市役所や支所の周辺などについて防災機能向上地区と位置づけ、防火・準防火地域の指定拡大に努める。

### 3 オープンスペース等の確保

発災時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地にオープンスペースを確保する。

#### (1) 公園の整備

都市公園は、市街地の緑のオープンスペース、レクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時には延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を有している。

このため、植樹等必要な整備を図るとともに、都市基幹公園である総合公園や、住区基幹公園である地区公園や近隣公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設、災害用仮設トイレ等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

#### (2) 緑地・農地の保全

緑地及び市街化区域内農地は、大規模火災発生時の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、保全等を促進する。

#### (3) 道路の整備

道路は、市民の避難路、緊急物資の輸送ルート、救援・救護、消防活動等とともに、火災の延焼防止を果たすなど重要な防災機能を有している。

このため、狭隘道路の拡幅事業を推進するとともに、倒壊による二次被害を防ぐために生活道路に面したブロック塀の生垣化や行き止まり道路の解消に努め、避難路の安全化を図る。また、平常時から、定期的に道路パトロールを行い道路やその付属物の異常を早期発見し、災害発生時の二次災害を防止する。

#### (4) 延焼遮断空間の整備・地区骨格道路の整備

広幅員幹線道路、緑道、鉄道敷き、河川等の帯状の都市空間と耐震不燃化が図られた沿道建物等で形成される延焼遮断空間の整備を図る。また、延焼遮断空間で囲まれた地区では、都市計画道路の早期完成を促進して、地区内の延焼防止空間となり、安全な避難路となる地区骨格道路の整備を図る。

## 第11節 要配慮者安全確保計画

総務部（危機管理防災課） 子ども未来部（保育課）  
健康福祉部（全課） 市民生活部（市民協働推進課）

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、障害者、難病患者などの災害対応力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人などが発災時に被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進する。

### 1 平常時の在宅の要配慮者対策

#### (1) 緊急通報システムの整備

市は、県と連携し、災害時に的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

#### (2) 防災基盤の整備

市は、県と連携し、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、要配慮者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行う。さらに集客施設の管理者に対して、施設の避難誘導計画の策定や必要な施設整備を促進する。

#### (3) 要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

避難所での災害情報の伝達を効果的に行うための電子掲示板、文字放送テレビ、FAX、外国語やピクトグラム等による案内板等の設置、要配慮者を考慮した生活救護物資の備蓄及び調達先の確保、要配慮者の意見を取り入れた運営計画を策定する。また、避難先の指定は、要配慮者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、障害の程度に応じて、ショートステイ施設や二次避難施設への入所など、より良好な生活環境の提供に努める。

#### (4) ヘルプカード等の普及

市は、要配慮者への効果的な救援・援護を行うため、要配慮者が援助を必要としている内容がわかるヘルプカード又は情報キットの普及に努める。

#### (5) 防災教育及び訓練の実施

市は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、ちらしの配布などを行う。また、地域防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練の体験とともに、市民に要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。

#### (6) 地域との連携

##### ア 役割分担の明確化

市は、既存のコミュニティである自治会等（町内会、区会）を基に、また、それらの規模

が地域防災活動の単位として大きすぎる場合は、さらに市内をブロック化し、既存の地域コミュニティを生かした単位での避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制を確立する。

イ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。

また、災害時には、給食サービスや介護相談など、施設の有する機能の活用も図る。

ウ 見守りネットワーク等の活用

市は、高齢者、障害者等に近隣住民、民生委員、ボランティアによる安否確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時のきめ細かな支援体制を確立する。

(7) 相談体制の確立

市は、災害時に県とともに被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう、平常時から支援体制を整備する。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者にメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保する。

## 2 社会福祉施設等入所者の対策

(1) 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、大規模災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図り、市は県の協力を得て指導する。

(2) 緊急連絡体制の整備

ア 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、発災時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

イ 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、緊急連絡網を整備するなど緊急連絡体制を確立する。

(3) 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時の避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者の所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由で使用できない場合に、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、被災していない又は軽微な被災した施設の職員が応援したりするなど、近隣の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

市は、施設管理者が行う災害時に他施設からの避難者の受入体制の整備について支援する。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、避難所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、災害に備えて次に示す物資等を備蓄し、市はこれを指導する。

ア 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）

イ ペットボトル等の飲料水（3日分以上）

ウ 常備薬（3日分以上）

エ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）

オ 照明器具

カ 熱源（冷暖房器具）

キ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

ク 生理用品

(7) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に、防災に関する知識等を普及・啓発するための講習会等を定期的実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」等について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの条件を考慮した防災訓練を定期的実施し、市はこれを促進する。

(8) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、生活の安定について協力が得られるよう、自治会、自主防災組織等との連携を図る。また、災害時に防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携を図る。

(9) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修及び不燃化を行う。

(10) 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設への連絡体制の整備

市は荒川の洪水浸水想定区域内にある要配慮者関連施設を把握し、洪水予報等の伝達方法について整備する。

### 3 避難行動要支援者名簿の作成と計画策定

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる上尾市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、自治会等の「避難支援等関係者」と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画（個別避難計画）の策定等に努めるとともに、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」や「全体計画」を作成し、在宅の避難行動要支援者の所在、緊急連絡先等を把握するよう努める。

なお、避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、情報の更新や関係者間での共有等を実施しやすくするため、デジタル技術の活用に努める。

(1) 避難支援等関係者

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。避難支援等関係者は、地域に根差した幅広い団体の中から、年齢要件等にとらわれず、地域の実情により決定する。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治会等
- キ その他市が必要と認めた団体等

(2) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者の避難力の有無は、主として、①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力、③避難行動を取る上で必要な身体力に着目して判断することとし、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅者のうち以下の要件とする。

- ア 要介護3以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者
- ウ 療育手帳<sup>㊤</sup>・Aを所持する知的障害者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する精神障害者
- オ 本人等から特に申し出のあった者（上記要件に満たない方や乳幼児、難病患者、その他特に配慮を要する方等）
- カ 上記以外で市長が必要と認めた者

また、市は、避難行動要支援者名簿情報として次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項



(3) 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、該当する者を把握することを目的として、福祉担当部局で把握している情報を集約するよう努める。なお、該当する者のうち、福祉担当部局で把握していない者については、関係機関への依頼等により入手する。

(4) 名簿の更新とバックアップ

市は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

災害規模によっては、停電等で市の機能が著しく低下することが考えられることから、電子媒体での管理に加え、紙媒体での保管も並行して行う。

(5) 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、上尾市個人情報保護条例に基づき、適切な情報管理を行う。また、避難支援等関係者が適切な情報管理を図ることを目的に、次に掲げる措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供する。

イ 災対法により、避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所への保管など、厳重な管理を行うよう指導する。

エ 避難行動要支援者名簿の複製は禁止であると指導する。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体の場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

カ 提供した避難行動要支援者名簿の取扱い状況について、定期的な報告を求める。

キ 避難行動要支援者名簿の名簿情報を最新の状態に更新するなどして、提供した避難行動要支援者名簿の差替えを行う際には、提供した避難行動要支援者名簿を遅滞なく返却するよう求める。なお、避難支援等関係者に該当しなくなり、避難行動要支援者名簿の提供を受けることが非該当となった場合も、同様とする。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、名簿の適切な情報管理を図ることを目的とした個人情報の取扱いに関する研修を実施するよう努める。

(6) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。

なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な

運用が図られるよう努めるものとする。

(7) 避難体制の確立

市は、発災時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、市防災計画及び上尾市避難情報に関するガイドラインに基づく高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令等に際して、次に掲げる措置を講ずる。

ア 市は、避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう、多様な手段の活用による情報伝達を行うなど、特に配慮しなければならない。

イ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を要せずに名簿情報を提供する。ただし、現に被災のない地域の名簿については、本人の同意のない場合には提供してはならない。

ウ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の安否確認のため避難行動要支援者名簿を有効に活用する。なお、自宅に被害のない在宅避難者についても、災害後に自力生存が困難とならないよう、避難行動要支援者名簿により安否確認を行う。

エ 避難行動要支援者の安否確認を外部の企業や団体等に委託する場合には、避難行動要支援者名簿の適切な管理を図るために必要な措置を講ずるとともに、委託先との協定について締結を促進する。

オ 市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮し、災害応急対応を行わなければならない。

#### 4 外国人への対策

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時に外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

市は、避難所や避難道路の表示等、案内板について、多様な言語の標示やピクトグラムを活用等により、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、外国人に対して多言語化した防災に関するパンフレットやハザードマップ等を作成、配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

広報紙や市ホームページ等の広報媒体を活用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報の外国語による情報提供を行う。

(4) 防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(5) 通訳・語学ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、災害時に対応できる通訳や語学ボランティアなどの確保を図る。加えて、災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

---

## 第12節 帰宅困難者対策

総務部（危機管理防災課） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

---

多くの市民が県内外に通勤、通学をしているため、首都圏で大規模災害が発生した場合には、多くの市民がその所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も同様である。

このため、平常時から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発する。

具体的な計画は、第3編第1章第13節「帰宅困難者対策」に準ずる。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

全部

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、市本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

#### 1 配備体制

台風等の大規模な風水害に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるよう、気象情報、災害発生状況に合わせ段階的に配備体制を整える。

##### (1) 待機体制及び警戒体制（原則的に市本部を設置しない体制）

配備体制	配備基準	指揮者
待機体制	災害の発生が予測される時又は軽微な災害が発生したとき若しくは洪水注意報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合	総務部長
警戒体制	災害が発生したとき又は洪水注意報の発表後に、引き続き水位が上昇し、洪水警報（氾濫警戒情報：警戒レベル3相当）が発表され、高齢者等避難の発令判断を行う場合	副市長

##### (2) 非常体制（市本部を設置し、災害応急活動を実施する体制）

配備体制	配備基準	指揮者
非常体制	洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、氾濫危険情報（警戒レベル4相当）が発表され、避難指示等の発令判断を行う場合。また、特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したとき若しくは甚大な被害が発生した場合	市長

#### 2 配備体制の解除

災害の拡大するおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策がおおむね完了したと認められるとき、指揮者は配備体制を解除する。

### 3 市本部の設置

市長は、市域で災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災対法第23条の2第1項の規定に基づき、市本部を設置する。

#### (1) 市本部設置基準

- ア 複数の地区で甚大な災害が発生し、さらに市全域に拡大するおそれがある場合
- イ その他市長が必要と認めた場合

#### (2) 市本部の設置場所

市本庁舎庁議室とする。なお、被災状況に応じ、本庁舎7階大会議室等を使用する。市庁舎が被災し、設置が困難な場合は、参集人員数や電源等の設備の状況などを踏まえて、防災副拠点である上尾市文化センター、市民体育館又は上平公園等に設置する。市は平時より、市庁舎が被災した際の設置場所についての検討を行う。

#### (3) 電源、非常用通信手段等の確保

市は、市庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の非常用電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備するとともに、適宜必要な電力について精査を行い、必要に応じて機能強化を図ることとする。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

#### (4) 実施の責任者

- ア 市長を本部長とする。ただし、市長が出張等で連絡が取れないときに、緊急に市本部を設置する必要がある場合は、副本部長である副市長が本部長を代理する。

#### (5) 閉鎖基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧がおおむね完了したときは、本部を閉鎖する。

#### (6) 本部設置及び閉鎖の通知

本部を設置又は閉鎖したときは、本部は、電話等により次の機関等に通知する。

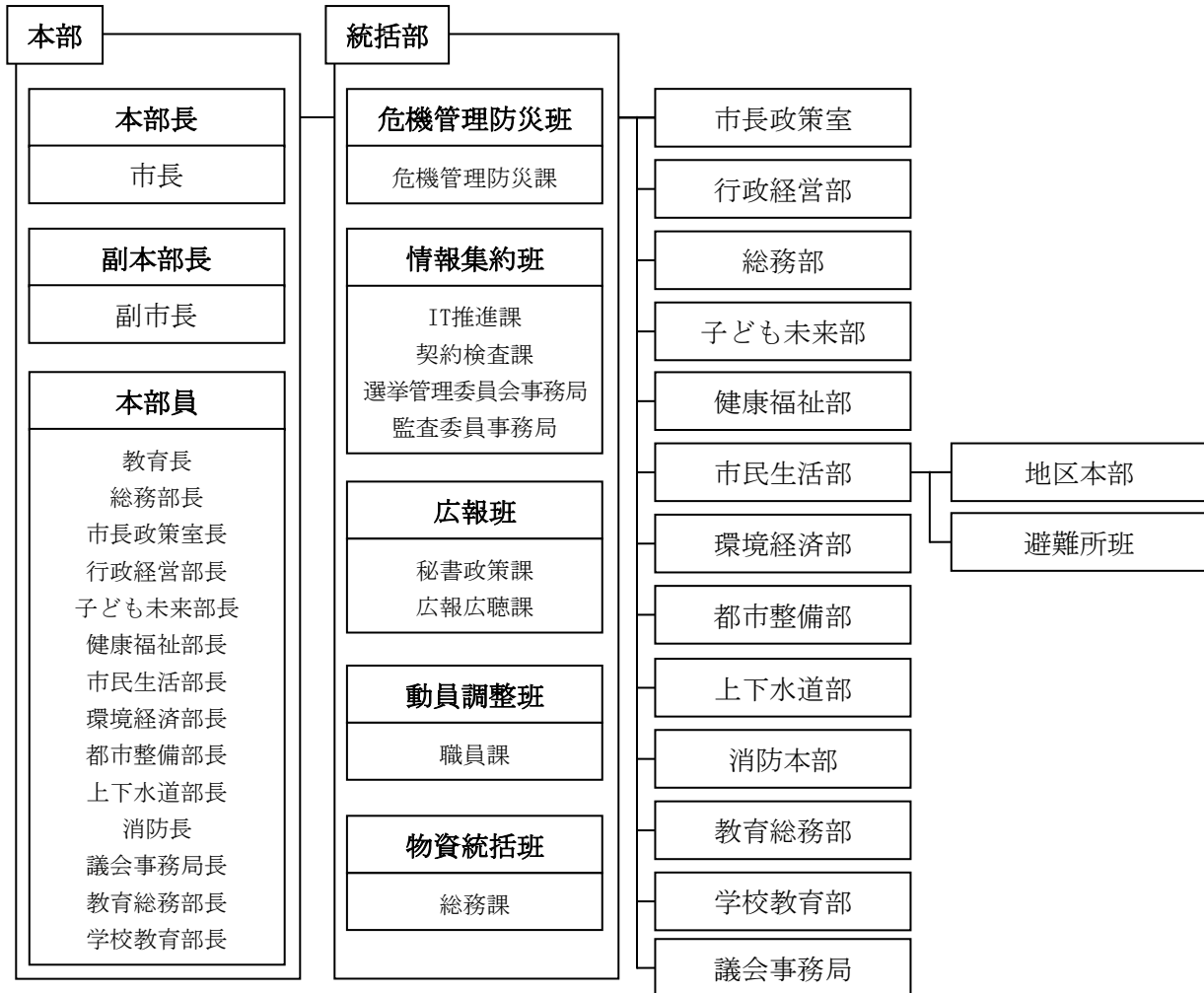
- ア 埼玉県知事
- イ 防災会議委員
- ウ その他必要と認める機関の長

4 市本部の組織・運営

(1) 市本部の組織

市本部の組織は、次の表のとおりとする。

上尾市災害対策本部組織図



(2) 本部員会議

ア 市本部の最高意思決定機関として、本部員会議を開催する。本部員会議は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

イ 本部長が本部員会議を開く時間がないときは、副本部長及び関係本部員と協議の上、本部員会議を省略し、その事務を処理する。

(3) 市本部の事務分掌

市本部の事務分掌は、以下に示す。ただし、本部長は、災害の規模及び災害状況により、部内の課の配置換え又は他部の課を応援させることができる。

職制及び事務分掌

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
統括部	総務部長 市長政策室 長	総務部次長 市長政策室 次長	秘書政策課 長 広報広聴課 長	広報班 (秘書政策 課) (広報広聴 課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長、副本部長の秘書に関する事</li> <li>2 災害見舞、視察等に関する事</li> <li>3 報道機関に対する情報提供、協力要請に関する事</li> <li>4 広報車等による災害情報の提供・救出活動協力への呼びかけ等に関する事</li> <li>5 インターネットや防災行政無線（固定系）放送による情報発信の総括に関する事</li> <li>6 災害記録・写真の収集・撮影・編集保存に関する事</li> <li>7 市への要望・要求に関する事</li> <li>8 報道情報の収集・報告に関する事</li> <li>9 災害用伝言ダイヤル、伝言板等の周知に関する事</li> <li>10 被災者支援等の実施・手続きについての広報に関する事</li> <li>11 広報記録の作成に関する事</li> </ol>
			危機管理防 災課長	危機管理防災 班 (危機管理防 災課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置、運営及び閉鎖に関する事</li> <li>2 本部員会議の招集・開催・運営等に関する事</li> <li>3 災害情報の精査・分別に関する事</li> <li>4 被害状況・応急対策等実施状況等の集計・報告に関する事</li> <li>5 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体との連絡調整に関する事</li> <li>6 自衛隊の災害派遣要請及び連絡調整に関する事</li> <li>7 防災行政無線の管理運用に関する事</li> <li>8 避難指示等に関する情報の伝達に関する事</li> <li>9 災害救助法の適用に関する事</li> <li>10 収集・精査・分別された災害情報の各部への伝達に関する事</li> <li>11 県への被害速報・確定報告に関する事</li> <li>12 応急対策・応急復旧の方針検討に関する事</li> <li>13 避難所の開設・統廃合・閉鎖の検討に関する事</li> <li>14 周辺被災自治体からの避難者受入れ要請に関する事</li> </ol>
			総務課長	物資統括班 (総務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における公用車の被害状況確認・集中管理・燃料確保に関する事</li> <li>2 本庁舎の維持管理及び安全確保に関する事</li> <li>3 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体への物資調達応援に関する事</li> <li>4 災害物資の輸送車確保、市内輸送業者の協力要請等及び輸送、物資の調整統括等に関する事</li> <li>5 本部（室）の事務の応援に関する事</li> <li>6 水害時における初期の河川パトロール・周辺住民への注意喚起に関する事</li> <li>7 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>8 災害物資・備蓄品の管理・輸送に関する事</li> </ol>



第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
統括部	総務部長 市長政策室 長	総務部次長 市長政策室 次長	職員課長	動員調整班* (職員課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全参集職員の動員及び安否確認等のとりまとめに関すること</li> <li>2 公務災害、諸手当に関すること</li> <li>3 職員の給食及び衛生管理に関すること</li> <li>4 国、県、協定自治体、他の市町村や関係防災機関、その他関係団体への応援要請に関すること</li> <li>5 水害時における初期の河川パトロール・周辺住民への注意喚起に関すること</li> <li>6 他自治体からの応援職員の受入・配備計画・動員調整・支援等に関すること</li> <li>7 全庁の職員調整に関すること</li> <li>8 周辺被災自治体への応援職員配備の対応に関すること</li> </ol>
			IT推進課長	情報集約班 (IT推進課) (契約検査課) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報システムの復旧及び確保・保全に関すること</li> <li>2 災害情報の総括収集に関すること</li> <li>3 災害に係る工事の検査に関すること</li> <li>4 コールセンターの設置・運営等に関すること</li> <li>5 部内応援に関すること</li> </ol>
行政経営部	行政経営部 長	行政経営部 次長	行政経営課長	行政経営課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復興計画に関すること</li> <li>2 災害復興対策本部に関すること</li> <li>3 災害復興検討委員会に関すること</li> </ol>
			財政課長	財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること</li> <li>2 復旧上必要な金融その他の資金計画（財政援助・助成計画）に関すること</li> </ol>
			資産税課長	市民税課 資産税課 納税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家非住家の家屋被害認定調査に関すること</li> <li>2 リ災証明に関すること</li> <li>3 税の徴収猶予・減免措置に関すること</li> <li>4 被災者台帳の作成に関すること</li> </ol>
			施設課長	施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅用地の確保・応急仮設住宅の維持管理に関すること</li> <li>2 市有建築物の被災状況把握・応急措置及びそれらの情報取りまとめに関すること</li> <li>3 市有建築物の災害復旧に関すること</li> <li>4 市公共施設の応急危険度判定に関すること</li> <li>5 市有財産の被害調査及び応急対策・災害復旧に関すること</li> </ol>
			出納室長	出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害経費の出納に関すること</li> <li>2 金融機関との連絡</li> </ol>
子ども未来部	子ども未来 部長	子ども未来 部次長	子ども支援課長	子ども支援課* (子育て支援センターを含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ひとり親家庭・生活困窮者学習支援事業利用者の安全確保及び児童の保護者への引渡しに関すること</li> <li>2 地域子育て支援拠点利用者の安全確保に関すること</li> <li>3 子育てサロン利用者の安全確保に関すること</li> </ol>
			子ども家庭総合支援センター長	子ども家庭総合支援センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「ルームここから」利用者の安全確保に関すること</li> <li>2 部内の応援に関すること</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
子ども未来部	子ども未来部長	子ども未来部次長	保育課長	保育課 (保育所を含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保育施設の園児の被災状況把握・安否確認に関すること（保育課、保育所）</li> <li>2 保育施設の点検・応急措置に関すること（保育課、保育所）</li> <li>3 保育施設の点検・応急措置状況等の取りまとめに関すること（保育課）</li> <li>4 保育施設の復旧に関すること（保育課、保育所）</li> <li>5 保育所の臨時休園措置に関すること（保育課、保育所）</li> <li>6 園児の保護者への引渡しに関すること（保育所）</li> <li>7 応急保育に関すること（保育課、保育所）</li> <li>8 臨時休園における保育の代替措置に関すること（保育課、保育所）</li> <li>9 被災者の保育料減免に関すること（保育課）</li> </ol>
			発達支援相談センター長	発達支援相談センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発達支援相談センター来館者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 福祉避難所の応援に関すること</li> <li>3 発達支援相談センターの点検・応急措置に関すること</li> <li>4 発達支援相談センターの災害復旧に関すること</li> <li>5 つくし学園の園児の被災状況把握・安否確認に関すること</li> <li>6 つくし学園の園児の保護者への引き渡しに関すること</li> </ol>
			青少年課長	青少年課 (青少年センター・少年愛護センターを含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青少年センター来館者の安全確保、避難誘導</li> <li>2 青少年センターの点検・応急措置に関すること</li> <li>3 学童保育所、児童館との連絡調整、被害報告及び応急対策に関すること</li> <li>4 学童保育所、児童館の点検・応急処置に関すること</li> <li>5 学童保育所、児童館の災害復旧に関すること</li> </ol>
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長	福祉総務課長	福祉総務課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害弔慰金及び見舞金の支給に関すること</li> <li>2 ボランティアに関すること</li> <li>3 義援金品に関すること</li> <li>4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること</li> <li>5 総合福祉センターの応急対策に関すること</li> <li>6 応急仮設住宅入居者募集・受付・管理に関すること</li> <li>7 被災者生活再建支援制度等に関すること</li> <li>8 災害援護資金の貸付等に関すること</li> </ol>
			生活支援課長	生活支援課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内応援に関すること</li> <li>2 生活保護受給者の被災状況把握に関すること</li> <li>3 ボランティアに関して、福祉総務課の応援等に関すること</li> <li>4 医療救護所・応急救護所での救護・保健活動に関すること（保健師）</li> </ol>
			障害福祉課長	障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災した障害者の支援に関すること</li> <li>2 障害者支援施設等の点検・応急措置に関すること</li> <li>3 障害者支援施設等の災害復旧に関すること</li> <li>4 障害者支援施設等との連絡調整に関すること</li> <li>5 福祉避難所との連絡調整に関すること</li> <li>6 医療救護所・応急救護所での救護・保健活動に関すること（保健師）</li> <li>7 在宅避難行動要支援者の被災状況把握・安否確認に関すること</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長	高齢介護課長	高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災した高齢者の支援に関すること</li> <li>2 老人福祉施設等の点検・応急措置に関すること</li> <li>3 老人福祉施設の災害復旧に関すること</li> <li>4 老人福祉施設等との連絡調整に関すること</li> <li>5 福祉避難所との連絡調整に関すること</li> <li>6 医療救護所・応急救護所での救護・保健活動に関すること（保健師）</li> <li>7 在宅避難行動要支援者の被災状況把握・安否確認に関すること</li> </ol>
			健康増進課長	健康増進課（東・西保健センター）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来館者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 市内医療機関の被害状況調査に関すること</li> <li>3 市内医療機関の災害復旧に関すること</li> <li>4 医療救護所・応急救護所の設置及び災害時医療救護マネジメントセンターに関すること</li> <li>5 医師等による医療救護班の出動要請及び協力活動に関すること</li> <li>6 感染症患者の隔離収容その他予防に関すること</li> <li>7 被災者の医療、助産の支援に関すること</li> <li>8 被災者の巡回健康相談・精神保健・栄養指導に関すること</li> <li>9 救急薬品・医療用資器材の供給確保に関すること</li> <li>10 保健所及び医師会等の連絡調整に関すること</li> <li>11 東保健センター・平日夜間及び休日急患診療所を活用した初期医療活動に関すること</li> <li>12 東・西保健センターの福祉避難所としての開設・運営に関すること</li> <li>13 避難所等での防疫指導に関すること</li> <li>14 食品衛生監視について、保健所との連絡調整に関すること</li> </ol>
市民生活部	市民生活部長	市民生活部次長	市民課長	市民課*（証明書発行センターを含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の身元確認、各種証明書（り災証明を除く）の発行に関すること</li> <li>2 埋火葬の許可に関すること</li> <li>3 行方不明者の把握・捜索要請及び行方不明者に関する情報の警察等への提供に関すること</li> <li>4 部内応援に関すること</li> </ol>
			市民協働推進課長	市民協働推進課（市民活動支援センター・消費生活センターを含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 コミュニティセンター、文化センター、イコス上尾、市民活動支援センターの点検・応急措置に関すること</li> <li>2 コミュニティセンター、文化センター、イコス上尾、市民活動支援センターの災害復旧に関すること</li> <li>3 コミュニティセンター、文化センター、イコス上尾、市民活動支援センターとの連絡調整に関すること</li> <li>4 地区本部（支所班・出張所班・公民館班）との連携調整に関すること</li> <li>5 自治会長、自主防災組織からの被害状況報告に関すること</li> <li>6 自治会長、自主防災組織との連絡調整に関すること</li> <li>7 災害についての市民相談に関すること</li> <li>8 外国人に対する情報収集及び援助に関すること</li> <li>9 避難所対応・避難者支援の統括に関すること</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
市民生活部	市民生活部長	市民生活部次長	保険年金課長	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内応援に関する事</li> <li>2 国民年金保険料の免除、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料等の減免に関する事</li> </ol>
			交通防犯課長	交通防犯課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の交通情報の収集に関する事</li> <li>2 交通関係機関・警察署との連絡調整に関する事</li> <li>3 帰宅困難者対策（帰宅困難者用避難施設の開設、帰宅困難者への情報提供等）に関する事</li> <li>4 災害時の犯罪抑止について、警察との連絡調整に関する事</li> <li>5 公用車両の警察署への緊急通行車両等申請に関する事</li> <li>6 防犯情報の広報に関する事</li> <li>7 シティタワー上尾の一時滞在施設としての開設、閉鎖に関する事</li> </ol>
			人権男女共同参画課長	人権男女共同参画課 （男女共同参画推進センターを含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 男女共同参画の視点に立った避難所運営等に関する事</li> <li>2 災害時における女性・性的少数者（LGBTQ）・その他人権問題に関する事</li> </ol>
環境経済部	環境経済部長	環境経済部次長	環境政策課長	環境政策課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体の収容について、協定締結事業者との連絡調整に関する事</li> <li>2 遺体の火葬に関する事</li> <li>3 上尾伊奈斎場つつじ苑との連絡調整に関する事</li> <li>4 遺体安置所の開設及び搬送された遺体の収容・一時保管（遺体安置所における遺体の処理及び遺留品の保管等を含む）に関する事</li> </ol>
			生活環境課長	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 し尿処理及び消毒に関する事</li> <li>2 仮設トイレに関する事</li> <li>3 死亡動物・被災動物の対応等に関する事</li> <li>4 放射性物質の測定に関する事</li> <li>5 公害発生事業所の被害調査及び応急対策指導に関する事</li> <li>6 入浴施設に関する事</li> <li>7 遺体の処理・火葬等に関して、環境政策課の協力に関する事</li> <li>8 石綿飛散防止対策の実施に関する事</li> </ol>
			農政課長	農政課 （農業委員会事務局を含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 田畑及び主要農作物等の被害調査に関する事</li> <li>2 主要農作物等の被害対策に関する事</li> <li>3 農家の被害調査に関する事</li> <li>4 主要食料の調達に関する事</li> <li>5 被害のあった家畜等の処分及び伝染病の防止に関する事</li> <li>6 農業被害に対する支援措置・相談に関する事</li> </ol>
			商工課長	商工課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商店、工場、事業所等の被害調査に関する事</li> <li>2 商工関係との連絡調整及び復旧対策に関する事</li> <li>3 主要食料の調達に関する事</li> <li>4 衣料、燃料その他生活必需品の調達に関する事</li> <li>5 中小企業に対する金融措置・相談に関する事</li> <li>6 プラザ22の一時滞在施設としての開設、閉鎖に関する事</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
環境経済部	環境経済部長	環境経済部次長	西貝塚環境センター長	西貝塚環境センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ゴミの収集、運搬及び処理に関する事</li> <li>2 西貝塚環境センターの応急対策に関する事</li> <li>3 災害廃棄物に関する事</li> <li>4 清掃業者との連絡調整に関する事</li> <li>5 健康プラザわくわくランドの連絡調整、被害報告及び応急対策に関する事</li> <li>6 災害廃棄物一時保管スペースの調整等に関する事</li> <li>7 倒壊のおそれのある危険家屋等の撤去解体等に関する事</li> </ol>
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長	都市計画課長	都市計画課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復興都市計画に関する事</li> <li>2 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事</li> </ol>
			市街地整備課長	市街地整備課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区画整理事業地内の被害調査及び復旧に関する事</li> <li>2 市街地再開発事業に関わる被害調査及び復旧指導に関する事</li> <li>3 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事</li> </ol>
			建築安全課長	建築安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧に係る建築指導に関する事</li> <li>2 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事</li> <li>3 応急危険度判定本部の設置・運営に関する事</li> <li>4 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事</li> <li>5 災害救助法に基づく、住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の除去に関する事（道路河川課との連携）</li> <li>6 応急危険度判定等の応援要請に関する事</li> </ol>
			開発指導課長	開発指導課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧に係る開発指導に関する事</li> <li>2 民間施設の被害調査及び応急危険度判定に関する事</li> </ol>
			みどり公園課長	みどり公園課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定緊急避難場所（大規模な火事）の開設及び閉鎖並びに整備に関する事</li> <li>2 公園の被害調査並びに復旧に関する事</li> </ol>
			建設管理課長	建設管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう並びに街路樹の被害調査に関する事</li> <li>2 被害調査の取りまとめに関する事</li> <li>3 緊急輸送道路の確保、交通規制に関する事</li> <li>4 交通規制の実施に関する事</li> <li>5 道路上の街路樹等の倒木処理、その他障害物撤去に関する事</li> <li>6 樋管に関する事</li> <li>7 河川、都市下水道及び水路の被害調査及び監視に関する事</li> <li>8 水防情報に関する事</li> <li>9 河川、都市下水道及び水路の水防に関する事</li> <li>10 河川の障害物撤去に関する事</li> <li>11 業務に要する応急処理用資材の確保に関する事</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
都市整備部	都市整備部長	都市整備部次長	道路河川課長	道路河川課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路及び橋りょう並びに街路樹の被害調査に関する事</li> <li>2 被害調査の取りまとめに関する事</li> <li>3 緊急輸送道路の確保、交通規制に関する事</li> <li>4 道路及び橋りょうの緊急修理及び復旧に関する事</li> <li>5 公共土木施設の監視に関する事</li> <li>6 浸水地域の復旧に関する事</li> <li>7 関係機関との連絡調整及び災害対策の労務者確保に関する事</li> <li>8 災害救助法に基づく、住宅又はその周辺に運ばれた土石・竹木等の除去に関する事（建築安全課との連携）</li> <li>9 交通規制の実施に関する事</li> <li>10 道路上の街路樹等の倒木処理、その他障害物撤去に関する事</li> <li>11 河川、都市下水道及び水路の被害調査及び監視に関する事</li> <li>12 河川、都市下水道及び水路の復旧に関する事</li> <li>13 水防情報に関する事</li> <li>14 河川、都市下水道及び水路の水防に関する事</li> <li>15 河川の障害物撤去に関する事</li> <li>16 業務に要する応急処理用資材の確保に関する事</li> </ol>
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長	経営総務課長	経営総務課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 関係機関、各種団体及び各課との連絡調整に関する事</li> <li>3 災害対応予算の調整に関する事</li> <li>4 上下水道施設の資材の調達に関する事</li> <li>5 その他上下水道部災害対策本部の庶務に関する事</li> <li>6 断水・応急給水及び公共下水道についての広報に関する事</li> </ol>
			業務課長	業務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に対する水道水の確保・応急給水に関する事</li> <li>2 上下水道施設の資材の調達に関する事</li> </ol>
			水道施設課長	水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の点検・被害調査に関する事</li> <li>2 水道施設の応急措置・災害復旧に関する事</li> <li>3 水道水の水源確保と水質に関する事</li> <li>4 上水道施設の資材の調達に関する事</li> </ol>
			下水道施設課長	下水道施設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共下水道施設の点検・被害調査に関する事</li> <li>2 公共下水道施設の応急処置・災害復旧に関する事</li> <li>3 災害用マンホールトイレ施設の点検・被害調査に関する事</li> <li>4 下水道施設の資材の調達に関する事</li> </ol>
消防本部（消防本部・署）	消防長	消防本部次長	消防総務課長	消防総務課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防職員及び消防団員の招集に関する事</li> <li>2 市本部との連絡調整に関する事</li> <li>3 資機材の調達及び支給に関する事</li> <li>4 その他必要物資の緊急調達に関する事</li> <li>5 その他庶務に関する事</li> </ol>
			予防課長	予防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集に関する事</li> <li>2 災害現場の緊急広報に関する事</li> <li>3 災害情報の速報に関する事</li> <li>4 危険物施設等の災害予防措置に関する事</li> <li>5 火災現場の調査に関する事</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
消防本部 (消防本部・署)	消防長	消防本部次長	警防課長	警防課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警防本部の設置に関する事</li> <li>2 警防本部長の指示及び命令の伝達に関する事</li> <li>3 消防部隊との調整に関する事</li> <li>4 消防部隊の活動支援に関する事</li> <li>5 災害現場(火災現場を除く)の調査に関する事</li> <li>6 応援要請に関する事</li> </ol>
			指令課長	指令課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警防本部からの命令伝達に関する事</li> <li>2 災害現場との通報記録に関する事</li> <li>3 関係機関への通報及び連絡に関する事</li> <li>4 県防災ヘリコプター・ドクターヘリコプターの出場要請及び連絡調整に関する事</li> <li>5 災害情報の収集、記録及び連絡に関する事</li> </ol>
		東消防署長	管理課長 消防第一課長 消防第二課長 原市分署長 上平分署長 伊奈分署長	東消防署 -管理課 -消防第一課 -消防第二課 -原市分署 -上平分署 -伊奈分署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現地調査に関する事</li> <li>2 災害警戒に関する事</li> <li>3 救出、救助に関する事</li> <li>4 火災及び水防に関する事</li> </ol>
			西消防署長	消防第一課長 消防第二課長 大谷分署長 平方分署長	西消防署 -消防第一課 -消防第二課 -大谷分署 -平方分署
議会事務局	議会事務局長	議会事務局次長	議会総務課長 議事調査課長	議会事務局* (議会総務課) (議事調査課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 上尾市議会災害対策支援本部との連絡調整に関する事</li> <li>2 市議会議員に対する情報提供に関する事</li> <li>3 市議会議員からの要望、要請等の取りまとめに関する事</li> </ol>
教育総務部	教育総務部長	教育総務部次長	教育総務課長	教育総務課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育施設の点検・応急措置に関する事</li> <li>2 学校教育施設の災害復旧に関する事</li> <li>3 災害救助法に基づく学用品(教科書)の確保・調達に関する事</li> <li>4 避難所(市立小・中学校に限る)のWi-Fi利用に関する事</li> </ol>
			生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 社会教育施設の点検・応急措置に関する事</li> <li>3 社会教育施設の災害復旧に関する事</li> <li>4 民間諸団体の連絡調整に関する事</li> <li>5 文化財の被害調査及び応急対策・保護に関する事</li> <li>6 避難所の収容が困難な場合における、公民館等の一時滞在施設としての開設、閉鎖に関する事</li> <li>7 図書館、その他社会教育施設との連絡調整に関する事</li> </ol>
			スポーツ振興課長	スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の安全確保及び避難誘導に関する事</li> <li>2 市立スポーツ関連施設の点検・応急措置に関する事</li> <li>3 市立スポーツ関連施設の災害復旧に関する事</li> <li>4 市立スポーツ関連施設との連絡調整に関する事</li> </ol>

第2編 第2章 第1節 活動体制計画

部・室	職 制			課・班	所掌事務
	部長	副部長	課・班長		
教育総務部	教育総務部長	教育総務部次長	図書館長	図書館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の安全確保及び避難誘導に関すること</li> <li>2 図書館の点検・応急措置に関すること</li> <li>3 図書館の災害復旧に関すること</li> </ol>
学校教育部	学校教育部長	学校教育部次長	学務課長	学務課*	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における児童生徒の避難に関すること(市立中学校)</li> <li>2 緊急時における学校への命令伝達に関すること(市立中学校)</li> <li>3 災害時における児童生徒の応急教育に関すること(市立中学校)</li> <li>4 リ災児童生徒の教育に関すること</li> <li>5 その他、学校教育に関すること</li> <li>6 災害救助法に基づく学用品(その他)の確保・調達に関すること</li> <li>7 児童生徒、教職員及び家族の被害調査に関すること</li> </ol>
			指導課長	指導課 (教育センターを含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における児童生徒の避難に関すること(市立小学校(高崎線以東))</li> <li>2 緊急時における学校への命令伝達に関すること(市立小学校(高崎線以東))</li> <li>3 災害時における児童生徒の応急教育に関すること(市立小学校(高崎線以東))</li> <li>4 その他、学校教育に関すること</li> <li>5 災害救助法に基づく学用品(補助教材)の確保・調達に関すること</li> </ol>
			学校保健課長	学校保健課 (中学校給食共同調理場を含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における児童生徒の避難に関すること(市立小学校(高崎線以西))</li> <li>2 緊急時における学校への命令伝達に関すること(市立小学校(高崎線以西))</li> <li>3 災害時における児童生徒の応急教育に関すること(市立小学校(高崎線以西))</li> <li>4 児童生徒の健康保持に関すること</li> <li>5 学校給食の復旧に関すること</li> <li>6 その他、学校教育に関すること</li> </ol>
地区本部	-	-	各支所長 出張所長 公民館長	支所班* 出張所班 公民館班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所開設・運営状況の集約に関すること</li> <li>2 市民協働推進課への地区の状況報告に関すること</li> <li>3 避難所からの要請集約・市民協働推進課への要請に関すること</li> <li>4 住民等から地区本部への電話対応・記録集計に関すること</li> <li>5 施設の応急点検等</li> </ol>
-	-	-	-	避難所班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所の開設・運営・閉鎖に関すること</li> <li>2 被害状況の収集・地区本部への報告に関すること</li> <li>3 避難者の誘導・受入・保護に関すること</li> <li>4 避難者把握・避難者名簿の作成に関すること</li> <li>5 避難所における情報収集・情報提供に関すること</li> <li>6 地区本部への避難所状況の報告に関すること</li> <li>7 救援物資のとりまとめ、地区本部への支給要請に関すること</li> </ol>

※指定避難所となっている公民館は施設管理者としての対応が別途必要



複数職制に共通する事務分掌

対象部課班	所掌事務
全部課・班共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係課班との連絡調整・連携に関する事</li> <li>2 活動・収集情報の情報集約班への報告に関する事</li> <li>3 災害活動記録に関する事</li> <li>4 課班の参集職員の把握に関する事</li> <li>5 その他、本部長からの指示に関する事</li> </ol>
各部集約課・班共通 (課班名に「*」がついている課班)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配備職員の把握及び報告に関する事</li> <li>2 部内職員の配置調整に関する事</li> <li>3 その他部室内各課班に属さない事</li> </ol>
都市整備部共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内被害状況の確認・安全パトロールに関する事</li> </ol>

## 第2節 職員配備計画

全 部

災害応急対策活動の実施に必要な要員を動員配備し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

## 1 職員の配備

## (1) 配備体制及び配備基準

職員の動員に当たっては、動員調整班を中心とし、各部長、各副部長、各課・班長は必要な部門を動員する。また各課・班長は、職員の動員状況を把握し、本部へ報告を行う。なお、警戒体制一号・二号、非常体制一号・二号配備人数等については、資料2-3に記載する。

## 配備体制及び配備基準

配備体制		配備基準
待機体制 指揮者： 総務部長	—	気象注意報が発表された場合に、災害の発生が予測されるとき又は軽微な災害が発生したとき若しくは洪水予報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合に、情報収集及び応急対策に必要な人員を動員する。
警戒体制 （原則として市本部を設置しない体制） 指揮者： 副市長	一号配備	気象警報が発表された場合に、災害の発生が予測されるとき又は災害が発生したとき若しくは洪水予報（氾濫警戒情報：警戒レベル3相当）の発表後に、引き続き水位が上昇し高齢者等避難の発令判断を行う場合に、情報収集及び応急対策に必要な人員を動員する。
	二号配備	警戒体制一号配備中に、災害の規模が拡大するおそれがあるとき又は拡大したときに、情報収集、被害状況の調査及び応急対策に必要な人員を動員する。
非常体制 （市本部を設置し、災害応急活動を実施する体制） 指揮者： 市長	一号配備	洪水警報の発表後、河川の水位が氾濫危険水位を突破、洪水予報（氾濫危険情報：警戒レベル4相当）が発表され、避難指示等の発令判断を行う場合。また、特別警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれがあるとき又は発生したときに、市本部を設置し、当該本部の構成員のうち、本部長（市長）が必要と認める人員を動員する。
	二号配備	激甚な災害が発生した場合は、本部長が全職員（※4）を動員する。ただし業務継続計画（BCP）を考慮する。

※1 待機体制は、総務部長、行政経営部長、都市整備部長及び消防長の状況判断により、統括部・避難所班・各課被害状況調査担当職員等の動員する人員を定め、参集させ、副市長に報告のうえ、状況に応じて警戒体制一号配備に移行する。

※2 待機体制・警戒体制一号・二号配備及び非常体制一号配備の動員人員は、統括部・避難所

班及び、その状況に応じて必要な課班を立ち上げ、又は災害発生の規模や避難所を開設する地区が限定されるなどの判断により、その動員する人員の規模を縮小して体制を組むことができる。また、待機体制及び警戒体制時より、必要に応じ、危機管理防災課経験職員や総務部管理職を災害対応の応援として参集要請することができる。動員調整班は統括部の応援職員を検討する際は、危機管理防災課経験職員（おおむね5年以内）の活用を優先的に検討することとする。

※3 非常体制一号・二号配備における指揮者（市長）は、被害状況に応じ、当該本部員の了承の上、地区本部の動員する人員を他の課・班活動に応援又は振り替えて活動させることができる。

※4 非常体制二号配備の全職員とは、特別職、一般職、再任用フルタイムの各職員のうち、BCPによる必要最小限の当該業務に従事する職員を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集・当面の応急対策などの災害業務を行う職員をいう。指揮者（市長）は、長期化する場合の交代要員・期間等を考慮し、本部員会議を経た上で決定する。

※5 洪水注意報：警戒レベル相当とは本章第6節「注意報及び警報伝達計画」1(6)ア(ア)洪水予報の種類による警戒レベル相当とする。

(2) 職員の参集場所

職員区分	参集場所
統括部	本庁舎庁議室 ※被災状況により、本庁舎7階大会議室等を使用
地区本部	各支所、本庁舎7階大会議室等
その他職員の課・班	災害時職員配備体制による（避難所班は、年度当初に危機管理防災課に指定された避難所）
消防職員	消防で定める基準による（市本部を設置する場合、消防長は非常体制一号配備から本庁舎）

2 職員の動員

(1) 動員の方法

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。なお、学校の教職員の参集については、教育委員会が別に定める。

ア 勤務時間内

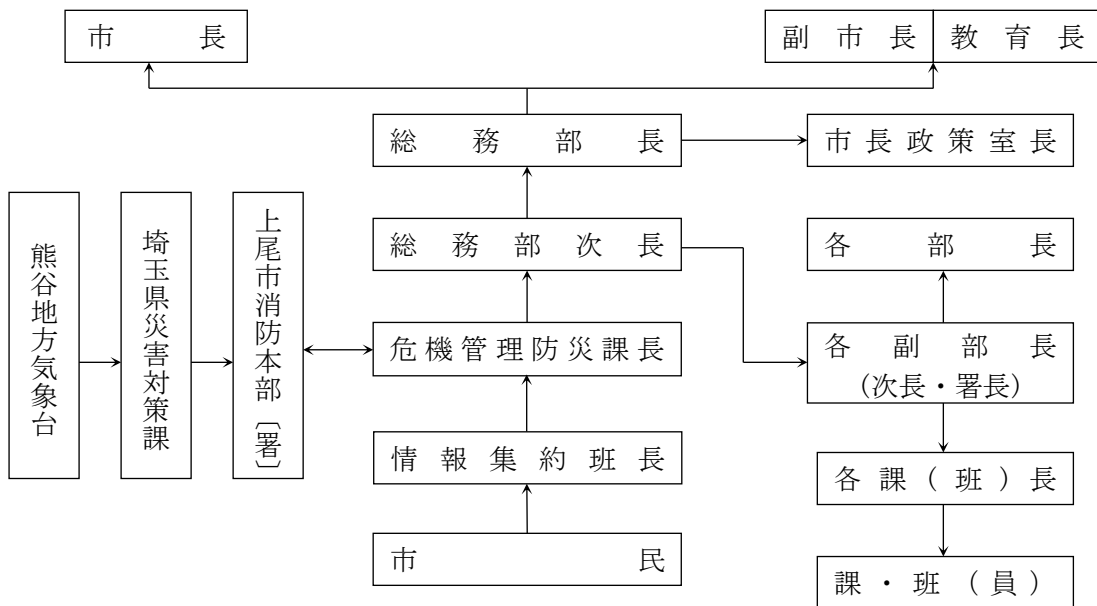
庁内放送・グループウェアの掲示板機能・電話・FAXあるいは使送（伝令）等の手段により行う。

イ 勤務時間外

安否確認・一斉情報伝達システムを活用する。

又は、電話等を活用し、各部署の緊急連絡網により行う。

《連絡系統図》



(2) 情報伝達が不可能な場合の自主参集

休日、勤務時間外等に、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所定の場所に参集する。

ア 職員は、発災後直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

イ 職員は災害の発生を覚知した場合は、参集伝達の有無にかかわらず、速やかに所定の場所に参集する。

ウ 参集途上の情報の収集、報告

参集途上の際、交通状況、被害状況などの災害情報を収集する。ただし、参集途上における災害情報の収集は、迅速な参集を第一とし、参集途上の範囲で把握できる情報とする。

収集した情報は、被害状況概要報告書で、情報集約班へ報告する。

また、本庁舎以外の場所に参集した職員は、被害状況概要報告書を作成し、所属長又は班長が集約しFAX又は電話で情報集約班に報告する。有線が使用不可の場合は、なんらかの

方法で報告する。

(3) 参集時の報告

参集した職員は所属長又は課・班長に参集、被災状況を報告する。報告を受けた所属長又は課・班長は、統括部情報集約班へ参集状況を速やかに報告する。

(4) 名簿の作成及び整理

統括部動員調整班は名簿を作成、整理して参集状況を把握する。

(5) 非常参集

市職員は、勤務時間外等に大規模災害が発生し、市域に相当規模の被害が予想される場合は、自転車又は徒歩により所定の配備場所に参集する。また、交通機関利用者で交通途絶等により、直ぐに所定の配備につくことができないときは、当分の間、バイク・自転車等により所定の配備場所又は最寄りの支所・出張所若しくは市の公共施設に参集するよう努めなければならない。所属する配備場所以外の場合においては、当該施設管理者等の指示に従って応急活動に従事する。

## 第3節 事前措置及び応急措置等計画

消防本部

市域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市長は災害の拡大を防止するため必要な事前措置及び応急措置等を行う。

### 1 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、次の措置をとる。

(1) 出動命令等

市長は、消防機関又は水防団に対して、出動の準備をさせ、又は出動を命ずるものとする。  
(災対法第58条)

(2) 事前措置

市長は、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。(災対法第59条第1項)

(3) 避難の指示等

人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示するものとする。(災対法第60条)

### 2 応急措置

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。(災対法第62条)

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 警戒区域の設定等（災対法第63条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

(2) 市域の民間の土地、建物等の工作物の一時使用、土石等の物件の使用・収用（災対法第64条第1項）

(3) 工作物の除去、保管等（災対法第64条第2項及び第3項）

(4) 知事の指示に基づく応急措置

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をすることができる。(災対法第72条第

1項)

### 3 従事命令

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置の実施のために必要な人員、物資、施設等が市民の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がないときは、次の事項について従事命令を発して応急活動を行う。

- (1) 市域の住民又は現場にある者に対する災害応急対策作業への従事（災対法第65条第1項）
- (2) 火災現場付近にある者に対する消防作業への従事（消防法第29条第5項）
- (3) 市域の住民又は水防の現場にある者に対する水防作業への従事（水防法第24条）

### 4 損害補償

#### (1) 損失補償

市は、前記2の(2)による工作物の使用、収用等の処分が行われたときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災対法第82条第1項）

#### (2) 損害補償

市民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、若しくは障害の状態となったときは、市は、条例を整備し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。（災対法第84条）

### 5 警察官の応急措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、市長又はその権限を代行する市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

- (1) 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災対法第63条第2項、警察官職務執行法第4条第1項）
- (2) 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災対法第64条第7項、警察官職務執行法第4条第1項）
- (3) 区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（災対法第65条第2項、警察官職務執行法第4条第1項）

## 第4節 災害救助法適用計画

統括部（危機管理防災班）

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、又は、災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれ段階に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法が適用となった場合、活動における職権が異なり災害救助法の適用基準、適用時の措置等について整理する。

### 1 実施機関

救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施について、その一部を委任された場合は、市長が行う。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

### 2 救助法の適用基準

#### (1) 救助法の適用基準

救助法に基づく救助は、市町村単位に、原則として同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合、又は、災害発生前であっても住民等の円滑な避難等の災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害が発生するおそれ段階に適用される。

なお、本市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

市の救助法適用基準

①	市内の住家滅失世帯数	100世帯以上	救助法施行令第1条第1項第1号
②	県内の住家滅失世帯数	2,500世帯以上	救助法施行令第1条第1項第2号
	市内の住家滅失世帯	50世帯以上	
③	県内の住家滅失世帯数	12,000世帯以上	救助法施行令第1条第1項第3号前段
	市内の住家滅失世帯数	多数	
④	災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。		救助法施行令第1条第1項第3号後段
⑤	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。		救助法施行令第1条第1項第4号



(2) 住家被害認定基準

住家、世帯、全壊、半壊等の認定基準は、「災害の被害認定基準等」(資料3-2)に定めるところによる。

(3) 住家滅失世帯数の算定方法

住家の滅失世帯数は、次の基準により換算し算定する。

ア 住家が全壊、全焼、流失等により住家の滅失した世帯を1世帯とする。

イ 住家が半壊、半焼等により著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

滅失世帯数 = (全壊・全焼・流失等世帯数) + (半壊・半焼等世帯数 × 1 / 2) + (床上浸水等世帯数 × 1 / 3)

3 救助法の適用要請等

市は、2の「(1) 救助法の適用基準」に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、県知事に対し、救助法の適用を要請する。

4 救助法による救助の種類と実施者

救助法による救助の種類ごとの実施期間及びその実施者は、次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の供与、福祉避難所の設置	7日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (ただし、助産分べんした日から7日以内)	医療班派遣 = 県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは市)
学用品の給与	教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	(建設型応急住宅) 20日以内に着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに借上げ、提供 ※提供期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定 = 市 設置 = 県 (ただし、入退去、維持管理について委任したときは市)
被災した住宅の応急修理	3か月以内 (災対法に基づく国の災害対策本部が設置された	市

救助の種類	実施期間	実施者区分
	場合は6か月以内) に完了	
遺体の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

なお、災害が発生するおそれ段階での救助については、次のようになる。

避難所の供与は、救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判断し、現に救助の必要がなくなった日までの期間、実施する。実施者は、都道府県知事若しくは知事の委任を受けた市町村が実施する。同時期に、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバス借り上げ等を実施する場合は、避難所の供与を行うものが実施する。

## 第5節 応援協力要請計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班・動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 消防本部

---

災害時に、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、必要な応急救助を実施する。

### 1 応援要請の判断基準

災害に対処するために必要な応急措置を実施するため、応援協定締結先、県等に応援を求めるが、その判断は、おおむね次のような事態に際して行う。

- (1) 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- (2) 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- (3) 夜間や暴風雨時で被害状況の把握が十分にできない状況下であって、職員との連絡が困難であり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

### 2 応援協定等に基づく要請

市は、大規模災害の発生に備え、相互応援協定及び覚書を締結している。

大規模災害が発生し、応援協定等に基づく応援が必要と判断した場合は、協定書で定められた手続に従い、直ちに応援を求める。（資料4-2）

### 3 他市町村長への応援要求

市長は、市域に災害が発生した場合に、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

### 4 知事等への応援要請等

市長は、知事、指定地方行政機関等に応援又は応援のあつせんを求める場合は、県（消防課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書でできないときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災対法第68条
自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合	本章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」参照	自衛隊法第83条 災対法第68条の2
指定地方行政機関、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	1 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 2 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに放送要請のあつせんを求める場合	1 放送要請の理由 2 放送事項 ・希望する放送日時及び送信系統 ・その他必要な事項	災対法第57条
近隣市町との消防相互応援協定、埼玉県下消防相互応援協定又は緊急消防援助隊の応援要請	本章第11節「消防活動計画」参照	消防組織法第39条 消防組織法第44条

市は、単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。派遣要請を受けた県は、県災害対策本部各部、支部及び市町村から応援職員を派遣する。

## 5 県防災ヘリコプターの出場要請

発災時に、県防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第27節「県防災ヘリコプター出場要請計画」の定めるところにより、知事に県防災ヘリコプターの出場を要請する。

## 6 応援受入体制の確保

### (1) 連絡窓口の明確化

市長は、県、他市町村等との連絡や情報交換等を行うため、統括部動員調整班に連絡窓口を設置する。

(2) 搬送物資受入施設の整備

県、他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、地域の活動拠点として指定している中学校等の中から、被災状況等を考慮して適切な施設を選定し、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行う。

(3) 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立する。

感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の対策を講じることが望ましい。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

## 7 広域応援受入体制の確保

市域の被害が拡大し、さらなる応援体制を必要とするときは、受援計画等に基づき、国・埼玉県を始め、他の地方自治体（災害時相互応援に関する協定先も含む。）、関係機関、災害支援ボランティア等から幅広く広域的な応援を受け入れる。この場合、本節2～6までを準用して対応する。

## 第6節 注意報及び警報伝達計画

統括部（危機管理防災班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課） 消防本部（指令課）

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に収集・伝達して防災対策の適切な実施を図り、被害の防止又は被害の軽減を図る。

### 1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

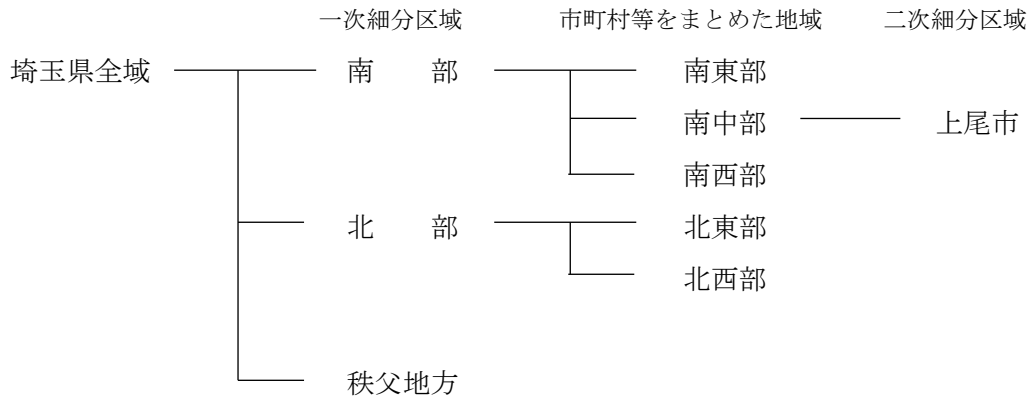
熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。

#### (1) 対象地域

熊谷地方気象台は、気象現象に伴う災害の発生が予想される地域を限定できる場合には、その地域を指定して注意報又は警報を発表する。

指定する地域は、一次細分区分として県内を3つの地域に、二次細分区分として市町村等をまとめた地域として、南部を3地域、北部を2地域に細分して行われる。

本市は、一次細分区域：南部の市町村等をまとめた地域：南中部に該当する。



#### (2) 種類及び発表基準（南部：南中部：上尾市）

種		類	発表基準	
注 意 報	一般の 利用に 適合す るもの	気 象 注 意 報	風 雪	平均風速が11m/s以上で、雪を伴う
			強 風	平均風速が11m/s以上
			大 雨	表面雨量指数基準：8 土壌雨量指数基準：78
			大 雪	12時間降雪の深さ5cm以上
			濃 霧	視程100m以下
			雷	落雷等で被害が予想される場合
			乾 燥	最小湿度25%以下、実効湿度が55%以下

			着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
			融雪	※現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない。	
			なだれ		
			霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
			低温	夏期：低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期：熊谷地方気象台で最低気温-6℃以下	
		※地面現象注意報			大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水注意報			浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水注意報			流域雨量指数基準： 綾瀬川流域=9.6、原市沼川流域=6、 鴨川流域=9.6、江川流域=6.4、芝川流域=6 複合基準： 綾瀬川流域=(5, 9.6)、 原市沼川流域=(5, 6)、 鴨川流域=(5, 9.3)、江川流域=(5, 6.4)、 芝川流域=(5, 5.7)、荒川流域=(6, 43.7)
		水防活動の 利用に 適合するもの	水防活動 用気象 注意報	大雨	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ
			水防活動 用洪水 注意報	洪水	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ
警報	一般の 利用に 適合するもの	気象警報	暴風	平均風速20m/s以上	
			暴風雪	平均風速20m/s以上で、雪を伴う	
			大雨 (浸水害)	表面雨量指数基準：18	
			大雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準：114	
			大雪	12時間降雪の深さ10cm以上	
		※地面現象警報			大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
		※浸水警報			浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

		洪水警報	洪水	雨量基準：3時間雨量が90mm以上の場合 流域雨量指数基準：綾瀬川流域10、鴨川流域14 綾瀬川流域=12.1、原市沼川流域=7.5、 鴨川流域=12、江川流域=8、芝川流域=7.6 複合基準： 江川流域=(6, 7.9)、荒川流域=(6, 64.3)
水防活動の 適合するもの 利用に	水防活動 用気象 警報		大雨	一般の利用に適合する大雨警報と同じ
	水防活動 用洪水 警報		洪水	一般の利用に適合する洪水警報と同じ

(注)① 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県の過去の発生状況と気象条件との関係を調査して定めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

② 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

③ 注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続する。

④ 注意報・警報文の構成

- ・ 標題：発表する注意報・警報の種類及び発表地域名を示す。
- ・ 発表年月日時分、発表気象官署名
- ・ 注意警戒文：いつ・どこで・何が、で組み立てた気象現象の予測及び防災上の注意・警戒事項を示す。
- ・ 本文：二次細分区ごとに注意報や警報の発表・解除・継続の状況を明記し、特記事項には、警報に切り替える可能性や土砂災害や浸水害への警戒事項を記述する。  
また、二次細分区ごとに注意・警戒すべき期間、現象のピーク、量的な予想の最大値を記述する。

付加事項には、防災上留意すべき事項を記述する。

⑤ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

また、複合基準は（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

風水害に関する特別警報の種類及び発表基準

種別	気象庁の基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度となる大雨が予想される場合

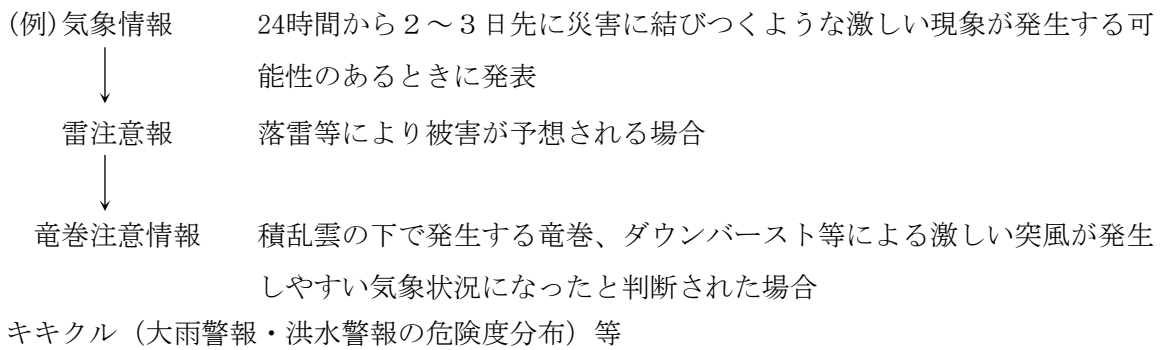


	(※1～3)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合(※4)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	十数年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合(※5)

- ※1 以下①、②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される地域の中で、浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表する。
- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現したとき。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現したとき。ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。
- ※2 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表する。なお、激しい雨とは1時間に概ね30mm以上の雨を指す。
- ※3 雨に関する50年に一度の値 48時間雨量：347mm 3時間雨量：126mm 土壌雨量指数：220
- ※4 伊勢湾台風級(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。
- ※5 県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。なお、市の50年に一度の積雪深値(熊谷地方気象台)は、35cmである(ただし、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、あくまでも参考値として示されているもの)。
- ※6 噴火、地震に関する特別警報は、それぞれ噴火警報(レベル4以上)、緊急地震速報(震度6弱以上)が特別警報に位置づけられている。

### (3) 気象情報

気象情報は、異常気象等の情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、異常気象の起こる可能性が高まった場合や注意報・警報の内容を補足し、実況資料及び防災に対する注意事項を含め熊谷地方気象台が発表する。発表される情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。



種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※ 「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、

かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、埼玉県と熊谷地方气象台が共同で発表する防災情報である。市が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等への活用を目的としている。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ア 発表及び解除

県と熊谷地方气象台は、大雨警報発表後、次の基準に達したときに、土砂災害警戒情報を発表又は解除する。

発表基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報発表中に、降雨の実況値及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が発表基準に達した場合</li> <li>・より嚴重な警戒を呼びかける必要がある場合や、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要がある場合</li> </ul>
解除基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測される場合</li> <li>・無降雨状態が長時間続いている場合</li> </ul>

イ 市の措置

市長は、県等関係機関から注意報、警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係団体に伝達する。

また、土砂災害警戒情報の発表で、市域が警戒対象となった場合、市長は、土砂災害警戒情報を参考に、斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し避難指示等を発令する。

ウ 特徴及び利用にあたっての留意点

(7) 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないこと。

(4) 土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないこと。

(6) 水防情報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく洪水予報は、県内を3区域6地域に細分して熊谷气象台が発表するものと、国土交通大臣が指定した河

川について気象庁予報部と関東地方整備局が共同して発表するもの、県が指定した以外の河川について埼玉県県土整備部河川砂防課と気象庁予報部共同で発表するものがある。水防警報は、国土交通大臣又は埼玉県知事が指定した河川について実施することとなっており、本市に含まれるものは、次のとおりである。（なお、ここに記載していない芝川は、別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルを参照のこと。）

ア 国土交通省関東整備局と気象庁予報部が共同して発表する洪水予報

(ア) 洪水予報の種類

警戒レベル相当	予報種類	水位の名称	解説	市・市民の求める行動等
レベル1	発表なし	水防団待機水位から 氾濫注意水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	水防団待機
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位から避難判断水位	水防団が出動して水防活動を行う目安となる水位	・市民は洪水に関する情報に注意
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位から氾濫危険水位	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階	・市は高齢者等避難発令を判断
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した時から氾濫発生	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況	・市は避難指示の発令を判断 ・避難していない市民への対応
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	—	・市民の避難完了 ・逃げ遅れた市民の救助等 ・新たに氾濫がおよぶ区域の市民の避難誘導

(イ) 洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）

国土交通大臣が指定した河川について気象庁予報部と関東地方整備局が共同して発表するもの

河川名	区 域	洪水予報基準観測所
荒 川	左岸：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで 右岸：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで	熊谷、治水橋 岩渕水門（上）

(ウ) 洪水予報実施区域及び基準点

河川名	基準観測所	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)

荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00 m	3.50 m	5.00 m	5.50 m
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00 m	7.50 m	12.20 m	12.70 m
	岩淵水門(上)	東京都北区志茂五丁目	3.00 m	4.10 m	6.50 m	7.70 m

イ 国土交通大臣が発表する水防警報

(7) 河川名及びその区域

国土交通大臣が指定した河川について荒川上流河川事務所が発表するもの

河川名	基準水位観測所	水防警戒区域	発表を行う者
荒川	熊谷	左岸 自：埼玉県深谷市荒川字下川原5番の2地先 至：同県上尾市大字平方横町434番1地先 右岸 自：埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先 至：同県川越市大字中老袋字田島289番1地先	荒川上流河川事務所
	治水橋	左岸 自：同県上尾市大字平方横町433番5地先 至：同県戸田市大字早瀬1丁目4335番 右岸 自：同県川越市大字中老袋字田島301番1地先 至：東京都板橋区三園町2丁目	荒川上流河川事務所
	岩淵水門(上)	左岸 自：埼玉県戸田市大早瀬1丁目4329番地先 至：河口 右岸 自：東京都板橋区三園町2丁目80番5地先 至：河口	荒川上流河川事務所

(4) 水防警報の対象となる水位標と水位

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	氾濫危険水位(危険水位)	避難判断水位(洪水予報時の参考掲載)
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00 m	3.50 m	5.50 m	5.00 m
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00 m	7.50 m	12.70 m	12.20 m
	岩淵水門(上)	東京都北区志茂五丁目	3.00 m	4.10 m	7.70 m	6.50 m

ウ 知事が発表する水防警報

(7) 河川名及びその区域

埼玉県知事が指定した河川について埼玉県河川砂防課が発表するもの

河川名	区 域
鴨川	左岸 自：上尾市西宮下4丁目(揺木橋下流端) 至：さいたま市西区水判土字堀之内102-1地先 右岸 自：上尾市向山263-11(揺木橋下流端) 至：さいたま市西区中野林字袋346-3地先

(イ) 水防警報の対象となる水位標と水位

(A P : 荒川工事基準面)

河川名	水位標名	地 先 名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)
鴨 川	日 進 上	さいたま市北区日進二丁目	AP. 6. 75 m	AP. 7. 60 m	AP. 7. 85 m	-

エ 水防警報の種類

水防警報の種類及び発表様式は次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が、解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。

(7) 消防法第22条に基づく火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたとき、熊谷地方気象台長が知事に通報する。

(7) 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合。

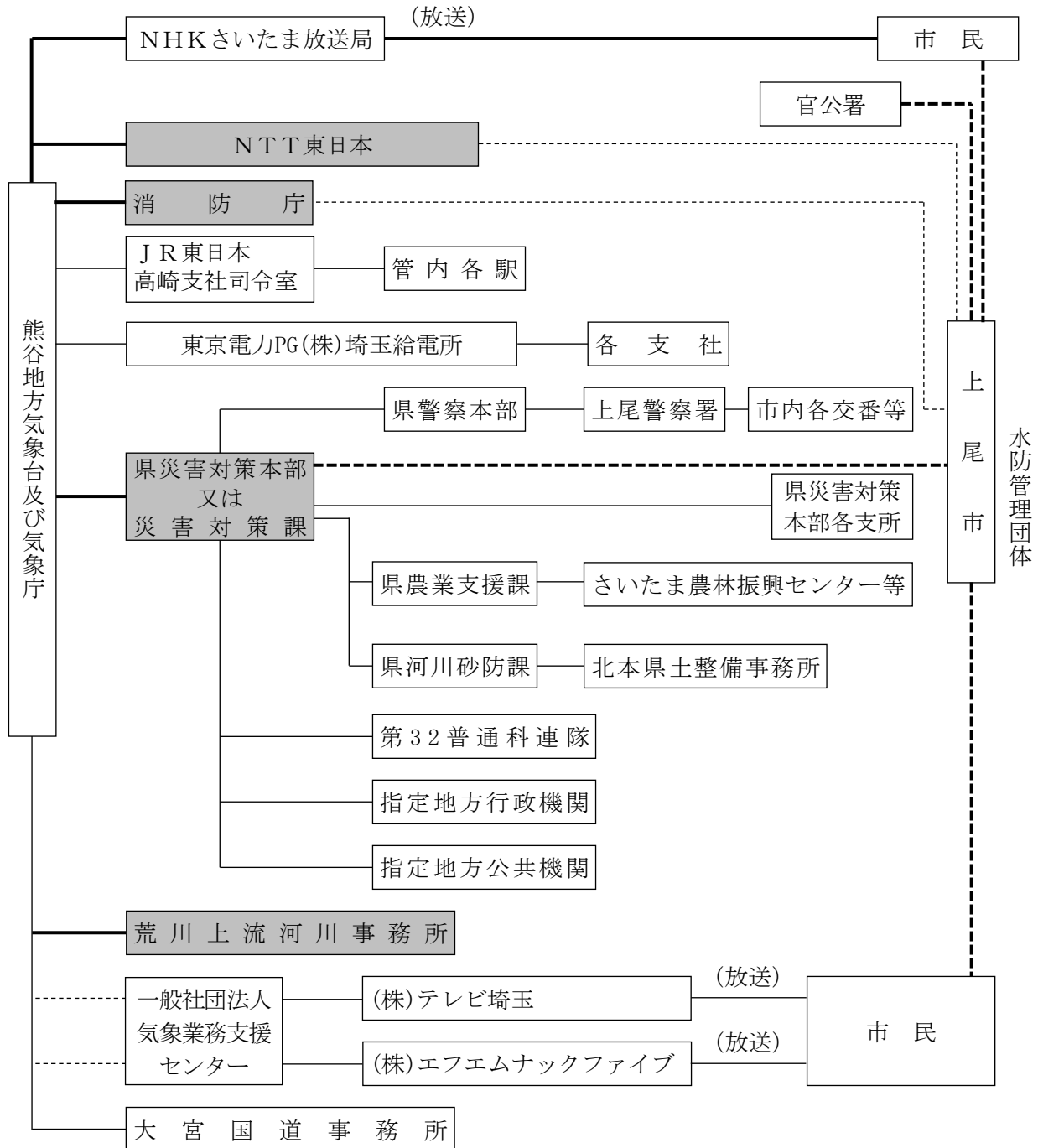
- (イ) 平均風速が11m/s以上。ただし、降雨・降雪中は除く。
- (ウ) 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合。

イ 火災警報

市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表する。

2 気象注意報・警報等の伝達

気象注意報・警報等の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行う。



- 凡例
- 法令（気象業務法）による伝達又は周知経路（義務）
  - 法令（気象業務法）による市民への伝達又は周知経路（努力義務）
  - - - - 上記のうち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられる伝達経路
  - 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
  - 法令（気象業務法施行令第8条第1号）の規定に基づく法定伝達先



### 3 異常な現象発見時の通報

災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は、次の要領による。

#### (1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。さらに、何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

#### (2) 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、次の伝達系統図により気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

#### (3) 前項通報のなかで気象庁に行う事項

##### ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

##### イ 地震・火山に関する事項

##### (7) 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

##### (4) 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

#### (4) 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

#### (5) 現象の説明

##### ア 噴火現象

噴火（爆発、熔岩流、泥流、軽石流、熱雲流）、それに伴う降灰砂等

##### イ 噴火以外の火山性異常現象

##### (7) 火山地域での鳴動の発生

##### (4) 火山地域での地震の群発

##### (7) 火山地域での山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

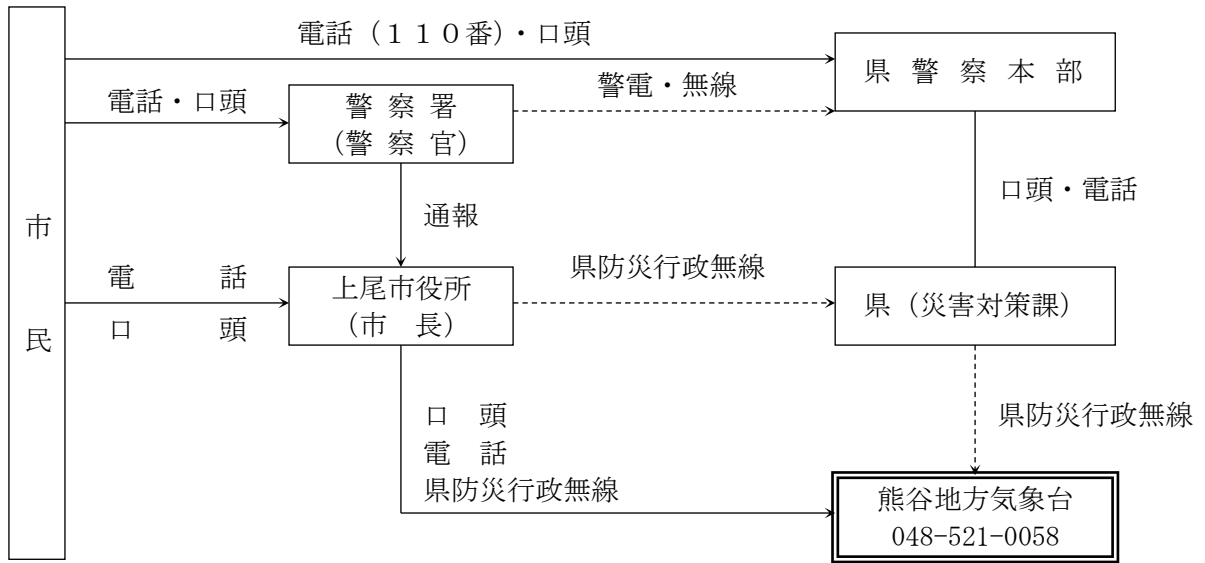
##### (5) 噴火口、火口の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量・色・温度、昇華物等の顕著な異常変化

##### (4) 火山地域での湧泉の新生、枯渇・量・味・臭・濁度・温度の異常等顕著な変化

##### (4) 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生・拡大、移動、それらに伴う草木の立枯れ等

##### (4) 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量・臭・色・濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石・魚類等の浮上等

異常現象の通報、伝達経路

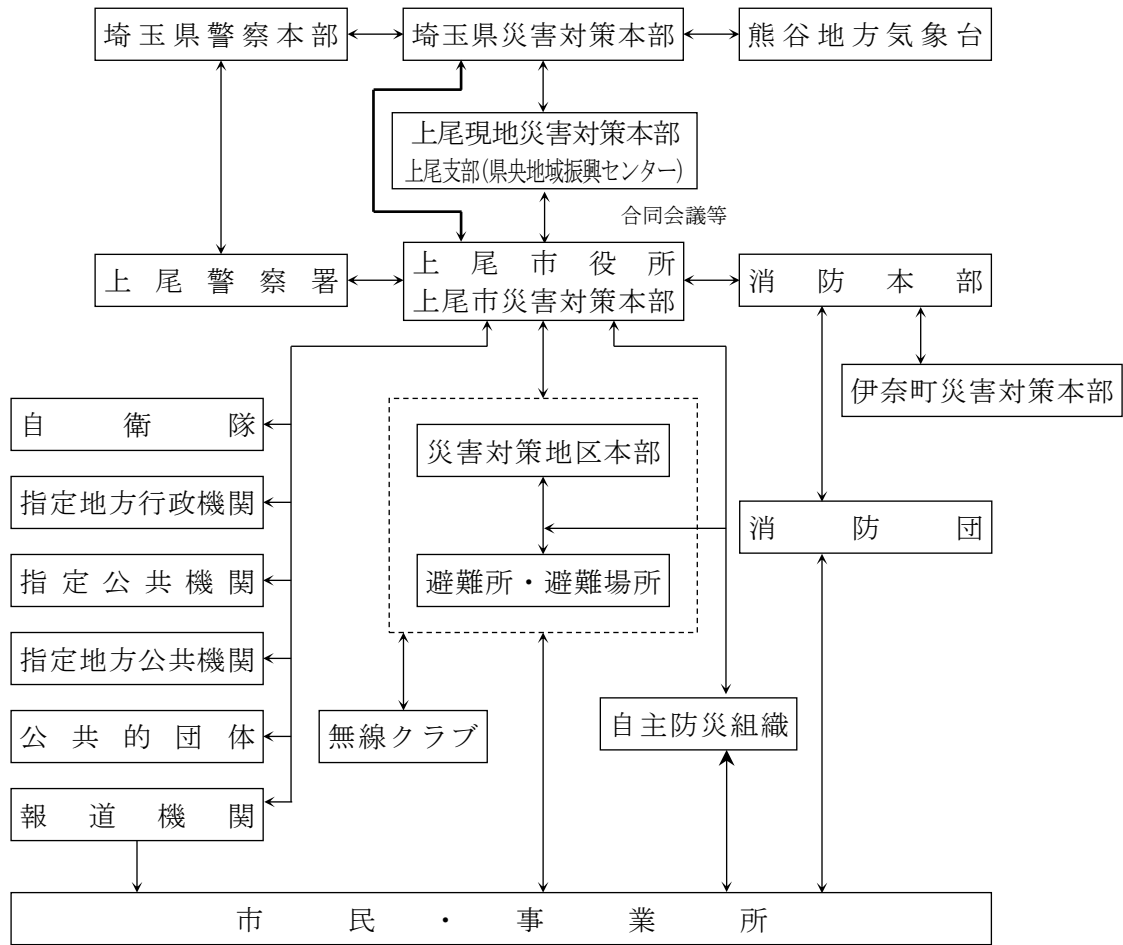


第7節 災害情報計画

全 部

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集する。

1 被害状況等の情報連絡系統



2 風水害時に収集すべき情報

(1) 警戒体制時の調査活動

副市長は、警戒本部で気象・水防情報を収集、分析し、災害の発生のおそれがある、又は災害が発生しつつあると判断される場合、速やかに市本部事務局による現地調査の実施を指示する。

調査に当たっては、過去の水害から調査地区を推定し、効率よく調査を行う。

警戒段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
① 予警報	○予警報の内容 ○予想される降雨及び災害の程度	発表後、即時	・県防災行政無線 ・テレビ、ラジオ ・インターネット
② 雨量等の気象情報の収集	○降雨量 ・先行雨量 ・近隣市町の降雨状況 ・時間雨量の変化 ・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況 ○土砂災害警戒情報	随 時	・テレビ、ラジオ ・県水防情報システム ・雨量観測実施機関等からのFAX等 ・インターネット
③ 危険箇所等の情報収集	○河川周辺地域等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想時期 ・河川の氾濫の予想箇所	随 時	・二号配備要員によるパトロール ・消防署・警察署 ・消防団員 ・自主防災組織
④ 市民の動向	○警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等） ○自主避難の状況	避難所収容の後	・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・地区本部 ・避難所

(2) 市本部体制時の調査活動

発災後、直ちに市本部を設置するとともに、各課・班による、より詳細な被害状況調査を実施する。さらに災害の規模によっては、関係機関等から被害情報を収集する。

発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
① 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等） ・浸水区域、浸水高及びその拡大・減衰傾向 ・内陸滞水による浸水状況 ・土砂災害警戒情報の発表 ・発災による物的・人的被害に関する情報（特に死者・負傷者等人的被害及び発災が予想される事態に関する情報）	発災状況の覚知後、即時	・消防団員 ・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・公共施設の管理者等
	・ライフラインの被災状況（応急対策に障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況）	被災後、被害状況が確認された後	各ライフライン関係機関

② 市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所開設状況等）	避難所収容の後	・消防署・警察署 ・自主防災組織 ・地区本部 ・避難所
---------	------------------------------------	---------	--------------------------------------

ア 被害調査活動体制の確立

被害状況を的確に把握することは、応急対策の方針決定に大きく影響することから、早急に情報収集体制の確立を図る。

(7) 調査員の構成

建物、インフラ関係については都市整備部、上下水道部、家屋被害については、市民税課、資産税課、納税課、火災等については消防本部（予防課、東消防署、西消防署）、避難所・避難者関係については地区本部の職員をもって構成する。

(4) 班員の行動

防災活動マニュアルに基づき、市本部の被害調査、避難所の調査等時間の経過に応じた行動を行う。

イ 通信連絡体制の確立

市本部、地区本部、避難所班と連携を図り、通信連絡体制を確保する。

(7) 有線通信利用可能な場合

通信手段が不足する場合、市本部は、東日本電信電話(株)埼玉事業部災害対策室に臨時電話設置を要請する。

(4) 有線通信不可能な場合

各課・班との連絡は、防災行政無線（携帯）によって行い、必要に応じて避難所などの現場に可能な限り徒歩、自転車、バイクによる伝令を派遣する。

また、必要に応じてアマチュア無線上尾クラブの協力を要請する。

ウ 班員による被害調査活動

可能な限り徒歩、自転車、バイクにより現地に出向き、地区ごとに被害調査を実施し、被害調査報告書を作成する。

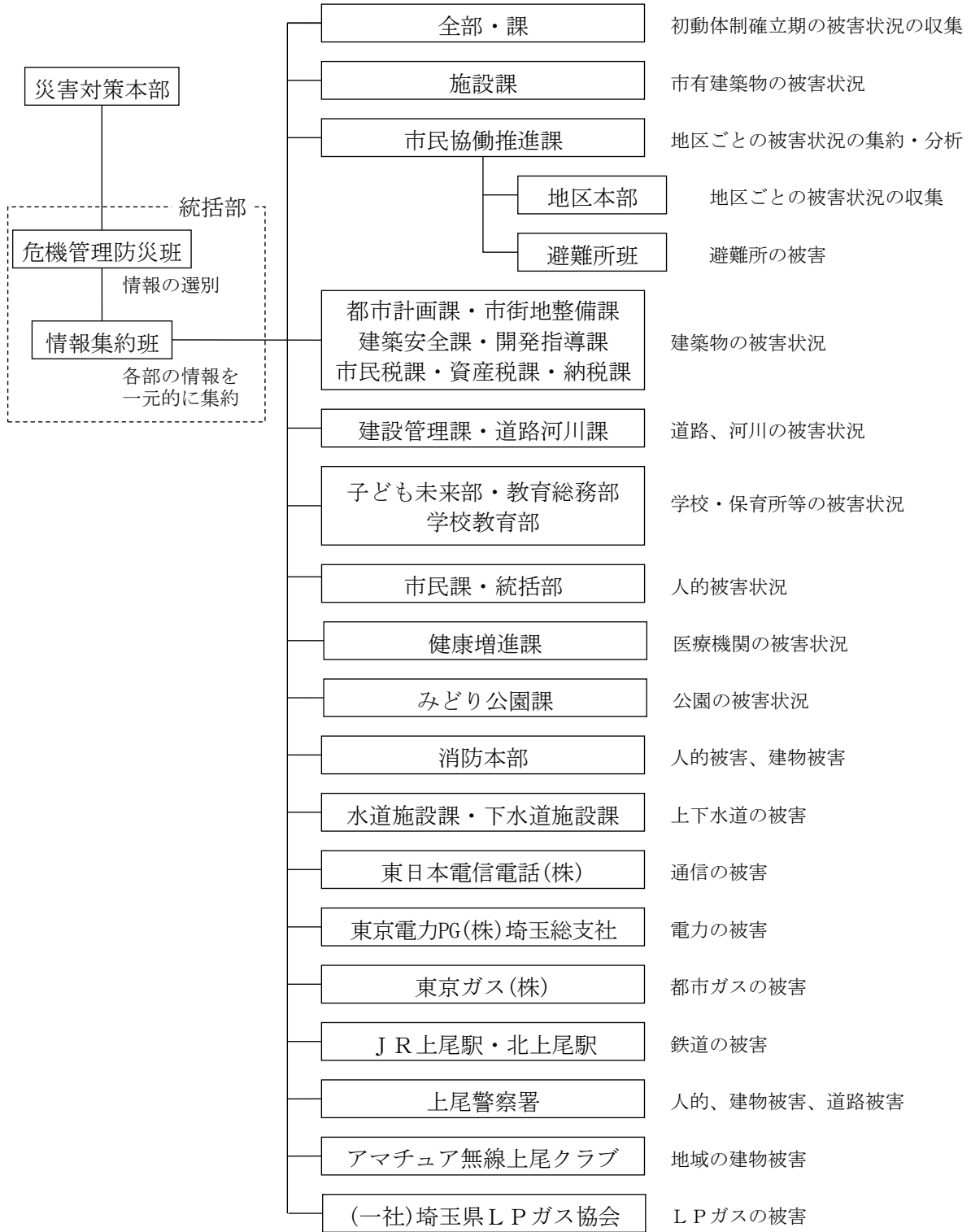
エ その他の情報収集

発災時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線上尾クラブ、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて、被害情報を収集する。

3 災害情報の収集体制

災害情報の収集体制は次のとおりとする。

災害情報の収集体制



## 4 災害情報の収集

## (1) 収集する災害情報

市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立し、次に掲げる災害情報の収集に努める。

情報の収集	項 目
必要な情報	家族・親戚等の安否確認
	避難可能な場所
	危険箇所の情報
	余震に関する情報
	緊急避難に関する情報
	各地区の被害情報
	人員・資機材確保
	施設の復旧状況
情報収集方法	テレビ・ラジオ等で収集
	参集者からの収集
	広報車、広報紙等からの収集
	インターネット（電子メールを含む）等による情報収集
	撮影機材による情報収集
	ヘリコプター、無人航空機による映像撮影
	通信設備・情報機器による広域情報
	通信衛星による動画像
情報分析・整理	情報収集
	情報別整理
	災害危険判定資料作成
	河川・道路・営繕・公園別整理
	避難所別整理
	被災箇所の施行経歴

## (2) 災害情報の収集

テレビ、ラジオ及び埼玉県災害オペレーション支援システム等により、災害情報の収集を行う。

## (3) 火災情報の収集

発災時の火災防止は、初動期の消火活動が被害の拡大防止に重要である。消防本部は東消防署、西消防署からの伝達情報、高所見張り員の配置による災害把握、巡回による災害把握、参集職員の途上の情報、119番受信時の情報、駆け付け通報、加入電話での災害通報等による積極的な情報把握に努める。

## (4) 人的被害情報の収集

人命救助活動は、発災直後からの初動期に、特に集中することが予想されるので、初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

消防本部は、課員、各課からの情報、警察署、防災関係機関との情報交換に基づき、人命救助に関する情報に遺漏がないように把握する。

ア 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これら情報の錯そう・混乱が生じないように十分留意して収集・把握する。

人的被害の情報源

①	職員からの情報
②	市民からの通報
③	避難所からの被災者情報
④	自主防災組織からの報告
⑤	医療機関からの負傷者救護状況報告
⑥	警察署、その他の防災関係機関の情報

イ 人的被害情報の内容

人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

人的被害情報の内容

①	死者の情報、行方不明者の情報
②	建物倒壊等による生き埋め情報
③	傷病者の情報

(5) 一般建築物被害の情報収集

一般建築物の被害に関する情報は、初動期の応急対策の実施の上で重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。

ア 初動期の建築物被害調査

発災直後の初動期に、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、被害状況調査担当課（都市計画課・市街地整備課・建築安全課・開発指導課）等の情報をとりまとめ、地区ごとの被害状況を把握する。

イ 初動期以降の建築物被害調査

被害状況調査担当課（建築安全課）は、初動期の建築物被害調査をもとに、被災した建築物の応急危険度判定を実施し、被害調査の結果をまとめる。

(6) 公共土木・建築施設被害の情報

本市が管理する公共土木施設及び公共建築施設（以下、「公共施設」という。）の被害については、基本的には被害状況調査担当課（建設管理課・道路河川課・施設課）が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等で記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各部が各関係機関から被害情報を把握する。

(7) ライフライン被害の情報収集

ライフラインの情報は、初動期の応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。



ア ライフライン被害調査

公共施設のライフライン被害は、被害状況調査担当課（水道施設課・下水道施設課）が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等で記録する。その他のライフラインは、本部が各事業者から被害状況を把握する。

イ ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報は、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして、市民への情報提供ができるように各事業者から復旧情報を把握する。

(8) 公共交通施設被害の情報収集

本部は、鉄道管理者から旅客列車、タンク車、貨車の転覆等による重大事故の情報及び運行・復旧に関する情報を把握する。また、バス等の公共輸送機関の被害状況、運行・復旧に関する状況を各関係機関から把握する。

(9) その他の被害の情報収集

その他の被害の情報収集としては、商業、工業等に関するもので担当する各部が事業者、関係団体等から把握する。

(10) 情報総括責任者の選任

市は、災害情報の収集、総括、県への報告等を行う情報総括責任者として総務部長を選任（代理者は危機管理防災課長）し、県央地域振興センターに報告する。

## 5 情報の報告

市域に災害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ、次により県に報告するとともに、災害応急対策に関する、市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

なお、県に報告ができない場合は、消防庁を通じて直接内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

ア 市域に、大雨等で死者及び負傷者、家屋の全壊、半壊、一部破壊及び浸水被害が発生した被害状況

イ 救助法の適用基準に合致するもの

ウ 市が市本部を設置したもの

エ 災害が近隣市町にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても、全体的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

オ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

カ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～オの要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

キ 地震が発生し、市内で震度5弱以上を観測したもの

ク その他災害の状況、それが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度
- オ 災害に対してとられた措置
  - (ア) 市本部の設置状況
  - (イ) 主な応急措置の状況
  - (ウ) その他必要事項
- カ 救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

(3) 報告の種別

ア 被害速報

「発生速報」と「経過速報」に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。

(ア) 発生速報

県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、同システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下「県要領」という。）様式第1号の「発生速報」（資料5-3）により県防災行政無線、FAX等で報告する。

(イ) 経過速報

県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか、2時間ごとに逐次必要事項を報告する。なお、同システムが使用できない場合は、県要領様式第2号の「経過速報」（資料5-4）により県防災無線、FAX等で報告する。

イ 確定報告

県要領様式第3号の「被害状況調」（資料5-5）により、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で県災害対策課に報告する。

(4) 報告先

ア 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は県災害対策課に報告する。また、県災害対策本部が設置された場合は、併せて上尾支部（県央地域振興センター）へ報告する。

なお、勤務時間外は、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線 200-6-8111

イ 消防庁への報告先

回線別		区分	平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話		03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災行政 無線	電 話		TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X		TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話		TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X		TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

## 第8節 災害通信計画

統括部（広報班・危機管理防災班・情報集約班）

市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡系統を明らかにしておくとともに、防災関係機関等の連絡先の周知に努める。

### 1 災害情報通信に使用する通信施設

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

(1) 報告又は通報先

- ア 県（本庁・出先機関）
- イ 市出先機関
- ウ 防災関係機関

(2) 通信施設の種類

- ア 県防災情報システム
- イ 県防災行政無線（地上系・衛星系）
- ウ 市防災行政無線（固定系）
- エ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

### 2 災害時優先電話の利用

災害時に電話が混み合い、通話が不能又は困難な場合、東日本電信電話(株)に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は発信専用として活用することを職員に徹底する。

### 3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市は、緊急な災害情報通信を行う必要があるときは、災対法第57条の規定に基づき通信施設の優先使用をすることができる。

(1) 有線電気通信設備、無線設備を使用する機関等の範囲

- ア 警察機関
- イ 消防機関
- ウ 水防機関
- エ 航空保安機関
- オ 気象業務機関
- カ 鉄道事業者
- キ 電気事業者

ク 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する範囲

ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合に、特別の必要があると認めるとき。

イ 災害が発生した場合に、その応急対策の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア 緊急の場合に混乱を生じないように、当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定める。

イ 市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、県警察本部長と協議する。

#### 4 非常通信の利用

台風、洪水、雪害、地震、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合に、有線通信を利用できないか又は著しく困難なときは、電波法第52条の規定に基づき非常通信を利用する。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 災害の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関すること。
- (ロ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (ハ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (ニ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (ホ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (ヘ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ヘ) 遭難者救援に関すること。
- (コ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ク) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊、障害の状況、その修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- (ケ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。
- (ケ) 救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (ク) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

イ 非常通信文の要領

- (ア) 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- (イ) カタカナ又は通常の文書体で記入する。
- (ロ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内）とする。ただし、通数に制限はない。
- (ハ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (ニ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入すること。
- (ホ) 余白に「非常」と記入すること。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

名 称	電話番号	F A X 番号
関東総合通信局無線通信部陸上第二課	03-6238-1774（直通）	03-6238-1769

5 すべての通信が途絶した場合の災害通信

すべての通信が途絶した場合は、使者を派遣して通信の確保を図る。

## 第9節 災害広報・広聴計画

統括部（広報班・情報集約班） 市民生活部（市民協働推進班）

市は、発災時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談及び被災者の安否情報を含む情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

### 1 災害広報資料の収集等

#### (1) 災害広報資料の収集

市は、関係機関等の協力を得て、災害広報活動を行うために必要な資料を収集する。

- ア 災害現場へ派遣した職員が取材した被災写真、被災ビデオ映像
- イ 救助・水防等の応急対策活動時に撮影した被災写真、その他
- ウ 関係機関・団体が撮影した被災写真、被災ビデオ映像
- エ 自主防災組織、市民等が撮影した被災写真、被災ビデオ映像

### 2 市民への広報活動

市は、保有する媒体を活用し、また関係機関・団体の協力を得て適切な広報活動を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。

#### (1) 災害発生直後の広報

発災直後の広報は、市からの直接的な広報（呼び掛け）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り可能な広報手段で、迅速に直接広報に努める。

##### ア 災害発生直後の広報内容

発災直後の広報は、以下に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- (ア) 市本部の災害対策状況
- (イ) 市民への避難指示等に関する事項
- (ウ) 災害救助活動の状況
- (エ) 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- (オ) 県、警察、自衛隊等の関係機関の災害対策状況
- (カ) 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- (キ) 電話回線の状況
- (ク) 支援情報（避難所、医療救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報）
- (ケ) 電気、ガス、水道等の現況
- (コ) 流言、飛語の防止に関する情報
- (ク) 安否不明者等の氏名等公表

イ 発災直後の広報手段

発災直後の広報は、以下の手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- (ア) 防災行政無線による広報
- (イ) 市の広報車による広報
- (ロ) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- (エ) 市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X (旧Twitter)・LINE等の公式ソーシャルメディア、Lアラート (災害情報共有システム)、緊急速報エリアメール、あげお防災ホットライン (電話による一斉情報伝達) ほか、各支所・出張所での情報提供による広報
- (2) 生活関連情報などの広報

市民生活の被害の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で市民に必要な情報を各種の広報手段を用いて提供する。

ア 生活関連情報などの広報内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

時 期	広 報 内 容
第1時期 (当日～ 1週間程度)	<p>発災直後の生存関連情報をはじめ、避難生活・通常の生活のための情報が必要となり、発災直後の広報の項目に加え、生活関連情報、医療救護所・医療機関開所情報、各種行政情報など避難所を中心に広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気、ガス、水道等の復旧状況、復旧に伴う火災等の二次災害防止に関する情報</li> <li>2 公共交通機関の復旧情報及び道路交通規制に関する情報</li> <li>3 生活の基礎情報 (炊出し・商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報)</li> <li>4 安否情報</li> <li>5 相談窓口開設の情報</li> </ol>
第2時期 (2～3週間目)	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被害が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に通常の行政サービスに関する情報を広報する。また、避難所等で生活する市民には、災害関連の情報もあわせて提供していく。</p>
第3時期 (4週間目以後)	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害関連の行政施策情報</li> <li>2 通常の行政サービス情報</li> </ol>

※ 生活関連情報などの広報は、できる限り地理空間情報 (地図、空中写真、統計などのデータやGPSを用いて取得した情報) を活用すること。また、情報の共有等ができるよう努めること。



## イ 生活関連情報などの広報手段

第3時期以降に提供する生活関連情報は、各種申請手続きなどの内容が複雑になってくるので、保存可能な文字情報としての掲示物や広報紙などによる広報を中心に、避難状況別に様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。

掲示物や広報紙などは、被災者にとって特別な機器を必要としない重要な情報入手手段である。特に行政情報などの重要な情報を被災者に的確に伝える手段として有効であることから、迅速に掲示物や広報紙などを発行する。

区 分	広 報 手 段
避難所の市民への 広報	1 防災行政無線による伝達 2 広報車による広報 3 掲示板への掲出（広報紙・伝達情報等） 4 広報紙の配布 5 新聞・ラジオ・テレビなど報道機関による広報 6 その他（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア）
避難所外の市民への 広報	1 支所、公民館等の公共施設での広報紙などの配布、伝達情報等の掲示 2 報道機関への情報提供による広報 3 その他（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア）
市外避難者への 広報	1 FAXサービス、報道機関への情報提供による広報 2 その他（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等公式ソーシャルメディア）、広報紙の市外郵送サービス等の実施

## ウ 市民相互間の情報伝達

各自治会長、自主防災組織長は、市本部と連携し、自治会内の被災状況、救援物資に関する情報を広報するとともに、隣接する自治会、市内各地域の情報を広報し、地域住民の生活の安定、改善を図る。

## (3) 要配慮者への広報活動

聴覚・視覚障害者や外国人など、災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に、正確に情報が伝達されるように十分配慮して、広報に努める。

## ア 障害者への広報

聴覚障害者に対しては、文字情報（市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、広報紙、掲示物、FAX）やテレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。視覚障害者には、テレビ、ラジオ等で音声による情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、音声による広報に努める。また、各種障害者支援団体、彩の国会議等と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

イ 外国人への広報

被災外国人への情報伝達のため、市役所、支所、交番、公民館、学校等公共施設のメッセージボードを利用して、広報内容の多言語化を図り広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、情報が行き届くよう努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の活用方法の周知

発災時には、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（東日本電信電話（株）提供）」、「災害用伝言板（携帯電話事業者提供）」等が開設されるので、活用方法を市ホームページ、Yahoo!防災速報アプリ、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディア、臨時広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により、市民に周知する。

(5) 災害協定先の自治体のホームページの活用

発災時は、停電や電算システムの停止で、市のホームページが運用できないことが予測される。この運用できない期間は、市と災害時の相互応援協定を締結しているいずれかの市町村のホームページを借用して、市の情報を代行発信する手段等を協議する。

### 3 報道機関への放送要請

(1) 放送要請

本部長は、人命の安全確保、人心安定及び災害対策活動に迅速・確実に期すべきもの、あるいは放送局による広報が適当と判断した場合には、県を通じ日本放送協会さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブに対して放送要請を行う。

なお、県との連絡が不可能な場合には、放送局に対し直接、放送を要請し、事後県に報告する。

(2) 記者発表

記者会見場を設置し、状況の変化に応じて報道機関に対して、災害及び対策に関する情報を発表する。

ア 報道機関への発表は広報班を窓口として対応する。

イ 発災前に、報道発表などに関する広報ルールを定める。

ウ 記者会見以外にも随時、情報提供できるように、記者会見会場に情報掲示スペースを設置する。

エ 緊急に周知・報道が必要な場合には、報道機関にFAXによる情報提供を行う。

(3) 発表及び要請すべき内容

発表及び要請すべき内容は次のとおりである。

ア 発表事項

(ア) 市本部の設置

(イ) 火災、倒壊など各種被害の状況（発生箇所、件数など）

(ウ) 避難状況

(エ) 医療情報（受け入れ可能な病院など）

- (d) 誤報の打ち消しと正確な情報の提供
- (e) 要配慮者向け文字放送や外国語による情報提供
- (f) ライフライン、交通機関の施設状況（被害状況、復旧見通しなど）

#### イ 要請事項

- (a) 市民への行動指示と心得、人心安定と社会秩序保持のため必要な事項
- (b) 二次災害が予想される地域住民などへの警戒呼び掛け
- (c) 被災地以外の住民へのお願い（不要不急の電話をしないでほしいなど）
- (d) デマ情報の打ち消し
- (e) ライフライン、交通機関の施設状況（被害状況、復旧見通しなど）

## 4 広聴活動

災害時には、情報網の断絶等で、市民に混乱が生じるおそれがある。

市民の混乱を軽減するため、発災後速やかに市民相談窓口を開設し、市民からのニーズ、メンタルケア等の対策を含む広聴活動を行う。

### (1) プライバシーに配慮した市民相談窓口の設置

発災後速やかに各避難所に、市民からの相談・要望を受ける市民相談窓口を設置する。

#### ア 相談受付体制の整備

被災者の相談内容は、災害後の時間経過に伴い変化する。これに対応するため、状況に応じて相談体制の見直しを行う等、相談体制の充実強化を図り、適切に対応する。

受付内容は、以下のとおりである。

- (a) 安否確認（死亡者リストとの照会、各種情報の提供等）
- (b) 医療相談（病院等のあつ旋、その他の医療相談）
- (c) 住宅相談（応急仮設住宅、公営住宅のあつ旋、危険度判定、応急修理等）
- (d) ライフライン復旧相談（ライフラインの復旧状況、復旧の見込み等）
- (e) 各種融資相談（税の軽減、減免、融資に関する相談）
- (f) 法律相談（借地借家、相続、その他権利関係等）

#### イ 相談員の配置

被災者の相談に適切に対応するためには、発災直後から3日目までは、避難所班員が相談員となり対応する。3日目以降については内容に応じ本部、地区本部の相談窓口で専門知識を有する者を配置して相談に当たる必要がある。このため、県、関係団体等に専門家の派遣を要請するなどして、相談員を確保する。

### (2) 電話による広聴活動

市民からの電話による要望、苦情等を受け付ける窓口を開設する。

### (3) 避難所での聴取

避難所で被災者から要望、苦情を受け付ける。また、状況に応じて簡単なアンケート調査を行うなどして被災者の要望等を取りまとめ、本部に報告する。

## 第10節 水防計画

統括部（全班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課） 上下水道部（全課） 消防本部

---

気象状況は時間とともに変化するため、常に気象予警報に注意し、関係機関から水防警報等の通報があった場合は、河川及び内水の氾濫に備えて監視・警戒を強化し、また人員及び資機材を活用し、浸水被害の軽減を図る。

### 1 水防体制

市域に災害の発生が予測される時又は軽微な災害が発生したとき、若しくは洪水注意報（氾濫注意情報：警戒レベル2相当）が発表された場合（第2編第2章第1節「活動体制計画」の待機体制に準じる）、水防体制を敷く。

### 2 組織・運営

#### (1) 組織・編成

市の水防体制は、市本部の組織及び所掌事務に準じ、水防活動の万全を図るため、統括部、都市整備部、上下水道部及び消防本部（消防団含む）で編成し、水害の危険があると判断された場合、直ちに各部長及び消防長は、各部署内に水防体制を敷き、出動体制を図る。

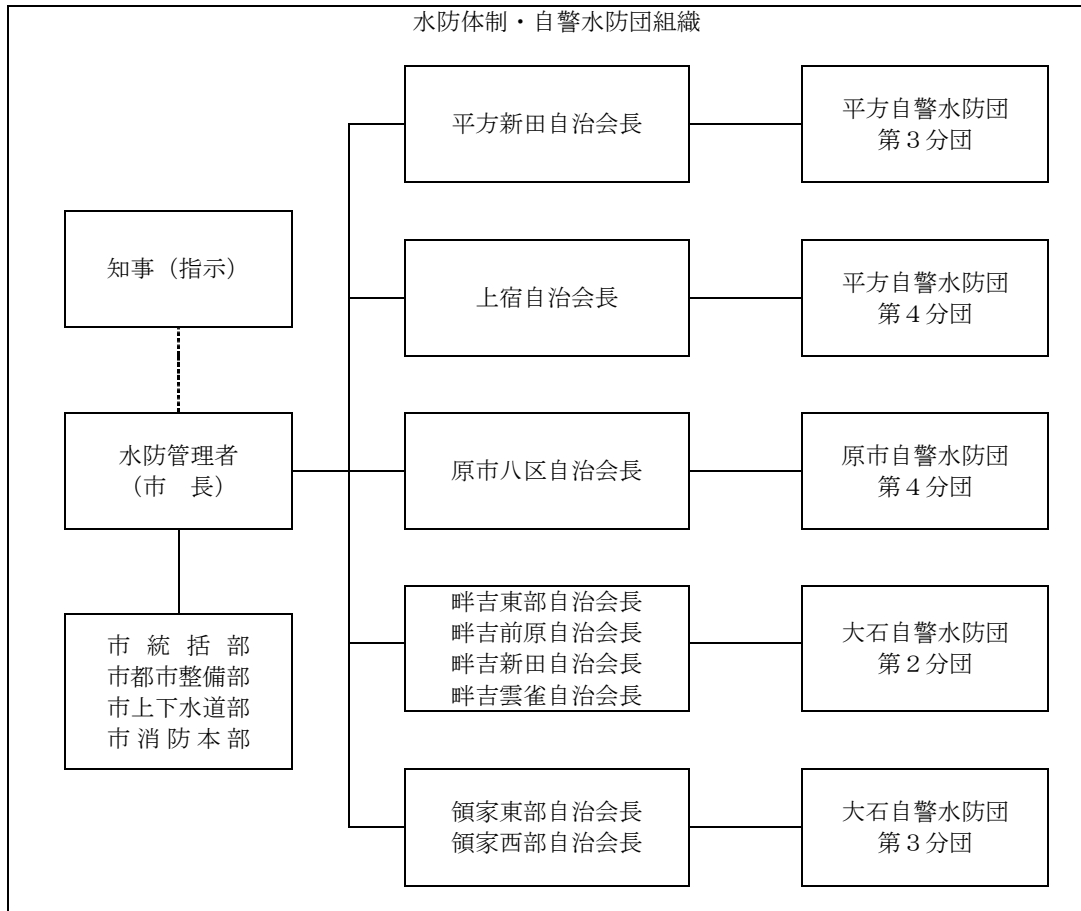
#### (2) 任務

水防体制の指揮者は、統括部、都市整備部、上下水道部及び消防本部（消防団含む）の長とし、その任務は次のとおりとする。

- ア 荒川及びその他の河川の水位監視及び巡視
- イ 荒川の水位による樋門の開閉
- ウ 越水・溢水危険地域における監視及び防ぎよ
- エ 洪水における防除活動
- オ 内水氾濫における監視及び防ぎよ

### 3 地域自主防災組織

地域の自主防災組織は、自警水防団とともに、河川及び内水氾濫の警戒に当たり、市と連携して被害の軽減に努める。



#### 4 水防活動要領

本市が実施する水防活動の要領は次のとおりである。

(1) 河川等の監視、警戒

建設管理課・道路河川課は随時、市域の河川等を巡回し、水防上危険であると認められる箇所がある場合、施設管理者へ連絡し必要な措置を講ずるよう求める。

なお、大雨、洪水、台風等の気象情報が発令された場合、統括部、都市整備部及び消防本部は、監視及び警戒を実施し、迅速かつ的確な措置を講ずる。

(2) 監視及び警戒が必要な箇所

ア 埼玉県水防計画（資料編）に定めのある重要水防区域

イ 河川、下水道施設の工事箇所

ウ 内水氾濫履歴のある箇所

エ 浸水履歴のある箇所

河 川 名	区 域
荒 川	平方、西貝塚、畔吉の一部
綾 瀬 川	流域
鴨 川	流域
芝 川	流域
江 川	流域

(3) 気象情報、水防情報の伝達

気象情報、水防情報の伝達は、本章第6節により実施することとし、市民への伝達は、本章第9節により実施する。

(4) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者及び消防機関の長は警戒区域を設定し、住民の立入を禁止、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 身分証明書の所持

調査、指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

## 5 避難誘導

市は、具体的な危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、高齢者、身体障害者等の自力避難が困難な避難行動要支援者には、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣住民の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

## 6 応援要請

(1) 警察官の出動要請

堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想される時は、市長は上尾警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

(2) 他の水防管理者等への応援要請

市長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規定に基づき、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

(3) 自衛隊に対する出動要請

堤防の決壊など甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、自衛隊の出動が必要と判断した場合は、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

## 7 決壊時の処置

市長は、堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を北本県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長及び氾濫の予想される方向の隣接する市町に通報する。

## 8 二次災害の防止

市は、県と連携し、二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

(1) 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面、周辺斜面、堆積土砂等の安全に留意した監視の実施。

(2) 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の住民の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入規制等の実施。

- (3) 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- (4) 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。
- (5) 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な避難警戒体制の整備などの応急対策を行う。
- (6) 市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制情報等、被災者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

## 9 水防体制の解除

水位の低下並びに気象情報、水防情報その他の情報により、水害の危険がなくなると判断される時は、水防体制を解除するとともに、必要に応じて関係地区住民に周知する。

## 10 報 告

水防警報の「出動」発令から解除までの間、水防活動状況を県北本県土整備事務所へ埼玉県水防計画の定めるところにより報告する。

### (1) 定時報告

水防警報の「出動」発令時から1時間ごとに報告する。

### (2) 異常報告

亀裂、漏水、越水、洪水等の状況が生じた場合、逐次報告する。

### (3) 破堤等重大災害状況報告

破堤等重大な状況が生じた場合、情報が入り次第報告する。

### (4) 水防てん末報告

水防が終結した場合、遅滞無く報告する。

11 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

信号	警鐘信号	サイレン信号	事項
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	水防団待機水位に達したことを知らせる
第2信号	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出場すべきことを知らせるもの
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○— 休止	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出場すべきことを知らせるもの
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ○—— 休止 ○—— 休止	必要と認める区域内の居住者の避難のため立退くことを知らせるもの



## 第11節 消防活動計画

消防本部

大規模な火災（建物火災で、焼損延べ面積が3,000㎡以上と推定されるもの。林野火災で、焼損面積1ha以上と推定されるもの。以下同じ。）その他の災害が発生した場合の消防活動について定める。

### 1 消防本部による消防活動

#### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

##### ア 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

##### イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きを行う。

##### ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

#### (2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎょ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に基づき活動する。

##### ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行う。

##### イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

##### エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、危険物等関連施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

##### オ 火災現場活動の原則

(7) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止、救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(4) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(7) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道

路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

#### カ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

詳細については、本章第14節「救急救助・医療救護計画」による。

## 2 消防団による消防活動

上尾市消防団は、市消防本部との連携のもと、次の消防活動を実施する。

### (1) 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

### (2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は市消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での停電復旧に伴う通電で漏電等による出火等の警戒活動を行う。

### (3) 救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

### (4) 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとり、市民を安全に避難させる。

### (5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、市本部及び市消防本部に連絡する。

### (6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備、活動地域への案内等を市消防本部と協力して行う。

## 3 自主防災組織による消防活動

### (1) 出火防止

地域住民に、出火防止（火気の使用停止・ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報する。

### (2) 消火活動

火災が発生したときは、119番通報するとともに、近隣住民と連携協力して消火器等を活用して消火活動を行う。

## 4 他の消防機関に対する応援要請

### (1) 近隣市町との消防相互応援協定による応援要請

近隣市町相互の行政区域に災害が発生したときは、その災害形態により「消防相互応援協

定」に基づき応援を要請する。この要請は、電話その他の方法により行う。

(2) 埼玉県下消防相互応援協定による応援要請

市長は、発災時に、大規模火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、「埼玉県下消防相互応援協定」に基づき、幹事消防本部の長に応援を要請する。この要請は、電話その他の方法により行う。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、大規模災害や特殊な災害が発生し、市の消防力だけでは対応できないと判断した場合、次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の応援要請をする。派遣される緊急消防援助隊との活動内容の調整については、消防本部に設置される指揮本部及び市に配置される緊急消防援助隊の指揮支援隊長との間で行う。

なお、要請は定められた様式で行い、被害状況が把握できない場合は第2報以降で連絡するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し状況把握に対する支援を求める。

ア 災害発生日時

イ 災害発生場所

ウ 災害種別

エ 人的・物的被害の状況

オ 必要応援部隊の種別・隊数

カ 場外離着陸場の状況

キ その他必要と思われる情報

(4) 緊急消防援助隊の活動拠点候補地

緊急消防援助隊の活動拠点候補地は以下のとおりとする。

施設名	所在地	備考
上尾丸山公園	平方3326	
上尾運動公園	愛宕3-28-30	
平方スポーツ広場	平方1185	
上平公園	菅谷16	※調整池機能を持つため、水害時は使用不可

## 第12節 交通対策計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班） 市民生活部（交通防犯課）

都市整備部（建設管理課・道路河川課）

災害時に交通の混乱を防止し、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう、市は全機能をあげて被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にして交通及び公共輸送の運行を確保する。

### 1 交通応急対策

#### (1) 交通支障箇所の調査及び通報

ア 市は、市の管理する道路（以下「市道」という。）の、災害時における危険予想箇所を調査するとともに、災害が発生した場合には、建設管理課・道路河川課は道路の被害状況を速やかに調査する。この場合、市が指定する緊急輸送道路、被害の通報のあった道路を優先に調査する。

イ 調査の結果、支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名、箇所、拡大の有無、迂回路の有無その他被災の状況を市本部に報告する。

ウ 道路管理者は、前号の状況を直ちに警察署、市消防本部、関連する他の道路管理者など関係機関に対して連絡を取る。

#### (2) 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

##### ア 道路施設の応急対策方法

(7) 道路の破損、流失、埋没、橋梁の損傷等の被害のうち、比較的僅少な被害で応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、障害物等の除去、橋梁の応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

(4) 停電時に交通量の多い幹線道路の交差点については、交通の混乱を回避するための緊急措置として、警察署の要請により、発電機を提供して災害時の安全確保に努める。

イ 応急対策が比較的長期の時間を要する場合は、被害箇所の上記応急対策と並行して付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。

ウ 一路線の交通が相当な程度途絶する場合は、警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行い、円滑な交通の確保を図る。

エ 道路施設の被害が広範囲にわたり、代替の道路も得られず被災地域一帯が交通途絶の状態に陥った場合は、県及び国に協力を要請し、同地域の道路交通の最も効果的で、しかも比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、本章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」及び第22節「障害物除去計画」等に掲げる必要な措置と合わせ、集中的応急対策を実施し、緊急交通

路の確保を図る。

## 2 交通規制対策

大規模災害発生時には、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。このため、警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、被災地の交通の安全と円滑な緊急輸送を確保するため、的確な交通規制を実施する。

### (1) 交通規制実施責任者

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	(1) 災害により道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるとき。	歩行者、車両等	道路交通法第4条
		(2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条
警察署長	同上	災害により道路の決壊その他交通上危険な状態が発生し、必要があると認めるとき。ただし、規制する区域が他の警察署の管轄区域に及ばないもので期間が1か月未満のものについて実施する。	歩行者、車両等	道路交通法第5条
警察官	同上	(1) 災害発生時において車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、当該道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき。	車両等	道路交通法第6条第2項
	車両等の後退又は道路交通法の定める方法と異なる通行方法の命令	(2) 前号の措置を行うほかやむを得ないとき。	現場にある車両等の運転者	
	必要な指示	(3) 前2号の措置を行うだけでは、災害による交通の混雑を緩和することができないとき。	現場の関係者	道路交通法第6条第3項

	通行の禁止又は制限	(4) 道路の損壊、火災の発生 その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき。	歩行者、車両等	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認められる場合。	同上	道路法第46条第1項

(2) 市が実施する交通規制

警察署と連携を図り、緊急輸送道路を確保するため、市道の交通規制を実施する。

ア 交通規制の実施

市道を、道路法による交通規制を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置し、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等で誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場で指揮に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報する時間がないときは、警察署に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

イ 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間がないときは、事後速やかに通知する。

(3) 交通規制等の広報及び周知

警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

また、市民の自動車による避難の禁止を強く呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずるとともに、緊急輸送道路指定幹線道路の交通規制及び道路の交通状況について市民に周知し、交通の混乱防止に努める。

(4) 通行禁止区域等における義務及び措置命令

ア 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

## イ 措置命令等

## (7) 警察官の措置命令等

- a 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることで、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。
- b 命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

## (4) 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記(7)の警察官と同じ措置をとることができる。

## (7) 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記(7)の警察官と同じ措置をとることができる。

**3 緊急通行車両等の確認**

発災後の応急対策で、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続き等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を実施する。

## (1) 緊急通行車両等の要件

## ア 緊急通行車両

災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する業務に従事する車両とする。

- (7) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの
- (4) 消防、水防その他の応急対策に関するもの
- (7) 被災者の避難、救助その他の保護に関するもの
- (2) 児童生徒の応急教育に関するもの
- (4) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (7) 緊急輸送の確保に関するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関するもの

## イ 緊急輸送車両

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次のいずれかに該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (7) 地震予知情報の伝達及び避難指示に関する事項
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (ロ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (ハ) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (ニ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (ホ) 緊急輸送の確保に関する事項
- (ヘ) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (コ) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両等の確認手続

公安委員会が、災対法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、上尾警察署で実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

(3) 緊急通行車両等の標章及び緊急通行車両等確認証明書の交付

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会は申請者に対し災対法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」を交付する。

(4) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策又は地震防災応急対策が円滑に行われるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請することができる。審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」が交付される。

このため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両をあらかじめ届け出る。また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して当該事前届出制度の説明会等を通じて協力を求める。

(5) 標章等の取扱い

交付された標章は、使用車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付するとともに、証明書は常に当該車両に備えつけ、警察官等から提示を求められたときは、提示する。

(6) 標章等の返還

次のいずれかに該当するときは、速やかに当該標章等を返還する。

ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき。

イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき。



- ウ 緊急通行車両等が廃車となったとき。
- エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき。



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号  年 月 日  <b>緊急通行車両等確認証明書</b>  埼玉県知事 印		
番号順に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所 ( ) 局 番	
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

## 第13節 避難計画

統括部（全班） 健康福祉部（障害福祉課、高齢介護課、健康増進課）  
市民生活部（交通防犯課） 消防本部 避難所班

緊急時、危険地域にいる住民を安全地域に避難させ、人命被害の軽減を図るため、適切な避難指示、避難誘導等を行うとともに、避難者に対して一時的な生活を確保し、避難生活を支援する。

### 1 市民の自主避難

#### (1) 避難路の安全性の確認

避難者は、避難経路の安全を確認し避難する。

#### (2) 避難行動要支援者の避難

自主防災組織は、民生委員・児童委員、ボランティア等と協力し避難行動要支援者の避難を援助する。

#### (3) 避難における留意点

避難時は、車を避け徒歩で避難する。また、服装は動きやすい服装とし、携帯品は緊急の場合は貴重品のみとし、時間に余裕がある場合には、食料（1日分程度）及び身の回り品等とする。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

### 2 避難の指示

#### (1) 実施責任者

避難のための立退きの指示及び立退き先の指示は、次の者が行う。

	実施責任者	根拠法令	適用災害
指示	市長	災対法第60条	災害全般
	知事、その命を受けた県職員	水防法第29条	洪水
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法第94条	災害全般

注1 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものをいう。ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制

権はない。

(2) 避難指示の実施

ア 指示

(ア) 市長及び水防管理者（市長）

市長及び水防管理者（市長）は、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うとともに、関係機関に通知又は連絡する。避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(イ) 知事又はその命を受けた県職員

- a 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行う。
- b 知事又はその命を受けた県職員は、洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示する。

(ウ) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、市長又はその権限を代行する市の吏員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

(エ) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

(3) 避難の指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

ア 要避難対象地域

イ 立退き先

ウ 避難先及び避難経路

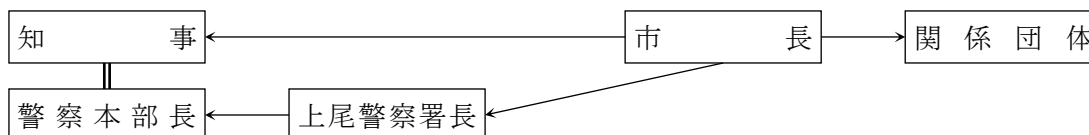
エ 避難理由

オ 避難時の留意事項

(4) 関係機関相互の通知及び連絡

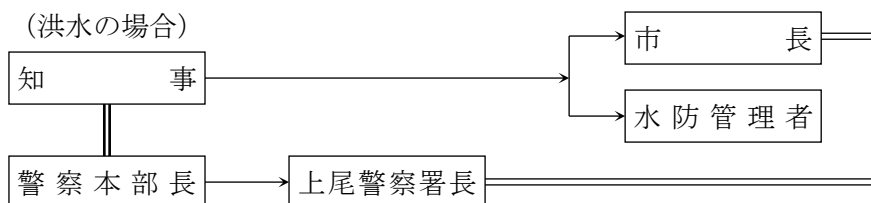
避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。（注「→」は通知、「＝」は相互連絡を示す）

ア 市長

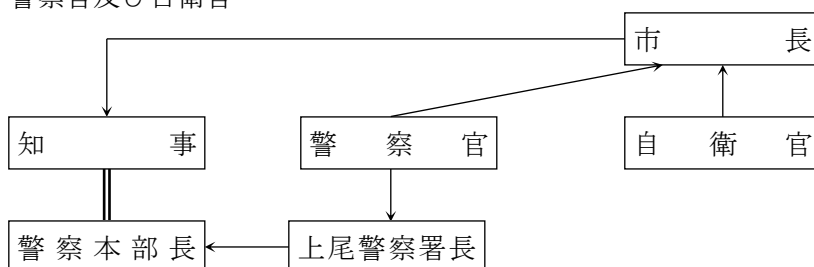


イ 知事又はその命を受けた職員

(洪水の場合)



ウ 警察官及び自衛官



(5) 発令基準及び伝達方法

避難の指示等の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達、周知する。なお、必要に応じて高齢者等避難を伝達する。また、具体的な発令基準を定める。

種別	発令基準	伝達方法
高齢者等避難 【警戒レベル3】	1 気象台、関係機関等からの情報により災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示を実施する必要が予想されるとき。 2 河川が避難判断水位を超え、なお水位の上昇が認められ、高齢者等避難の伝達が必要などとき。 3 その他高齢者等避難の伝達が必要などとき。	(1) 防災行政無線、サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知、ラジオ、テレビ、市ホームページ、市メールマガジン、Yahoo!防災速報アプリ、X (旧Twitter)・LINE等公式ソーシャルメディア、緊急速報エリアメール、Lアラート(災害情報共有システム)、あげお防災ホットライン等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
避難指示 【警戒レベル4】	1 気象台から大雨、洪水等の警報が発令され、避難を要すると判断されるとき。 2 県及び気象台から土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断されるとき。 3 関係機関から災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき。 4 河川が氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 5 河川の上流の地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。 6 地すべりにより著しい危険が切迫しているとき。 7 火災が拡大するおそれがあるとき。	(2) できるだけ人心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告する。

<p>緊急安全確保 【警戒レベル5】</p>	<p>原則として、以下に該当する場合に発令するが、いずれかに該当した場合に必ず発令するとは限らず、また、これら以外の場合においても「立退き避難」等を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に居住者等に行動変容を求めるために発令する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑り等により決壊の恐れが高まった場合。</li> <li>2 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合。</li> <li>3 溢水が発生した場合（水防団等からの報告等により把握できた場合）。</li> <li>4 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合。</li> <li>5 土砂災害の発生が確認された場合。</li> </ol>	
----------------------------	---	--

避難行動要支援者や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

**【避難情報等と市民が取るべき行動】**

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の考え方は、次のとおりとする。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p><b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発表される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段</li> </ul> </li> </ul>

	<p>の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。また、ハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</li> <li>・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。</li> <li>・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫している状況（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：緊急安全確保</li> <li>・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。</li> <li>・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りるべき行動を検討する。</li> </ul>

※立退き避難：指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動

※近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテルなどの近隣のより安全な浸水しない場所・建物等

※屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅などの居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる

高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

(6) 関係機関への連絡

避難の指示等を行った場合は、直ちに次の関係機関へ連絡する。

ア 施設管理者等への連絡

直ちに避難所として指定している学校等の施設管理者等に連絡し、避難所開設の準備等を命じ、又は協力を求める。

イ 県知事への報告

市が避難指示等を行ったとき、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに知事に報告する。

ウ 関係機関への連絡

避難指示等を発令又は解除したときは、必要に応じ、警察署等の関係機関に対し、その旨を通知するとともに、避難誘導等の必要な協力を依頼する。

エ 近隣市町への連絡

災害の状況により、近隣市町に市民が避難することがあると判断した場合は、直ちに近隣市町へ連絡し、協力を求める。

### 3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、次に示す状況に応じて指示を行う。また、指示を行った場合は、その旨を関係機関及び市民に周知する。

状 況	措 置	指 示 者	対 象 者
1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（災対法第63条）	(1) 立入制限 (2) 立入禁止 (3) 退去命令	① 市長 ② 警察官（注1） ③ 自衛官（注3） ④ 知事（注4）	災害応急対策に従事する者以外の者
2 水防上緊急の必要がある場所（水防法第21条）	(1) 立入禁止 (2) 立入制限 (3) 退去命令	① 消防団長、消防団員 又は消防機関に属する者 ② 警察官（注2）	水防関係者以外の者
3 火災の現場及び水災を除く災害（消防法第36条において準用する同法第28条）	(1) 退去命令 (2) 出入の禁止 (3) 出入の制限	① 消防吏員又は消防団員 ② 警察官（注2）	消防法施行規則第48条の命令で定める以外の者
4 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合（警察官職務執行法第4条）	(1) 引き留め (2) 避難 (3) 必要な措置命令	① 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 市長又はその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) ①に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、①及び②がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は、災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代わって実施しなければならない。

#### 4 避難誘導

##### (1) 避難所、避難経路の指定

市長は、災害時における地域環境等の状況を考慮し、地区ごとに、災害種別ごとの具体的な避難所等を定め、住民に周知徹底させておく。

避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者・乳幼児等自力避難が困難な者に配慮する。



(2) 避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるように配慮する。

ア 災害の発生状況に関する情報

- (ア) 土砂災害警戒情報が発表されたこと
- (イ) 河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- (ウ) 災害の拡大についての今後の見通し

イ 災害への対応を指示する情報

- (ア) 危険地区住民への避難指示
- (イ) 避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- (ウ) 河川周辺や斜面状況、土砂災害警戒区域等への注意・監視
- (エ) 誤った情報に惑わされないこと
- (オ) 冷静に行動すること

また、市内の各地域、駅・商業施設等不特定多数の者が集まる場所にいる住民又は滞在者に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

(3) 避難誘導

避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児等の自力避難が困難な者、また、外国人、観光客等の地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置する。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておく。

(4) 避難順位及び携帯品等の制限

ア 避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とする。

イ 携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障を来さない最小限度とする。

ウ なお、これらの内容を市民に周知する。

## 5 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

ア 避難所の安全性の確認

避難所班員は、施設の状況を目視し、施設の外観、内部、周辺の道路状況、土砂災害に対する安全性、火災発生状況等について、安全性を確認するとともに、ライフラインの被害状況を確認する。

イ 避難所の開設

避難所班の責任者は、安全性が確認され次第、避難所を開設する。（資料7-4～7-

5) なお、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。

#### ウ 避難所開設の報告

(7) 避難所班員は、避難所を開設した場合、又は避難所が開設できない場合は、速やかにその旨を市本部に報告する。

(4) 市本部は、避難所を開設した場合には、その旨を公示するとともに、地域住民に周知する。

#### エ 避難者の収容

避難所班は、混乱のないように避難者の協力を得ながら要配慮者を最優先に収容する。

収容の際には、定められた避難スペースとし、避難者が他の施設に入らないように徹底する。

#### オ 知事への報告

市本部は避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

(7) 避難所開設の目的、日時及び場所

(4) 避難所の箇所数及び収容人員

(7) 開設期間の見込み

#### (2) 避難所の運営

##### ア 避難所の運営体制の確立

避難所の運営は、「上尾市避難所運営マニュアル」に基づき、避難者自身による自主運営を基本とする。なお、避難所運営体制には、女性の参画を推進し、避難所の運営に際しては、女性の意見を積極的に取り入れるとともに、男女、性的少数者（LGBTQ）等のニーズの違いに的確な対応を行い、要配慮者等に配慮した避難所の運営体制を確立する。

避難所となる施設管理者や避難所班職員、ボランティアは運営のサポートとして携わる。また、避難者の中から会長、副会長（2名）を選任し、任務分担を明確にし、円滑な運営を行う。

(7) 避難者名簿の作成

避難所では、避難者の人数、状況等を把握するため、避難者名簿を作成する。作成した避難者名簿は、市本部に送付する。

(4) 居住区域の割り振り

居住区域は、可能な限り地区ごと（自治会等ごと）に割り振りを行い、円滑な避難所の運営を行う。

##### イ 物資、資機材の確保

物資、資機材は、防災倉庫にある備蓄品を活用する。物資が不足する場合は、品目、数量を確認のうえ、市本部に依頼する。

##### ウ 要配慮者対策

市は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、高齢者等避難が発令された場合等、

また、避難所に避難してきた者等で福祉避難所の受入対象者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合には、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定（資料4-2）を締結している施設に対し、協定に基づく開設を要請する。

#### エ 避難所生活の長期化対策

避難所生活が長期化した場合、生活関連、避難者の精神面等に種々の問題が発生することが予想される。

そのため、避難所班は、市本部、臨時総合相談窓口と連携を図り、対策を検討し解決を図る。

#### オ 避難所における感染症対策

災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、防災担当部局と保健福祉部局等が連携し、主に以下の対策を取るものとする。

##### (ア) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討するなど避難所以外の臨時的な避難所の確保、開設を検討する。

地域の実情に応じて県有施設やホテル・旅館等の活用を検討する。

##### (イ) 避難所レイアウトの検討

世帯間で概ね1～2mの間隔を確保するレイアウトを検討する。

##### (ウ) 避難者の健康管理

避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染予防等を図るための体制を整備する。感染症の疑いがある者が発生した場合に備え管轄の保健所と連絡体制を整備する。

##### (エ) 発熱者等の専用スペースの確保

発熱等の症状がある者（以下「発熱者等」という。）のための専用スペース又は専用の避難施設を確保する。

発熱者等の専用スペースは可能な限り個室とするとともに専用のトイレを確保する。やむを得ず複数の発熱者等を同室にする場合は、パーティション等により空間を区切る。

発熱者等の専用スペースやトイレは、その他の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

##### (オ) 物資・資材

マスク、消毒液、非接触型体温計、使い捨て手袋、スタッフ防護用ガウン、フェイスガード、パーティション、段ボールベッド等感染対策に有効と考えられる物資を可能な限り準備する。

##### (カ) 自宅療養者の対応

健康福祉部は、自宅療養者の被災に備えて、平常時から保健所と連携して取り組む。

自宅療養者には、災害時に避難が必要な場合は保健所に連絡するよう事前に管轄の保健所から周知する。避難が必要な場合は保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難する。

(イ) 住民への周知

避難において、住民に対して以下の通り周知を行う。

- ・ 広報紙、自治体ホームページ、SNS等を活用し以下の事項を住民に周知する。
- ・ 自宅で安全を確保できる場合は在宅避難を検討すること。
- ・ 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ・ マスク、消毒液等の衛生用品等避難生活において必要な物資を可能な限り持参して避難すること 等。

(ロ) 感染対策

- ・ 手洗い、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底すること。
- ・ 定期的な清掃を実施すること（トイレ、ドアノブ等は重点的に）。
- ・ 食事時間をずらして密集・密接を避けること。

(ハ) 発熱者等の対応

避難者の体調が悪化した場合、医師に連絡し必要に応じて医師の診察を受けさせる。診察の結果、感染症等が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまで当面の間の当該避難者の処遇は医師の指示に従う。

避難者が感染症等に感染したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。

(3) 避難所管理運営上の留意事項

ア 避難所での情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、市民等の協力が得られるように努め、必要があれば、県、近隣市町に応援要請する。

イ 要配慮者や女性及び性的少数者（LGBTQ）の避難者や子育て家庭のニーズ等に配慮し、男女別更衣室（更衣室内にパーティション等の目隠しを設ける）、男女別トイレ、バリアフリートイレ、授乳室、クールダウンスペース等を開設当初から設置して運営するように努める。

また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努め、性暴力や性犯罪の相談・防止対策、被害が生じた場合の相談支援体制を設ける。

ウ 避難の生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

エ 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて医療救護所を設ける。

オ 要配慮者の健康状態については、できるだけ避難者の事情がわかる人とともに過ごすことができるよう配慮するとともに、必要に応じ、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

カ 案内所、物資配布場所、トイレ等の表示は、大きい表示板、ピクトグラムなどで分かりやすく表示する。

キ 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取り扱いについては、本章第26節4被災動物の救援等による。

ク 車中泊（車中避難）等への対応

車中泊（車中避難）を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知する。

ケ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信手段の確保に努める。また、必要に応じて避難者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

## 6 避難所の縮小・閉鎖

(1) 避難所の縮小

各避難所の設備、避難者数等の運営状況から、継続して避難所として活用する施設を選定し、避難者を他の施設へ移送し、避難所数を縮小する。

(2) 避難所閉鎖の決定

市は、災害が終息し、かつ、応急仮設住宅の供与等により避難所を継続する必要がなくなり、被災者の生活再建の目処が立った時点で避難所を閉鎖する。

(3) 県等への報告

市は、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

## 7 広域一時滞在場所の確保

市域が被災し、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市が協力を求められた場合は、県の支援の下、広域一時滞在のための避難所を提供するものとする。

また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 8 被災者の広域避難

東日本大震災を教訓に、広域的な避難者の受入れが求められる。被災者の広域避難について、国や県を調整役として、県内外の市町村間の避難が円滑に進むよう対応する。

## 9 救助法適用時の費用等

避難所設置に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償

の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）による。

## 第14節 救急救助・医療救護計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、迅速な医療救護活動を実施する。

### 1 救急・救助

#### (1) 救急・救助体制の確立

市は、直ちに救助隊を編成し、救急・救助活動を実施する。

#### (2) 救急・救助活動

ア 応急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行うとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

#### (3) 資機材の確保

資機材の確保のため、民間の防災関連会社及び医療機器関連会社との応援協定の締結を図る。

また、現場活動は、消防署等の資機材を活用するほか、現場関係者及び市民の協力を求め、現地調達する。重機等の資機材が必要な場合は、市本部に連絡して緊急確保に努める。

#### (4) 応援要請

災害が甚大で、市だけの動員又は市で保有している資機材では救出が困難な場合は、相互応援協定に基づき、締結市町村から必要な救出資機材等を確保し、救出活動を行う。また、災害の状況によっては、県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

#### (5) 救助法適用時の費用等

被災者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内において県に請求する。

## 2 傷病者搬送

医療救護所で治療が困難な傷病者は、後方医療機関に搬送し、必要な応急医療を実施する。

### (1) 傷病者搬送の判定

医師等で編成された医療救護班の班長は、トリアージ（負傷者の選別）の実施結果を踏まえ、後方医療機関に移送する必要があるか否か判断する。

### (2) 搬送先の決定

地区ごとに、医療機関の規模、位置、診療科目等をもとに、おおよその搬送順位を定めておく。発災後は、後方医療機関の被災情報や搬送経路の状況など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

### (3) 傷病者搬送体制の整備

#### ア 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ移送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

#### イ 搬送順位

医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、おおよその搬送先順位を定めておく。発災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

#### ウ 搬送経路

発災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討する。

#### エ ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した、受入可能な医療機関との連絡体制を確立する。なお、県防災ヘリコプター、他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

## 3 医療・助産

### (1) 医療体制の確保

#### ア 関係機関への協力要請

本部長は、災害により医療救護の必要があると認めるときは、（一社）上尾市医師会及び市内各医療機関に対し、協力を要請する。

#### イ 医薬品の確保

医療及び助産に必要な医薬品及び医療器材を、災害の規模に応じて（一社）上尾市医師会、（一社）上尾伊奈地域薬剤師会上尾支部等の協力を得て確保する。状況によっては、応援協定締結市町村から緊急調達する。

#### ウ 後方医療機関の受入状況確認

市本部は、後方医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を把握し、負傷者の受入体制を確



認する。

(2) 初動医療体制

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、発災直後は交通や通信が遮断されることを想定し、できる限り被災地の周辺で医療活動ができる体制とするため、市は、避難所等に医療救護所を開設し、医療救護班が応急医療活動を実施する。また、医療救護所等に対応できない重症者等は、市内の救護医療機関へ移送し、治療、入院等の救護を実施する。

ア 医療救護班の派遣

市は、災害規模に応じ、(一社)上尾市医師会に医療救護班の出動を要請する。

なお、市は、編成した医療救護班による対応が十分でないと判断した場合は、県、その他防災関係機関等に協力を要請する。

イ 医療救護所の設置

医療救護班は、避難所等に医療救護所を設置し、医療救護活動を実施する。

ウ 医療救護班の業務内容

医療救護班の活動内容は次のとおりである。

(ア) 診察

(イ) 医薬品等の支給

(ウ) 応急処置及びトリアージ

(エ) 看護

(オ) 市内救護医療機関等への移送要請

エ トリアージ(負傷者の選別)の実施

医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、応急医療対応力を上回ったとき又は上回ると予想されたときは、トリアージを実施する。

オ 連絡調整

医療救護班は、必要に応じ関係機関への連絡調整を実施する。

カ 救護医療機関

救護医療機関は、医療救護所等に対応できない重症者等を収容し、治療、入院等の救護を実施する。

(3) 県等への応援要請

災害の規模により市の対応力では十分でないと認められたとき、又は救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県(保健医療部長)及びその他関係機関(埼玉DMA T等)や国が関与して全国的に行われる人的応援である災害派遣医療チーム(DMA T)、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害派遣福祉チーム(DWAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)、全日本病院医療支援班(AMAT)等に協力を要請する。

(4) 救助法適用時の費用等

救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つこ

とができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

#### 4 保健衛生

##### (1) 精神保健活動

###### ア 精神保健相談の実施

被災地、特に避難所、応急仮設住宅においては、災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が精神的不調を来す場合があり得ることから、市は、精神科医等の医療関係者の協力を得て、精神保健相談を実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、東・西保健センター等に相談所を設置し、メンタルヘルスケアを継続して実施する。

###### イ 精神保健活動班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に精神保健活動班の派遣を要請し、次の活動の実施について支援を求める。

- (ア) 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- (イ) 精神科医療機関のあっせん
- (ロ) 精神科医療機関への搬送手段の確保
- (ハ) 市、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- (ニ) 被災者の精神保健福祉相談

##### (2) 栄養指導

###### ア 栄養調査、栄養相談

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等で食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、市は、定期的に避難所、炊出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態、食品の管理状態等を調査するとともに、必要に応じ栄養相談及び栄養指導を実施する。

###### イ 栄養指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に栄養指導班の派遣を要請し、次の事項の指導を求める。

- (ア) 炊出し、給食施設の管理指導
- (イ) その他被災者栄養管理に関すること

## 第15節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

統括部（全班） 市民生活部（市民課） 環境経済部（環境政策課・生活環境課）

災害により行方不明となっている者について、迅速かつ適切に捜索、収容する。遺体を発見した時は、検視（見分）及び検案を行う。また、身元が判明しない遺体は、適切に埋・火葬を実施し、遺留品、遺体の取扱いに当たっては、死者の尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

### 1 行方不明者の捜索

#### (1) 捜索活動

救助法が適用になった場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。救助法が適用されない場合は市長が実施する。

ア 市本部長は、災害のため所在が不明であり、生死が未だ判明しない状態にある者、又は、死亡の疑いがある者の捜索を警察、自衛隊などの関係機関の協力を得て迅速に実施する。

イ 市本部は捜索現場の状況に応じ、警察、自衛隊、日赤奉仕団等の関係機関、消防、消防団、自主防災会等との連絡を密にし、役割や捜索区域の分担を行う。

#### (2) 行方不明者の把握

##### ア 届出の受理

市本部長は、捜索が必要とされる者の届出窓口を開設し、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取し記録する。

##### イ 行方不明者の調査

市本部長は、死亡者名簿、避難者名簿の確認や避難所、病院等における聞き取りを行い、届出のない所在不明者の安否確認を行う。

##### ウ 行方不明者の確定

市本部長は、警察と相互に行方不明者、避難者、死亡者に関する情報を共有し、協力して突合作業を行い、届出の重複や生存者の居場所などの確認を行うとともに、行方不明者数を確定する等、的確な情報の把握に努める。

##### エ 行方不明者に関する問合せ等

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図り実施する。

#### (3) 捜索の期間

行方不明者の捜索を行う期間は、原則、発災の日から10日間とする。11日目以降も捜索を行う必要がある場合は、期間（10日）内に、次の事項を明らかにし、県知事に申請する。

ア 延長を必要とする期間

イ 延長を必要とする地域

ウ 延長を必要とする理由

エ その他（未だ発見されない行方不明者数等）

(4) 行方不明者を発見した場合の措置

捜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに警察及び市本部に連絡する。

(5) 経費の負担

救助法が適用になった場合は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

救助法が適用されない場合は市が負担する。

## 2 安否不明者等の氏名等公表

市は、県や救出・救助活動を実施する警察・消防機関と緊密に連携し、人命を最優先とした効果的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」に基づいて行うものとする。

## 3 遺体の処理

救助法が適用になった場合は、知事の委任を受けて市長が実施する。救助法が適用されない場合は市長が実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

収容された遺体は、警察が検視（見分）を行う。

(2) 遺体の検案

死因その他の医学的検査に基づく検案は、医師が実施する。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

(3) 遺体の搬送

警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺族等に引き渡す。身元不明の遺体は警察機関の協力を得て、遺体安置所へ搬送し、収容する。

(4) 遺体安置所の開設

市は、協定先の民間葬儀企業又は二次災害のおそれのない適当な場所（寺院・公共建物・公園等）に仮設する遺体安置所に、遺体を収容する。また、必要に応じて、警察官による検視（見分）及び医師による検案を行う検視所を併設する。

遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(5) 遺体の収容

市は、収容した遺体について、識別確認のため写真撮影などにより、その特徴を把握するとともに、遺留品等の整理を行う。

(6) 遺体の一時保管

市は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

(7) 実施状況報告

ア 担当責任者は、処理の日時、場所、遺体の確認、処理内容、検案その他必要事項を報告（日報）する。

イ 遺体の処理に当たっては、次の書類を整備する。

- (ア) 遺体処理状況記録簿
- (イ) 遺体処理台帳
- (ウ) 遺体処理関係支出証拠書類

#### 4 遺体の埋・火葬

(1) 埋・火葬の実施基準

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は、次の基準により市が実施する。

ア 埋・火葬の実施場所

原則として、埋葬は、市内で実施する。火葬は、上尾伊奈斎場つつじ苑で実施する。被災により火葬が行えないとき又は処理能力を超えるときは、県に協力を要請する。

イ 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（救助法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合は、原則として、その遺族・親戚縁者に連絡して引き取らせ、あるいは市が救助法適用地である場合は市が引き取るものとするが、市が混乱のため引き取ることが困難なときは、漂着した市町村が知事の行う救助を補助する立場で埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

ウ 被災地から漂流してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、救助法適用地の市町村に連絡して引き取らせる。救助法適用地が混乱のため引き取ることが困難なときは、遺体を撮影する等記録して、市が知事の行う救助を補助する立場で埋・火葬を実施（費用は県負担）する。

エ 葬祭関係資材の支給

次の範囲内で棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給する。

- (ア) 棺（付属品を含む。）
- (イ) 埋葬又は火葬
- (ウ) 骨つぼ又は骨箱

(2) 遺体の埋・火葬の実施

ア 市民課は、検案書、死亡診断書により住民票原本リスト、戸籍等の確認後、埋火葬許可書の発行を行い、埋火葬許可申請綴を作成する。

イ 遺骨、遺留品は包装し、名札及び遺留品処理表を添付の上、保管所に一時保管する。

(3) 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行う。火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から、遺体の保管、埋・火葬が行えない

と認められる場合は、市は葬祭業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

#### 5 救助法適用時の費用等

遺体の処置等に要した費用等は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

## 第16節 要配慮者安全確保対策

統括部（危機管理防災班） 子ども未来部（保育課） 健康福祉部（全課）  
市民生活部（市民協働推進課） 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

要配慮者（本編第1章第11節に同じ）は、災害時において自分の身体・生命を守る対応力が不足していたり、言語の障害から迅速、的確な行動が取りにくかったり、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進する。

### 1 在宅避難行動要支援者の安全確保

#### (1) 安否確認の実施

市は、調査班を編成し、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、所在確認を実施する。その際、在宅の避難行動要支援者の「名簿」等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得て行う。

調査班は、安否確認の調査結果を直ちに市本部に報告する。市本部は、速やかに必要な援護対策を実施するとともに、安否確認結果を県に報告する。

#### (2) 救助活動の実施

市は、自主防災組織等の協力を得て、在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

#### (3) 避難誘導の実施

避難行動要支援者の避難誘導等は、市が作成した「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、避難行動要支援者に高齢者等避難の伝達、安否確認、避難誘導等の避難支援を行う。なお避難誘導等を行うに当たっては、地域の消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の安全を第一に行う。

#### (4) 受入先の確保及び移送

避難行動要支援者の受入先として、医療施設、社会福祉施設、避難所等を確保する。

また、輸送車両を確保し、自主防災組織、彩の国会議等の団体の協力を得て移送する。

#### (5) 避難所におけるケア対策

避難所で高齢者や障害者等の要配慮者を介護するケア・スペースを確保するとともに、相談機能も付与する。

#### (6) 要配慮者用避難所の開設

避難生活では、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮する。障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等については、必要により社会福祉施設、医療施設に対して緊急一時入所、特例的（定員外）入所を依頼する。

施設への入所が困難な場合は、福祉避難所を開設（本章第13節「避難計画」）し、ホームへ

ルパーの派遣、日常生活用品等の確保など福祉関係者、ボランティア等の協力を得て管理運営する。

(7) 生活救援物資の供給

市は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資の放出、調達を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を一般の避難者と別に設けるなど配慮する。

(8) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる要配慮者に、福祉ボランティア団体等の協力で、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、FAXや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

(9) 相談窓口の開設

市は、避難所等にプライバシーに配慮した臨時相談窓口を開設する。相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(10) 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、彩の国会議等の団体の協力を得て巡回班を編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

## 2 社会福祉施設等入所者の安全確保

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、彩の国会議等の団体に協力を要請する。

(3) 受入先の確保及び移送

施設管理者は、医療施設、社会福祉施設等の受入先を確保し、移送する。

市は、医療施設、社会福祉施設等の受入先や輸送自動車等を確保し、施設入所者の移送を支援する。

(4) 生活救援物資の供給

施設管理者は、食料、ペットボトル等の飲料水、生活必需品等の備蓄物資を放出し、入所者等に配布する。

市は、備蓄物資の放出及び調達を行い、施設入所者等への生活救援物資の供給を援助する。

(5) 洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設への連絡

市は、荒川の水位が上昇し、氾濫注意水位（本章第6節「注意報及び警報伝達計画」）に達するおそれがある場合等には、洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設である下記施設に電話・FAX、自主防災組織・消防団等により直ちに当該情報を提供し、必要な安全対策をとる



よう指示する。

洪水浸水想定区域内の要配慮者関連施設

NO	施設名称	所在地	電話番号
1	新生ホーム短期入所生活介護	上尾市平方領々家224-1	048-726-3100
2	短期入所生活介護事業所 あげぼの	上尾市上野567	048-726-6514
3	ショートステイ 棕の木	上尾市平塚322	048-856-9901
4	ショートステイ ご福あげお	上尾市平方505	048-871-8529
5	介護老人保健施設ハーティハイム	上尾市平方3147-3	048-726-8000
6	医療法人藤仁会介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお	上尾市平方1915	048-780-6600
7	新生ホーム	上尾市平方領々家224-1	048-726-3100
8	特別養護老人ホームあげぼの	上尾市上野567	048-726-6514
9	特別養護老人ホーム 棕の木	上尾市平塚322	048-856-9901
10	特別養護老人ホーム ご福あげお	上尾市平方505	048-871-8529
11	ケアハウスあげぼの	上尾市上野567	048-726-5565
12	恵和園	上尾市領家371-1	048-726-7373
13	あずみ苑 上尾	上尾市上野221-9	048-780-6421
14	老人福祉センターことぶき荘	上尾市平塚724	048-776-2265
15	上尾ほほえみの杜	上尾市畔吉1341-1	048-780-1771
16	らぼーる 上尾	上尾市地頭方422	048-780-1065
17	グループホームみんなの家 上尾瓦葺	上尾市瓦葺2684-1	048-720-1671
18	グループホーム上尾	上尾市地頭方431-1	048-782-0050
19	ケアビジョンホーム上尾	上尾市平方1293-4	048-783-0700
20	グループホームのぞみ	上尾市小敷谷716-1	048-871-7626
21	埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
22	あげぼの	上尾市上野567	048-726-8612
23	ふれあいハウス	上尾市平塚724	048-776-2235
24	大石事業所	上尾市藤波1-209-2	048-782-4177
25	ふじ学園	上尾市藤波1-208	048-783-4483
26	労働と教育の場「雑草(あらぐさ)」	上尾市地頭方438-6	048-726-5720
27	こばん☆あらぐさ	上尾市富士見2-15-1	048-788-2340
28	領家グリーンゲイブルズ	上尾市領家401-1	048-729-8264
29	第1クローバーハウス	上尾市領家114-4	048-726-3997
30	第2クローバーハウス	上尾市中新井748-1	048-726-3997
31	グループホームくるみ	上尾市平塚322-2	048-871-8356
32	てんじん A棟	上尾市藤波2-145-1	048-773-3370

N0	施設名称	所在地	電話番号
33	てんじん B棟	上尾市藤波2-145-1	048-773-3370
34	ふじなみ	上尾市藤波2-169-2	048-773-3370
35	だいやま	上尾市藤波2-169-3	048-773-3370
36	らぼーるびれっじ	上尾市瓦葺2716 尾山台 団地4-5-108・109	048-748-5243
37	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園	上尾市平塚724	048-776-2260
38	大谷保育所	上尾市西宮下4-380-3	048-775-2550
39	ころぼっくる第二保育園	上尾市上野567	048-783-1010
40	しののめキッズパーク保育園	上尾市老丁目南17-8	048-725-0415
41	つつじが丘認定こども園	上尾市上野1053-1	048-725-2622
42	認定こども園泉の森	上尾市平方4220-1	048-783-7001
43	小敷谷保育所	上尾市小敷谷723-1	048-726-2698
44	アッコルト	上尾市藤波2-223	048-786-5111
45	放課後等児童デイサービス バナナキッズ	上尾市平塚1281-1かしの 木会館2階	048-777-3030
46	放課後等デイサービス くるみ	上尾市平塚322-2	048-871-8356
47	児童デイサービス あげは	上尾市平方744-1	048-780-1555
48	放課後等デイサービス サンFC	上尾市富士見2-20-25まつ やビル3F	048-778-9661
49	平方小学童保育所	上尾市平方1346-1 平方 小学校内	048-725-3133
50	平方北小学童保育所	上尾市平方3657 平方北 小学校内	048-726-9255
51	尾山台学童保育所	上尾市瓦葺510 尾山台小 小学校内	048-721-5716
52	鴨川小学童保育所	上尾市西宮下4-400 鴨川 小学校内	048-774-2342
53	平方東学童保育所	上尾市平方4294-1	048-726-1229
54	医療法人社団愛友会 上尾中央第二病院	上尾市地頭方421-1	048-781-1101
55	カオル幼稚園	上尾市藤波4-125	048-786-8864
56	平方北小学校	上尾市平方3657	048-726-2120
57	平方東小学校	上尾市平方4354-2	048-725-2623
58	尾山台小学校	上尾市瓦葺509-1	048-721-3400
59	鴨川小学校	上尾市西宮下4-400	048-775-6562
60	平方小学校	上尾市平方1346-1	048-725-2070
61	太平中学校	上尾市小敷谷2-3	048-725-2026

NO	施設名称	所在地	電話番号
62	瓦葺中学校	上尾市瓦葺163	048-722-2101
63	大石南中学校	上尾市小敷谷1105	048-726-0511
64	南中学校	上尾市大谷本郷124	048-781-2299
65	西中学校	上尾市東今泉5-1	048-781-1541
66	県立上尾橘高等学校	上尾市平方2187-1	048-725-3725
67	秀明英光高等学校	上尾市上野1012	048-781-8821
68	県立上尾鷹の台高等学校	上尾市原市2800	048-722-1246
69	県立上尾南高等学校	上尾市中新井585	048-781-3355
70	県立上尾かしの木特別支援学校	上尾市平塚1281-1	048-776-4601
71	デイサービス あげぼの	上尾市上野567	048-726-6381
72	通所介護事業所「新生ホーム」	上尾市平方領々家213-1	048-781-3375
73	社会福祉法人 彩光会 デイサービスセンター 恵和園	上尾市領家371-1	048-726-7373
74	デイリハ くるみ	上尾市上野1159	048-729-7761
75	日々トレ はると 上尾小敷谷	上尾市小敷谷696-1	048-782-4110
76	リハビリDO	上尾市平塚1061-9	048-871-5982
77	有限会社 ハートプラン介護研究所	上尾市小敷谷1-22	048-726-1606
78	いこいハウス あげお西	上尾市小敷谷2-1 日建シ ェトワ5ビル1階	048-788-2282
79	ケアガーデン上尾富士見	上尾市富士見2-10-17	048-779-7800
80	多機能ホームのぞみ	上尾市小敷谷716-1	048-871-7626
81	若竹ホーム	上尾市小敷谷335	048-781-7323

## (6) 土砂災害警戒情報が発表された場合の要配慮者関連施設への連絡

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、要配慮者関連施設に電話・FAX、自主防災組織・消防団等により直ちに当該情報を提供し、早めの避難の開始など必要な安全対策をとるよう指示する。

## (7) ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

## (8) 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、彩の国会議等の団体に協力を得て巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等のニーズや状況を把握し、援助を行う。

### 3 外国人の安全確保

#### (1) 安否確認の実施

市は、職員や災害時語学ボランティア等で調査班を編成し、外国人の安否確認を実施するとともに、その調査結果を県に報告する。

#### (2) 避難誘導の実施

市は、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に速やかな避難誘導を行う。

#### (3) 情報提供

市は、インターネット等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得て、チラシ・臨時広報紙等の発行による生活情報の提供を随時行う。

#### (4) 相談窓口の開設

市は、庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

#### (5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努め、ボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣を要請する。

## 第17節 飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画

統括部（物資統括班） 環境経済部（農政課・商工課）

上下水道部（経営総務課・業務課・水道施設課）

災害時は道路の陥没、亀裂などにより水道管の破損で広域にわたって断水が予想される。飲料水・食料・生活必需品等を得ることが困難な市民に、備蓄物資又は他市町村、民間事業者（団体）等との災害時応援協定等に基づく調達物資を供給する。それでも物資が不足する場合は、県に物資の供給を要請する。

### 1 水の供給

#### (1) 上水道からの水の確保

給水の方法、給水場所、資機材等は次のとおりである。

##### ア 給水量

飲料水の給水量は、1人1日最小限度3ℓを目途とする。なお、被災後は、次第に水の需要が増えるので、復旧の状況に応じ、逐次給水を増量し、4日目以後は20ℓを目標とする。

##### イ 給水場所

原則として、各避難所に給水所を設置する。

##### ウ 給水方法

給水方法は、給水車、給水タンク等で給水所へ搬送し、配布は、自主防災組織の協力を得て行う。その際、外観（色、濁り）・臭気・味の確認及び消毒の残留効果の検査を適時行い、必要に応じ、濁度・pH値・電気伝導率の測定を行うことで、供給水の安全性を確認する。（日本水道協会発行「地震等の非常時における水質試験方法」参照）

##### エ 資機材等の品目

- a 給水タンク
- b ウォーターバルーン
- c 非常用飲料水袋
- d その他

#### (2) 上水道以外からの水の確保

##### ア 飲料水の確保

備蓄しているペットボトルを、飲料水として活用する。なお、ペットボトルの搬送は、物資統括班が統括調整をし、協定締結企業等の協力の下で行う。

##### イ 生活用水の確保

生活用水としてトイレ、洗濯などに使用する水は、学校のプールなどを活用する。また、民間における井戸水の実態把握を行い、災害時に活用する。

市は、令和6年度より災害時協力井戸制度を創設し、井戸を所有している市民や市内事業

所より同意を得た井戸を「災害時協力井戸」として登録し、市ホームページ等で公表する。  
災害時に断水が起きた場合は、近隣住民に井戸を開放いただき、生活用水を提供いただくこととしている。

(3) 応急給水等の広報活動

大規模災害時に応急給水の実施状況を市民に適時、適切な情報を広報する。

ア 市民への広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、あらゆる手段で実施する。

イ 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。

(4) 医療機関への給水

医療機関から応急給水の要請があった場合にはこれを最優先とし、医療機関が十分な医療を行えるよう給水を行う。

(5) 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害が発生した場合で、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、応援協定締結市町村や業者から飲料水を緊急調達する。

それでも確保できない場合は、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

## 2 食料の給与

災害時に被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助に必要な食料の確保とその供給を確実にを行う。

(1) 給与の基準

ア 給与対象者

給与対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者には、要配慮者に配慮した食料の提供、優先給与など、十分に配慮して給与する。

(ア) 被災者及び災害救助従事者

(イ) 米穀の給与が混乱し、食料の確保ができない市民

イ 給与品目

給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあつては、米穀（米飯を含む。）、米穀、ビスケット類等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調製粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によってはビスケット類及び乳製品とする。

ウ 給与基準量

1人当たりの給与量は、次表のとおりである。

品 目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり 精米200g以内
	応急給与受配者 1人1日当たり 精米400g以内
	災害救助従事者 1食当たり 精米300g以内
パン	1食当たり 185g以内
ビスケット類	1食当たり 1包(100g入り)以内
調製粉乳	乳児1日当たり 200g以内

(2) 備蓄食料の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している米穀、ビスケット類等を被災者等に給与する。

(3) 食品の調達

備蓄食料では不足する場合、又は必要とする食品がない場合には、次により調達する。

ア 市内販売業者からの調達

市内の米穀小売販売業者や食品販売業者から、必要量の米穀や食品を調達する。

イ 応援協定に基づく緊急調達

大規模な災害により、市内販売業者から必要量の調達が困難な場合は、応援協定締結市町村・業者から必要量の食品を緊急調達する。

(4) 県への調達要請

ア 米穀等の調達

(ア) 大規模災害のため、市内米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

(イ) 市長は、交通、通信の途絶、被災地の孤立等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、知事から指示される範囲内で、関東農政局企画調整室に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付総合食料局長通知)に基づき、応急用米穀の緊急引渡しを要請し、給与する。

イ その他の食品の調達

大規模災害のため、市内食品販売業者等では不足する場合は、知事に調達を要請する。

(5) 緊急食料の集積所

市内販売業者から調達した食品や応援協定締結市町村等から搬送された食料は、市民体育館、上平公園に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、食品管理に万全を期する。

(6) 炊出しの実施

ア 炊出し実施体制

災害時の食料の炊出しについては、避難所のほか、小・中学校の家庭科室を利用し、NPO・彩の国会議等及びボランティアの協力を得て実施する。(資料12-1)

イ 炊出し困難な場合の措置

炊出しが困難な場合は、米飯提供業者や産業給食提供業者から、弁当等を購入し給与する。

ウ 埼玉県への協力要請

市長は、災害により甚大な被害を受けたことにより、炊出し等が実施困難と認めたときは、埼玉県知事に炊出し等について協力を要請する。

(7) 実施状況報告

市長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

### 3 生活必需品等の供給

災害時に被災者に給与する衣料、生活必需品その他の物資は、その確保と給与を確実に行う。

(1) 供給の基準

ア 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 給与・貸与の品目

急場をしのぐ程度の、必要最低限の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じおおむね次に挙げる品目の範囲内で現物をもって行う。

- (ア) 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- (イ) 外衣（洋服、作業衣、乳幼児・子供服・妊婦服等男女の年齢階層に配慮）
- (ロ) 肌着（シャツ、パンツ等乳幼児から大人までの男女に配慮）
- (ハ) 身の回り品（タオル、手拭い、靴下、サンダル、女性用品、カイロ、乳幼児・大人用の紙おむつ等）
- (ニ) 炊事道具（炊飯器、鍋、コンロ、包丁、ガス器具等）
- (ホ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (ヘ) 日用品（石けん、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、マスク、弾性ストッキング、石鹸、歯ブラシ等）
- (ヘ) 光熱材料（マッチ、プロパンガス、ローソク、木炭等燃料等）
- (ト) 保育用品（ほ乳瓶、紙おむつ等）
- (チ) 生理用品
- (リ) 冷暖房器具
- (ニ) 医療品（常備薬、救急箱等）

(2) 備蓄物資の放出

防災備蓄倉庫に備蓄している毛布等を被災者等に給与又は貸与する。

(3) 生活必需品の調達

ア 生活協同組合、市内販売業者からの調達

生活協同組合、市内販売業者から生活必需品を調達する。



イ 応援協定に基づく緊急調達

大規模災害により、市内販売業者等から必要な生活必需品の調達が困難な場合は、応援協定締結市町村・業者から必要とする生活必需品を緊急調達する。

(4) 県への応援要請

大規模災害のため、市内小売販売業者等及び相互応援協定締結市町村から必要物資が確保できない場合又は不足する場合は、県に備蓄物資の放出を要請する。

(5) 緊急物資の集積所

市内販売業者から調達した生活必需品や応援協定締結市町村等から搬送された生活必需品は、市民体育館、上平公園に集積する。

なお、集積を行う場合は、集積所ごとに管理責任者や警備員等を配置し、生活必需品の管理に万全を期する。

#### 4 石油類燃料及び次亜塩素酸ナトリウムの調達・確保

(1) 石油類燃料

市は、病院（災害拠点病院）、防災拠点、浄水場など特に重要な施設で、市が指定する施設に石油類燃料の供給ができるよう、引き続き、石油元売り業者との協定締結に努める。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム

市は、災害時においても、協定締結業者より、水道水の塩素消毒剤として主に使用されている次亜塩素酸ナトリウムが浄水場に供給できるように、平時から元売り業者との災害時を想定した調整に努める。

#### 5 国によるプッシュ型の物的支援

市は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

加えて、国によるプッシュ型支援に際し、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行うよう努める。

#### 6 救助法適用時の費用等

飲料水の供給に要した費用、炊出し等による食品の給与に要した費用、生活必需品の給与又は貸与に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

## 第18節 帰宅困難者支援対策

統括部（危機管理防災班） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

---

多くの市民が県内外に通勤、通学しているため、首都圏で大規模災害が発生した場合には、その所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も含め、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

具体的な計画は、第3編第2章第17節「帰宅困難者支援対策」に準ずる。

---

## 第19節 被災施設等の応急対策

行政経営部（施設課）  
都市整備部（都市計画課・市街地整備課・建築安全課・開発指導課・建設管理課・道路河川課）  
上下水道部（業務課・水道施設課・下水道施設課）  
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

---

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関と相互に連携し応急対策を実施する。

また、発災時には、関係機関等の管理者に対し、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、発災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講じるよう指導する。

具体的な計画は、第3編第2章第22節「被災施設等の応急対策」に準ずる。

## 第20節 応急住宅対策

行政経営部（施設課） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（建築安全課・みどり公園課）

家屋の倒壊、焼失等の被害で、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を供給することが必要である。

応急仮設住宅には、発災後に建設して供給する応急仮設住宅（以下、建設型応急住宅という）と民間賃貸住宅を借り上げて供給する応急仮設住宅（以下、賃貸型応急住宅という）があり、県は、それぞれの特徴及び被災地の実情等を踏まえ、供給計画を作成し、供給に係る業務全般を行う。

市は、供給に当たって、用地確保や必要戸数の把握、入居者の募集・管理など、補助的な業務を行い、このために必要な体制の整備を推進する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため応急修理を実施する。

### 1 応急仮設住宅の供給

#### (1) 用地の確保

建設型応急住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。このため、以下の建設型応急住宅適地の基準に従い、適切な用地選定を行う。なお、選定基準の詳細については、応急住宅対策マニュアルに従うものとする。

- ア 水道水が得やすい場所
- イ 保健衛生上適当な場所
- ウ 交通の便を考慮した場所
- エ 住居地域と隔離していない場所
- オ 浸水等のおそれのない場所
- カ 工事車両のアクセスしやすい場所
- キ 既存生活利便施設が近い場所
- ク 造成工事の必要性が低い場所

用地は、市公有地又は建設可能な民有地の中から、建設型応急住宅建設予定地を選定する。なお、民有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

#### ●建設型応急住宅建設予定地

名 称	住 所	建設可能面積
上尾丸山公園	平方3326	1,554㎡
平塚公園	平塚1212	2,108㎡
鴨川中央公園	中妻5-33	8,453㎡
浅間台大公園	浅間台3-35	6,380㎡
ゆりが丘公園	向山4-15	1,985㎡
小泉氷川山公園	小泉8-1	5,475㎡

(2) 応急仮設住宅全体計画の策定

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

- ア 建設型応急住宅の配置計画（案）作成
- イ 供給計画（案）の作成（必要戸数の推計）
- ウ 応急仮設住宅の入居基準
- エ 入居者の選定方法
- オ 応急仮設住宅の管理
- カ 要配慮者に対する配慮

(3) 応急仮設住宅の建設・供給

県は、市からの被害状況報告や必要戸数の報告に基づき、応急仮設住宅供給計画を作成し、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の供給を行う。

また、併せて、一次提供住宅（公的住宅等）の活用も検討する。

(4) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の基準に基づき入居者を決定する。

選定に当たっては、福祉総務課、民生委員等で構成する選考委員会を設置して選定する。

また、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することが可能である。

なお、応急仮設住宅の供与対象となる世帯は「生計を一にしている実際の世帯単位」と規定されており、要件が確認できれば同性パートナーであっても支援の対象となる。

- ア 住居が全焼（壊）又は流出した被災者
- イ 居住する住宅がない被災者
- ウ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

(5) 入居期間

入居期間は原則として2年以内とする。ただし、応急修理と併給する者は、災害発生の日から原則として6か月（応急修理が完了した場合は速やかに退去）とする。

(6) 入居時の留意事項

市は、以下の項目に配慮するとともに、入居者の住宅の使用状況等について把握に努める。

ア コミュニティ形成への配慮

発災時までの地域的な結びつきや近隣の状況など、コミュニティの形成に配慮した入居に努める。

イ 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

## 2 被災住宅の応急修理

(1) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 修理戸数の決定

市は、被災者台帳により修理戸数を把握する。

イ 応急修理の実施基準

被害家屋の応急修理は、次の基準で実施する。

(7) 修理対象者

災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない者、又は、大規模半壊の被害を受けた者を対象とする。

(4) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度とする。

ウ 応急修理の実施

市は、上尾市建設業協会等の協力を得て応急修理を行う。災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

エ 県への報告

市は、応急修理した結果を県に報告する。

オ 応急修理の期間

原則災害発生の日から3か月以内に応急修理を完了する。

(2) 被災住宅の緊急の修理

ア 修理戸数の決定

現場確認や被災者が申請時に持参する写真に基づき、半壊以上（相当）か否かについて判断をする。

イ 緊急の修理の実施基準

被害家屋の緊急修理は、次の基準で実施する。

(7) 修理対象者

災害により住宅が半壊、半焼、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れのある者を対象とする。

(4) 修理の範囲

大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合）。

ウ 緊急修理の実施

市は、上尾市建設業協会等の協力を得て急ぎ資材の提供及び緊急修理を行う。災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。

エ 県への報告

市は、緊急修理した結果を県に報告する。

オ 緊急の修理の期間

原則災害発生の日から10日以内に緊急の修理を完了する。

### 3 救助法適用時の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用、また市が実施した被災住宅の応急修理の費用は、「災害救助法による救助の程度、方

法、及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で  
県に請求する。

## 第21節 文教・保育対策計画

子ども未来部（保育課） 教育総務部（全課） 学校教育部（全課）

大規模災害時は、児童生徒の安全確保を最優先とし、さらに教育活動の場を確保し、学校教育の早期再開に必要な応急対策を実施するとともに、保育も同様の対策を実施するほか、文化財についても必要な対策を講ずる。

### 1 学校の応急対策

#### (1) 緊急対応措置

##### ア 児童生徒の安全確保

##### (7) 在校時の対応

- a 教職員は、風水害で学校施設の損壊等が発生し、児童生徒に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に退避させた後、児童生徒の所在を確認する。
- b 校長は、退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でないと判断したときは、安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す。

##### (4) 登下校時の対応

教職員は、PTAや自主防災組織などの協力を得て、児童生徒の安全確保を図るとともに、児童生徒の被害状況を把握し、速やかに校長に報告する。

##### (7) 在校時外の対応

非常招集した教職員（災害初期対応員）は、速やかに児童生徒等及び教職員の安否、所在等を電話等で確認する。

##### (エ) 臨時休校等の措置

##### a 登校前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休校措置を登校前に決定したときは、速やかに防災行政無線その他定めた方法で保護者へ連絡し、その内容について教育委員会へメール、FAX等の手段を用いて速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

##### b 在校時の措置

児童生徒が在校時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、校長は教育委員会と協議し必要に応じて臨時休校措置をとる。

この場合、児童生徒を帰宅させるときは、注意事項を十分徹底させるとともに、集団下校、教職員の付添いなどの措置をする。

##### イ 学校が避難所となる場合の措置

学校は、市職員が配置されるまでの間、避難所の運営業務に対応することが想定されるため、児童生徒の安全確保を最優先に対応するとともに、校長の指揮のもと必要に応じ避難所

の開設・運営に協力する。

ウ P T A、地域との協力

(7) P T Aとの協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応ができないことから、児童生徒の安否、所在の確認、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品の支給に関し、P T Aに協力を求める。

(4) 地域の自主防災組織等の協力

安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、学校医等の協力を求める。

(2) 応急教育の実施

ア 応急教育計画の作成及び実施

学校施設が被災したり、地域の避難施設となったりした場合には、市本部と緊密な連携をとり、児童生徒、教職員、施設・設備の被害状況を把握した上、校舎の収容可能状況を考慮して、短縮授業、二部授業や近隣校・公共施設を利用した授業など、教育活動の方法を定めた応急教育計画を作成し、次の点に留意して実施する。

(7) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期、方法等を確実に児童生徒及び保護者に周知する。

(4) 学校施設の応急的復旧が不可能な場合や、長期的に避難所となるなど授業の再開が不可能となった場合には、応急教育活動の実施と避難生活との調整について、市本部と協議する。

(7) 児童生徒が他の地域に避難し、応急教育を受ける場合には、県に連絡調整を依頼する。また、卒業証書の取扱いなど弾力的な対応を実施するよう国、県に対し要請する。

イ 教職員の確保

被災教職員が多数で1学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じ、市教育委員会が管内の学校間において調整する。また、市教育委員会において調整できないときは、県教育委員会に教職員の確保について要請する。

ウ 教材・学用品等の調達及び給与方法

被災児童生徒に対する学用品の給与は、救助法の基準に準じて行う。

(7) 給与の対象者

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対して行う。

(4) 給与の範囲

学用品の給与は、被害の実情に応じて、教科書、文房具等、現物をもって行う。

(7) 給与の時期

授業開始に合わせて速やかに行う。

(4) 給与の方法

教科書は、被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、教科書



供給書店から一括調達し、市（教育委員会）が給与する。

その他の学用品については、被害の実情に応じ、市（教育委員会）が現物を給与する。

(4) 救助法適用時の費用等

学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

エ 生活指導等

被災した児童生徒に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問し、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施する。

(3) 総合教育会議の活用

児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行うため総合教育会議を設ける。

## 2 保育施設の応急対策

災害時に保育児童の生命及び身体の安全確保、並びに保育の確保を図るために必要な応急措置を講ずる。

(1) 児童の安全確保

ア 保育時の対応

(7) 保育所を含む職員は、風水害で保育施設の損壊等が発生し、児童に危険が及ぶと判断したときには、速やかに安全な場所に退避させた後、児童の所在を確認する。

(4) 保育所は、地域周辺の安全が確認され、児童を保護者に引き渡すことが適切であると判断された場合には、定めた方法で速やかに保護者に連絡する。

イ 保育時外の対応

保育所を含む職員は、保育再開に当たり、児童及び保護者の安否、所在を確認する。

(2) 臨時休園等の措置

ア 登園前の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、休園措置を登園前に決定したときは、速やかに保護者へ連絡する。

イ 在園時の措置

児童が在園時に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、所長は市と協議し、必要に応じて臨時休園する。

この場合、児童を帰宅させるときは、保護者が来るまでは保育所内、又は安全な施設内で児童を保護する。

(3) 応急保育の実施

災害により、保育施設が被災したり、地域の一時避難施設となったりした場合には、市と緊密な連携をとり、児童、職員、施設・設備の被害状況を把握した上、施設の収容可能状況を考慮して、保育所の統合、近隣公共施設を利用した保育活動などを定めた応急保育計画を作成

し、早期に保育再開できるよう次の点に留意して実施する。

ア 応急保育施設の指定、応急保育の開始時期、方法等を保護者に連絡する。

イ 児童が他の地域に避難し、応急保育を受ける場合には、自治体間で連絡調整を行う。

ウ 被災職員が多数で保育所内で対応できないときは、保育の実施状況に応じ、市が管内の保育所間において調整する。

### 3 要保護児童の援護

ア 要保護児童の把握

学務課は、災害による保護者の死亡、けが等により保護が必要な児童等の把握を速やかに実施する。

イ 親族等への情報提供

学務課は、保護者のいない児童の実態を把握し、その情報を親族等に速やかに提供する。

ウ 要保護児童の援護

児童福祉法に基づき措置を講ずる。

### 4 文化財の応急対策

災害時の文化財の被害は、文化財の材質、形状等によって異なるため、それらに対応した迅速かつ適切な対応が必要となる。

所有者、管理者、その他関係機関は、見学者等の安全を図ると同時に、文化財の保護対策に万全を期する。

(1) 被害状況の調査、報告

所有者又は管理者は、災害が鎮静化した後に、被害状況を速やかに調査し、市本部（生涯学習課）へ報告する。

市本部は、必要に応じて県教育委員会へ被害状況を報告する。

(2) 被害の拡大防止

所有者又は管理者は、火災、余震等による倒壊、盗難、風雨による文化財の二次的被害の防止に努める。

(3) 応急措置の実施

災害の種類、規模等に応じ、適切な応急措置を実施する。

ア 展示、保管中における転倒・落下等による破損については、個々に箱、袋等で保管する。

イ 火災による破損については、消火後、密封が可能な容器等に保管する。

ウ 水災による破損については、カビ等に注意し容器等で保管する。

エ 倒木、落木等（天然記念物）については、柵や危険である旨の表示板等を立てる。

オ 小規模な被災建物内の文化財は、一時的に公共施設に移動・保管する。

## 第22節 障害物除去計画

環境経済部（西貝塚環境センター） 都市整備部（建築安全課・建設管理課・道路河川課）

土砂、倒木等の障害物で日常生活に必要な場所や道路の機能に支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

### 1 住宅関係障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

#### (1) 対象者

対象者は、半壊又は床上浸水した住家であって、住居の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者とする。

#### (2) 除去の期間

除去の期間は、原則災害発生の日から10日以内とする。

#### (3) 救助法適用時の費用等

住宅に対する障害物の除去に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

また、市は、労力又は機械力が不足する場合には、県に支援を要請し、要請を受けた県は、隣接市町村からの派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い応援体制の確保に努める。

### 2 道路等の障害物の除去

#### (1) 道路上の障害物

ア 道路上の障害物の除去等、道路の応急復旧の計画の樹立とその実施は、道路法に規定する道路管理者が行う。

除去に当たっては、道路の被害状況とその路線の交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

イ 道路上に障害物が倒壊する恐れが出た場合、法令に基づいて関係機関が協議し、処理を行う。

#### (2) 河川の障害物の除去

河川の障害物の除去は、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行う。

除去する障害物の優先順位は、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮した上で決定する。

### 3 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、次の基準により災害発生場所の近くに設ける。

- (1) 交通に支障のない市有地。
- (2) 適当な場所がないときは、民有地を借用する。この場合は、所有者との間に土地賃貸借契約及び補償契約を締結する。

## 第23節 緊急輸送計画

統括部（物資統括班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課）

応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

### 1 輸送の基本方針

#### (1) 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行う。

- ア 市民の安全を確保するために必要な輸送
- イ 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- ウ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

#### (2) 輸送の対象

各段階の輸送対象は、おおむね次のとおりである。

##### ア 第1段階（被災直後）

- (ア) 救助・医療活動の従事者、医薬品等
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 医療機関へ輸送する負傷者等
- (エ) 自治体等の応急対策要員、ライフライン施設保安要員など初動の応急対策に必要な人員・物資等
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

##### イ 第2段階（おおむね発災から1週間後まで）

- (ア) 第1段階の続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 疾病者及び被災地外へ退去する被災者
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

##### ウ 第3段階（おおむね発災から1週間後以降）

- (ア) 第2段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品

### 2 緊急輸送道路の確保

本市及び県が指定する緊急輸送道路は、次のとおりである。

#### (1) 本市指定緊急輸送道路

本市は、次の道路を緊急輸送道路として指定する。

これらの指定道路は、交通規制、障害物の除去等の道路啓開を、市内業者との間に締結した災害協定に基づき実施し、緊急輸送道路を確保する。なお、市指定緊急輸送道路のなかで、市以外の道路管理者が管理する道路の場合、あらかじめ協議する。

市指定緊急輸送道路一覧

国	道	東大宮バイパス線(国道16号)、上尾バイパス線・上尾東京線(国道17号)
県	道	(主)川越上尾線、(主)川口上尾線、(一)上尾環状線、 (主)さいたま菖蒲線、(主)上尾久喜線、(一)鴻巣桶川さいたま線、 (一)上尾停車場線、(一)上尾蓮田線、(主)さいたま栗橋線
市	道	上尾・平方線、西宮下・中妻線、小敷谷・吉田通線、上尾・池袋線、富士見ヶ丘・中妻線

(2) 埼玉県指定緊急輸送道路

埼玉県は、本市域における地震災害時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

埼玉県指定緊急輸送道路

区分	第一 次 特定緊急輸送道路	第一 次 緊急輸送道路	第二 次 緊急輸送道路
基準	高速道路や国道など 4車線道路とこれを 補完する広域幹線道 路	地域間の支援活動としてネ ットワークされる主要路線	地域内の防災拠点などを連絡する路線
該 当 道	国道16号 {全線} 国道17号 {全線} 主要地方道さいた ま栗橋線 {全線} 上尾道路 {全線}	主要地方道川越上尾線 {全線} 主要地方道川口上尾線 {全線} 一般県道上尾環状線 {市境～上尾市愛宕(17 号との交差点)} 主要地方道さいたま菖蒲 線 {市境～上尾市原市(16 号との交差点)}	主要地方道さいたま菖蒲線 {市境～上尾市原市(平塚(南))} 主要地方道上尾久喜線 {全線} 一般県道鴻巣桶川さいたま線 {全線} 一般県道上尾環状線 {上尾市(久保交差点)～上尾市 (久保西交差点)} 市道1022号線 {全線(緑丘交差点～緑丘地下横断道 交差点)} 市道1053号線 {全線(緑丘地下横断道交差点～春日 記念会館前交差点)} 市道1008号線 {春日記念会館前交差点～柏座3丁目 2-41地先交差点}

### 3 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員及び物資の輸送並びに被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、緊急輸送の万全を期する。

#### (1) 輸送力の確保の要領

統括部物資統括班は、公用車の全面的活用と、(社)埼玉県トラック協会をはじめ輸送業者及び市民に協力を依頼し、輸送力を確保する。

#### (2) 応援要請

車両が不足する場合は、相互応援協定を締結している市町村及び埼玉県に対して、応援を要請する。

#### (3) 車両における燃料の多重化

災害時の輸送力（燃料）の確保や交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多重化（電気、天然ガス、水素等）に努める。

### 4 緊急輸送の実施

輸送方針を決定し、円滑な緊急輸送を実施する。

また、必要に応じて航空輸送、鉄道輸送を実施する。

#### (1) 輸送方針の決定

物資統括班及び道路河川課は、道路の被害状況をふまえ輸送ルートを決する。

また、輸送にあたっては各課・班の輸送需要、優先順位を考慮し輸送方針及び輸送スケジュールを決する。

#### (2) 緊急輸送車両の管理と運用

##### ア 車両の管理

市本部を設置したときは、公用車及び調達した車両は、すべて物資統括班が一括管理する。

##### イ 車両運用

物資統括班は、各部の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

#### (3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続き等については、本章第12節「交通対策計画」に定めるところによる。

#### (4) 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、埼玉県知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

##### ア 緊急患者等の輸送

##### イ 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送

##### ウ 災害対策従事者の輸送

##### エ その他の緊急輸送

(5) 鉄道輸送

市長は、応急対策の実施に必要な人員、資機材等の輸送について、車両の増発等の協力を東日本旅客鉄道㈱に協力を要請する。

5 集積場所及び要員の確保

物資の集積、配分業務を円滑に行うため、物資の集積場所を設定し要員を派遣する。

6 救助法適用時の費用等

応急救助のための輸送に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。



## 第24節 要員確保計画

統括部（動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（道路河川課）

### 1 労務供給計画

災害応急対策の実施に当たって、対策要員の人員が不足、又は特殊作業のため技術的な人材が必要なときは、必要な人員を雇用する。

#### (1) 実施責任者

ア 災害応急対策に必要な作業員等の雇上げは、市長が行う。

イ 救助法が適用された場合の作業員等の雇上げによる労務の供給は、知事から職権を委任されている救助に関する雇上げや、知事の救助を待つことができないときは、市長が行う。

#### (2) 雇用方法

市本部は、災害の規模、程度により市本部の要員等が不足すると判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。

ア 上尾市建設業協会等への協力要請

イ 大宮公共職業安定所長に対する求人依頼

ウ 知事に対するあっせんの要請

#### (3) 労務内容

応急救助の実施に必要な労働力の供給は、次の救助を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産における移送

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 救助用物資の整理分配及び輸送

カ 遺体の捜索

キ 遺体の処理

ク 緊急輸送路の確保

#### (4) 救助法適用時の費用等

応急救助のための賃金職員等雇上げ費として要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和2年埼玉県告示第133号）」（資料3-1）の範囲内で県に請求する。

### 2 ボランティア受入対策

大規模災害が発生した場合、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想される。そのため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、総合福祉センター及びイコス上尾に設置

する災害ボランティアセンターと緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチング等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

(1) 地域ボランティアへの協力要請

市本部は、災害の状況等により要員が不足すると判断するときは、上尾市社会福祉協議会（上尾市災害ボランティアセンター）、日本赤十字奉仕団、ボーイスカウト、業種別団体組織その他の民間団体及び中学・高校の奉仕団に対して、ボランティア活動の協力を要請する。

また、必要に応じ、県及び県災害ボランティア支援センターに対してボランティアの派遣等を要請する。

(2) ボランティアの登録・受付

ア 地域や全国からの個人、学生、団体、企業、組合等の支援・協力の申入れがあった場合は、上尾市社会福祉協議会（上尾市災害ボランティアセンター）で登録、受付を行い、登録情報を総合的に管理する。

イ 登録・受付をする場合は、ボランティア希望者の自発性を阻害させることなく、できる限り待機状態をつくらぬよう、希望者が選択する活動を中心に即時に紹介するよう努める。

(3) ボランティア活動への行政支援

市本部は、必要に応じて、次の連携・支援を行う。

ア 各種情報の提供

災害応急対策情報、ライフライン復旧等生活情報、災害復興行政施策情報等を的確に提供する。

イ 活動場所（食事、仮眠・宿泊施設を含む。）の提供

ウ 活動資機材の提供

エ ボランティア保険の加入（県が実施）

## 第25節 自衛隊災害派遣要請計画

統括部（危機管理防災班）

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊の災害派遣の要請を県に要求し、市民の生命・財産を保護する。

### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、財産の救援のため必要があり、かつその実体がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の捜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

### 2 災害派遣要請の要求

市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災対法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

#### (1) 要請依頼方法

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要し、文書でできないときは、電信、電話等で県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

ア 提出（連絡）先

県危機管理防災部危機管理課

イ 記載事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

(2) 連絡（通知）先

ア 県

区 分	連 絡 先	電話番号	F A X 番号
勤務時間内	危機管理課（危機管理担当）	048-830-8181	048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災センター	048-830-8111	048-830-8119

イ 自衛隊

部隊名（駐屯地等）	連絡責任者		電話番号
	時 間 内	時 間 外	
陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）	第 3 科 長	部隊当直司令	(048)663-4241～5 内 線 435 時間外 402
陸上自衛隊第1施設団（茨城県古河市）	第 3 科 長 又は警備幹部	団本部当直長	(0280)32-4141 内 線 233 時間外 631
陸上自衛隊第1施設大隊（朝霞）	第 3 係 主 任 又は第2係主任	部隊当直司令	(048)460-1711 内 線 4803 時間外 4869
陸上自衛隊第1師団司令部（東京都練馬区）	第 3 部 長 又は防衛班長	第1師団司令部 当 直 長	(03)3933-1161～9
航空自衛隊中部航空方面隊司令部（入間）	運用第2班長	司令部当直幕僚	(0429)53-6131
航空自衛隊第4術科学校（熊谷）	総 務 課 長	基地当直幹部	(048)532-3554

3 派遣部隊の受入体制の確保

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。

(1) 緊密な連絡協力

市長は、県、警察・消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入、災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するときは、先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料を準備し、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を求める。

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業の優先順位
- ウ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

市長は、派遣された自衛隊が円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を危機管理防災班に設置する。

(5) 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに派遣部隊に対して、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置き場（野外の適当な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準3m×8m）
- オ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

派遣部隊受入予定場所

施設名	所在地	備考
上尾丸山公園	平方3326	受入場所
上尾運動公園	愛宕3-28-30	受入場所
平方スポーツ広場	平方1185	受入場所
上平公園	菅谷16	受入場所 ※調整地機能を持つため水害時使用不可

ヘリコプター離着陸場

施設名	所在地	発着場面積
平方スポーツ広場	平方1185	100m×100m

4 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊の撤収要請は、知事が市長及び派遣部隊の長と協議して行う。

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、市長は、口頭、電話等で連絡し、後日速やかに文書を提出する。

5 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上費及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救助活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

## 第26節 環境衛生計画

健康福祉部（健康増進課） 環境経済部（生活環境課・西貝塚環境センター）

災害時には、道路障害等でし尿、生活ごみの収集が困難となり、また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

### 1 廃棄物処理計画

災害廃棄物処理マニュアルに基づき、被災地のし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

#### (1) し尿処理

大規模災害発生に伴い電気・上下水道などのライフラインの供給が停止することで、通常のし尿処理が困難となることが想定される。

このため、速やかに仮設トイレ、し尿処理活動体制を確立し、地域の環境衛生を確保する。

#### ア 収集方法

被災地域の状況に応じて上尾清掃事業協同組合へ支援要請し、避難所など被災集中地区を重点的に収集処理する。

#### イ 処理等の方法

収集したし尿は、上尾・桶川・伊奈衛生組合し尿処理場で処理する。処理場が被災し処理が不能になった場合は、市長は近隣市町に応援を要請する。

#### ウ 仮設トイレの設置・管理

市は、災害の状況に応じ仮設トイレを調達し、避難所等に設置する。し尿の処理については市委託の業者に協力を依頼する。

#### (ア) 仮設トイレの設置

##### a 避難所への仮設トイレの設置

被害状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等について、避難所の状況を判断し、応急仮設トイレを設置する。

##### b 被害状況などを考慮して仮設トイレの設置場所を決定し、仮設トイレ設置場所リストの作成を行う。

設置場所は原則として、公共施設及び自治集会施設とする。

##### c 仮設トイレの設置については、民間業者に応援要請を行い、広報する。

#### (イ) 仮設トイレの維持管理

##### a し尿処理は、市が委託している業者に協力を要請する。

##### b 自主防災組織、ボランティアの協力を得て、仮設トイレの清掃などを行う。

c 避難所のトイレについては、避難所の自主組織で清掃などを行う。

(2) ごみ処理

災害時に発生するごみは、一般生活により発生するもののほか、食器類、家具等の粗大ごみ加わり、膨大な量になることが予想される。

このため、市は、速やかに人員を確保し、関係機関との連携・応援を含めた活動体制を早期に確立し、排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、地域の環境衛生を確保する。

ア 西貝塚環境センターの被害状況の把握

施設管理者は、施設及び設備の被害状況を把握し、直ちに稼働できるよう応急措置をとるとともに、市本部に報告する。

また、甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、県及び近隣市町に協力を要請する。

イ ごみ処理計画

ごみの排出量、西貝塚環境センターの処理能力、収集ルート of 道路事情を踏まえ、災害時ごみ処理計画を作成する。

(7) 被害状況の把握と応急措置により、西貝塚環境センターで生活ごみの処理ができるように努める。

(4) 処理能力を超える大量のごみが発生した又は発生すると予測される場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、一時集積場を確保する。

ウ ごみ収集活動

(7) 地域への一時仮置き

a 収集困難な地域は、自治会等、避難所ごとに一時仮置場を設けて対応する。

b 一時仮置場の整理、管理は、自治会（自主防災組織）等の協力を得て行う。

c 一時仮置場は、定期的に消毒を実施するなど環境衛生に十分配慮する。

(4) ごみの収集

a 廃棄物のうち、生ごみを最優先に収集する体制を確立する。

b 家具等の粗大ごみは、発災後集中的に、大量に発生することが予想されることから、道路通行上支障がある等緊急を要するものから収集するなど、適切な災害ごみ収集計画を策定して実施する。

c 道路の被害状況により、収集ルート及びごみ集積場の変更を柔軟に行う。

エ 広報活動

災害時は、平常時に比べごみの分別が困難である。そのため、分別の徹底や災害ごみ収集・処理計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止など、ごみ出しマナーの順守を呼びかける。

オ 応援要請

(7) 支援協定に基づき上尾清掃事業協同組合へ協力を要請し、稼働可能な人員、車両等把握し、計画的な収集に努める。また、必要に応じ上尾市建設業協会へも協力を要請する。

(4) 市本部は、市だけで対応できない場合には、県及び応援協定締結市町村に対して応援を



要請し、計画的、効率的な収集に努める。

(3) 災害廃棄物(がれき)処理

大規模災害発生時には、建物の倒壊、焼失及び解体で廃木材及びコンクリートがら等の災害廃棄物が大量に発生することが予想される。そのため、市が仮置場を確保し、それらの廃棄物を適正かつ効率よく処理するほか、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所から排出される廃棄物について、適正な処理に努める。

ア 仮置場の確保

除去した災害廃棄物の仮置場は、原則として交通に支障のない公有地とする。(資料15-3)

当該公有地だけでは不足する場合は、賃貸借契約を締結し民有地を借用する。ただし、緊急の場合は口頭をもって了解を求め、事後速やかに契約を締結する。

イ 災害廃棄物(がれき)処理計画

被災状況による災害廃棄物(がれき)の発生量、最終処分場までの処理ルート of 道路事情を踏まえ、災害時の災害廃棄物(がれき)処理計画を作成する。

ウ 災害廃棄物(がれき)処理活動

民間処理業者に協力を要請し、また、県、自衛隊、応援協定締結市町村等に対して応援要請し、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集運搬する。

エ 石綿飛散防止対策の実施

建築物の倒壊等により石綿の飛散及びばく露が懸念されるため、県及び大気汚染防止法政令市・事務移譲市は、災害の規模及び被害状況に応じた石綿飛散防止対策を行う。市は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(埼玉県)」及び「上尾市災害廃棄物処理計画」に基づき、対応する。

(7) 注意喚起

発災直後に必要に応じて救護活動や障害物撤去を行う従事者等に対して、石綿飛散に係る注意喚起を実施する。

(イ) 石綿露出状況等の調査の実施

石綿等を使用している可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況等の調査を実施する。

(ウ) 応急対策の実施

石綿露出状況等の調査の結果、吹付け石綿等の露出や石綿飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡し、石綿飛散・ばく露防止の応急対策(ビニールシート等による養生、散水・薬液散布、立入禁止)を指示する。

(エ) 石綿モニタリング

石綿の大気中濃度を把握するため、避難所周辺等の石綿モニタリングを実施する。

## 2 防疫活動

被災地は、衛生状況の悪化により、感染症等がまん延するおそれがある。

そのため、家屋の消毒、害虫駆除など生活環境課等と連携をとりながら、防疫活動を適宜実施する。

(1) 感染症の発生状況調査

市は、被災地の感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見に努めるとともに、必要に応じ、検便などの諸検査を実施する。

(2) 感染家屋の清掃・消毒

鴻巣保健所の指示により、感染家屋内外、トイレ、給水施設の清掃・消毒を行う。

(3) 避難所等の消毒

避難所のトイレその他不衛生な場所の消毒は、避難所管理者等の協力を得て、適宜実施する。また、避難所、仮設住宅の衛生保持について、手指消毒液の配布、仮設トイレの使用方法、薬剤散布方法等について啓発を行う。

なお、避難生活が長期化する場合は、寝具等の乾燥、洗濯対応を検討する。

(4) 防疫資材の調達

防疫、保健衛生用器材等が不足する場合には、市内関係業者から調達する。調達不可能な場合は、県又は応援協定締結市町村から応援を要請する。

(5) 臨時の予防接種

市は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況から、必要に応じ、予防接種の対象及び期間を定めて、臨時予防接種を実施する。

### 3 食品衛生監視

市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、次に示す食品衛生の監視活動を求める。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) ペットボトル等の飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

### 4 被災動物の救援等

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養することとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復帰させる全責任を負う。

また、市は、鴻巣保健所、上尾伊奈獣医師協会、(社)埼玉県獣医師会、動物愛護団体等と協力して被災動物に対し、救援活動を実施する。なお、救助活動実施にあたっては、上尾伊奈獣医師協会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき実施する。

そのほか、飼い主のわからない死亡した動物については、市は、感染症の発生防止のため、必要な処分と措置を実施する。

## 第27節 県防災ヘリコプター出場要請計画

消防本部（指令課）

災害の状況に応じ、県に対し県防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

## 1 応援要請の範囲等

## (1) 応援要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、県防災ヘリコプターの活動を必要と判断する場合には、「埼玉県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

ア 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

イ 市の消防力では防御が著しく困難な場合

ウ その他救急搬送等県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

## (2) 県防災ヘリコプター緊急運航基準の種類

県防災ヘリコプターの緊急運航の種類は、次のとおりである。

区 分	出 場 基 準
災害応急対策活動	1 情報収集を必要とする場合 2 警戒又は指揮支援を必要とする場合 3 避難誘導又は広報を必要とする場合 4 被災地を救援するため、物資、資機材又は人員等を搬送する場合で、地上からの搬送が不可能又は長時間を要する場合
火災防御活動	1 中高層建築物又は特定防火対象物の火災で、航空機の活動が必要な場合 2 林野火災で、航空機の活動が必要な場合 3 密集地における建物火災で、3棟以上又は延べ300㎡以上の延焼拡大が見込まれ、航空機の活動が必要な場合 4 高速自動車国道及び自動車専用道路上の火災で、航空機の活動が必要な場合 5 油脂類等の火災で航空機の活動が必要な場合 6 工場等の火災（爆発事故を含む。）で、航空機の活動が必要な場合
救助活動	1 水難事故又は山岳遭難事故における人命救助を行う場合 2 上記のほか航空機による人命救助の必要がある場合
救急活動	1 救急車による搬送が不可能な場合 2 救急車による搬送が可能であっても、傷病者の搬送に長時間を要し、かつ、救急の処置が必要な場合 3 救急資器材等の搬送（臓器搬送含む。）を実施する場合

## 2 応援出場要請方法

航空機の出場要請は、埼玉県防災航空センター所長に対して、電話により次の事項を速報後、「防災航空隊出場要請（受信）書」を、FAXで送付する。

〈要請時の明示事項〉

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

## 3 経費の負担

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づく応援に要する経費は、県が負担する。また、応援要請に基づき消防活動に従事する場合も、応援に要する経費は、埼玉県下消防相互応援協定第13条の規定にかかわらず、県が負担する。



## 第3章 災害復旧復興対策計画

---

### 第1節 災害復旧計画

行政経営部（全課） 健康福祉部（全課） 環境経済部（全課）  
都市整備部（全課） 上下水道部（全課） 教育総務部（全課）

---

発災後、被災状況を的確に把握し、二次災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

#### 1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、市が所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は、次に示すとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他の資金計画
- (11) その他の計画

#### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

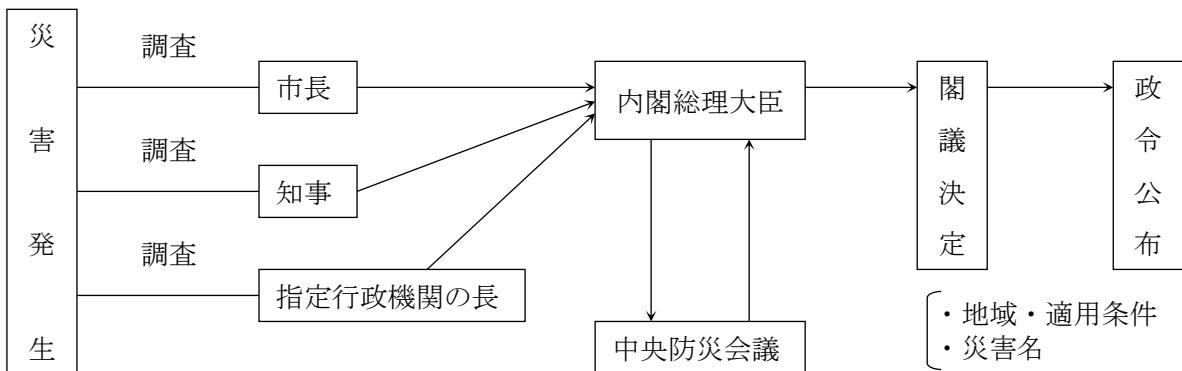
(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。  
 財政援助根拠法令は、次のとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は県と連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。  
 激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



ア 財政援助措置の対象

- (7) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - a 公共土木施設災害復旧事業
  - b 公共土木施設復旧事業関連事業
  - c 公立学校施設災害復旧事業
  - d 公営住宅災害復旧事業
  - e 生活保護施設災害復旧事業
  - f 児童福祉施設災害復旧事業
  - g 老人福祉施設災害復旧事業



- h 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- i 障害者支援施設等災害復旧事業
- j 婦人保護施設災害復旧事業
- k 感染症指定医療機関災害復旧事業
- l 感染症予防事業
- m 堆積土砂排除事業
- n たん水排除事業
- (イ) 農林水産業に関する特別の助成
  - a 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
  - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
  - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - e 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (ロ) 中小企業に関する特別の助成
  - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (ハ) その他の財政援助及び助成
  - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - c 日本私学振興財団の業務の特例
  - d 市が施行する感染症予防事業に関する特例
  - e 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
  - f 水防資材費の補助の特例
  - g り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - h 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - i 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
  - j 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
  - k 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助
- イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

### 3 災害復旧事業の実施

#### (1) 施設等の復旧

災害で被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係する市民の理解を得るよう努める。

なお、災害復旧工事の労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

(2) 住基・行政システム及び公文書の復旧

市本庁舎が損壊した場合、住基・行政システムについては、災害情報体制の整備計画に基づくバックアップ体制による速やかな復旧を図るとともに、公文書についても最大限の復元を図り、業務の停滞が起きないように努める。

## 第2節 災害復興計画

全 部

被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係者との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

### 1 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、平時から災害が発生した際のことを想定し、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、過去の災害からの復興まちづくりにおける課題・教訓等を踏まえて、復興に資する復興手続等のソフト的対策について検討を行い、復興事前準備に取り組み、必要に応じて復興プラン等を策定する。

### 2 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

### 3 災害復興計画の策定

#### (1) 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員で構成する災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

#### (2) 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、その事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 4 災害復興事業の推進

#### (1) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

#### (2) 災害復興事業の実施

ア 市は、災害復興に関する専門部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

イ 市は、地域の復興を迅速に行うため、復興手続について検討を行う。

## 第3節 生活再建等の支援計画

全 部

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家屋や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

### 1 被災者の生活確保

#### (1) 被災者に対する職業のあっせん

災害によって離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについては、埼玉県産業労働部が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。市は、離職者の状況を把握し、埼玉県産業労働部に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談窓口の開設を要請する。

#### (2) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 2 被災者への融資等

#### (1) 被災者個人への融資

##### ア 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者世帯に対して、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び上尾市社会福祉協議会の協力を得て、下記福祉資金の貸付けを行う。

#### 【生活福祉資金貸付制度に基づく災害を受けたことにより臨時に必要となる経費についての貸付】

貸付対象者	低所得・障害者・高齢者世帯のうち、被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付限度	150万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後7年以内
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）

**【生活福祉資金貸付制度に基づく住宅の補修等に必要経費についての貸付】**

貸付対象者	低所得・障害者・高齢者世帯のうち、被災された世帯 ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
貸付上限	250万円以内
償還期間	6月以内の据置期間経過後7年以内
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%（据置期間中は無利子）
連帯保証人	原則必要（ただし、保証人なしでも貸付可）

イ 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

**【建設資金融資】**

貸付対象者	次のすべてに当てはまる方 ・住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の交付を受けている方 ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨のり災証明書の交付を受けている場合は、被災住宅の修理が不能又は困難である方 ・ご自分又はり災した親等が居住するための住宅を建設する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
融資限度額	土地を取得する場合：3,700万円（10万円以上1万円単位） 土地を取得しない場合：2,700万円
利率	全期間固定金利
償還期間	最長35年（1年以上1年単位）
返済方法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保（抵当権）	原則として、融資の対象となる建物と敷地に機構のための第1順位の抵当権を設定。 融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要。

**【補修資金融資】**

貸付対象者	次の全てに当てはまる方 ・住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方 ・ご自分又はり災した親等が居住するための住宅を補修する方 ・年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が機構の定める基準を満たしている方 ・日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方
融資限度額	貸付限度融資限度額

利 率	全期間固定金利
償 還 期 間	最長20年（1年以上1年単位）
返 済 方 法	元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担 保 （ 抵 当 権 ）	原則として、融資の対象となる建物と敷地に機構のための抵当権を設定。 融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要。

ウ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市が実施主体となり、上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対 象 災 害	① 県内において自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 市域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、市の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支 給 対 象	① 上記の災害による死亡者（3か月以上の行方不明者を含む。） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
受給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹を対象とする。 ※兄弟姉妹にあつては、配偶者・子・父母・孫・祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくした者に限る。
支 給 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② ①以外の場合 250万円
費 用 負 担	国1/2、県1/4、市1/4

【災害障害見舞金の支給】

対 象 災 害	災害弔慰金の場合と同様である。
支 給 対 象 者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢 ひじ関節以上切断等）を受けた者とする。

支給額	① 生計維持者 250万円 ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② // 2人 430万円 ③ // 3人 620万円 ④ // 4人 730万円 ⑤ // 5人 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 // 150万円 ③ 住居の半壊 // 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 // 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失又は流失 // 350万円 ⑥ ①と②が重複 // 250万円 ⑦ ①と③が重複 // 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 // 350万円 ※ ( ) は、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合の額
据置期間	3年(特別の場合5年)
償還期間	10年間(据置期間を含む)
利率	年1.5%以内で規則で定める率 ただし、据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

(2) 被災中小企業への融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、民間金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な設備資金及び事業費等の運転資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携して、周知徹底を図る。

(3) 被災農林漁業関係者への融資等

被災した農林漁業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、県（農林部）から融資される。

**【天災融資法に基づく資金融資】**

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

**【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】**

貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	無利子
償還期限	6年以内（うち据置期間1年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	県内の農業協同組合
担保	埼玉県農業信用基金協会の機関保証又は保証人
その他	市長の被害認定を受けたもの

**【農業災害補償等】**

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稻、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶、蚕繭）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具、保管中農作物）
支払機関	農業共済組合



3 被災者生活再建支援制度

自然災害でその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

市は、当該被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

(1) 被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、次のとおりである。

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。			
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）			
対象災害 の 規 模	政令で定める自然災害 ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑥①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）			
支援対象 世 帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）			
支 給 額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）			
	住宅の 被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊	中規模半壊
	支給額	100万円	50万円	-

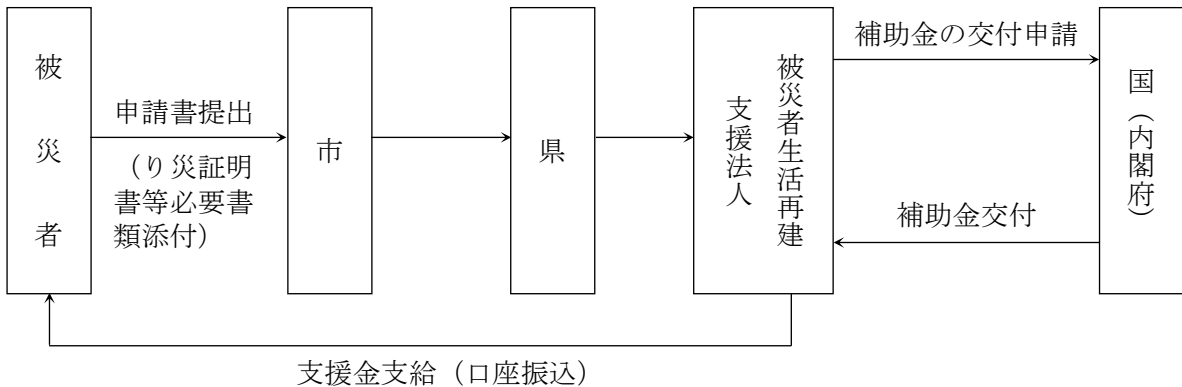
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額 (全壊・解体・長期避難)	200万円	100万円	50万円
支給額 (大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円
※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円			

(2) 支援金の支給

ア 被災者生活再建支援金が支給されるに当たって、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

区分	措置内容
市	① 住宅の被害認定 ② 被災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請に係る窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

支援金の支給手続の流れ



※ 県では、支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

イ 支援金の支給申請

申請窓口	申請時の添付書類	申請期間
市	基礎支援金：り災証明書、住民票等	基礎支援金：災害発生日から13月以内
	加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等	加算支援金：災害発生日から37月以内

ウ 迅速に支援するための措置

被災者生活再建支援金の支給には、被災市民のり災証明書が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、り災証明書の添付を受けるという手法もとられている。

(3) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、埼玉県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用）。

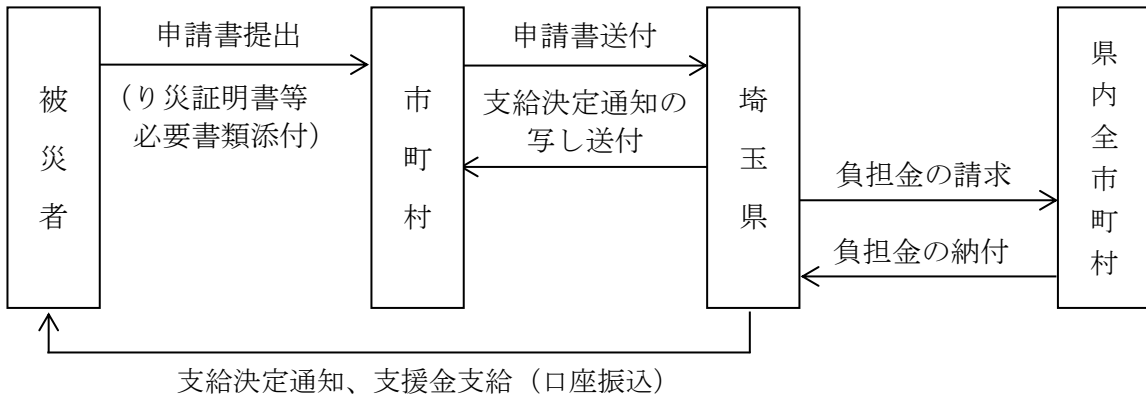
**【埼玉県・市町村被災者安心支援制度の概要】**

目的	被災者生活支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。	
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。	
対象支援世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)ア～エで定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)	
	① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	
	住宅の被害程度	支給額
	全壊、解体、長期避難	100万円
	大規模半壊	50万円

	②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）			
	住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
	全壊・解体・長期避難・大規模半壊	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊	100万円	50万円	25万円
	※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容			
市の役割	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付			

※ 災対法の改正で、災対法にり災証明書等必要書類の発行が位置づけられました。

埼玉県・市町村被災者安心支援金の支給手続き



【埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要】

目的	救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活支援法が適用とならなかった地域に限る。
対象支援世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)カで定める住家が半壊した世帯
支援金の額	補修：50万円、賃借（公営住宅を除く）：25万円 （※世帯人数が1人の場合は、各金額の3/4の額）
市の役割	① 住宅の被害認定 ② り災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付

なお、埼玉県・市町村被災者安心支援金の支給手続きは埼玉県・市町村生活再建支援金と同じである。

#### 4 義援金品の配分

市民、他都道府県民、企業等から本市に寄託された被災者あての義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、本市と関係機関で構成する委員会を設置し、義援金品の受付、保管、事務分担等に関する計画を定める。

##### (1) 義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に市本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

##### ア 受付

義援金品の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行口座振込とする。

##### イ 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

##### ウ 委員会への報告

義援金品の受付状況は、委員会に報告する。

##### (2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金を募集する場合は、市の広報紙、報道関係機関、災害関連支援団体等の協力を得てより広く広報し募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

##### (3) 義援金品の保管

寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。なお、義援品は救援物資集積場所に保管し、一般救援物資と同様に配分する。

##### (4) 義援金品の配分

福祉総務課は送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

ア 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。

イ 福祉総務課は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。

ウ 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。

エ 被災者に対し、市の広報紙、自治会、報道機関等の協力を得て義援金の配分について広報する。

オ 義援金の収納額及び用途について、寄託者、報道機関等へ周知広報する。

カ 福祉総務課は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

## 5 リ災証明の発行

り災証明は、救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる住家の被害程度について、地方自治法第2条第2項に定める地域における事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。(資料17-5)

### (1) リ災証明の対象

り災証明は、災対法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行う。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水
- イ 火災による全焼、半焼、水損

### (2) リ災証明を行う者

り災証明は、市長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、行政経営部資産税課、市民税課、納税課が担当する。

ただし、大規模地震災害時以外の通常の火災によるり災証明は、消防長が行う。

### (3) リ災証明の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる住家の所有者及び占有者の申請に基づき、(2)の市長又は消防長が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行う。(資料17-6)

### (4) 証明手数料

り災証明は、証明手数料を徴収しない。

### (5) 被害住家の判定基準 ((1)アに関わるもの)

り災証明を発行するに当たっての住家被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)に基づき、おおむね1か月以内の状況を基に行う。

なお、市は、り災証明に必要な住家被害の判定に活用できるよう、住民に対し、住家が被災した際には、片付けや修理の前に、住家の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

## 6 台帳の整備

被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成し、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用する。

なお、被災者台帳の作成にあたっては、情報の更新や関係者間での共有等を実施しやすくするため、デジタル技術の活用に努める。

## 第4章 竜巻等突風対策

---

### 第1節 概要

---

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

#### 1 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

#### 2 特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百mであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

#### 3 その他の突風

##### (1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百mから十km程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

##### (2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十km以上に達することもある。

#### 4 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

#### 5 課題

竜巻等突風は狭い範囲で突発的に発生することが多く、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度は低い。

##### 【参考：竜巻注意情報の概要】

- (1) 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- (2) 竜巻注意情報発表があった場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時に比べ約200倍となっている。
- (3) 情報の有効期間は1時間であるが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

##### 竜巻注意情報の発表例

〇〇県竜巻注意情報 第1号

令和××年4月20日10時27分 気象庁発表

〇〇県は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。  
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

- (4) 適中率は4%程度、補足率は20～30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもあり、予測精度は低い。

##### 【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について、竜巻注意情報より詳細に示す情報である。



「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

(i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。

(適中率7～14%、捕捉率50～70%)

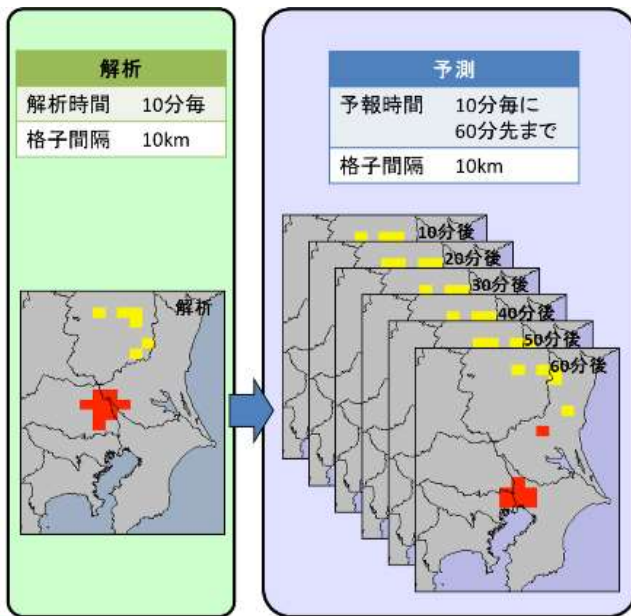
(ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。

(適中率1～7%、捕捉率80%程度)

10分ごとに更新して提供しており、発生確度1に満たない地域は、発生確度は表示されない。

発生確度2は、発生確度1に比べて予測の適中率が高い反面、捕捉率が低いため、予測できない事例が多くなる。逆に、発生確度1は捕捉率が高く、見逃す事例が少ない反面、予測の適中率は低くなる。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】



<b>発生確度2</b>	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測の適中率※は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
<b>発生確度1</b>	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測の適中率※※は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合  
 ※※ 発生確度1以上の予測の適中率：発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値です。

(出典：気象庁ホームページ)

【その他の気象情報】

また、気象情報や雷注意報に「竜巻」という言葉が付加される場合がある。この場合、平常時に比べ、竜巻等突風の発生する可能性は、気象情報で約8倍、雷注意報で約20倍高くなっている状態である。

## 第2節 予防・事前対策計画

全 部

### 1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、市民一人ひとりが竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

#### (1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等

#### (2) 竜巻対応マニュアルの作成

学校は、竜巻対応マニュアルを作成する。

ア 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。

イ 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

ウ 安全管理運対体制の充実を図る。

### 2 竜巻注意情報等気象情報の普及

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、熊谷气象台及び県と協力し、広く市民に普及を図る。

(参考) 県民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等

### 3 被害予防対策

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、市は広く市民等に被害の予防対策の普及を図る。

また、農作物は耐風対策を行う。

市民は、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内の退避場所を確保する。

鉄道事業者は、突風による脱線事故の防止対策を推進する。

学校は、ガラス飛散防止対策を行う。

#### (1) 物的被害を軽減させるための方策

ア 重要施設や学校、公共交通機関等は、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。

イ 低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

#### 4 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と調整する。

#### 5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

市は、竜巻等突風が発生又は発生する可能性が高まった際の市民等への伝達体制の整備、竜巻等突風の通報制度の検討を行う。

市民は、竜巻注意情報取得のための事前準備（防災情報メールの登録等）を行う。

##### (1) 住民への伝達体制

ア 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

イ 防災行政無線、緊急速報メールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

##### (2) 目撃情報の活用

市や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

#### 6 適切な対処法の普及

竜巻等突風への当具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

市は、竜巻等突風が発生する可能性が高まった際にとるべき行動の市民等への普及を図る。また、竜巻対応マニュアルの作成、関係機関等との共有を図る。

市民は、竜巻等突風の情報取得や身を守る方法の習得に努める。

##### ア 具体的な対処方法の普及

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

#### 【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
<p><b>(A) 竜巻注意情報発表時</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。</li> <li>・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。</li> <li>・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一来に備え、早めの避難開始を心がける。</li> </ul>
<p><b>(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき</b>                      （積乱雲が近づく兆し）                      空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。</li> <li>・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。</li> </ul>
<p><b>(C) 竜巻の接近を認知したとき</b>                      （竜巻接近時の特徴）</p> <p>①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる</p> <p>②飛散物が筒状に舞い上がる</p> <p>③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音</p> <p>④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき</p> <p>なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。</p>	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓から離れる。</li> <li>・窓の無い部屋等へ移動する。</li> <li>・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。</li> <li>・地下室か最下階へ移動する。</li> <li>・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。</li> </ul> <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近くの頑丈な建物に移動する。</li> <li>・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。</li> <li>・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。</li> </ul>

出典：気象庁資料をもとに作成

## 第3節 応急対策

全 部

### 1 情報伝達

市は、竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、防災情報メール等を活用し、市民に適切な対処を促すための情報を伝達する。

#### (1) 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

市民の適切な対処行動を支援するため、市民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、市民が対処行動をとりやすいよう、市町村単位の情報の付加等を行う。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

#### (A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化、竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風に加えて、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

#### (B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

#### (情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報FAXを用いて情報伝達を行う。

#### (C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

**(情報伝達)**

- 当該市町村内において気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで市が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び市民の対処行動（2-4-6 ページ「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内に竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

**(D) 当該市町村内において竜巻が発生したときにおける対応****(情報伝達)**

- 市域及び周辺において竜巻の発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（2-4-6 ページ「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、市内に竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓から遠い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じることなどです。）

**2 救助の適切な実施**

被害の規模に応じて適切な救助を実施する。

具体的な実施方法等は、第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

**3 がれき処理**

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

具体的な処理方法等は、第2章第26節1「廃棄物処理計画」に準ずる。

**4 避難所の開設・運営**

竜巻等突風の被災者に、避難所を開設し、迅速に収容する。

具体的な実施方法等については、第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準ずる。

必要に応じ、日本赤十字社職員等による救護支援や、警察本部・警察署による夜間パトロールの強化、避難所へ女性警察官の配置の手配を行う。

## 5 応急住宅対策

竜巻等突風の被災者に、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

- (1) 被害認定及びり災証明の発行
- (2) 被災住宅の応急修理の実施
- (3) 応急仮設住宅の維持管理
- (4) 住宅関係障害物の除去

具体的な実施方法等については、第2章第20節「応急住宅対策」に準ずる。

## 6 道路の応急復旧

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

## 第4節 復旧対策計画

全 部

## 1 被害認定の適切な実施

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。  
具体的な取組方法等は、第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。

## 2 被災者支援

被災者支援メニューを整備するなど、早期の生活再建に向けた取組を進める。  
関係機関と連携した被災者支援、調整及び広報の実施を行う。  
具体的な取組方法等は、第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。

&lt;参考&gt;

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	具 体 例
被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営）</li> <li>・被害認定調査</li> <li>・り災証明書の発行</li> <li>・被災者相談窓口の設置</li> <li>・各種申請手数料の免除</li> </ul>
生活再建資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付</li> <li>・生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会）</li> <li>・災害援護資金の貸付</li> <li>・各種融資制度の広報</li> <li>・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会）</li> <li>・義援金の募集・配分</li> <li>・見舞金等の支給</li> </ul>
住宅関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅の提供の広報</li> <li>・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報</li> <li>・応急修理の受付・実施</li> </ul>
税金・保険料の減免、徴収猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税、固定資産税の減免等</li> <li>・市税の納入猶予等</li> <li>・国民健康保険税等の減免</li> <li>・国民年金保険料の免除</li> <li>・後期高齢者医療保険料等の減免等</li> <li>・介護保険料の免除、徴収猶予</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除</li> <li>・障害児通所給付費等利用者負担額の減免</li> <li>・上下水道料金の減免</li> </ul>
中小企業等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資に関する相談窓口</li> <li>・各金融機関の災害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報</li> </ul>
農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報</li> </ul>
育児・教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所等の保育料の減免</li> <li>・学童保育所の保育料の減免等</li> <li>・就学援助制度</li> <li>・特別支援教育就学奨励費</li> <li>・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市立幼稚園減免</li> </ul>
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき一時保管場所の設置及び処理</li> <li>・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布</li> <li>・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）</li> </ul>
公共料金等に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金支払期限延長等の特別措置（各小売電気事業者）</li> <li>・電話料等の支払い延長等（NTT株）</li> <li>・NHK料金の免除（日本放送協会）</li> <li>・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）</li> </ul>

【令和元年台風19号に係る被災者支援一覧】（令和元年12月2日時点）

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
1	り災証明	り災証明の発行	・家屋の被害調査後、り災証明書を発行
2	応急措置	寝具等の提供	・布団セット、毛布、緊急セットの支給
3		上尾市立保育所の一時預かり事業	・緊急かつ一時的に家庭において保育を受けることが困難となった幼児の一時預かり
4	見舞金支給	火災等災害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の世帯に見舞金の支給</li> <li>全焼又は全壊：3万</li> <li>半焼又は半壊：2万</li> <li>世帯主が死亡：3万</li> <li>その他家族死亡：2万</li> </ul>
5	支援金支給	被災者生活再建支援金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎支援金 <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）全壊：100万円</li> <li>（イ）半壊し、解体：100万円</li> <li>（ウ）居住不能：100万円</li> <li>（エ）大規模半壊：50万円</li> </ul> </li> <li>・加算支援金（住宅再建方法に応じ加算） <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア）建設・購入：200万円</li> <li>（イ）補修：100万円</li> <li>（ウ）賃借：50万円</li> </ul> </li> </ul>

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
6	各種減免等	市民税の減免及び納期限の延長	・ 広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由がある場合対象
7		固定資産税・都市計画税の減免及び納期限の延長	・ 減免：災害によって著しく価値を減じた固定資産がある場合対象 ・ 期限延長：広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由がある場合対象
8		市税等の徴収猶予	
9		国民健康保険税の減免	・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財について著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合
10		国民健康保険の一部負担金の減免及び徴収猶予	・ 令和元年台風19号による災害救助法が適用されたことにより、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合
11		国民年金保険料の免除	・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有している住宅、家財等につき被害金額がその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合
12		後期高齢者医療保険料の減免	・ 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財等について著しい損害を受け、一定の条件を満たした場合
13		後期高齢者医療制度の一部負担金の減免及び徴収猶予	・ 令和元年台風19号による災害救助法が適用されたことにより、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた場合
14		介護保険料の徴収猶予及び減免	・ 災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた方 ・ 災害により受けた損害の額（保険金又は損害補償金等により補填された金額を除く）が、当該損害を受けた住宅、家財その他の財産の価格の10分の3以上の損害額である場合
15		保育料の減額及び徴収の猶予	・ 災害等により著しい損害を受けたとき
16	NHK受信料の減免	・ 災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約を、令和元年10月から令和元年11月までの2か月間分免除する。 （受付：平日10時00分から17時00分まで）	

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
17	貸付関係	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかに当たる方               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 20歳未満の子供を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父</li> <li>2 父母のない、20歳未満の子</li> <li>3 寡婦（かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1に該当する方）</li> <li>4 離婚等で配偶者のない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方</li> </ol> </li> <li>・ 災害により住宅が全壊又は半壊した場合、住宅の建設・購入・保全・改築・増築にあたり上限2,000,000円の貸付有り</li> </ul>
18		災害援護資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付制度。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 世帯主が災害により負傷し、その療養に概ね1月を要する場合</li> <li>2 家財の3分の1以上の損害を受けた場合</li> <li>3 住居が半壊又は全壊流出した場合</li> </ol> </li> </ul>
19		事業者向け各種融資制度	
20	住宅関係	応急仮設住宅の供与（災害救助法上の救助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全壊世帯等に対し、建設又は借上げで応急仮設住宅を供与。（県が主体。市は利用希望の取りまとめ、入居者管理を実施。）</li> </ul>
21		住宅の応急修理（災害救助法上の救助）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半壊・大規模半壊世帯住宅の応急修理（上限：1世帯595,000円）</li> </ul>
22		UR団地への一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月間無償でUR団地を提供</li> </ul>
23		県営団地への一時入居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6か月間無償で県営団地を提供</li> </ul>
24		家屋解体制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半壊・大規模半壊・全壊の認定を受けた家屋の公費による解体</li> </ul>
25		就学援助	小中学生の就学援助措置
26	その他	災害ゴミの処理	
27		道路関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路のへドロ除去等</li> </ul>
28		消毒	
29		農業被害の相談	
30		入浴施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ わくわくランドの無料化措置</li> </ul>
31		水道料金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋のへドロ除去のために使用した水道料金を普段の使用料に読み替えて請求</li> </ul>
32		児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひとり親家庭で自宅が全壊又は半壊になった方</li> </ul>

NO	カテゴリ	支援策	概容・適用基準等
33		住民票等の交付手数料の免除	・一時的な避難又は転居手続きに伴う住民票等の交付手数料を免除
34		電話不通への対応	・固定電話の復旧対応
35		電話・フレッツ光等の基本料金及び移転工事費の無料化、利用料金の支払期限延長	・電話、フレッツ光の基本料金無料化 ・仮住居に移転した場合の移転工事料金の無料化 ・利用料金の支払い期限を1か月延長
36		司法書士による災害無料電話相談	・台風19号による浸水等の被害に係る法律相談を電話で受け付ける。 ※令和元年10月28日(月)～12月20日(金)の平日、午後5時から午後7時まで
37		埼玉弁護士会による災害無料電話相談	・台風19号による浸水等の被害に係る法律相談を電話で受け付ける。 ※平日、午前9時から午後5時まで。土曜日、午前9時30分から午前11時30分まで

## 第5章 大規模水害対策

### 第1節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。その概要は次のとおりである。

#### 1 元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200km<sup>2</sup>と想定される。

#### 2 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

#### 3 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が都内大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

#### 4 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

表 各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km <sup>2</sup> )	浸水区域内 人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸70km	約200	約450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸53.2km	約39	約70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸21km	約110	約1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸10km	約90	約1,000,000

注：表中の■の箇所は最大値を表す

---

## 第2節 大規模水害の特徴

---

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

### 1 広大な浸水地域、深い浸水深

荒川の首都圏広域氾濫による被害想定結果によると、浸水面積約200km<sup>2</sup>、浸水区域内人口約160万人と、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに、域内全体が浸水する市町が存在する。

また、浸水深が3階以上に達し、避難しない場合、死者の発生率が極めて高くなる地域や、付近に安全な避難場所（高台）を確保することが困難な地域が存在する。

### 2 地下空間を通じた浸水区域の拡大

地下空間の一部が浸水すると、短時間で広範囲な地下空間に浸水が拡大する。

また、地下空間からの逃げ遅れやビルの地下部分の浸水による機能麻痺などの被害が発生する。

### 3 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により、使用不可能な状況となる。

また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

### 4 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると、生活環境の維持が極めて困難となる。

### 5 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する一方、堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短い。

### 第3節 基本方針

全 部

---

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。

- ・ 適時・的確な避難の実現
- ・ 応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・ 地域の大規模水害対応力の強化
- ・ 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・ 防疫及び水害廃棄物処理対策

## 第4節 具体的取組

全 部

### 1 適時・的確な避難の実現

具体的な実施方法等は、第2章第13節「避難計画」に準ずるほか、次のとおりとする。

#### (1) 取組方針

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

#### (2) 役割

市は、浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析、大規模水害リスクに関する情報の普及啓発、避難に係る情報発信、広域的な避難指針等の策定に努める。

市、消防本部、警察は、避難指示の発令基準の改善、確実な避難の実施に努める。

市、病院、介護・福祉施設等は、孤立者の救助体制を整備する。また、市は、入院患者等の広域受入体制の確保を図る。

#### (3) 具体的な取組内容

##### ア 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、指定緊急避難場所（洪水）、高台、広場等の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

##### イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

##### ウ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

##### エ 適時・的確な避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

##### オ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や避難所が使用できなくなる可能性が高い場合



は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め調整を図る。

カ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に市民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

キ 広域避難に向けた検討

市は、大規模広域災害時に市を超える広域避難を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

ク 孤立者の救助体制の整備

市及び防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター、無人航空機等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ 入院患者等の広域受入体制の確保

浸水が想定される地区にある病院、介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者、施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市は、医師会等と連携し、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

## 2 応急対応力の強化と重要機能の確保

市及び防災関係機関は、大規模水害時の広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な施設及び排水施設の機能維持を図る。

(1) 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生で、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

(2) 防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関、病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する

また、業務に著しく支障が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

### 3 地域の大規模水害対応力の強化

市は、自主防災組織や水防団を育成強化し、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(1) 避難行動力の向上

市や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

(2) 水防活動の的確な実施

市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

(3) 事業継続に有効な建築構造・設備配置

企業、社会福祉施設、病院等は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

### 4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい市域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

具体的な実施方法等については、第1章第9節「水害予防計画」に準ずるほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施

市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ 排水対策の強化

市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

ウ 土地利用誘導による被害軽減

市は、市民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方への市民の理解を促進するとともに、市街化調整

区域の浸水ハザードエリアにおける開発行為・建築行為の厳格化により、必要な安全上及び避難上の対策（浸水想定水位以上への居室の設置など）を指導・啓発することで、市民に安心安全なまちづくりを推進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や指定緊急避難場所（洪水）として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

## 5 防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、水害に伴って発生するがれき類について適切な処分を行う体制を整備する。

### (1) 水害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

市は、仮置き場所として利用可能な空き地やその面積等を把握する。また、廃棄物発生量を予測した上で、仮置き場所の必要量などの把握に努める。

### (2) 広域連携による廃棄物処理

市は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方を検討する。

また、水害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する水害廃棄物処理について、計画の策定等に努める。

### (3) 衛生環境の確保

市は、避難所等の衛生管理や市民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

### (4) 広域連携による衛生環境の確保

市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互応援について、その実施体制と実施手順を検討する。



## 第6章 雪害対策

---

### 第1節 概要

---

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

#### 第1 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故））が、市民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

#### 第2 大雪災害の特徴

##### 1 平成26年2月の大雪の状況

2月13日21時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約1,500m付近は $-6^{\circ}\text{C}$ 以下の寒気に覆われていた。

この低気圧と上空の寒気の影響により、14日早朝から雪が降り続き、埼玉県では1週間前（2月8日から9日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で62cm、秩父で98cmとなった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪である。

## 第2節 予防・事前対策計画

全 部

### 1 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応する。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民はペットボトル等の飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

#### (1) 市民が行う雪害対策

ア 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料やペットボトル等の飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

(ア) 食料、ペットボトル等の飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日（推奨1週間）分を目標）

(イ) 除雪作業等用品の準備・点検

(ウ) 市民、企業との協力体制の確立

イ 市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(ア) 食料、ペットボトル等の飲料水、燃料、生活必需品の備蓄（最低3日（推奨1週間）分を目標）の奨励

(イ) 市民が担うべき雪害対策の重要性を啓発

#### (2) 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

備蓄等の具体的な実施方法等は、第1章第7節「物資及び資機材等の備蓄計画」に準ずる。

## 2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適時広報することにより、市民の適切な対処を促す。

### (1) 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

### (2) 市民への伝達及び事前の周知

市は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法について市民への周知に努める。

市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

### (3) 県や防災関係機関との情報共有

市は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を県や関係機関と共有する。

具体的な実施方法等は、第1章第5節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

## 3 雪害における応急対応力の強化

市及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平常時からの相互の連携強化を図る。

### (1) 大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の共有

大雪災害に対応するため、県が作成した事前行動計画（埼玉版タイムライン）を共有する。

### (2) 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

#### 【雪害に対応する防災用資機材（例）】

- |         |         |       |       |       |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| ・除雪機    | ・スノーシュー | ・かんじき | ・ストック | ・そり   |
| ・スノーダンプ | ・スコップ   | ・長靴   | ・防寒具  | ・防寒用品 |
| ・ポリタンク  |         |       |       |       |

## 4 避難所の確保

### (1) 取組方針

市は、地域の人口、地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所を確保する。

具体的な実施方法等は、第1章第6節「避難予防対策」に準ずる。

## 5 建築物の雪害予防

防災活動拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの市民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

### (1) 物的被害を軽減させるための措置

市は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、商業施設・駅など不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

#### ア 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図る。

#### イ 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

## 6 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

### (1) 道路交通の確保

ア 道路管理者は除雪実施体制を整備し、迅速に除雪を行い、降雪による交通規制の状況の周知を図るとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

イ 道路管理者は、災害協定締結業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械、附属品等の事前点検整備を指導する。

ウ 県及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業等に努める。

### (2) 積雪量の把握

道路管理者は、道路管理用カメラを用いた簡易的な積雪量把握方法を検討する。

### (3) 雪捨て場の事前選定

道路管理者は、運搬排雪作業に備えて適当な雪捨て場を選定する。選定に当たっては、関係者と協議を行い、発災時の連携を図る。

### (4) 関係機関の連携強化

ア 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制を確立する。

イ 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）を選定し、管内関係機関で共有しておく。

具体的な実施方法等は、第1章第10節3「オープンスペース等の確保」に準ずる。



ウ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等は、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

## 7 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪、凍結防止のための列車等の運転計画、要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、県等と連携しながら広く市民に周知する。

## 8 ライフライン施設雪害予防

大雪による被害から電力、通信、ガス、上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

### (1) ライフラインにおける雪害対策の推進

ア ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。

イ ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

## 9 農林水産業に係る雪害予防

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

### (1) 農産物等への被害軽減対策

市は、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

## 第3節 応急対策計画

全 部

### 1 応急活動体制の施行

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

#### (1) 初動期の人員確保

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にし、適宜実施する。体制配備の際は、迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

### 2 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

#### (1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

具体的な実施方法等は、第2章第7節「災害情報計画」に準ずる。

#### (2) 積雪に関する被害情報の伝達

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、防災情報システム等により、把握できた情報を遅滞なく県に報告する。

#### (3) 市民への情報発信

ア 気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況、積雪の予報等について市民等へ周知する。

イ 異常な積雪が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法は、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

ウ 県は、市民の適切な行動を促すため、積雪に関する情報のほか除雪に係る情報も積極的に発信するとともに、救助や救援活動などの県や警察本部、自衛隊等の対応状況についても一元的に広報する。

エ 報道機関への情報提供に当たっては、記者会見や簡易的な報告等を定期的で開催する等、計画的に実施する。

#### (4) 積雪に伴い取るべき行動の周知

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

(例)

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。

- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(5) 県との情報共有機能の強化

ア 県は、大雪の際は、被害の全容を把握するために、県防災ヘリコプター、無人航空機等による上空からの偵察を活用する。また、得られた被害情報については、防災情報システム等を通じて市と共有する。

イ 市の被害が甚大な場合、被害状況など県への報告業務等を支援するため、支部の職員の派遣や市町村情報連絡員制度を活用する。

### 3 避難所の開設・運営

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

具体的な実施方法等は、第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準ずる。

### 4 医療救護

積雪に伴う負傷、長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者などの要援護者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

具体的な実施方法等は、第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

### 5 道路機能の確保

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設、病院など市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路確保を最優先に取り組む。

(1) 効率的な除雪

ア 道路管理者は、異常な積雪時には、管内ごとに定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。

イ 道路管理者は、降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。

ウ 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、警察と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

(2) 除雪の応援

ア 市は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

イ 防災関係機関は、市から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

ウ 除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

(3) 雪害時の滞留車両の乗員保護

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時退避支援等を行う。

## 6 ライフラインの確保

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

具体的な実施方法等は、第3編第2章第22節3「ライフライン施設」に準ずるほか、以下のとおりとする。

- (1) ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- (2) ライフライン事業者、県（給水部）及び市は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携する。
- (3) 県（統括部）は、ライフライン事業者等が応急対策に必要な情報（被災情報、除雪状況等の危険性が高い区域、通行可能な道路等）や活動スペース等について、ライフライン事業者等に提供又は貸し出すことにより、その復旧作業を支援する。また、異常な積雪により広範囲に被災した場合には、優先的に復旧すべき地区を示し、関係機関と調整するものとする。

## 7 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

---

## 第4節 復旧対策計画

全 部

---

### 1 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。市は、被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

支援措置は、第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

### 2 その他復旧対策

その他の対策は、第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

### 3 生活再建等の支援

支援策は、第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。



—— 第 3 編 ——

# 震災対策編

---





## 第1章 震災予防計画

---

### 第1節 建築物等の耐震性等向上計画

行政経営部（施設課） 都市整備部（全課） 上下水道部（全課）

---

地震による建築物被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し、応急対策活動の拠点となる建築物など防災上重要な公共建築物の耐震性の向上を図るとともに、一般建築物の耐震化の推進に努める。

#### 1 公共建築物等

市が所有又は使用する公共建築物は、計画的に次の対策を講じて耐震性の向上を図る。

##### (1) 市の防災上重要な公共建築物

防災上重要な公共建築物とは、応急対策・防災活動の拠点施設、避難対応機能を備えた施設、要配慮者の利用施設等で、本市の場合には次の施設とする。これらの施設については、必要がある場合には補強工事を実施する。

- (ア) 市本部を設置する施設（市役所本庁舎）
- (イ) 市本部の代替施設となる施設（上尾市文化センター、市民体育館、上平公園）
- (ロ) 人命救助・火災処理活動施設（消防本部・消防署）
- (ハ) 救護・保健活動施設（東・西保健センター）
- (ニ) 指定避難所（各小・中学校）
- (ホ) 社会福祉施設等
- (ヘ) ライフライン施設（上下水道庁舎、上水道（浄水場）・下水道施設（中継ポンプ場）等）

##### (2) 地区防災活動拠点施設等

地区防災拠点となる各支所、避難所となる小・中学校の地区防災活動拠点施設については、昭和56年新耐震基準以前の建築物を対象とし、順次計画的に耐震診断を実施し、必要がある場合には補強工事を実施する。

##### (3) その他の公共建築物

その他、市が所有する公共建築物のうち、公民館や集会所、文化施設といった不特定多数の者が利用する建築物については、昭和56年新耐震基準以前の建築物を対象に耐震診断を実施し、必要がある場合には補強工事を実施する。

## 2 一般建築物

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施し、市はそのための助言、指導及び支援を行い、今後とも、より一層の助言等に努める。

### (1) 建築指導等

市は、建築物全般（エレベーター、エスカレーター等の建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設等）の安全性の確保について、建築基準法に基づき、建築確認申請の審査、確認及び指導を行い、その実行を図る。

具体的内容は、建築物等の構造耐力、防火及び避難の諸点の安全確保を図る上で、次の規定がある。

ア 木造及び組積造等の一般構造規定。

イ 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止。

ウ 一定規模以上の建築物について、構造計算を実施し、その安全性を確認する。

エ 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

オ 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限。

カ 避難階段及び非常用進入口等の諸規定。

キ 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は、建築士が行う。

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火災事例を考慮し、一般構造、防火避難規定等が強化されている。また、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例において、防災構造に関して諸規定を設け、安全性についての実効を図っている。

しかし、昭和56年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物や、竣工後に地盤沈下等の耐震性劣化の要因が生じた建築物の中には、必ずしも十分な耐震性を有していない一般建築物も存在している。

### (2) 一般建築物の耐震性の向上

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断、耐震改修等の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、次の耐震化対策を講ずる。

#### ア 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する市民等の相談に応じるため、相談窓口を設置する。

#### イ 耐震化に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法、耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及・啓発に努める。

#### ウ 建築士会等との協力

建築士会等と協力し、建築関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者の養成等を通して、一般建築物の耐震化の確保を図る。

#### エ 関係情報の公開

建築物の耐震化のために必要な情報の提供を実施する。

(3) 上尾市建築物耐震改修促進計画の検証、見直し等

既存建築物の耐震改修を計画的に進めるため、「上尾市建築物耐震改修促進計画」を検証し、見直し等を行う。

(4) 発災時に閉塞を防ぐべき道路沿道建築物の耐震化対策

市は県と連携し、緊急輸送道路、避難地、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の対策を講じる。

ア 震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、道路を塞ぐおそれのある建築物の実態把握に努める。

イ 震災時において物資の輸送、避難等の機能を確保するため、必要であると認めるときは、避難地、防災拠点施設等に通じる道路の沿道建築物の倒壊により、道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修への支援を行うとともに、地震に対する安全性について指導、助言又は勧告を行う。

(5) 窓ガラス等の落下物防止対策

発災時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等落下物による危険を防止するため、次の落下物防止対策を講ずる。

ア 落下対象物調査の実施指導

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物調査の実施を指導する。

イ 落下物防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下物防止対策、天井材等の非構造部材の脱落防止対策の重要性について啓発を行う。

ウ 改修等の指導

窓ガラス等の落下・脱落のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

(6) ブロック塀の倒壊防止対策

市は、県と連携し、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

ア 市街地内のブロック塀の実態調査

市は、避難路、避難所、通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

市は、県と連携し、それぞれが管理する道路沿道のブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く市民に啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

ウ ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市は、ブロック塀を設置している者に対して、点検を行うよう指導するとともに、アの実

態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修、生け垣化等を奨励する。

また、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

エ 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

市は、県が行う、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態把握調査に協力する。

オ 自動販売機の転倒防止対策

(ア) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

市は、県と連携し、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(イ) 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

市は、県と連携し、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

カ 空き家等の実態把握

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

キ エレベーターにおける閉じ込め防止対策

市は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策について啓発し、水、食料、簡易トイレ等を備えたエレベーター用防災用品の整備を促進する。

### 3 応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備

市は、発災後の余震等による建築物の二次災害を防止するための判定や、防災上重要な建築物の使用の可否等について判定を実施し、発災後の応急復旧対策が順調に実施できるように、応急危険度判定体制及び被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

### 4 被災度区分判定体制の整備

震災建築物の復旧を目的として、震災建築物の主として構造躯体に関する被災度を区分判定し継続使用するための復旧の要否を判定するため、民間建築士等の技術者及び各種建築関係団体と協力し、被災度区分判定体制の整備を図る。

### 5 ライフライン施設の安全化

市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める。

(1) 上水道施設の安全化

市の水は、県所管の県水と市の深井戸から汲み上げる地下水がある。県水の送水が長時間止まり、停電時は地下水の汲み上げができないため、多大な被害が発生する。

現在、浄水場は耐震化を進めており、また、万が一1か所の浄水場が給水できない事態となった場合、3か所の浄水場給水区域が相互に連結している点を活用し、他の浄水場給水区域からの給水を実現するため、計画作成や実施訓練等を行う事が今後の課題である。(資料11-1)

ア 施設の安全化

老朽管をはじめ老朽施設の更新を計画的に推進し耐震性を高める。

イ 緊急時対策施設

緊急時に近隣の水道事業体と相互融通できる連絡管及び、配水池から水道水の流失を防止するため、緊急遮断弁の適切な管理に努める。

ウ 応急資機材の確保

地震災害時の応急復旧活動を円滑に実施するため、近隣の水道事業体と修繕資材の共同購入、分担保管について協議し、整備する。

エ 応援協力体制の強化充実

応援体制は全国の水道事業体で組織する日本水道協会の県支部単位で確立されているが、さらに、水道工事関連業者等との応援協力体制を強化充実する。

(2) 公共下水道施設の安全化

令和5年度末現在、本市の行政人口に対する公共下水道普及率は、85.5%となっている。

平成10年度以降に埋設された管路は、耐震化しており、既設管路のおよそ4割が耐震化済となっている。

今後は既存施設も耐震性の強化を図り、整備を推進していく。

ア 施設の安全化

老朽化した施設や管路の更新を計画的に推進し耐震性を高める。また、以下の対策を講じる。

(7) 中継ポンプ場への電力の供給停止を想定し、自家発電装置の整備・点検・維持管理を行い、地震災害に備える。

(4) 中継ポンプ場の建設の際、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備える。

(7) 公共下水道管の破損などで水洗トイレが機能しなくなった場合の代替施設として、マンホールトイレを整備している。このマンホールトイレは災害用トイレとしても活用できるよう、公共下水道区域内の避難所に整備を推進していく。(資料12-2)

イ 応急資機材の確保

災害時の応急復旧活動を円滑に実施するため、下水道の被害想定に応じて、必要な資機材を見直し、順次整備する。

ウ 公共下水道台帳の整備

公共下水道台帳は、平常時の維持管理における技術的基礎資料であり、災害時には被害状況の調査及び復旧の作業を円滑に進め、下水道の機能を速やかに確保する上で重要な資料である。

そのため、大規模災害に備え、台帳の分散保管や他の自治体等の支援の円滑化を考慮し、様式の標準化等を検討する。

エ 公共下水道の応援協力体制の整備

災害時に迅速かつ円滑な応急復旧が図れるよう、平常時から下水道工事関連業者等との協定を締結し、応援協力体制を強化する。

## 6 交通施設の安全化

道路・鉄道は、地震災害時に救援・救護や救援物資の輸送の重要な役割を担っている。これらの施設が地震で被災した場合には、人命にかかる大事故が多発することが予想されるだけでなく、応急復旧対策に大きな支障をもたらし、都市機能が麻痺することも考えられる。このことから道路及び鉄道の施設の安全化は極めて重要な課題である。

(1) 道路施設の安全化

道路は地震災害時に、避難及び応急復旧対策を実施する上で不可欠である。このため各道路管理者は道路、橋りょうの耐震性の強化に努めており、さらに、道路施設の安全化を推進する。

ア 市道の安全化

(7) 管理道路に関し、老朽化した橋りょう及び歩道橋に耐震診断を実施するとともに、架替え補強等を実施する。橋りょうは、長寿命化の策定計画に基づき計画的な修繕及び架替えを進め、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障がないように努める。

(8) 停電時における幹線道路については、交通混乱を回避するための緊急措置として、警察署の要請により発電機を提供するなど、平常時から災害時の安全確保に努める。

イ 各道路管理者との連携

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所及び県県土整備部は、各管理道路に関し、道路施設の耐震性の強化や防災施設等の整備を実施している。

市は、これら各道路管理者の予防対策への積極的な協力を努め、市域の国道及び県道の道路施設の安全化を促進する。

## 7 河川施設の安全化

河川水が堤内地に流入すると、市民の生命及び財産に甚大な被害を与えることとなる。

このため、市が管理する河川施設の安全化を推進するとともに、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所及び県と連携を図り、市域に係る河川施設の安全化を促進する。

(1) 市管理河川の安全化

市域を流れる準用河川は、原市沼川、浅間川、上尾中堀川の3河川がある。

これらの河川の治水安全性の向上を図り、災害時における河川施設の安全化に努める。

(2) 各河川管理者との連携

市域には、荒川、鴨川、綾瀬川、原市沼川、江川の5つの一級河川が流れている。

市はこれらの河川を管理する管理者の予防対策への積極的な協力に努め、市域に係る河川施設の安全化を促進する。

## 第2節 防災都市づくり計画

都市整備部（都市計画課・市街地整備課・開発指導課・みどり公園課・建設管理課・道路河川課）

災害による被害を最小限にするため、耐震化及び不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備等をはじめ、都市の防災構造化を推進し、上尾市国土強靱化地域計画に準拠した災害に強い都市づくりに努める。

具体的な計画は、第2編第1章第10節「防災都市づくり計画」に準ずるほか、地盤災害予防をふまえた諸対策の実施に努める。

### 1 液状化危険地域の予防対策

#### (1) 液状化現象の調査研究

防災アセスメント調査の結果から、荒川、綾瀬川沿いの低地、鴨川、芝川沿いの低地を中心とした地域では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が生じ、建築物や地下埋設物に被害をもたらす可能性があり、当該地域における液状化の危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、市のハザードマップ等を通じて、その結果を公表する。

#### (2) 液状化対策工法の普及・対策の実施

地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施する。

また、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法など建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの各種対策工法の普及に努める。

### 2 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、建築確認等の申請時に工法等について指導、監督していく。また、造成後は巡回等により違法開発行為の取締り等による造成地の指導、監督を徹底する。

### 3 地盤沈下の防止

地盤沈下と建築物、土木構造物の劣化現象の関連に関する調査を基に、地盤沈下の激しい地域の耐震性の劣化状況の把握に努める。

### 4 土地利用の適正化

居住機能や福祉・医療・商業等の様々な都市機能が計画的に配置された、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを目指し、都市計画法並びに都市再生特別措置法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。



## 5 盛土による災害の予防対策

### (1) 危険が確認された盛土に対する是正指導

県、市は盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

### (2) 県からの助言

市は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。

## 第3節 地震火災等の予防計画

消防本部

火災は、発災時の気象状況や市街地の状況等によっては、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物等関連施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

### 1 地震に伴う住宅からの出火防止

#### (1) 一般火気器具からの出火防止

市は、災害時の火災の発生を未然に防ぐため、防災訓練、広報紙等を通じて次の出火防止の知識の普及を図る。

ア 出火要因として最も多いものが、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。

イ 一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、石油ストーブ等で普及している対震自動消火装置がタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理方法の徹底を図る。

ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には、倒壊家屋や避難中の留守宅に電気が復旧した際に配線がショートし火災になったものもあると言われており、発災後数日間にわたって新たな出火がみられた。

こうした火災の防止のため、感震ブレーカーの設置や過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、発災後は、ブレーカーを遮断してから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

エ 住宅用火災警報器等の設置の徹底及び維持管理の重要性について広報啓発に努める。

#### (2) 化学薬品からの出火防止

学校や事業所等で保有する化学薬品は、地震で落下したり、棚が転倒したりすることで容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。

このため消防本部は、査察計画に基づき査察を実施し、次の措置の徹底を図るよう、指導する。

ア 混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。

イ 引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

## 2 初期消火体制の充実強化

### (1) 初期消火

#### ア 地域住民の初期消火の強化

発災時は、同時多発火災が予想され、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、地域住民が力を合わせて災害に立ち向かう、地域の自主防災体制を充実する必要がある。このため、災害時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部、消防団等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

#### イ 事業所の初期消火力の強化

災害時には事業所独自で行動できるよう、自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

また、防火・防災管理者研修等を通じて各種訓練指導を推進し、防災行動力の向上を図る。

#### ウ 地域住民と事業所の連携

平常時から消火器等の常備や風呂水のくみ置き等を行うよう啓発するとともに、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の災害対応力を一層高めていく。また、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域の総合防災体制を充実強化する。

### (2) 消防力の強化

常備消防力及び消防団の消防活動体制を整備強化し、災害時の被害を軽減するため、次の計画を推進する。

#### ア 消防署の強化

消防庁舎の耐震化や感染防止対策を行い、消防装備の充実強化を図るとともに、消防職員の増員や資質の向上に努めるなど消防力の強化を図る。また、消防庁舎の非常用発電設備について計画的な更新を図るものとする。

#### イ 予防体制の強化

火災を未然に防止するため、予防知識の普及と予防意識の向上を図るとともに、事業所等に対する予防査察の強化、家庭に対する防火指導の徹底に努める。

#### ウ 消防活動体制の強化

大規模かつ多様化する火災、救助、救急に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。

#### エ 情報伝達網の整備

災害時の被害情報の収集は重要なことから、消防通信指令システムについて計画的な更新を図るものとする。また、消防救急無線の適切な維持管理を図るとともに、計画的な更新を図るものとする。

オ 消防水利施設の整備

発災直後は、地盤の変動による水道管の破損等で、消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽など消火栓以外の消防水利の整備、民間の水利施設の設置充実を図るほか、地域の実情にあった消防水利の増設を図る。

カ 特殊車両、資機材の整備

ポンプ車等の特殊車両の整備増強に努めるとともに、救助、救急等各種資機材の増強整備を図る。

キ 消防団消防力の強化

常備消防隊と一体となって火災、人命救助事案の多発に対処するため、消防ポンプ自動車等の計画的な更新整備及び資機材の増強を図り、地域における消火、救助救援活動の強化を図る。

**3 危険物等関連施設等の予防対策**

消防本部は、危険物取扱施設等の災害を未然に防止するため、危険物等関連施設、高圧ガス施設等に対して、消防法等に基づく立入り検査を実施し、保安施設等の不備欠陥事項を改善させる。また、訓練の実施を指導するほか、予防規程又は保安マニュアルを作成し、自主保安体制の強化と施設自体の耐震性の向上を図るなど、安全性を高めて、火災発生、危険物等の流出や放出の未然防止、発生時の防除を図るとともに、指導や普及啓発を通じて自主保安意識の向上を図る。

## 第4節 震災に強い地域（社会）づくり計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部

---

全ての市民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等の防災組織等の整備を促進する。

また、震災時に、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、市民、自主防災組織及び事業所が、それぞれ自助・共助の取組みを進めながら市、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

### 1 市民の役割

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担う。

#### (1) 平常時

- ア 防災に関する学習
- イ 火災の予防
- ウ 防災用品、非常持出品の準備
- エ 最低3日（推奨1週間）分のペットボトル等の飲料水及び食料の備蓄（第2編第1章第7節2食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備における市民による備蓄の推奨）
- オ 生活必需品の備蓄
- カ 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置
- キ ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ク 災害時の家族同士の連絡方法の確認
- ケ 市が実施する防災訓練への参加
- コ 近隣住民との積極的な交流及び地域活動（自治会等の活動等）への参加
- サ 住宅の耐震化及び不燃化

#### (2) 発災時

- ア 出火防止、初期消火で、被害の拡大防止と二次災害の防止
- イ 避難時には電気のブレーカーを遮断し、ガスの元栓を閉め、出口を確保
- ウ 自主防災活動への参加、協力
- エ 避難所での譲り合いのほか、避難所の運営等の活動に積極的に参加・協力
- オ 市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- カ 風評に乗らず、風評を広めない

## 2 自主防災組織等の充実強化

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、市民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域で自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。

### (1) 自主防災組織の活動内容

平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>② 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例：防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</li> <li>③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>④ 防災用資機材の購入・管理等 (資機材の例：初期消火資機材（可搬式動力ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）)</li> <li>⑤ 地域の把握 (例：危険箇所の把握、避難行動要支援者の現状)</li> </ul>
発災時	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出火防止、初期消火の実施</li> <li>② 情報の収集・伝達の実施</li> <li>③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施</li> <li>④ 集団避難の実施 (特に、避難行動要支援者の安全確保に留意する)</li> <li>⑤ 避難所の自主運営活動の実施 (例：炊出し、給水、物資の配布、安否確認)</li> </ul>

### (2) 自主防災組織の育成

本市では、主に自治会等を単位に116団体、地区単位に12の連合会及びこれらを1つに集約した自主防災連合会連絡協議会（平成24年6月設立）が結成されているが、さらに相互の連携を図り積極的に防災力の強化を目指す。

## 3 事業所等の防災の組織及び体制の整備・充実

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市域に立地する事業所等の組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

特に、地域住民が通勤で不在のケースも多いため、防災関係機関と連携して、市域に立地する事業所等の防災組織の育成指導を図る。

(1) 事業所の行動計画

- ア 平常時から災害発生の未然防止に努め、災害発生時の被害を最小限になるように努める。  
また、事業継続計画（BCP）などを作成する。
- イ 早期に事業所等の施設被害を把握し、二次災害の防止を行う。
- ウ 事業所等の施設又は地域で災害が発生した場合、率先して自衛消防隊を出動させ、地域と協力して被害の拡大防止に努める。
- エ 3日間（推奨1週間）の企業の従業員等のペットボトル等の飲料水・食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄を行う。
- オ 被災後は、可能な範囲で、顧客・避難者の受入れや備蓄物資の提供等、地域に貢献する。
- カ 被災した場合、早期に通常業務に戻れるよう復旧に努める。

(2) 防災組織の育成指導

ア 一般事業所

市は、県の支援・指導等を得て、事業所に自主的な防災組織の整備の促進を図り、災害時には各事業所が設置する自衛消防隊と連携して被害の拡大を防止する。

イ 危険物等関連施設、高圧ガス施設等の防災組織の育成等

市は、危険物等関連施設における予防規程、防災組織の活動等に対し必要な助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガスは、有する爆発性、可燃性、毒性、支燃性等の特性から、消防機関の活動にも限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界の団体防災組織を設立し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

ウ 集客施設

市は、商業施設、病院、文化センター等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

エ 高層建築物

市は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

(3) 各防災組織等との相互の連携・協調

地域の災害対応力の向上を図るため、平常時から地域の自主防災組織、自主防災連合会、自主防災連合会連絡協議会、消防団、自衛消防組織、民生委員・児童委員、自治会長、市職員など、相互に連携が図れるよう努める。

## 第5節 防災教育計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 学校教育部（学校保健課）

---

防災意識と災害対応力を高めるため、きめ細かい防災教育を、地域特性等を踏まえ体系的に行う。また、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供し、市民の自発的な防災学習を推進する。

具体的な計画は、第2編第1章第2節「防災教育計画」に準じ、地震災害の特性についての普及・啓発に特に努める。

---

## 第6節 防災訓練計画

総務部（危機管理防災課） 消防本部 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

---

発災時の被害を最小限にとどめるため、市は、県、防災関係機関、市民、事業所等と連携して災害に対応できる体制の確立を目指し、実践的な各種訓練を計画的に実施する。

具体的な計画は、第2編第1章第3節「防災訓練計画」に準ずる。

---

## 第7節 防災活動拠点等整備計画

行政経営部（施設課） 総務部（危機管理防災課） 都市整備部（道路河川課）  
上下水道部（下水道施設課） 教育総務部（教育総務課）

---

発災時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する本庁舎の耐震性を向上させ防災対策上の中核機能を高め、被災地域に対する救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を有機的に結びつけ緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

具体的な計画は、第2編第1章第4節「防災活動拠点等整備計画」に準ずる。



## 第8節 災害情報体制の整備計画

総務部（IT推進課・危機管理防災課）

---

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

市は、県及び防災関係機関と連携し、最新の情報通信技術、過去の災害時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築する。また、災害が発生した場合に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保する。

具体的な計画は、第2編第1章第5節「災害情報体制の整備計画」に準ずる。

---

## 第9節 避難予防対策

総務部（危機管理防災課） 都市整備部（市街地整備課・みどり公園課・道路河川課）  
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（学校保健課）

---

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大等の危険性の迫った地域住民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。

具体的な計画は、第2編第1章第6節「避難予防対策」に準ずる。

---

## 第10節 物資及び資機材等の備蓄計画

総務部（危機管理防災課） 上下水道部（経営総務課・業務課）

---

大規模災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、生活必需品、応急給水資機材、防災用資機材等の備蓄及び調達体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄及び調達については、要配慮者や避難所生活に配慮した品目を補充する。

具体的な計画は、第2編第1章第7節「物資及び資機材等の備蓄計画」に準ずる。

## 第11節 医療体制等の整備計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部（警防課）

---

発災時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対処していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時から発災直後の初期医療体制、後方医療機関への負傷者の輸送体制の整備を図る。

また、自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

具体的な計画は、第2編第1章第8節「医療体制等の整備計画」に準ずる。

---

## 第12節 要配慮者安全確保計画

総務部（危機管理防災課） 子ども未来部（保育課）  
健康福祉部（全課） 市民生活部（市民協働推進課）

---

近年の災害をみると、高齢者、乳幼児、傷病者、障害者など災害対応力の弱い者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人などが発災時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、要配慮者の防災対策を推進する。

具体的な計画は、第2編第1章第11節「要配慮者安全確保計画」に準ずる。

## 第13節 帰宅困難者対策

総務部（危機管理防災課） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

---

多くの市民が県内外に通勤、通学をしているため、首都圏で大規模災害が発生した場合には、その所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も同様である。

このため、平常時から帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発する。

### 1 帰宅困難者の定義

大規模災害時、鉄道の運行が停止し、外出先で足止めされることとなる。徒歩で帰宅しようとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者を「帰宅困難者」という。

### 2 帰宅困難者数の把握

県が実施した地震被害想定調査（平成24・25年）結果によると、本市の帰宅困難者（夏12時のケース）は、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合は最大24,000人、「東京湾北部地震」及び「茨城県南部地震」が発生した場合も最大24,000人にのぼると推計されている。

### 3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

#### (1) 地域の災害対応力の低下

多くの市民が帰宅できなくなることから、大規模災害発災直後は、地域の災害対応力が低下する。

#### (2) 非居住者の増加

本市に通勤・通学している者も、市域において多数の帰宅困難者となることが想定される。

#### (3) 都内帰宅困難者

県内外に通勤通学する市民のおよそ4割は県外において帰宅困難となるが、特に都内全体では約390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

### 4 帰宅困難者等への啓発等

帰宅困難になった場合の対処方法等について、平常時から市民に広報紙等により啓発する。

#### (1) 市民への啓発

「自らの命は自ら守る」ことを基本とし、県が提唱する「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図り、次の点を実行するよう啓発する。

ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認。

イ 災害時の行動は、状況を確認して、安全無理のない計画を立案、実施すること。

(2) 災害用伝言ダイヤル171等の利用周知

発災時には、東日本電信電話(株)や(株)NTTドコモ等は、電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（東日本電信電話(株)提供）」、「災害用伝言板（携帯電話事業者提供）」等を開設するので、平常時から活用方法を広報紙や市ホームページ等で周知を図る。

(3) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった学生・生徒、顧客や従業員等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

ア 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、飲料水、食料、毛布などの調達・提供及び情報の入手手段の確保並びに滞在・宿泊場所の確保

イ 交通機関の不通、停電、道路の寸断又は二次災害の発生が予想される場合、「むやみに移動しない」ことを原則に、状況に応じて一斉に帰宅させず分散帰宅させることや事業所等に一時的に待機させる滞在場所の確保、さらに長時間を要する場合には、簡易に宿泊できる空間や場所の確保

(4) 徒歩帰宅訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施し、市民への啓発を行う。また、隣接市町との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する支援方策を検証・検討する。

**徒歩帰宅の心得7カ条**      ～埼玉県～

＜留まる＞

- 1 連絡手段、事前に家族で話し合い
- 2 携帯も、ラジオも必ず予備電池

＜知る＞

- 3 日頃から帰宅経路をシミュレーション
- 4 災害時の味方、帰宅支援ステーション

＜帰る＞

- 5 職場には、小さなリュックとスニーカー
- 6 帰宅前には、状況確認
- 7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

## 第14節 調査研究

総務部（危機管理防災課）

地震による災害は、その災害が広範でかつ複雑である。震災対策を総合的かつ効果的に推進する上で、地震災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究は極めて重要である。

このため、県あるいはその他の機関が実施した調査研究の成果を有効に活用する必要がある。

また、震災予防計画の一環として実施する調査研究は、最終的に震災対策に資することを目的としており、解決すべき問題の優先順位を明確化し、計画的な調査研究を実施することを検討する必要がある。

### 1 基礎的調査研究

調査研究を実施するため、調査研究の基盤を整備することが重要である。

そのため、各種防災データをデータベースとして整備するとともに、地震に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、県及び防災関係機関が実施する研究体制への協力を努め、調査研究成果の活用に努める。

#### (1) 調査研究基盤の整備

市は、災害に関する自然科学、社会科学等様々な分野からの調査研究を推進するために必要な体制等の調査研究基盤の整備を検討する。

##### ア 防災調査研究データベースの整備

自然条件及び社会条件の把握は、災害に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード及びソフト両面で地域別データ、国内外における実際の震災事例についてもデータとして収集し、防災調査研究データベースの整備を検討する。

##### イ 調査研究体制の強化

地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している各研究機関との連携、観測データ及び研究成果の共有化を図り、総合的な視点から調査研究が実施できる体制の強化を検討する。特に、埼玉県及び防災関係機関が実施する活断層等の観測研究体制への協力を努める。

##### ウ 地震観測の協力

地震の調査研究の基礎的データ収集のため、県が実施する地震計の設置及び地震観測体制への協力を努める。

#### (2) 調査研究成果の活用

市は、県、防災関係機関、関係研究機関等が実施する地震及び地震防災に関する調査研究に協力し、その成果を用いて科学的な震災対策の立案に活用するよう努める。

## 2 防災アセスメントに関する調査研究

災害の拡大防止と、その被害を軽減するためには、平常時から地域の特性を踏まえつつ、その地域の災害危険性を総合的かつ科学的な手法により把握しておくことが重要である。この地域の災害危険性を総合的に明らかにする作業を「防災アセスメント調査」という。

市は、平成8年度、防災アセスメント調査を実施した。

《平成8年度調査の項目》

- (1) 調査の概要
- (2) 市の防災環境
- (3) 風水害の検討
- (4) 地震被害想定
- (5) 地域の災害危険性のまとめ

## 3 被害想定に関する調査研究

地震災害に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的としているため、実際の地震災害により近いことが重要である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験検証等をおりませた科学的な想定とし、震災対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して実施している。

また、地震による被害がどこで、どの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し改善事項を指摘して、とるべき予防対策及び応急対策に資する。

市では、平成8年度防災アセスメント調査において地震被害想定調査を実施し、南関東地震、綾瀬川断層による地震の2つの想定地震に対する被害予測を実施した。

《平成8年度調査の項目》

- (1) 想定地震
- (2) 被害想定的手法
- (3) 地震動の予測
- (4) 液状化の予測
- (5) 建物の被害予測
- (6) 地震火災の予測
- (7) 人的被害の予測
- (8) ライフライン被害の予測
- (9) 交通施設被害の予測

## 4 震災対策に関する調査研究

災害は、自然現象と地域の社会的条件とが複合化し、複雑な災害連鎖に基づいて発生するため、その対策は多岐にわたっている。

また、災害の発生に地域性、時代性があることは、過去の災害の実例を見れば明らかである。

過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因、被害をくい止める方法等を常に調査研究し、災害の防止策の向上に努めることも重要である。

特に、阪神・淡路大震災での被害、教訓を基に、都市型の地震災害や発災直後の行政対応に関する調査研究を実施し、その成果を今後の防災行政に反映させることが望まれる。

さらに、迅速かつ適切な災害復興が円滑に実施できるよう、復興対策についても、阪神・淡路大震災を始めとする復興事例の調査研究を実施する必要がある。

市は、これら震災対策に関する調査研究の推進に努める。

(1) 都市施設、建築物等の震災対策に関する調査

ア 都市施設

都市施設は、地震によりその機能が失われた場合、市民の生活や応急対策等に深刻な影響を与える。このため慎重かつ十分な点検調査が必要であり、破壊を防止し、破壊した場合の代替機能の確保等の都市機能の信頼性向上及び迅速な復旧のための調査研究の推進に努める。

イ 既存建築物

住宅等の民間建築物の被害の防止は、人的被害や住居制約の軽減につながる。また、耐火建築物を一体的かつ計画的に建築することで、延焼火災を防止する延焼遮断機能を確保することも可能になる。既存の建築物の耐震性、耐火性の向上のための方策等についての調査研究の推進に努める。

ウ 地震大火災対策

発災時に予想される同時多発的な大規模な火災対策を、科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等の基本的な重要事項に関する調査研究の推進に努める。

(7) 初期消火に関する調査研究

(4) 大規模な火災の防止に関する調査研究

(7) 地域特性を考慮した延焼危険地域、合流火災から避難路を防護するための延焼防止用機械等の調査研究

(2) 地震発生時の安全確保等に関する調査研究

ア 避難所の安全確保

避難所は、大規模な火災に際しても常に安全性が確保されなければならない。避難所の安全性は、それ自体の変化、あるいは周辺環境の変化に影響を受ける。したがって、避難所の選定に当たっては、周辺環境の変化も含めて安全性についての調査研究の推進に努める。

(7) 避難所の確保を図るとともに、避難所の機能の向上を図るための整備に関する調査研究

(4) 避難所と避難路の安全性を図る延焼遮断帯設定のための調査研究

(7) 避難時に障害となる道路交通の動態調査及び避難の円滑化に関する調査研究

(5) 大規模な火災時に発生のおそれがある火災旋風からの避難所の安全性の調査研究

イ 緊急輸送道路網

発災後の関係機関による応急対策の実施に当たり、人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要であり、効果的な緊急輸送が実施できるように、迅速な緊急輸送道路の確保等についての調査研究の推進に努める。

(ア) 基幹防災道路の調査研究

(イ) 防災拠点を連携する防災道路の調査研究（各道路管理者の連携）

(ウ) 鉄道被害の代替輸送の確保の調査研究

ウ 地震発生時の情報伝達

発災時に、地震情報、被害情報、被災地の状況、対策に関する情報等各種の情報を、被災者を含めた市民へ正確かつ迅速に伝達することが極めて重要である。したがって、地域的、社会的特性を考慮し、災害時の状況下での情報伝達で、最も効果的な情報の伝達方法、伝達内容等に関する調査研究及び災害情報システムに関する調査研究の推進に努める。

エ 地震災害時の社会的混乱防止

発災時は、生命の維持、生命の確保、経済的・社会的秩序の維持等に対する不安から、パニック等の社会的混乱状態が発生する危険性がある。したがって、発災後の経済的・社会的混乱の発生メカニズム及びその防止対策について、本市の社会的特性を考慮し調査研究の推進に努める。

オ 地震発生時の生活確保

災害時に、被災者に対し食料、飲料水、生活必需品及び住宅を供給し、その生活を確保することは、発災後の社会的混乱を防止する意味からも極めて重要である。したがって、発災後の物資の輸送体制のあり方、備蓄物資等の適正配置、効果的な品目の選定等に関する調査研究の推進に努める。



## 第2章 震災応急対策計画

### 第1節 活動体制計画

全部

市域に震度5弱以上の地震が発生、又は「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震警戒）」が発令された場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、市本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

#### 1 配備体制

震度5弱以上の地震等に備え、市は迅速かつ効果的な災害応急体制を実施できるよう、災害発生状況に合わせ以下の配備体制を整えていく。

##### (1) 警戒体制（原則的に市本部を設置しない体制）

配備体制	配備基準	指揮者
警戒体制	軽微な災害が発生したとき又は災害が発生したとき若しくは「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」が発令された場合	副市長

##### (2) 非常体制（市本部を設置し、災害応急対策を実施する体制）

配備体制	配備基準	指揮者
非常体制	相当規模の災害が発生したとき又は甚大な被害が発生した場合若しくは「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震警戒）」が発令された場合	市長

#### 2 配備体制の解除

第2編第2章第1節2「配備体制の解除」に準ずる。

#### 3 市本部の設置

第2編第2章第1節3「市本部の設置」に準ずる。

#### 4 市本部の組織・運営

第2編第2章第1節4「市本部の組織・運営」に準ずる。

## 第2節 職員配備計画

全 部

災害応急対策活動の実施に必要な災害応急対策要員を動員配備し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

## 1 職員の配備

- (1) 職員の動員は、危機管理防災班を中心とし、市本部各部長、各副部長、各課・班長及び課・班員は必要な部門を動員する。また各課・班長は、職員の動員状況を把握し、本部へ報告を行う。なお、警戒体制一号・二号、非常体制一号・二号配備人数等については、資料2-3に記載する。

## 配備体制及び配備基準

配備体制		配備基準
警戒体制 (原則として市本部を設置しない体制) 指揮者：副市長	一号配備	震度5弱の地震で、軽微な災害が発生したときに、情報収集と応急対策に必要な人員を動員する。
	二号配備	震度5弱の地震で災害が発生したとき又は「南海トラフ地震臨時情報発表(巨大地震注意)」が発令された場合に、主として被害状況の調査及び応急対策に必要な人員を動員する。
非常体制 (市本部を設置し、災害応急活動を実施する体制) 指揮者：市長	一号配備	震度5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は「警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報発表(巨大地震警戒)」が発令された場合において市本部を設置し、当該本部の構成員のうち、本部長(市長)が必要と認める人員を動員する。
	二号配備	震度6弱以上で激甚な災害が発生した場合は、本部長が全職員(※4)を動員する。(業務継続計画(BCP)が策定された場合は、これによる。)

※1 警戒体制一号配備前の初動体制は、総務部長、行政経営部長、都市整備部長及び消防長の状況判断で、統括部・避難所班・各課被害状況調査担当職員等の動員する人員を定めて参集させ、副市長に報告のうえ、必要に応じて警戒体制一号配備に移行する。

※2 待機体制・警戒体制一号・二号配備及び非常体制一号配備の動員人員は、統括部・避難所班及び、その状況に応じて必要な課・班を立ち上げ、又は災害発生の規模や避難所を開設する地区が限定されるなどの判断により、その動員する人員の規模を縮小して体制を組むことができる。また、待機体制及び警戒体制時より、必要に応じ、危機管理防災課経験職員や総務部管理職を災害対応の応援として参集要請することができる。動員調整班は統括部の応援職員を検討する際は、危機管理防災課経験職員(おおむね5年以内)の活用を優先的に検討することとする。

る。

※3 非常体制一号・二号配備における指揮者（市長）は、被害状況に応じ、本部員会議を経たうえで地区本部の動員する人員を他の課・班活動に応援又は振り替えて活動させることができる。

※4 非常体制二号配備の全職員とは、特別職、一般職、再任用フルタイムの各職員のうち、BCPの必要最小限の業務に従事する職員を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集・当面の応急対策などの災害業務を行う職員をいう。指揮者（市長）は、長期化する場合の交代要員・期間等を考慮し、本部員会議を経た上で決定する。

※5 上記の基準となる震度は、原則としてテレビ・ラジオ等で発表される市の震度とする。市の震度が発表されない場合は、近隣市町の震度を参考に判断する。

(2) 職員の参集場所

職員区分	参集場所
統括部	本庁舎庁議室 ※被災状況により、本庁舎7階大会議室等を使用
地区本部	各支所、本庁舎7階大会議室等
その他職員の課・班	災害時職員配備体制による（避難所班は、年度当初に危機管理防災課に指定された避難所）
消防職員	消防で定める基準による（市本部を設置する場合、消防長は非常体制一号配備から本庁舎）

2 職員の動員

職員の動員は、第2編第2章第2節2「職員の動員」に準ずる。

### 第3節 災害情報計画

全 部

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠のものであるため、県及び関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害情報を迅速かつ的確に収集する。

具体的な計画は、第2編第2章第7節「災害情報計画」に準ずる。

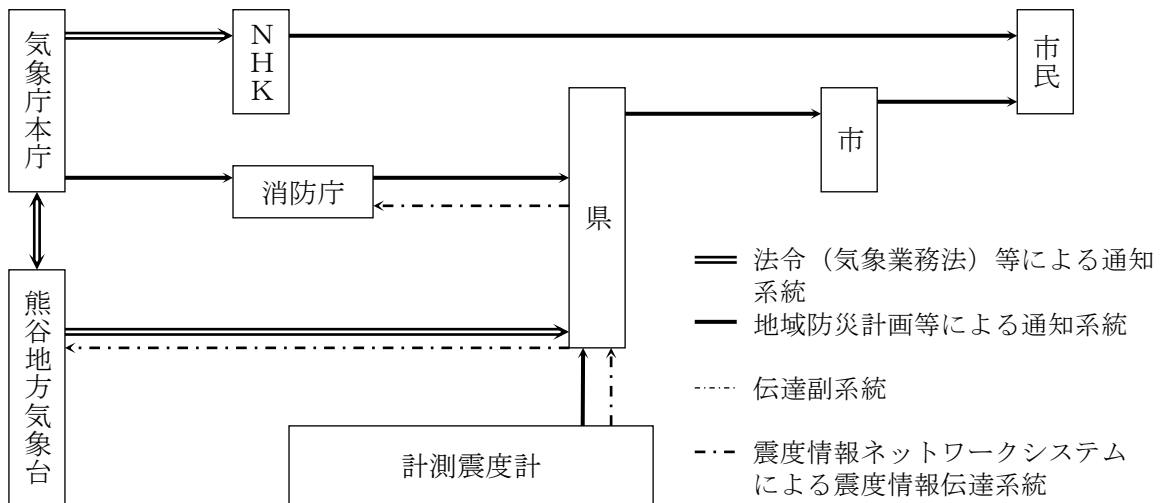
なお、地震情報等の収集伝達体制は次のとおりである。

#### 1 地震情報等の収集伝達体制

市は、気象庁の発表する正確な地震情報をテレビ、ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等で市民等に伝達する。

地震情報の収集伝達系統は、次のとおりである。

地震情報収集伝達系統図



## 第4節 災害通信計画

統括部（広報班・危機管理防災班・情報集約班）

---

市は、災害時に市出先機関や防災関係機関等と情報通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、情報連絡システムを明らかにするとともに、防災関係機関等相互の連絡先の周知に努める。

具体的な計画は、第2編第2章第8節「災害通信計画」に準ずる。

## 第5節 災害広報・広聴計画

統括部（広報班・情報集約班） 市民生活部（市民協働推進課）

---

市は、発災時に、被災市民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などを広聴し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

具体的な計画は、第2編第2章第9節「災害広報・広聴計画」に準ずる。

なお、帰宅困難者対策等について、特に留意する。

### 1 帰宅困難者への広報

発災時刻によっては、都内に通勤・通学者等市民が取り残されることが予想される。このため、「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（東日本電信電話（株）提供）」、「災害伝言板（携帯電話事業者提供）」等を利用した安否等の確認方法についてPRを行う。

### 2 「埼玉県震災コーナー」の利用

県は、県ホームページ上に「埼玉県震災コーナー」を開設するので、市も必要に応じて「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

### 3 震災相談連絡会議の設置

発災早期に、県災害情報相談センターで、県、市町村及び関係団体との連携体制を強化するため、震災相談連絡会議が開催される。

震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報センターマニュアル」を作成する。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

統括部（危機管理防災班）

---

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊の災害派遣の要請を県に要求し、市民の生命・財産を保護する。

具体的な計画は、第2編第2章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」に準ずる。

## 第7節 県防災ヘリコプター出場要請計画

消防本部（指令課）

---

災害の状況に応じ、県に防災ヘリコプターの出場を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を迅速に行う。

具体的な計画は、第2編第2章第27節「県防災ヘリコプター出場要請計画」に準ずる。

## 第8節 応援協力要請計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班・動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 消防本部

---

被害が広範囲に及び、迅速な応急対策等が困難と判断した場合には、直ちに応援協定締結先に応援を依頼し、あるいは県等に応援を要請し、適切な応急救助を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

## 第9節 要員確保計画

統括部（動員調整班） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（道路河川課）

---

災害応急対策要員等の人員が不足、又は特殊作業のため技術的な人材が必要なときは、必要な人員を雇用する。

また、多数のボランティアが救援活動に駆けつけることが予想される。そのため、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、上尾市社会福祉協議会に設置する災害ボランティアセンターと緊密な連携を図り、ボランティアの受入れ、調整等ボランティア活動支援のための対策を講ずる。

具体的な計画は、第2編第2章第24節「要員確保計画」に準ずる。

## 第10節 災害救助法適用計画

統括部（危機管理防災班）

---

災害救助法は、市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合に適用となり、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。

災害救助法の適用基準、適用時の措置等は、第2編第2章第4節「災害救助法適用計画」に準ずる。

## 第11節 消防活動計画

消防本部

大規模災害が発生した場合には、家屋の倒壊、同時多発火災等により極めて大きな被害が予想される。

そのため、関係機関・団体と連携し、消防の施設、資機材及び人員を最大限に活用し、人命救助に重点を置くとともに出火防止、初期消火及び延焼の拡大防止に当たる。

### 1 応急消防活動

災害時には、多数の火災発生等大きな被害が予想される。それらの被害の軽減、二次災害の防止等のため、配備動員体制を明確にするとともに、早期に初動体制を確立し、迅速かつ円滑な消防活動を行えるよう応急消防体制を定める。

#### (1) 初動体制の確立

##### ア 消防本部、消防署（分署）の初動体制

市域で震度5弱以上が発災したとき及び「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」が発令された場合並びに消防長が震災警戒体制を特に必要と認めたときは、早急に災害警戒体制の確立を図る。

##### (7) 初期措置の指令

市域で震度5弱以上を覚知したときは、自動的に非常配備体制が発令されたものと判断し、各署隊は直ちに初動出動態勢の確立と市域の被害状況の把握に努める。

##### (4) 情報収集体制の確立

各署所の通信施設・機器の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

##### (9) 警防本部の設置

市本部との活動調整及び各署隊の災害活動を総合的に処理し、災害情報の収集と活動方針の伝達等を的確に実施するため、消防本部に警防本部を設置する。

##### (エ) 特別配備体制の確立

消防長は、発生した地震の規模等により、有線及びその他の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図る。

##### (4) 出火防止措置、庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気の始末を実施するとともに、庁舎及び附属施設の被害の状況を確認する。

##### (カ) 車両の安全確保

消防車両の出場障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両



等（資料8-2）を車庫前又は安全な場所へ移動する。

(キ) 災害状況の調査

署所周辺の火災、救助、救急の発生状況及び周辺道路の交通障害の状況を調査する。

(ク) 消防機器等の確保

機能点検を実施するとともに、非常用燃料の確保に努める。

イ 消防団の初動体制

消防団長は、市内で震度5弱以上の地震が発生したとき及び「南海トラフ地震臨時情報発表（巨大地震注意）」が発令された場合は、指揮連絡体制を確立し、非常配備体制を確保するため、消防団本部を設置する。

(7) 非常参集

市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、消防団長、副団長は消防本部に参集し、消防団本部を設置する。

各分団員は、速やかに詰め所に参集し、分団長等の指示のもと管轄区域の被害状況の情報収集に努めるとともに、収集した情報は直ちに消防機関に報告する。

消防団本部は、各分団に、下命又は情報伝達を行う場合は、消防本部の責任者の許可を受け、消防無線を使用し各分団へ連絡する。

(イ) 出動体制の確保

消防車両の安全確保を図り、ホースの車両積載数を増やすとともに、初動体制を整える。

(ウ) 出火防止の広報

管轄区域内に火気の始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際は、自治会等、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(エ) 初期消火活動

火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動に従事する。なお、出火件数が多い場合には、適宜、付近の自治会等、自主防災組織等の協力を求める。

(オ) 救出活動

家屋の倒壊、窓や擁壁等の落下等による救助・救急事案の発生を覚知した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、被災者の救出、搬送等支援活動を実施する。また、活動実施には、付近の自治会等、自主防災組織等の協力を求める。

(2) 配備動員体制

消防関係機関は、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するように、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、全機能を挙げて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開して、火災から市民の生命及び財産を保護する。

ア 組織（消防本部、消防署、消防団）

消防関係機関は、以下の組織をもって、火災の延焼、被害の防止活動に努める。

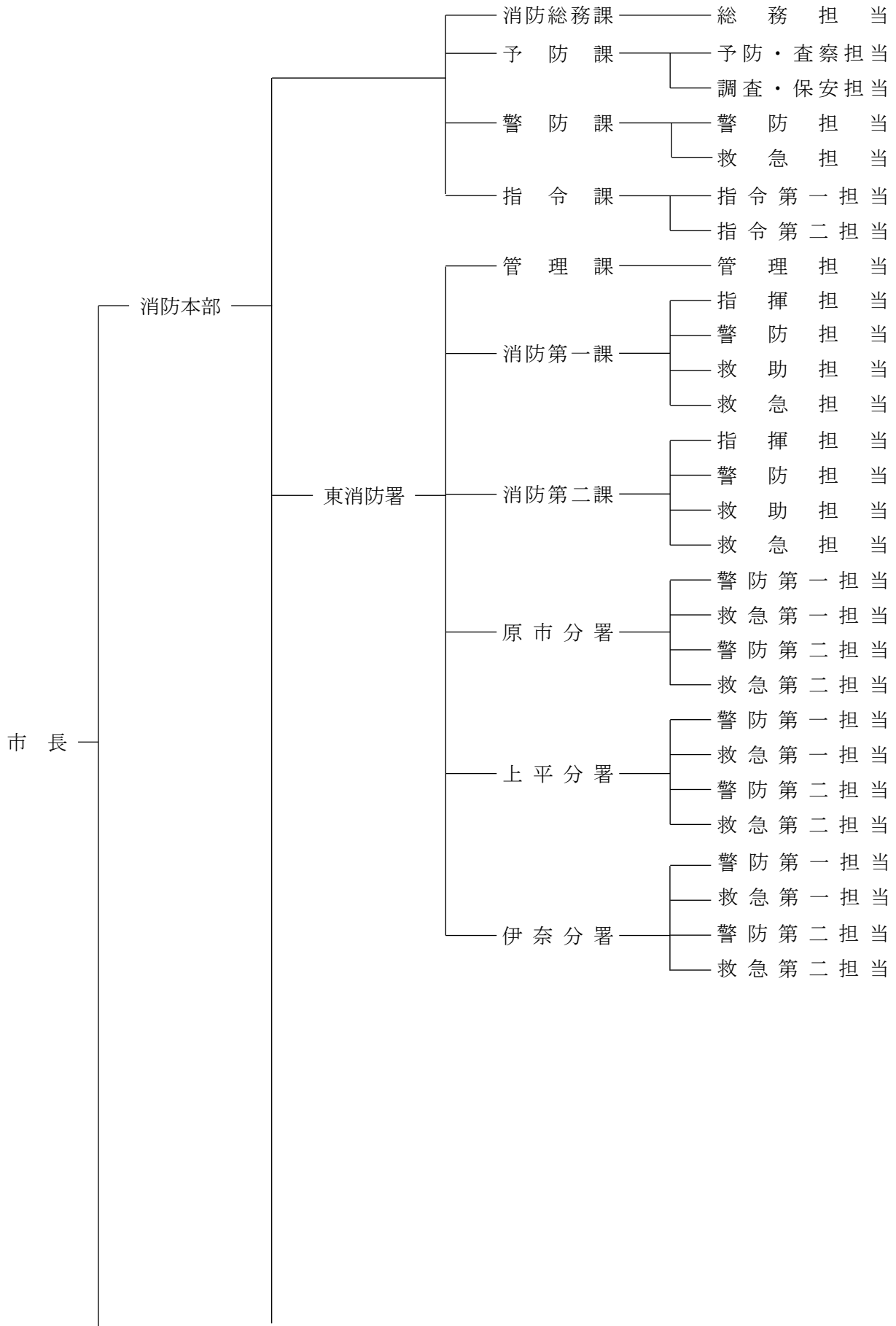
イ 消防資機材

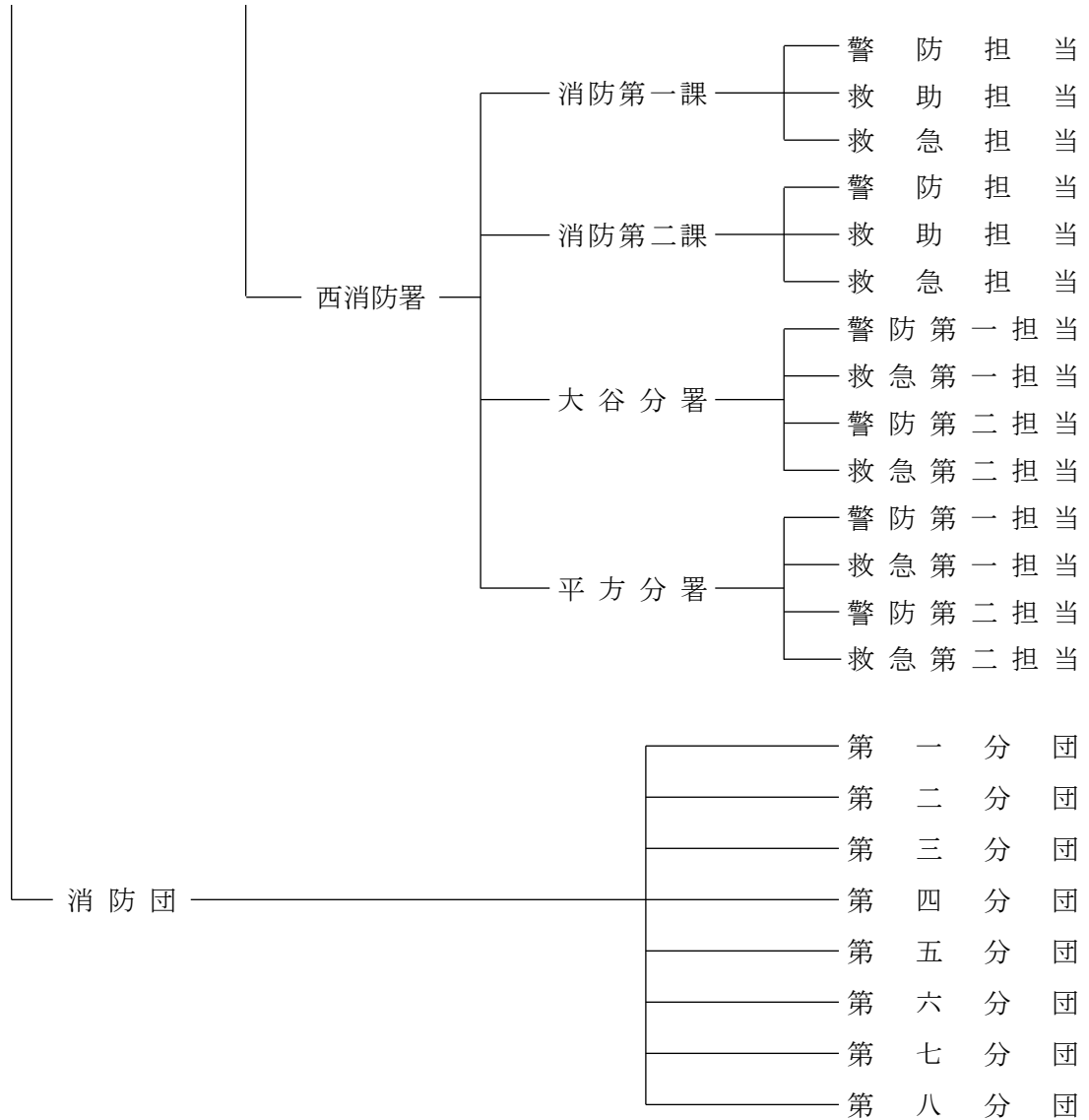
消防関係機関は、現有する消防資機材を最大限に活用し、被害の防止活動に努める。(資料8-3)

消防本部、消防署、消防団の組織 (令和6年4月現在)

消防本部(署)	人員	消防団	人員
消防正監	1	団長	1
消防監	3	副団長	2
消防司令長	23	分団長	8
消防司令	86	副分団長	8
消防司令補	56	部長	15
消防士長	68	班長	23
消防副士長	7	団員	75
消防士	84	合計	132
合計	328		

消防関係機関組織図 (令和6年4月1日現在)





(3) 消防活動

災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力を挙げて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

ア 消火活動

災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力を挙げて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼の拡大の防止を図る。

イ 人命救助・救急活動

災害時には、家屋の倒壊、窓や擁壁の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏れ等により複合的に被害が拡大することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し、人命救助活動、救急活動を最優先に実施し、人命の安全確保に努める。

ウ 安全避難の確保

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を最優先に活動する。

エ 消防団の活動

原則として所属区域を優先して活動するが、消防団長又は消防長からの指示があった場合、近隣区域等の火災等発生状況により応援活動を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

オ 自主防災組織の活動

消防関係機関は全機能を挙げて消火にあたる。大規模災害時には、多数の被害、道路閉鎖等により消防関係機関のみでは十分な消火活動が行えないことが予想される。そのため自主防災組織は、初期消火、延焼防止に努める。

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

カ 他の消防機関に対する応援要請

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

## 第12節 救急救助・医療救護計画

健康福祉部（健康増進課） 消防本部

---

大規模災害発災時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急救助の初動体制を早期に確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、迅速な医療救護活動を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

---

## 第13節 避難計画

統括部（全班） 健康福祉部（障害福祉課・高齢介護課・健康増進課）

市民生活部（交通防犯課） 消防本部 避難所班

---

大規模災害が発災した場合は、家屋の倒壊、火災発生により、発災と同時に避難所に多くの市民が避難することが予想される。また、地震に対する恐怖と、続く余震、二次災害に対する不安も募り、混乱する状況も考えられる。

そのため、安全な避難誘導を行うとともに、避難所の早期開設を図り、避難者に当面の安心感を与えるとともに、避難所の初期の生活が円滑に行われるように努める。

具体的な計画は、第2編第2章第13節「避難計画」に準ずる。

## 第14節 交通対策計画

統括部（危機管理防災班・物資統括班） 市民生活部（交通防犯課）

都市整備部（建設管理課・道路河川課）

災害時の交通規制、緊急通行車両の確認等については、第2編第2章第12節「交通対策計画」に準ずるが、本節では、発災時に運転者がとるべき措置等について定める。

### 1 運転者のとるべき措置

地震が発生した場合は、運転者は次の措置をとる。市は当該事項を広報紙等で周知を図るとともに、発災時には防災行政無線等で周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。

イ 停止後は、カーラジオ等で災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを停止させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）は一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかに移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない場所に駐車する。

ウ 通行禁止区域内等で、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車させる。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいなかったり、措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない範囲で、車両等を破損する場合がある。

## 第15節 緊急輸送計画

統括部（物資統括班） 都市整備部（建設管理課・道路河川課）

---

災害時に応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

具体的な計画は、第2編第2章第23節「緊急輸送計画」に準ずる。

## 第16節 飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画

統括部（物資統括班） 環境経済部（農政課・商工課）

上下水道部（経営総務課・業務課・水道施設課）

---

災害時は道路の陥没、亀裂などで水道管が破損し、広域にわたって断水が予想される。飲料水・生活用水を得ることが困難な市民に飲料水・生活用水を確保する。

具体的な計画は、第2編第2章第17節「飲料水・食料・生活必需品等の供給・給与計画」に準ずる。



## 第17節 帰宅困難者支援対策

統括部（危機管理防災班） 市民生活部（交通防犯課） 環境経済部（商工課）

多くの市民が県内外に通勤、通学しているため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、その所在地で帰宅困難になることが予想される。また、本市に通勤、通学している者や本市を通過途中の者も含め、帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、県、防災関係機関と連携して適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

### 1 情報提供等

各関係機関は、帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

実施機関	項目	対策内容
市	情報の提供、 広報、誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害用伝言ダイヤル171・災害用伝言板（web171）（東日本電信電話（株）提供）」、「災害用伝言板（携帯電話事業者提供）」等の活用方法の周知</li> <li>・市ホームページ、メールマガジン、X（旧Twitter）・LINE等の公式ソーシャルメディアの活用</li> <li>・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> </ul>
県	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> </ul>
鉄道機関	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言ダイヤル171</li> <li>・災害用伝言板（web171）</li> <li>・特設公衆電話の設置等</li> </ul>
ラジオ、テレビ等放送・報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul>

## 2 帰宅活動への支援

各関係機関は、帰宅行動を支援するために、徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
市、県	水、食料、毛布等の配布	一時的な滞在施設、避難所等において、飲料水、食料、毛布等の配布
	休憩所提供の要請等	公共施設等の一部を休憩所・トイレ対策として開放、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
鉄道機関	一時休息所の提供	駅施設等の一部を一時休息所として利用
東京電力パワーグリッド(株) 埼玉総支社	沿道照明の確保	沿道照明用電力の供給（県からの優先復旧指示に基づく）

## 3 帰宅困難者への支援

市は上尾駅、上尾警察等の関係機関と協力して、駅周辺に滞留している帰宅困難者に、一時的に退避できる公共施設や地域の集会施設等を確保し、滞在现场へ誘導し、飲料水・食料等の生活物資を提供する。

また、長期化する場合には、避難所への移動を促す。

## 4 事業所等の対応

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった学生・生徒、顧客や従業員に、次の対応を促す。

ア 帰宅困難者に飲料水、食料、毛布などの提供及び情報の入手手段の確保並びに滞在・宿泊場所の確保

イ 交通機関の不通、停電、道路の寸断又は二次災害の発生が予想される場合、企業の社員や顧客等に帰宅困難な状況が見込めるときは、「むやみに移動しない」ことを原則に、状況に応じて一斉に帰宅させず分散帰宅させることや事業所等に一時的に待機させる滞在现场の確保、さらに長時間を要する場合には簡易に宿泊できる空間や場所の確保

## 第18節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

統括部（全班） 市民生活部（市民課） 環境経済部（環境政策課・生活環境課）

---

行方不明者について迅速に搜索、収容を行う。また、身元が判明しない死者については、適切に埋・火葬を実施する。なお、遺品及び遺体の取扱いは、死者の尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

具体的な計画については、第2編第2章第15節「行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画」に準ずる。

---

## 第19節 環境衛生計画

健康福祉部（健康増進課） 環境経済部（生活環境課・西貝塚環境センター）

---

大規模災害時には、道路障害等でし尿、生活ごみの収集が困難となる。また大量のがれきが発生することが予想されるほか、汚水の溢水など衛生条件の悪化に伴い、感染症等がまん延するおそれがある。このため、廃棄物の処理を適正に行うとともに、保健所等の指導に基づき、感染症発生の未然防止を図るなどの確な防疫活動を実施し、環境衛生の保全に努める。

具体的な計画は、第2編第2章第26節「環境衛生計画」に準ずる。

---

## 第20節 応急住宅対策

行政経営部（施設課） 健康福祉部（福祉総務課） 都市整備部（建築安全課・みどり公園課）

---

家屋の倒壊、焼失等の被害で、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設する。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、被災者の生活を当面の間維持するため応急修理を実施する。

具体的な計画は、第2編第2章第20節「応急住宅対策」に準ずる。

---

## 第21節 障害物除去計画

環境経済部（西貝塚環境センター） 都市整備部（建築安全課・建設管理課・道路河川課）

---

震災に際して、土砂、倒木等の障害物が日常生活に必要な場所や道路の機能上支障を来す場合には、速やかにこれを除去し、被災者の保護と交通路の確保の万全を図る。

具体的な計画は、第2編第2章第22節「障害物除去計画」に準ずる。

## 第22節 被災施設等の応急対策

行政経営部（施設課）

都市整備部（都市計画課・市街地整備課・建築安全課・開発指導課・建設管理課・道路河川課）  
上下水道部（業務課・水道施設課・下水道施設課）  
教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関と相互に連携し応急対策を実施する。

また、発災時には、関係機関等の管理者に対し、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、発災後における災害復旧が順調に行われるように次の措置を講じるよう指導する。

### 1 災害復旧に向けた応急措置項目

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 被害状況を市担当部局に報告する。

### 2 被災建築物

#### (1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性、落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することで、二次災害を軽減・防止し、市民の安全を確保する。

市は、所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用可能性について判断を行う。

なお、市内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保できない場合は、近隣市町又は県（県土整備部、都市整備部）に危険度判定士の派遣を要請する。

#### (2) 被災度区分判定調査

各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ県、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

なお、被災度区分判定調査とは、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

(3) 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

### 3 ライフライン施設

(1) 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド（株）埼玉総支社）

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

具体的な応急対策等は、東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社の定める社内規定によるものとし、市はこれに協力するよう努める。

(2) ガス施設応急対策（東京ガス（株）、東京ガスネットワーク（株）、（一社）埼玉県LPガス協会）

ガス施設・設備に被害の発生のおそれのあるとき又は発生した場合に、ガス施設・設備の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合には、市長は、東京ガス(株)埼玉支社等に通知し、その速やかな措置について協力する。

(3) 上水道施設応急対策

震災時は水道管の破損で広域にわたって断水が予想される。飲料水・生活用水を得ることが困難な市民に飲料水・生活用水を確保する。

ア 被害状況の把握

水道施設の被害状況、避難所の受水槽、水道管等の給水施設の被害状況、断水戸数などの被害状況を把握する。

イ 給水施設の応急復旧

大規模災害が発災した場合は、導水管・送水管・配水管に相当の被害が発生し、広範囲な断水が予想される。そこで、発災後は、一刻も早い平常給水の回復を図るため、被害箇所の復旧に全力を挙げる。

(7) 復旧計画の作成

応急復旧活動は、発災後、速やかに被害状況を調査把握し、適切な復旧計画を決定して実施する。

(4) 復旧順位の決定

復旧作業は、原則として送水管、取水施設、導水管、浄・配水場施設、配水本管、配水支管及び給水装置の順に実施する。災害の状況、各施設の状況、復旧の被害の程度、復旧の難易、復旧作業の対応力等を考慮し、被害箇所の復旧順位を決定し、作業を実施する。

ウ 関係会社等の協力確保

応急対策を円滑に実施するため、修繕工事等契約業者、指定給水装置工事事業者、請負工

事契約業者、材料契約業者等に協力を要請し、発災後の応急体制の確保等に、遺漏のないように努める。

また、日本水道協会を通じ他の水道事業者に応援を求めるほか、応援協定締結市町村等に応援を要請する。

エ 災害時の広報

応急給水・応急復旧対策等の実施状況や活動状況について、市民に適時、適切に広報する。

(4) 下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握し応急復旧を行う。

ア 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占用者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、分担幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャーでの計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

《緊急点検場所及び点検内容》

点検場所	点 検 内 容
中継ポンプ場	①下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	①下水の流出の有無 ②マンホール蓋、口金の変形等異常の有無 ③周辺路面の異常の有無 ④マンホール内の異常（躯体、管きよ接合部、下水流下状況〔流量、石油等危険物の流下〕堆積物等）の有無〔路上からの目視による〕
伏越	①マンホール内（躯体、管きよ接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等）の異常の有無〔路上からの目視による〕 ②管きよ埋設場所（河川等）での下水の流出の有無 ③管きよ埋設場所の地表の異常の有無
水管橋	構造物の変形等異常の有無 下水の流出の有無
管きよ埋設道路の路面等	①路面、地表の異常（陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）の有無

イ 緊急措置

緊急措置は、道路、周辺に与える影響を考慮し、管きよは二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあっては施設の保護に必要な措置に限定し、早急を実施する。

《緊急措置の内容》

①	安全柵、標識等の設置
②	段差部のすり付け
③	陥没部への土砂等による埋め戻し
④	排水ポンプの設置
⑤	土のうによる浸水防止
⑥	通行規制
⑦	下水道の使用制限
⑧	その他

ウ 応急復旧

民間業者などの協力を得て、優先順位に従って下水道の応急復旧を行う。

- (ア) 避難所になっている市内小中学校、県立高等学校の施設
- (イ) 市本部
- (ウ) その他、物資調達場所など活動拠点となる公共施設

エ 公共下水道の支援の要請

埼玉県下水道震災対策計画に基づき、市独自では十分な応急復旧措置ができない場合、次の事項を明らかにして、口頭又は電話で、支援体制連絡網に従い県荒川左岸南部下水道事務所及び支援対策班（支援対策班が設置されていないときは県下水道事業課）へ支援の要請を行い、後に文書を速やかに提出する。

- (ア) 下水道施設の被害状況
- (イ) 必要な車両、資機材等の数量
- (ウ) 派遣要請人員
- (エ) 支援場所及び支援場所への経路
- (オ) 支援の期間
- (カ) その他必要な事項

オ 災害時の広報

関係機関と連絡をとり、下水道の被害状況等を市民に広報する。

(5) 電気通信設備応急対策（東日本電信電話(株)埼玉支店）

公共機関等の通信確保はもとより被災地域の緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うため復旧体制の充実強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

具体的な応急対策等は、東日本電信電話(株)の定める社内規定によるものとし、市はこれに協力するよう努める。

(6) 各施設の応急対策に使用する石油類燃料の確保

各公共施設及び指定公共機関において、停電時等の自家発電機や災害の応急対策に使用する車両等に石油類燃料の調達・確保ができるよう、石油元売り業者等との協定締結に努める。ま



た、市は、飲料水の確保や消防活動に使用する石油類燃料を一定規模貯蔵している市内事業者との間で、融通できるシステムの構築に努める。

#### 4 交通施設

##### (1) 鉄道施設の応急対策（東日本旅客鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)）

東日本旅客鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社は、地震によって列車、構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。

具体的な応急対策等は、各社の定める社内規定によるものとし、市は、これに協力するよう努める。

##### (2) 道路施設の応急対策

市は、市域内の道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告するとともに、被害状況に応じた応急復旧及び障害物の除去を行い、交通の確保に努める。また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

#### 5 その他公共施設等

##### (1) 不特定多数の人が利用する公共施設

ア 施設利用者等を、避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

イ 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

##### (2) 畜産施設等

市長は、家畜、畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

##### (3) 医療救護活動施設

ア 施設ごとに策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

イ 施設の責任者は、通信手段の確保に努め、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。

##### (4) 社会福祉施設

ア 社会福祉施設は、発災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。

イ 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。

ウ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。

エ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、利用者の安全を確保する。

#### 6 河川・水路応急対策

被害を受けた河川、水路は二次災害を引き起こすおそれがあるため、関係機関と連絡を密にし、早急に応急対策を行う。

市は、河川・水路が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、北本県土整備事務所に通報して、応急工事を速やかに実施するよう施設管理者に要請する。

市は、県と連携し、堤防、護岸の破壊等については、増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧する。また、水門、排水機等の破壊については、土のう、矢板等により締め切り、移動ポンプ車等を動員して内水を排除する。

## 第23節 文教・保育対策計画

子ども未来部（保育課） 教育総務部（全課） 学校教育部（全課）

発災時、児童生徒の安全確保を最優先とし、さらに教育活動の場を確保し、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に実施する。保育も同様の対策を実施するほか、文化財についても必要な対策を講ずる。

具体的な計画は、第2編第2章第21節「文教・保育対策計画」に準ずるが、本節では、発災直後の学校のとるべき事項について定める。

### 1 校長の責務

校長は、発災直後における児童生徒等の安否の確認を別に定めるところにより、次の要領で実施する。

#### (1) 在校時に地震が発生した場合

##### ア 児童生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、発災直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設、周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

##### イ 児童生徒等の避難

校長は、学校施設の損壊や火災発生等で、児童生徒に危険が及ぶと判断したとき、あるいは消防吏員から避難指示がある場合、児童生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに退避させる。

##### ウ 避難後の措置

退避後あるいは下校時の児童生徒の安全確保が十分でないとは判断したときは、安全な場所に留め置き、保護者又は保護者に準ずる者と定めた者へ直接引き渡す。

##### エ 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講ずる。また、定めた方法で保護者へ連絡し、その内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

#### (2) 在校時外に地震が発生した場合

##### ア 被害状況の把握

発災後、校長及び非常招集した教職員（災害初期対応員）は、施設設備の状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へメール、FAX等の手段を用いて速やかに報告する。

##### イ 児童生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童生徒等及び教職員の安全を電話等で確認する。

ウ 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、定めた方法により保護者へ連絡し、その内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

---

## 第24節 要配慮者安全確保対策

統括部（危機管理防災班） 子ども未来部（保育課） 健康福祉部（全課）  
市民生活部（市民協働推進課） 教育総務部（教育総務課） 学校教育部（全課）

---

要配慮者は、災害時に自分の身体・生命を守る対応力が不足していたり、言語の障害から迅速、的確な行動が取りにくかったりするため、被害を受ける場合が多い。このため、発災直後の避難誘導からその後の応急、復旧に至るまで、要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を第一とする対策を推進する。

具体的な計画は、第2編第2章第16節「要配慮者安全確保対策」に準ずる。

## 第3章 震災復旧復興対策計画

---

### 第1節 震災復旧計画

全 部

---

発災後、被災状況を的確に把握し、二次災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

具体的な計画は、第2編第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。

---

### 第2節 震災復興計画

全 部

---

被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

具体的な計画は、第2編第3章第2節「災害復興計画」に準ずる。

---

### 第3節 生活再建等の支援計画

全 部

---

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家屋や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、生活安定を講ずる。

具体的な計画は、第2編第3章第3節「生活再建等の支援計画」に準ずる。



## 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画

---

### 第1節 趣旨

全 部

---

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本市域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、市防災会議は、南海トラフ地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、市防災計画の震災対策編の第4章として「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」を策定する。

## 第2節 臨時情報発表に伴う対応

全 部

### 1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

情報を受けた市は、庁内及び防災関係機関に情報を伝達する。

### 2 市民、企業等へのよびかけ

県及び市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	状況	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフの想定震源域でモーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフの想定震源域でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

#### (1) 住民の防災対応

ア 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等。



イ 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等。

(2) 企業の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等。

**3 地震発生後の対応**

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、県、市及び防災関係機関は、「第3編 震災対策編」に基づき災害対応を行うものとする。



## 第5章 火山噴火降灰対策

---

### 第1節 概要

---

県内で想定される地震と火山の噴火は、直接関係はないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、市域では、2～10cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火では、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定める。

#### 第1 基本方針

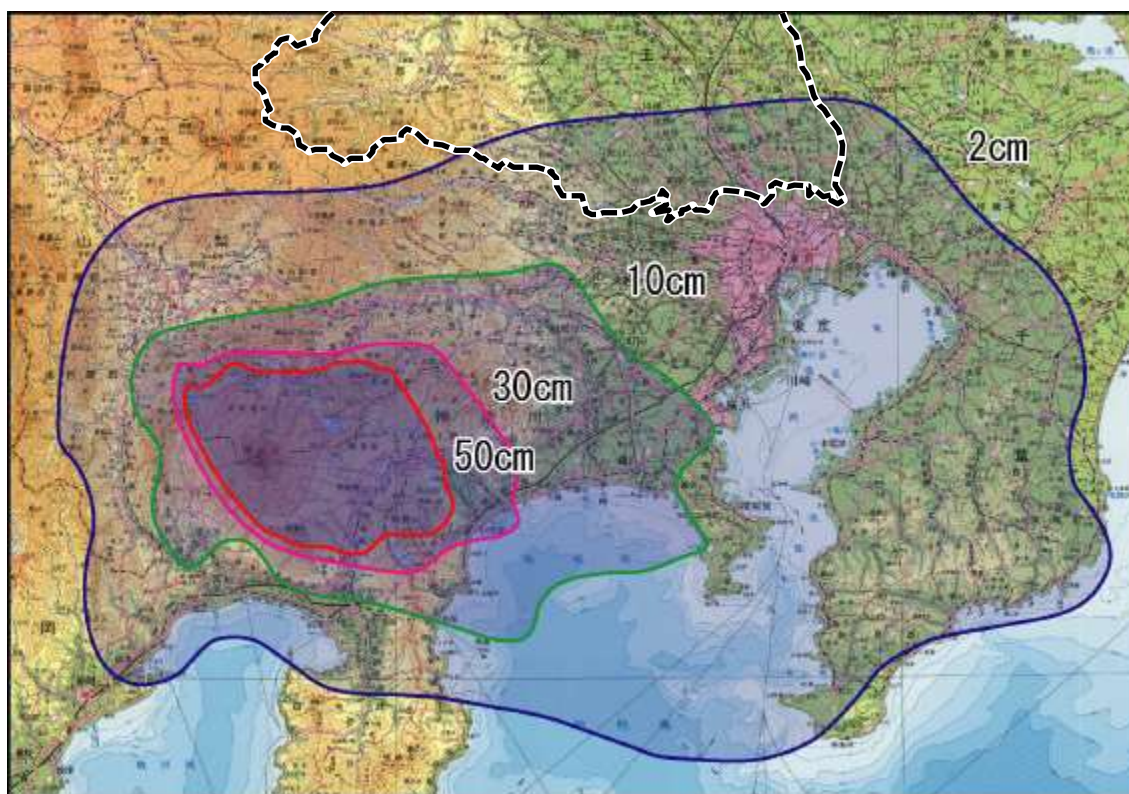
富士山及び浅間山の噴火が、市民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

#### 第2 実施計画

##### 被害想定

##### 1 富士山が噴火した場合

市域では約2～10cmの降灰堆積の可能性がある。



(出典：富士山火山防災協議会「富士山火山防災マップ」)

2 その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合にも、県内で数cmの降灰堆積の可能性はある。

【降灰とは】

細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象。火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしながら徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。

【火山灰の特徴】

- 粒子の直径が2mmより小さな噴出物（2～0.063mmを砂、0.063mm未満をシルトと細分することもある）
- マグマが噴火時に破碎・急冷したガラス片・鉱物結晶片
- 亜硫酸ガス（ $\text{SO}_2$ ）、硫化水素（ $\text{H}_2\text{S}$ ）、フッ化水素（ $\text{HF}$ ）等の火山ガス成分が付着
- 水に濡れると硫酸イオン等が溶出
- 乾燥した火山灰粒子は絶縁体だが、水に濡れると酸性を呈し、導電性を生じる
- 硫酸イオンは金属腐食の要因
- 溶出した硫酸イオンは火山灰に含まれるカルシウムイオンと反応し、硫酸カルシウム（石膏）となる  
湿った火山灰は乾燥すると固結する
- 火山灰粒子の融点は、一般的な砂と比べ約 $1,000^\circ\text{C}$ と低い
- 粒径分布は生成過程の噴火様式によって異なる  
苦鉄質（シリカに乏しい） マグマ⇒ 非爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率少ない  
珩長質（シリカに富む） マグマ⇒ 爆発的噴火⇒ 細粒粒子の生産率多い

(出典：内閣府・広域的な火山防災対策に係る検討会)

第2節 予防・事前対策計画

全 部

1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

【噴火警報・予報、降灰予報】

○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺の地域に重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

○ 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

名称	略称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域のこの近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想させる
		火口から少し離れたところまでの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される
噴火予報		火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出棟が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

○ 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合にも発表する。

○ 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3,000m以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

※噴火警戒レベル3

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 市の役割

- ア 火山現象や前兆現象に関する知識の普及啓発
- イ 火山情報の種類と発表基準の周知
- ウ 降灰予想や噴火時にとるべき行動等の周知

(2) 市民の役割

- ア 気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
- イ 自分の住む地域の降灰の予測状況の把握
- ウ マスク、ゴーグル、飲料水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出し用品の準備

## 2 事前対策の検討

市は、降灰によって生じることが想定される災害について、予防・事前対策を検討する。

- (1) 市民の安全、健康管理等
- (2) 降灰による空調機器等への影響
- (3) 視界不良時の交通安全確保
- (4) 農産物等への被害軽減対策
- (5) 上下水道施設への影響の軽減対策
- (6) 降灰処理

## 3 食料、飲料水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における備蓄を推進する。

- ア 食料、ペットボトル等の飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄の促進（最低3日（推奨1週間）分を目標。可能であれば1週間以上を推奨）

具体的な実施方法等は、第2編第1章第7節2「食料、生活必需品、飲料水の備蓄及び調達体制の整備」に準ずる。

## 第3節 応急対策計画

全 部

### 1 応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策の実施に努める。

市本部体制は、第2編第2章第1節「活動体制計画」に準ずる。

### 2 情報の収集・伝達

降灰による被害発生時に、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握する。

#### (1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が県内を対象として降灰予報を発表したとき、又は市域に降灰があったときは、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を市民等へ周知する。

発信手段は、第2編第2章第9節2「市民への広報活動」に準ずる。

#### 【災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ア 噴火警報・予報
- イ 火山の状況に関する解説情報
- ウ 噴火に関する火山観測報
- エ 噴火速報
- オ 降灰予報

#### (2) 降灰に関する被害情報の伝達

市は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等で県に伝達する。

#### 【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ



(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

市は、降灰時にとるべき行動を、市民に発信する。

(例)

- 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

市民への発信は、即時性の高いメディア（緊急速報メール、X（旧Twitter）、データ放送など）も活用する。

### 3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った市民を收容するため、市は避難所を開設・運営する。

具体的な実施方法等は、第2編第2章第13節「避難計画」に準ずる。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等で浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

### 4 医療救護

具体的な実施方法等は、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

現段階では、火山灰による健康被害について、明確な見解は明らかになっていないが、特に喘息疾患には悪影響を与える可能性が高いため、対応が必要である。

### 5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

具体的な実施方法等は、第2編第2章第12節「交通対策計画」に準ずる。

(1) 他県の例では、下記の事例が報告されている。

ア 電気設備： 降灰の荷重により、電線が切れる。

雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。

イ 上水道： 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。

火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素やその化合物、塩化物イオンなどの水質の値が上昇する。

ウ 道路： 降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

エ 鉄道： 分岐器に降灰が堆積し、運行に支障が出る。

- (2) 降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。

## 6 農業者への支援

- (1) 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、農作物の生育に悪影響を及ぼすため、市は、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- (2) 火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、市は、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

## 7 降灰の処理

- (1) 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行う。私有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。
- (2) 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

### ア 降灰の収集

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして使用する等、指定の場所への出し方を周知する。

## 8 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる県外の住民を受け入れる。  
対応方法等は、第2編第2章第13節7「広域一時滞在場所の確保」に準ずる。

## 9 物価の安定、物資の安定供給

市は、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が阻害されることがないように、市民や事業者に冷静な行動を求める。

市は、食料をはじめとする生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

---

## 第4節 復旧対策計画

全 部

---

### 1 復旧対策

具体的な実施方法等は、第2編第3章第1節「災害復旧計画」に準ずる。



## 第6章 最悪事態への対応

---

### 第1 最悪事態を設定する目的

防災計画策定の基礎となる被害想定は、過去の災害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計したものである。その結果、地方公共団体の防災対策は、比較的局地的な地震を想定にして実施されてきた。

しかし、実際に大規模地震が発生した時は、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性もあるため、防災関係機関は、最悪事態を想定しておく必要がある。

### 第2 最悪事態への対応

震災対策編第1章から第5章に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の生命、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、最悪事態を引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、最悪事態に対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

### 第3 最悪事態の共有と取組の実施

市は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策をしっかりと進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や市民と共有しておくこととする。大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、なんとしても市民の命を守ることが重要である。

また、首都直下地震発災時には、比較的被害が少ないとされる本市が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行っていくことになる。市域のみの局地的災害だけを対象としていた従来の対策では、首都直下地震に備えることはできない。

次項から、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を示し、対策の方向性を検討する。

## ① 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

### 最悪な状況

市や県、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により市内7人、県内に7,215人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みです。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。

市民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。

そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。

### 課題

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす。
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

### 対策の方向性

<予防期>

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

## ② 支援者の犠牲はあってはならない

### 最悪な状況

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になります。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多くなっています。阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられますが、この教訓を生かさなくてはなりません。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わって、津波の被害を受けています。

内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖をしていただく消防団もあります。

また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぎます。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となります。

しかしそのために、支援者側の命を決して犠牲にしてはいけません。「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要です。

### 課題

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

### 対策の方向性

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研修や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールを定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。



### ③ 火災から命を守る

#### 最悪な状況

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。

最悪事態として考えられるのは、発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。

#### 【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

#### 【参考：国被害想定】

地震火災による焼失 最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

#### 課題

- 消防機関に頼らない初期消火を確実に言い、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

#### 対策の方向性

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、県警、市、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

## ④ 首都圏長期大停電と燃料枯渇

## 最悪な状況

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となりました。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧しました。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかります。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4カ月を要しました。

これらのことを踏まえると、首都直下地震の最悪事態として、首都圏広域大停電が発災後1カ月以上続くことも想定しなければなりません。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇します。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続きます

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられていますが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となります。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、県災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでます。

## 課題

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1カ月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全・快適に生活を送れる環境を整える。

## 対策の方向性

- 燃料又は電源の多重的な確保に努める。例えば災害対策本部が設置される市庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。

## ⑤ その時、道路は通れない

### 最悪な状況

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋梁は、耐震化対策が概ね施されています。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念されます。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もあります。

走行中の自動車にも激震が直撃します。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われます。首都高速道路を中心に車両事故が多発し、車両火災も発生します。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生します。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となります。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生します。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できましたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性があります。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもあります。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎません。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではありません。

### 課題

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

### 対策の方向性

- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的の道路啓開のシミュレーションを行う。

## ⑥ デマやチェーンメールは新たな災害

### 最悪な状況

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限されました。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討しています。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性があります。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになります。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がりました。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性があります。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平常時の自信は、大規模災害時には却って危険かもしれません。

### 課題

- 情報通信基盤が破壊又は電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

### 対策の方向性

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

## ⑦ 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

## 最悪な状況

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。

## 課題

- 首都圏約12万3千人の負傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

## 対策の方向性

- 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- 都内等から市内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- 平常時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

## ⑧ 危険・不便な首都圏からの避難

### 最悪な状況

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定されます。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、断続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、市は県と同調し、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。

### 課題

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の県外からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

### 対策の方向性

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

## ⑨ 助かった命は守り通す

### 最悪な状況

大規模災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺します。その結果、発災時には助かった命が、災害関連死という形で失われてしまう恐れがあります。

東日本大震災では、被災東北3県の被災地全体の死亡者のうち65歳以上の占める割合は約6割であり、障害者数に占める死亡率1.9%は被災住民全体の死亡率0.9の約2倍に上りました。死亡に影響のあった事由は、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割でした。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいます。首都直下地震で電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限されます。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になります。

### 課題

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が優遇された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の把握、物資の供給、見回り）

### 対策の方向性

- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

## ⑩ 食料が届かない

### 最悪な状況

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかりました。

もちろん輸送には、道路の確保が重要になります。東日本大震災では、津波で大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用しました。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効でしたが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後でした。

そのような中、避難所には十分な食事が行きわたりませんでした。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけです。また国の物資調達も、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着した食料は約290万食、水が約213万本だけです。概算で、一人一日約1食になります。

道路の不通やライフラインの途絶、生産工場や倉庫の損壊で、首都直下地震でも同様の課題が生じます。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もあります。

最悪事態の極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることです。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きています。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料のほとんどを提供した後に、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではありません。

### 課題

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

### 対策の方向性

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 原則最低3日（推奨1週間）分の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、県と合わせた備蓄を十分に行う。



## ⑪ 災害の連鎖を防止せよ

### 最悪な状況

災害の連鎖を防止することが重要です。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性があります。例えば、次のような最悪シナリオがあります。

- ・ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ・ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ・ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ・ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下だけでなく、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移を予見するのは不可能です。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきです。

### 課題

- 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

### 対策の方向性

- 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。



—— 第 4 編 ——

複合災害対策編



第4編 複合災害対策編

---

**第1節 概要**

---

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市及び防災関係機関は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも応急対策における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

**第1 基本方針**

市及び防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

**1 人命救助が第一**

人命の救助を第一に、行政、自衛隊、警察、消防などの防災機関相互が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

**2 二次被害の防止**

県は、市が行う災害応急対策を支援し、被害を最小限に抑える。

**3 ライフラインの復旧**

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

**第2 対策の方向性**

複合災害発生時の種々の活動が困難な状況下で、的確な応急対策を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、災害対応資源が不足する場合、市外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、平常時から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国、県や他市町村との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 本市に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

## 第2節 予防・事前対策計画

全 部

### 1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関で共有するとともに、市民等に周知する。

#### (1) 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

#### (2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

##### パターン1

先発の災害で、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

##### パターン2

先発の災害で被害を受けた地域が復旧・復興活動中に、後発の災害に襲われ、災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

##### パターン3

市内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散する状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

#### (3) パターンごとの具体的なシナリオ例

##### パターン1

- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 先発災害 | 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 |
| 後発災害 | 巨大台風が直撃                 |
| 影響   | 河川氾濫が発生（荒川決壊など）         |

パターン2	
先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
影響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

パターン3	
地震A′	県内A地区で巨大地震発生
地震B′	県内B地区で巨大地震がさらに発生
影響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

## 2 複合災害発生時の被害想定の実施

市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

## 3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用できるよう防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、市及び防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所を検討し、災害対応や業務継続性の確保する。

## 4 非常時情報通信の整備

行政、防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）相互で、被災状況の把握、救援・救助活動の状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

## 5 避難対策

具体的な実施方法等は、第2編第1章第6節「避難予防対策」に準ずる。

なお、市は、避難所の選定は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、代替となる複数の避難所や避難経路を想定する。

## 6 災害医療体制の整備

具体的な実施方法等は、第2編第1章第8節「医療体制等の整備計画」に準ずる。

なお、市は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行う医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・ペットボトル等の飲料水等の備蓄等を行う。

#### 7 災害時の避難行動要支援者対策

具体的な実施方法等は、第2編第1章第11節「要配慮者安全確保計画」に準ずる。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

#### 8 緊急輸送体制の整備

具体的な実施方法等は、第2編第1章第4節2「緊急輸送ネットワークの整備」に準ずる。

なお、市及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。



---

## 第3節 応急対策計画

全 部

---

### 1 情報の収集・伝達

具体的な実施方法等は、第2編第2章第7節「災害情報計画」に準ずる。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制を迅速に立ち上げ、被害状況を的確に把握する。

### 2 交通規制

豪雨で河川の水位が上昇し、水防活動中に、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等、交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

### 3 道路の修復

豪雨で地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、市は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

### 4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害で危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移送させる処置を講じ、避難所の再配置を行う。



—— 第 5 編 ——

# 広域応援編

---



第5編 広域応援編

---

**第1節 概要**

---

1都6県と県境を接する本県は関東の中央に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積している。5つの高速道路と主要国道が縦横に設けられ、東北や上信越から首都への玄関口でもある。

首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。）が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須となる。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する埼玉県の担う役割は大きい。

首都圏広域災害が発生した場合には、まず迅速に市内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、県の指示に従い、被災都県の救援、復旧・復興に取り組む。

## 第2節 事前対策計画

全 部

### 1 広域避難者の受入体制の整備

市は、県から広域一時滞在の要請があった場合に備え、避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、市は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

### 2 広域災害に係る情報収集体制の整備

大規模災害発生時に情報途絶、情報の錯綜に対処し、迅速な応急対策に資するための情報収集体制を整備する。

### 3 広域応援拠点の確保

市は、他自治体や関係機関（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織を設置し、物資・人員の応援の受け皿となる拠点を確保するため、拠点候補地を選定・確保する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

### 4 広域応援要員派遣体制の整備

多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、発災直後に現地に派遣する応援要員の体制を整える。なお、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の対策を講じることが望ましい。

#### (1) 職種混成の広域応援要員チームの編成

市は、県とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを編成し、広域応援時に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や、市業務を熟知する市職員で編成する。

#### 【参考】

派遣を検討する主な職種

業務内容	主な職種
応援の総合調整、物資調整	危機管理防災部職員

看護・救護、保健福祉、こころのケア、要配慮者対策	保健師、看護師、栄養士
土木復旧対応	土木技術職
応急仮設住宅対策、県有施設等復旧対応	建築技術職、設備職
家屋被害調査	税務職員、建築技術職
復興まちづくり計画策定支援	都市計画等従事職員
市町村業務全般の支援	市職員

## 5 市外傷病者の受入体制の整備

大規模災害で県内外に多数の傷病者が発生し、本市に傷病者の受入れを要請された場合に備え、傷病者の受入体制を整備する。特に首都直下地震等で近隣都県に大きな被害が発生した場合には、多数の傷病者の受入れを要請されることが想定されるため、本市の傷病者の発生状況を踏まえ、適切に傷病者を受け入れる体制の整備を推進する。

## 6 広域避難受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が本市に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保を行うなど、広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

## 7 市内被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

### (1) 市民への普及啓発

- ア 家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害への備えを強化する。
- イ 家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ウ DIG、HUGを取り入れた住民参加の実践的な訓練を推進する。

### (2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

### (3) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

- ア 市街地開発事業により防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進する。
- イ 民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進する。
- ウ 古い基準で建設された橋りょうの耐震補強工事を計画的に進める。工事施工は、緊急輸送道路の橋りょうや鉄道を跨ぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋りょう（跨道橋）等を優先して実施する。
- エ 市は、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、施設を適正に管理し、安全性の確保に努める。

### (4) 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組を促進する。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進する。

## 第3節 応急対策計画

全 部

### 1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）

県は、首都圏広域災害発生時に県後方応援本部（仮称）を設置し、被災地への支援を実施する。

本市の被災が軽微又は被災していない場合は、県後方応援本部が実施する応援活動に協調して対応する。

### 2 広域応援要員の派遣

首都圏広域災害が発生した場合、市は、県とともに、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施する。また、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。

#### (1) 応援要員の派遣調整

被災自治体と連絡が取れない場合や応援調整が必要な場合、自主的あるいは被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）を派遣する。

#### <参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

時 期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応（短期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、り災証明</li> <li>・住民相談、家屋被害調査</li> </ul> </li> <li>○保健・医療・健康・福祉                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒</li> <li>・被災者の健康相談・避難所の衛生対策、心のケア支援</li> </ul> </li> <li>○建物二次災害防止対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定</li> </ul> </li> <li>○環境                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理支援</li> </ul> </li> <li>○応急住宅対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設支援</li> </ul> </li> <li>○教育・文化財                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒のこころのケア、文化財保護</li> </ul> </li> <li>○環境・衛生                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきの除去・運搬、し尿収集・運搬</li> </ul> </li> <li>○ライフライン復旧                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水、上水道復旧、下水道復旧</li> </ul> </li> <li>○被災市町村行政業務支援</li> </ul>



復旧・復興期（中・長期派遣）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共土木・農林水産施設                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設（道路・河川）や農林水産施設（農地・農業用施設）の災害査定、復旧工事</li> </ul> </li> <li>○まちづくり・都市再生                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の復旧工事、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務</li> </ul> </li> <li>○環境                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災廃棄物処理</li> </ul> </li> <li>○保健・医療・福祉                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援</li> </ul> </li> <li>○教育・文化財                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動支援</li> <li>・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査</li> </ul> </li> </ul>
----------------	---

### 3 広域避難の支援

首都圏広域災害発生時に、県から協力を求められた場合、本市の避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供する。県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他市町村避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

#### (1) 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議

県は、大規模災害の発生に伴い、被災した都道府県知事から避難者受入れの要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請する。

なお、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。

#### (2) 避難者受入方針の決定

県は、市に対し、当該避難者の受入れに係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。

#### (3) 避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

#### (4) 避難所の管理運営

第2編第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準ずる。

(5) 避難行動要支援者への配慮

透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

市は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

(6) 自主避難者への支援

市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。

(7) 避難者登録システム等の活用

県は、市の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。

#### 4 がれき処理支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援する。

#### 5 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理を支援する。

## 第4節 復旧・復興支援計画

全 部

### 1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

#### <参考>復旧・復興に被災地で発生する主な業務

<p>応急後期～復旧期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援</li> <li>・避難所の生活環境改善</li> <li>・被災者の要望調査</li> <li>・被災者の生活相談</li> <li>・「こころのケア」のためのカウンセリング</li> <li>・被災者の域外避難</li> <li>・防疫体制の確立</li> <li>・火葬体制の確立</li> <li>・被害認定調査、り災証明書の発行</li> <li>・被災住宅の応急修理の実施</li> <li>・仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給</li> <li>・税金の徴収猶予・減免措置</li> <li>・被災者生活再建支援金の給付</li> <li>・被災企業等への金融相談、事業再建相談</li> <li>・義援金の募集、配分</li> <li>・一般生活ごみ、粗大ごみの収集</li> <li>・がれき類の収集・処理</li> </ul>
<p>復興期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定</li> <li>・（市町村）復興計画策定</li> <li>・震災復興事業の実施</li> <li>・仮設住宅入居者の健康管理</li> <li>・遠方避難者への支援窓口</li> <li>・市街地復興事業（建築制限等の指定）</li> <li>・被災者の職業あっ旋</li> <li>・被災者個人への融資</li> <li>・中小企業、農林漁業従事者への融資</li> </ul>

### 2 遺体の埋・火葬支援

首都圏広域災害発生時、本市における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる

場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

### 3 仮設工場・作業場の斡旋

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

### 4 生活支援

長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行う。

### 5 首都機能の維持

県は、中央官庁を含める都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。

市は、政府の災害対応及び業務継続を支援する。

### 6 被災地の継続的な支援

本市は、県や埼玉県市町村長会議からの要請、協定締結自治体からの直接の要請等があった場合、大規模災害で被災した自治体の継続的な支援を実施する。現在、本市では、県の取り組みにより、東日本大震災で被災した岩手県陸前高田市と福島県本宮市に対する継続的な支援を実施している。

—— 第 6 編 ——

# 事故災害対策編



## 第1節 火災対策計画

消防本部

### 第1 火災予防

市は、消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を実施して、消防力の充実強化を図るとともに、火災予防思想の普及に努め、市民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期する。

#### 1 行政指導の徹底

市は、県と連携し、防火思想の普及啓発を図るため、その行政指導の徹底に努める。

#### 2 消防組織の整備等

市は、消防力の充実強化を図るため、以下の計画を作成する。

##### (1) 組織計画

消防本部が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を定める。

##### (2) 消防団計画

市は、消防機関、また、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。

計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の向上、市民への指導広報等に配慮する。

##### (3) 消防施設整備計画

消防力等の現勢を把握し、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針、市の社会構造の変化に対処できる増強計画とし、5箇年次の整備計画とする。また、消防力等の更新についても併せて検討する。

##### (4) 実施計画

災害に対して、適切な防御活動を行うことができるよう、定期又は臨時に地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画を樹立するとともに、その実施計画に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成するよう指導するとともに、運用計画などに反映させる。

##### (5) 教育訓練計画

消防本部が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるので、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に実施し、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

##### (6) 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が增大するとともに、複雑多様化している災害の危険性が增大する中、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具、危険物等の予防査察を行う一方、市民との災害予防に対する協力体制を確立するよう努

める。

(7) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達、周知方法等を計画する。

(8) 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要であり、これらが的確に行われるための体制を確立する。

(9) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させる。

(10) 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制、水防関係機関との協力体制等についての計画を定める。

(11) 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難指示、避難経路、避難先等を具体的に定める。

(12) 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定める。

(13) 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、市単独でこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互、関係機関等との間の協力体制を確立する。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結する。

### 3 火災予防対策

(1) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

ア 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

イ 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用

(2) 火災発生原因の制御

ア 防火・防災管理者制度の効果的な運用

(7) 消防法で定められた防火対象物には、必ず防火・防災管理者を選任させるとともに当該



管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備、火気の使用等について周知徹底を図る。

- (4) 防火・防災管理者を育成するため、防火講習会を開催し、防火管理力の向上を図る。

イ 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導する。

ウ 高層建築物等の火災予防対策

市は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

エ 火災予防運動の実施

市は、火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、年2回、春季と秋季に国が実施する火災予防運動に協力する。

オ 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、県が開催する火災防御検討会に参加し、防御活動の細部にわたって検討を加える。

(3) 耐災環境の整備

ア 消防団員の確保対策

消防団員の減少傾向が続いており、この打開策として次のことが挙げられる。

- (7) 消防団装備の機械化、軽量化
- (4) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (7) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (5) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (4) 団員の処遇改善
- (4) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び休団制度の活用

イ 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性を考慮し、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(7) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の向上を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、民間防災組織の育成強化に努める。

- (4) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(7) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の

活動が円滑にできるよう諸施策を講ずる。

## 第2 消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

### 1 消防本部による消防活動

#### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

##### ア 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

##### イ 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長に報告し、応援要請等の手続きを行う。

##### ウ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受け入れを図るため、準備を行う。

#### (2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則に基づき活動する。

##### ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

##### イ 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

##### ウ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

##### エ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

##### オ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

##### カ 火災現場活動の原則

(7) 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止、救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(4) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(7) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

キ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。  
詳細は、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」による。

**2 消防団による消防活動**

(1) 出火防止

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域の消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示が発令された場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとり住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備、活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

**3 他の消防機関に対する応援要請**

具体的な計画は、第2編第2章第11節「消防活動計画」に準ずる。

**第3 大規模火災予防**

建築物が立ち並んだ市街地における大規模火災の予防対策については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発災時の迅速な消火活動のための体制整備など関係機関が多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

**1 災害に強いまちづくり**

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等的確な指定等を県と連携して行い、災

害に強い都市構造の形成を図る。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。

さらに、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

市は、県と連携し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

イ 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

(7) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大

(4) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備

(7) 高層建築物等に係る防災計画指導

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県と連携し、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関相互の情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。

イ 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県と連携し、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

(2) 災害応急体制の整備

ア 職員の体制

市は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底

を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定する。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、関係機関との連携を強化する。

(3) 消火活動体制の整備

市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、管理道路の情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

(5) 避難収容活動への備え

ア 避難誘導

市は、避難所・避難路を指定し、平常時から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画を作成する。また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平常時からこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難路の指定は、第2編第1章第6節「避難予防対策」に準ずるほか、防火地域・準防火地域の指定とあわせて検討する。

イ 避難所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所を指定し、市民への周知徹底に努める。また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所の運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努める。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、指定緊急避難場所（大規模な火事）を選定・確保する。

(6) 施設、設備の応急復旧活動

市は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、整備する。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、県と連携し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成する。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

市は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施する。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

市は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、市民に火災の危険性を周知するとともに、発災時の行動や避難所での行動等について周知徹底を図る。

市は、県と連携し、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、市民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、市民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努める。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努める。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努める。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域で要配慮者を支援する体制整備に努める。

第4 大規模火災対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

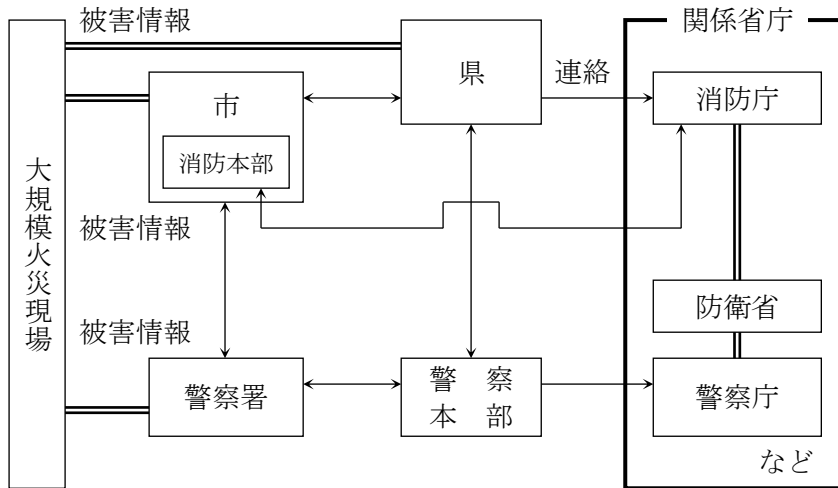
(1) 災害情報の収集・連絡

ア 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

イ 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、市本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

市は、発災後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

2 活動体制の確立

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な火災が発生した場合には、市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

消防本部は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

また、消火活動の調整を行う警防本部を設置する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

5 避難収容活動

発災時の避難誘導は、第2編第2章第13節「避難計画」に準ずる。

## 6 施設・設備の応急復旧活動

市は、県及び各公共機関と連携し、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 7 被災者等への的確な情報伝達活動

### (1) 被災者等への情報伝達活動

市は、被災者等に大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供は、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

### (3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。



---

## 第2節 危険物等災害対策計画

消防本部

---

### 第1 危険物等災害予防

#### 1 基本方針

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育、防火思想の啓発等の徹底を図る。

#### 2 危険物

##### (1) 施設の現況

市内に所在する危険物等関連施設は、**資料8-5**のとおりである。

##### (2) 予防対策

ア 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

(7) 危険物製造所等の位置、構造、設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

(4) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。

イ 次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

(7) 危険物保安監督者等の選任、解任の届出を徹底させる。

(4) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。

(7) 法定講習会等の保安教育を徹底する。

ウ 次により施設、取扱いの安全管理を図る。

(7) 施設の管理に万全を期するため、危険物保安監督者等の選任を指導する。

(4) 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。

(7) 施設等の事故防止を図るため、施設の点検について適正に実施するよう指導する。

##### (3) 高圧ガス

市は、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、県から権限移譲されている高圧ガスの設備等の立入検査、必要な指導等を次により行う。

ア 高圧ガスの販売・貯蔵、移動、消費等について、関係法令の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 県、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携の下に、防災上の指導と自主保安意識向上を目的とした普及啓発にあたる。

ウ 高圧ガスの販売事業所や消費者等が、確実に日常点検、定期点検等を実施するよう、施設の維持管理、保安教育の徹底等の指導を強化する。

(4) 銃砲・火薬類

市は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、県から権限移譲されている許可等について立入検査、必要な指導等を行う。

ア 火薬類の貯蔵、消費、その他の取扱いを火薬類取締法の基準に適合するよう指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。

イ 県、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力の下に防災上の指導を行う。

ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識向上を目的とした普及啓発を行う。

(5) 毒物・劇物

ア 県は、毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて立入検査及び必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。

イ 市は、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導にあたる。

## 第2 危険物等災害応急対策

消防法により規制を受ける危険物等関連施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

### 1 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

## 第3 高圧ガス災害応急対策計画

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関、警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

### 1 応急措置

- (1) 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決済）」及び埼玉県高圧ガス保安対策推進部会による「高圧ガス事故対応マニュアル

(平成31年4月)」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

- (2) 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。

イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ ア、イに掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

- (3) 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

#### 第4 火薬類災害応急対策計画

火薬類取締法により、規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。届け出を受けた者は直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講ずる。

##### 1 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講ずる。

## 第5 毒物・劇物災害応急対策計画

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を消防機関、警察署及び保健所に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、市長の要請による埼玉県下消防相互応援協定の特殊災害小隊（毒劇物対応）により、応急措置を講ずる。

### 1 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置、中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる発災時の中和、消火等の応急措置、緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

## 第6 サリン等による人身被害対策計画

本計画は、市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、県の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

### 1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

### 2 応急措置

市は、市域に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

#### (1) 立入り禁止等の措置

消防本部は、上尾警察署と相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

#### (2) 救出、救助

市は、消防本部を主体とした救出、救助活動にあたる。

(3) 避難誘導

市長、警察官等は、第2編第2章第13節「避難計画」に準じ、被害拡大のおそれがあると認められるときは、必要に応じて被害現場周辺の住民等に対して避難の指示を行う。

(4) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、市長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請ができるように対処する。自衛隊への応援要請は第2編第2章第25節に定める「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は第2編第2章第5節に定める「応援協力要請計画」に準ずる。

## 第3節 放射線関係事故災害応急対策計画

全 部

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等、核燃料物質を使用している事業所の事故が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

### 第1 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

#### 1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

##### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市及び安全規制担当省庁などに通報する。

- (ア) 特定事象発生の場所及び時刻
- (イ) 特定事象の種類
- (ウ) 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- (エ) 気象状況（風向・風速など）
- (オ) 周辺環境への影響
- (カ) 輸送容器の状態
- (キ) 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- (ク) 応急措置
- (ケ) その他必要と認める事項

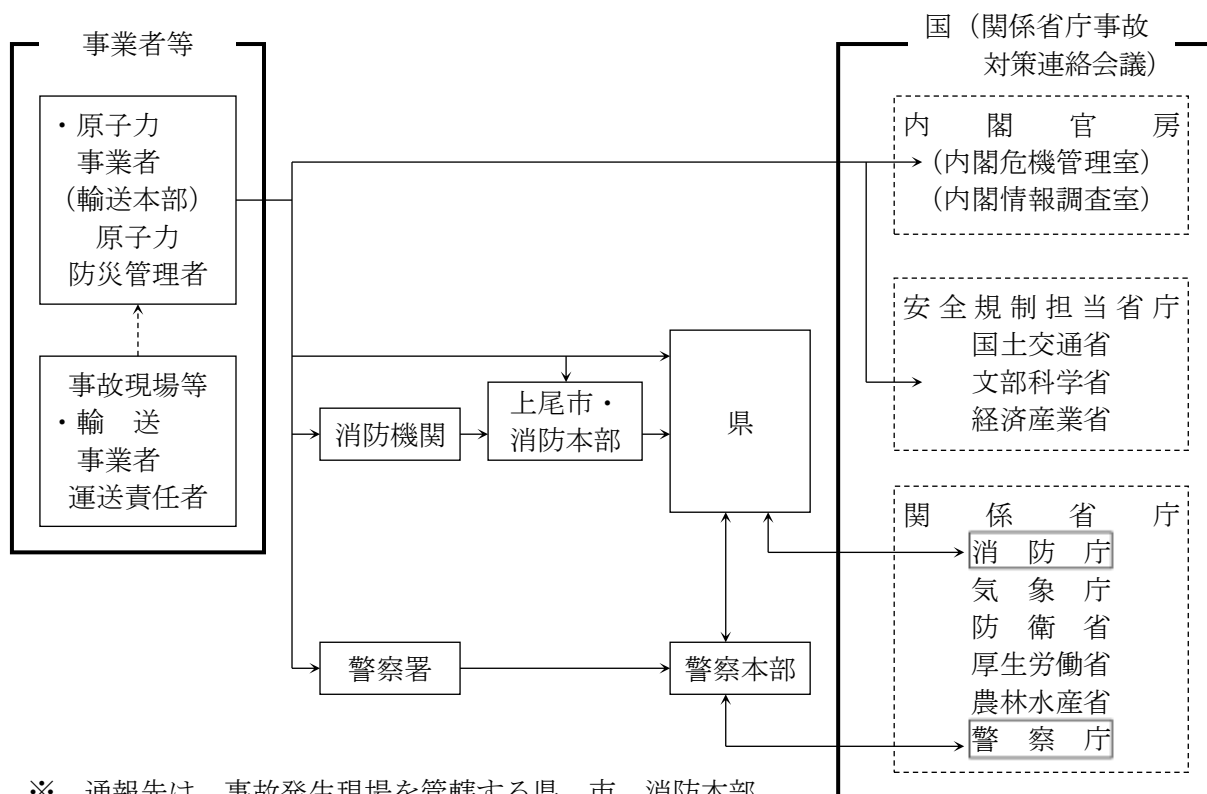
市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警

察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



※ 通報先は、事故発生現場を管轄する県、市、消防本部、消防機関、警察署、近隣市町である。

ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、又は消防吏員の到着後は、必

要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、県警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助、交通規制等の必要な措置を講ずる。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急、除染活動等の必要な措置を講ずる。

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね100mを確保する。また、現場で広報活動を実施する。

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制、市本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

(5) 応援要請

県は、必要に応じて、市に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

### 3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、市からの要請、相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

### 4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5項以下の措置を講ずる。



(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市は、市本部を閉鎖する。

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の輸送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後輸送する。

(2) 交通の確保

市は、市職員、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、市及び警察は、相互に密接な連絡を取る。特に、文部科学省等の国の機関、応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する。

6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

市は、県と連携し、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を発令する。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

※核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に1時間滞在した場合の被ばく線量は0.5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

(mSv：ミリシーベルト)

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器ごとの組織線量	
10～50	100～500	市民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	市民は、避難。

注：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動する。

出展：原子力安全委員会資料「原子力施設等の防災対策について（防災指針、平成22年8月最終改訂）」により抜粋しているが、この指針の改定に向けた検討を進めている。

## (2) 警戒区域の設定

### ア 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

※核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

### イ 市民への屋内退避・避難等の実施の指示

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、住民に講ずるよう指示する。

また、知事は、市域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、市長を応援するよう指示する。

### ウ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

## (3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。

また、必要があれば、指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による輸送等の措置を講ずる。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(5) 要配慮者（高齢者・障害者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

イ 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

ウ 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## 7 各種規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、市が保有している検査機器でモニタリングを早急に開始するとともに、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国・県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うほか、浄水施設においては、放射性セシウム制御のため、濁度管理の徹底及びスクリーニングに努める。

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値による措置がとられてきたが、平成24年4月1日から新たな基準値が設定された。

これらの措置については、放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を、年間1 mSvに引き下げ、これをもとに放射線セシウムの基準値を設定されたものであり、次の表のとおりで

ある。

食 品 群	基準値（放射性セシウム）※
飲料水	10Bq/kg
牛 乳	50Bq/kg
一般食品	100Bq/kg
乳児用食品	50Bq/kg

※放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値の設定がされている。

(2) 解 除

市、県、原子力事業者等、消防機関等は、環境モニタリングによる地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

8 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線物質に関係する事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、第2編第2章第17節1「水の供給」に準じて飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合には、国・県等と協働して実施する。

9 被害状況の調査等

(1) 被災市民の登録

市は、県の指示により、医療措置、損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民を登録する。

(2) 被害調査

市は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の摂取制限措置
- エ その他必要と認める事項

10 住民の健康調査等

市は、県と連携し、退避・避難した地域住民に、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、輸送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

## 第2 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

### 1 事故発生直後の情報の収集・連絡

#### (1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

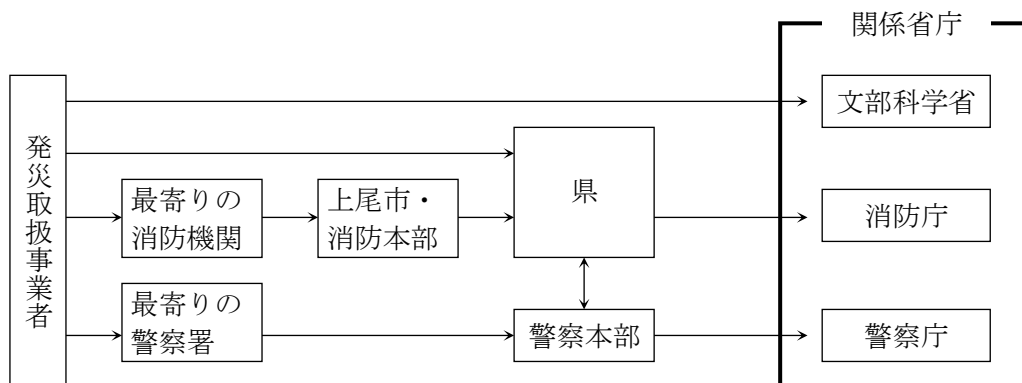
- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁、市など関係機関等へ連絡する。

#### (2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

##### 【放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統】



#### (3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

#### (4) 通信手段の確保

市、県等防災関係機関は、発災後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

## 2 活動体制の確立

市は、県と連携し、第1「核燃料物質等輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制の確立を図る。

## 第3 原子力発電所事故対策計画

本節第1－4～10については、原子力発電所事故対策計画に準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、県及び市による放射線量の測定結果を踏まえ検討を行う。

### 1 放射線量等の測定体制の整備

#### (1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、市民の日常生活に密着する校庭等の公共施設で、空間放射線量を測定し、市域の放射線量の分布を把握し、公表する。

#### (2) 飲料水、農畜産物等の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水、農畜産物等の安全性を確保するため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和55年6月、原子力安全委員会）、「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月、原子力安全委員会）等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜産物等の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて本節第1－7(1)の摂取制限等を行う。

#### (3) 浄水発生土等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水発生土、下水道沈砂、焼却灰等に含まれる放射性物質を測定することにより、放射能濃度に応じた適切な管理を行う。

## 2 飲料水の供給体制の整備

市は、放射性物質事故により、飲料水が汚染された場合は、第2編第1章第7節2「食料、生活必需品、飲料水の備蓄並びに調達体制の整備」に準じて市民に飲料水を供給する。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県・国等と連携して実施する。

## 3 他県からの避難者の受入れ

他県において原子力発電所の事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、第2編第2章第13節5「避難所の開設・運営」に準じ、当該避難所又は別に定める避難所を確保する。

## 4 広域一時滞在場所の確保

市域が被災し、市民の一時的な居住場所の確保が市内で困難の場合、市内に仮設住宅の確保が早急に用意できない場合、一時的な滞在が必要な場合は、県内の市町村と協議して受け入れ先を確保する。県内の市町村において確保できない場合は、県知事から他の都道府県知事に要請・協議により受け入れ先を確保する。この場合には、広域一時滞在に関する協定を締結し、対応す

る。

このほか、災害時の相互応援に関する協定先の地方公共団体とも連携し、協力を求める。

---

## 第4節 農作物等災害対策計画

環境経済部（農政課）

---

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る

### 1 注意報及び警報の伝達

市は、県から県防災情報システムにより気象注意報、警報等の伝達を受けたとき、又は埼玉県さいたま農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、市防災行政無線等により速やかにさいたま農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

### 2 農業災害対策

#### (1) 被害状況の把握

市は、さいたま農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

#### (2) 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

#### (3) 農作物応急対策

##### ア 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、埼玉県さいたま農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

##### イ 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、埼玉県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して防除に努める。

##### ウ 風水害対策

台風、季節風、集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

### 3 畜産災害対策

#### (1) 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を埼玉県中央家畜保健衛生所に報告する。



(2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、埼玉県中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設及び病畜並びに死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

(3) 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請するなど飼料の確保に努めるとともに、災害時の飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

## 第5節 道路災害対策計画

都市整備部（都市計画課・建設管理課・道路河川課）

### 第1 道路災害予防計画

地震や水害その他の理由により道路の亀裂、橋りょうの落下、擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の対策について定める。

#### 1 道路の安全確保

##### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備する。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等で情報の収集、連絡体制を整備する。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

##### (2) 道路施設等の整備

##### ア 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所を調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

なお、市内には、県から災害の発生するおそれのある道路区間として「特殊通行規制区間」と設定されている区間があるため、関係機関と協力して交通関係者及び地域住民や道路利用者に周知を図る。

特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制条件 (通行止)	危険内容	迂回路	指定年度	備考 道路交通遮断装置
		自郡市字 至郡市字	延長 (km)						
県道上尾久喜線	北 本	上尾市上平	1.0	14,479	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上尾蓮田線	H4	上平橋
県道上尾久喜線	北 本	上尾市西門前	0.3	14,479	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上尾蓮田線	H15	坊ノ下橋
県道大谷本郷さいたま線	北 本	さいたま市西新井上尾市堤崎	0.2	6,910	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上野さいたま線 (主)県道川越上尾線	H14	
県道上尾蓮田線	北 本	上尾市平塚伊奈町小室	0.4	9,357	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(主)県道さいたま菖蒲線 (一)県道上尾環状線	H4	平塚橋
県道上尾環状線	北 本	上尾市東町	1.0	21,535	パトロール等により危険が予想される時	路面冠水	(一)県道上尾蓮田線	H4	国体橋

## イ 予防対策の実施

道路管理者は、次の各予防対策に努める。

- (ア) 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- (イ) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (ロ) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- (ハ) 他の道路管理者と連携し、又は働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制を備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

## ウ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有する。

## 2 情報の収集・連絡

### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、平常時から他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。夜間、休日の場合も対応できる体制とする。

### (2) 通信手段の確保

市は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

## 3 災害応急体制の整備

### (1) 職員の体制の整備

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

なお、職員の非常参集体制の整備は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定する。

### (2) 防災関係機関との連携体制

市は、災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、関係機関・団体との相互応援協定の締結を促進する等、平常時から関係機関との連携を強化する。

## 4 緊急輸送活動体制の整備

発災時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、市は他の道路管理者と連携して、第2編第1章第4節「防災活動拠点等整備計画」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。

また、市は、発災時の道路管理体制の整備に努める。

## 5 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

また、市は、市民等からの問い合わせに対応する体制について、計画を作成しておく。

## 第2 道路災害応急対策

風水害により道路の冠水、道路構造物の大規模な被害が生じた場合、危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 1 発災直後の情報収集等

#### (1) 災害情報の収集・連絡

##### ア 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

##### イ 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。

また、市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

##### ウ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、市本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

#### (2) 通信手段の確保

市は、発災後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 2 活動体制の確立

#### (1) 職員の非常参集

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

#### (2) 災害対策本部の設置等

大規模災害が発生した場合には、市は市本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

(3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

**3 消火活動**

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。さらに必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

**4 緊急輸送活動**

市は、輸送のための車両を確保し、また状況によっては埼玉県トラック協会等に協力を求め、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

**5 危険物流出時の応急対策**

(1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

(2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

**6 道路施設の応急復旧活動**

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

**7 的確な情報伝達活動**

(1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供は、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達

する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。

---

## 第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

---

全 部

### 1 事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、発災後直ちに事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

### 2 市の活動体制

市は、市域で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 3 応急措置

#### (1) 情報収集

市は、市域で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

#### (2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

##### ア 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### イ 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防本部と協力し列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

##### ウ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

#### (3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、

第2編第2章第13節「避難計画」に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

ア 市

(7) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(1) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(7) 警察は、市長など事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行う。

(1) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険が増している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、多くの死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施する。

(6) 応援要請

市は、他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は第2編第2章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は第2編第2章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

(7) 医療救護

市は、市内に鉄道事故が発生した場合、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。



---

## 第7節 航空機事故対策計画

---

全 部

本計画は、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う事故が発生した場合に、迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定める。

### 1 活動体制

#### (1) 事業者

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所に速やかに通報する。(航空法第76条)

警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

#### (2) 市

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県防災計画及び市防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 2 応急措置

#### (1) 情報収集

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

#### (2) 避難誘導

##### ア 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者を優先して行う。

##### (ア) 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### (イ) 警察の対応

警察は、航空機事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(ウ) 消防本部の対応

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

イ 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は第2編第2章第13節「避難計画」に準じ、避難の指示を行う。

(3) 救出、救助

第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準ずる。

ア 市

(7) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

(4) 協力者の動員を行う。

イ 警察

(7) 市長など事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行う。

(4) 事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険が増している者の発見に努め、かつ救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多くの死傷者の発生が予想されるので、消防機関を主体とする市は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

(5) 応援要請

発災時に、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。自衛隊への応援要請は第2編第2章第25節「自衛隊災害派遣要請計画」に、また他機関への応援要請は第2編第2章第5節「応援協力要請計画」に準ずる。

(6) 医療救護

市は、市域に事故が発生した場合、第2編第2章第14節「救急救助・医療救護計画」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第8節 文化財災害対策計画

教育総務部（生涯学習課）

国民共有の財産である文化財を災害から保護するため、防災対策を推進するとともに、文化財保護に関する市民の意識を広め、高めていく。

### 1 文化財の現況

市内において、防火防災を必要とする文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、上尾市文化財保護条例に基づく国、県及び市指定の文化財及び上尾市登録文化財は、資料16-1のとおりである。

この他、諸家文書や歴史的公文書等の貴重な歴史資料が多数存在する。

### 2 文化財の災害予防対策

#### (1) 予想される災害

文化財に対する災害は、有形文化財全般にわたるものとして、風水害、地震、火災、落雷などによるものが予想されるが、そのほとんどが火災焼失によるものと考えられる。

#### (2) 文化財の防火対策

文化財の防火対策を徹底するため、次の事項について徹底を期する。

##### ア 火災予防体制

- (ア) 防火管理体制の整備
- (イ) 文化財の周辺環境の整備
- (ウ) 火気使用の制限
- (エ) 火気の厳重警戒と早期発見
- (オ) 火災発生時における措置の徹底

##### イ 防火施設の整備強化

- (ア) 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- (イ) 消火器、消火栓等消火機器の充実強化
- (ウ) 消防用水、通路等の整備強化

##### ウ その他

- (ア) 文化財に対する防火思想の普及徹底、火災予防の徹底のための広報活動
- (イ) 所有者に対する啓発
- (ウ) 管理保護についての助言と指導

### 3 文化財の応急対策

災害時の文化財の被害は、文化財の材質、形状等によって異なるため、それらに対応した迅速かつ適切な対応が必要となる。

所有者、管理者、その他関係機関は、見学者等の安全を図ると同時に、文化財の保護対策に万全を期する。

具体的な計画は、第2編第2章第21節「文教・保育対策計画」に準ずる。

—— 第 7 編 ——

資 料 編

---



第7編 資料編

1 防災会議

1-1 上尾市防災会議条例 (昭和39年6月20日  
条例第22号)

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、上尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上尾市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員33人以内で組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 埼玉県知事の部局の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長
  - (7) 消防団長
  - (8) 法第2条第5号に規定する指定公共機関（次条第2項において「指定公共機関」という。）又は法第2条第6号に規定する指定地方公共機関（同項において「指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が任命する者
- 6 前項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

**第4条の2** 防災会議に、幹事35人以内を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(議事等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和41年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和45年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和53年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成11年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に任命される上尾市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

**附 則** (平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年条例第23号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 略



## 1-2 上尾市防災会議に関する規程 (昭和41年9月22日訓令第5号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、上尾市防災会議条例（昭和39年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、上尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

**第2条** 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

**第3条** 会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、委員に対して招集の日時、場所、会期及び議題を通知するものとする。

(欠席又は遅参の届出)

**第4条** 委員は、事故のため会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

(会議)

**第5条** 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長の専決処分)

**第6条** 防災会議の権限に属する事項で、特に指定したものは、会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の防災会議に報告しなければならない。

(幹事会)

**第7条** 条例第4条の2に規定する幹事は、幹事会を構成し、おおむね次の事項を掌る。

(1) 会長の命を受けて防災会議が所掌する事務について、基礎的な調査、審査、計画作成を行い、及びその実施の推進について委員を補佐する。

(2) その他会長が必要と認める事項

(幹事長及び副幹事長)

**第8条** 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、総務部長の職にあるものをもって充て、会務を総理し、幹事会を代表する。

3 副幹事長は、行政経営部長、都市整備部長及び消防長の職にある者をもって充て、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

**第9条** 幹事会は、会長の命により幹事長が招集し、会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

2 前項の招集は、幹事に対して招集の日時、場所及び議題を通知して行う。

(庶務)

**第10条** 防災会議の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(公表等の方法)

**第11条** 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表その他防災会議が行う公表等は、上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）の例による。

**附 則**

この訓令は、昭和41年9月22日から施行する。

**附 則**（昭和47年訓令第11号）

この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和54年訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和55年訓令第10号）

この訓令は、昭和55年7月1日から施行する。

**附 則**（平成元年訓令第10号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年訓令第10号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年訓令第9号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和3年9月6日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

### 1-3 上尾市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

(平成26年10月31日議決)

上尾市防災会議に関する規程（昭和41年9月22日告示上尾市訓令第5号）第6条の規定により、会長において処理することができる事項について、次のように指定する。

なお、上尾市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について（昭和42年2月9日議決）は、廃止する。

#### 記

- 1 災害対策基本法（以下「法」という。）第21条の規定による関係機関等に対する協力の要求に関すること。
- 2 法第42条第1項の規定により、地域防災計画の修正を行う場合
  - (1) 法令等の改正に伴う義務付けにより、計画の修正が必要になったとき。
  - (2) 緊急を要するため防災会議を開くことができないとき。
  - (3) その修正内容が軽易な内容であるとき。

## 2 災害対策本部

### 2-1 上尾市災害対策本部条例 (昭和39年6月20日 条例第23号)

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、上尾市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成8年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年条例第23号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 略

## 2-2 上尾市災害対策本部に関する規程 (昭和42年9月22日) 訓令第6号

(趣旨)

**第1条** この規程は、上尾市災害対策本部条例（昭和39年上尾市条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、上尾市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

**第2条** 災害対策副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 災害対策副本部長（以下「本部長」という。）に事故があるときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

(本部員会議)

**第3条** 災害対策本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度本部長が招集し、会議の議長は、本部長が当たる。

(部及び職制並びに班)

**第4条** 条例第3条第1項の規定に基づき、災害対策本部に部を置き、職制及び班をもって組織する。

2 部及び職制並びに班の名称及び事務分掌は、別に定める。

(職制)

**第5条** 職制に部長、副部長、部付及び班長を置く。

2 部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事し、所属職員を指揮監督する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 部付は、上司の命を受け、部の連絡調整をする。

5 班長は、上司の命を受け、班務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(本部付)

**第6条** 本部長は、災害対策本部の活動の万全を期するため、官公署その他民間団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱することができる。

(補則)

**第7条** この規程に定めるものを除くほか、非常招集の令達、応召、服装その他災害対策本部の活動に関し必要な事項は、別に細則で定める。

**附 則**

この訓令は、昭和41年9月22日から施行する。

**附 則** (昭和58年訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成19年訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 2-3 配備体制人数

(1) 風水害時における配備体制人数 (計画)

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
	市長	0	0	0	1	1	0
	副市長	0	1	1	1	1	0
教育委員会	教育長	0	0	0	1	1	0
統括部	市長政策室長	0	0	1	1	全職員	0
	市長政策室次長	1	1	1	1		0
	総務部長	1	1	1	1		0
	総務部次長	1	1	1	1		0
	総務部主席副参事	1	1	1	1		0
	選挙管理委員会事務局長	0	1	1	1		0
	監査委員事務局長	0	1	1	1		0
	危機管理防災班	6	6	6	6		0
	広報班	0	2	4	12		0
	物資統括班	1	4	7	19		0
	動員調整班	1	4	5	15		0
	情報集約班	2	6	9	27		0
		小計	14	28	38		87
行政経営部	行政経営部長	0	0	1	1	全職員	0
	行政経営部次長	0	1	1	1		0
	会計管理者	0	1	1	1		0
	行政経営課	0	1	1	3		5
	財政課	0	0	1	4		4
	市民税課・資産税課・納税課	0	3	6	13		28
	施設課	0	0	3	9		0
	出納室	0	0	2	3		5
	小計	0	9	16	35	42	
子ども未来部	子ども未来部長	0	0	1	1	全職員	0
	子ども未来部次長	0	1	1	1		0
	子ども支援課 (子育て支援センター)	0	1	2	4		10
	子ども家庭総合支援センター	0	0	1	2		2
	保育課	0	0	4	10		5
	保育所	0	0	0	27		0
	発達支援相談センター	0	0	3	6		0
	青少年課 (青少年センター) (少年愛護センター)	0	0	3	4		4
	小計	0	2	15	55	21	

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
健康福祉部	健康福祉部長	0	0	1	1	全職員	0
	健康福祉部次長	0	1	1	1		0
	福祉総務課	0	1	4	5		0
	生活支援課	0	0	9	12		12
	障害福祉課	0	4	8	14		7
	高齢介護課	0	4	9	17		8
	健康増進課 (東・西保健センター)	0	0	4	33		0
	小計	0	10	36	83		27
市民生活部	市民生活部長	0	0	1	1	全職員	0
	市民生活部次長	0	1	1	1		0
	市民課 (証明書発行センター)	0	1	2	4		26
	市民協働推進課 (市民活動支援センター) (消費生活センター)	0	7	7	11		0
	保険年金課	0	0	2	4		24
	交通防犯課	0	1	5	7		1
	人権男女共同参画課	0	0	1	2		2
	小計	0	10	22	35		53
環境経済部	環境経済部長	0	0	1	1	全職員	0
	環境経済部次長	0	1	1	1		0
	農業委員会事務局長	0	1	1	1		0
	環境政策課	0	1	2	4		3
	生活環境課	0	1	3	6		2
	農政課 (農業委員会事務局)	0	0	4	8		2
	商工課	0	0	2	6		2
	西貝塚環境センター	0	1	2	31		0
小計	0	7	18	48	9		
都市整備部	都市整備部長	0	0	1	1	全職員	0
	都市整備部次長	0	1	1	1		0
	都市計画課	0	2	5	7		0
	市街地整備課	0	2	6	8		0
	建築安全課	0	2	6	8		0
	開発指導課	0	2	3	6		0
	みどり公園課	0	2	3	9		0
	建設管理課	3	3	6	13		0
	道路河川課	5	5	14	20		0
小計	8	19	45	73	0		
上下水道部	上下水道部長	0	0	1	1	全職員	0
	上下水道部次長	0	1	1	1		0
	経営総務課	0	1	2	3		0
	業務課	0	0	2	4		0
	水道施設課	0	0	1	8		0
	下水道施設課	2	8	9	11		0
	小計	2	10	17	28		0

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
消防本部	消防長	1	1	1	1	全職員	0
	消防本部次長	1	1	1	1		0
	消防総務課	2	2	4	5		0
	予防課	2	2	4	6		0
	警防課	3	3	4	5		0
	指令課	2	3	6	6		0
	小計	11	12	20	24		0
東消防署	東消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	管理課	2	2	5	5		0
	消防第一課・消防第二課	0	4	29	29		0
	原市分署	1	2	15	15		0
	上平分署	1	2	15	15		0
	伊奈分署	1	2	19	19		0
	小計	6	13	84	84		0
西消防署	西消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	消防第一課・消防第二課	0	3	28	28		0
	平方分署	1	2	12	12		0
	大谷分署	1	2	19	19		0
	小計	3	8	60	60		0
議会事務局	議会事務局長	0	0	1	1	全職員	0
	議会事務局次長	0	1	1	1		0
	議会総務課・議事調査課	0	1	3	4		4
	小計	0	2	5	6		4
教育総務部	教育教務部長	0	0	1	1	全職員	0
	教育総務部次長	0	1	1	1		0
	教育総務課	0	1	3	8		6
	生涯学習課	0	1	5	5		6
	スポーツ振興課	0	0	1	2		6
	図書館	0	0	2	4		9
	小計	0	3	13	21		27
学校教育部	学校教育部長	0	0	1	1	全職員	0
	学校教育部次長	0	1	1	1		0
	学務課	0	1	5	7		2
	指導課 (教育センター)	0	0	3	6		4
	学校保健課 (中学校給食共同調理場)	0	0	2	6		3
	小計	0	2	12	21		9



災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
地区本部	上尾地区本部 ※上尾駅出張所、上尾公民館により構成	0	2	3	4	全職員	0
	平方地区本部 ※平方支所、平方公民館により構成	0	2	3	4		0
	原市地区本部 ※原市支所、原市公民館、尾山台出張所により構成	0	2	3	4		0
	大石地区本部 ※大石支所、大石公民館により構成	0	2	3	4		0
	上平地区本部 ※上平支所、上平公民館により構成	0	2	3	4		0
	大谷地区本部 ※大谷支所、大谷公民館により構成	0	2	3	4		0
	小計	0	12	18	24		0
	避難所班	適宜開設する避難所ごとに配備 (4名/1避難所)			192	192	-
	小計	-			192		-
	合計	46	143	414	691	全職員	192

※合計人数は避難所班を除く

(2) 震災時における配備体制人数 (計画)

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
	市長	0	0	0	1	1	0
	副市長	0	1	1	1	1	0
教育委員会	教育長	0	0	0	1	1	0
統括部	市長政策室長	0	0	1	1	全職員	0
	市長政策室次長	1	1	1	1		0
	総務部長	1	1	1	1		0
	総務部次長	1	1	1	1		0
	総務部主席副参事	1	1	1	1		0
	選挙管理委員会事務局長	0	1	1	1		0
	監査委員事務局長	0	1	1	1		0
	危機管理防災班	6	6	6	6		0
	広報班	0	2	4	12		0
	物資統括班	1	4	7	19		0
	動員調整班	1	4	5	15		0
	情報集約班	2	6	9	27		0
	小計	14	28	38	87		0
	行政経営部	行政経営部長	0	0	1		1
行政経営部次長		0	1	1	1	0	
会計管理者		0	1	1	1	0	
行政経営課		0	1	1	3	5	
財政課		0	0	1	4	4	
市民税課・資産税課・納税課		0	3	6	13	28	
施設課		0	0	3	9	0	
出納室		0	0	2	3	5	
小計		0	9	16	35	42	
子ども未来部	子ども未来部長	0	0	1	1	全職員	0
	子ども未来部次長	0	1	1	1		0
	子ども支援課 (子育て支援センター)	0	1	2	4		10
	子ども家庭総合支援センター	0	0	1	2		2
	保育課	0	0	4	10		5
	保育所	0	0	0	27		0
	発達支援相談センター	0	0	3	6		0
	青少年課 (青少年センター) (少年愛護センター)	0	0	3	4		4
	小計	0	2	15	55		21

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
健康福祉部	健康福祉部長	0	0	1	1	全職員	0
	健康福祉部次長	0	1	1	1		0
	福祉総務課	0	1	4	5		0
	生活支援課	0	0	9	12		12
	障害福祉課	0	4	8	14		7
	高齢介護課	0	4	9	17		8
	健康増進課 (東・西保健センター)	0	0	4	33		0
	小計	0	10	36	83		27
市民生活部	市民生活部長	0	0	1	1	全職員	0
	市民生活部次長	0	1	1	1		0
	市民課 (証明書発行センター)	0	1	2	4		26
	市民協働推進課 (市民活動支援センター) (消費生活センター)	0	7	7	11		0
	保険年金課	0	0	2	4		24
	交通防犯課	0	1	5	7		1
	人権男女共同参画課	0	0	1	2		2
	小計	0	10	22	35		53
環境経済部	環境経済部長	0	0	1	1	全職員	0
	環境経済部次長	0	1	1	1		0
	農業委員会事務局長	0	1	1	1		0
	環境政策課	0	1	2	4		3
	生活環境課	0	1	3	6		2
	農政課 (農業委員会事務局)	0	0	4	8		2
	商工課	0	0	2	6		2
	西貝塚環境センター	0	1	2	31		0
小計	0	7	18	48	9		
都市整備部	都市整備部長	0	0	1	1	全職員	0
	都市整備部次長	0	1	1	1		0
	都市計画課	0	2	5	7		0
	市街地整備課	0	2	6	8		0
	建築安全課	0	2	6	8		0
	開発指導課	0	1	2	6		0
	みどり公園課	0	2	3	9		0
	建設管理課	3	3	6	13		0
	道路河川課	5	5	14	20		0
	小計	8	18	44	73		0
上下水道部	上下水道部長	0	0	1	1	全職員	0
	上下水道部次長	0	1	1	1		0
	経営総務課	0	3	3	4		0
	業務課	0	3	3	7		0
	水道施設課	0	8	8	15		0
	下水道施設課	2	5	6	11		0
	小計	2	20	22	28		0

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
消防本部	消防長	1	1	1	1	全職員	0
	消防本部次長	1	1	1	1		0
	消防総務課	2	2	4	5		0
	予防課	2	2	4	6		0
	警防課	3	3	4	5		0
	指令課	2	3	6	6		0
	小計	11	12	20	24		0
東消防署	東消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	管理課	2	2	5	5		0
	消防第一課・消防第二課	0	4	29	29		0
	原市分署	1	2	15	15		0
	上平分署	1	2	15	15		0
	伊奈分署	1	2	19	19		0
	小計	6	13	84	84		0
西消防署	西消防署長	1	1	1	1	全職員	0
	消防第一課・消防第二課	0	3	28	28		0
	平方分署	1	2	12	12		0
	大谷分署	1	2	19	19		0
	小計	3	8	60	60		0
議会事務局	議会事務局長	0	0	1	1	全職員	0
	議会事務局次長	0	1	1	1		0
	議会総務課・議事調査課	0	1	3	4		4
	小計	0	2	5	6		4
教育総務部	教育教務部長	0	0	1	1	全職員	0
	教育総務部次長	0	1	1	1		0
	教育総務課	0	1	3	8		6
	生涯学習課	0	1	5	5		6
	スポーツ振興課	0	0	1	2		6
	図書館	0	0	2	4		9
	小計	0	3	13	21		27
学校教育部	学校教育部長	0	0	1	1	全職員	0
	学校教育部次長	0	1	1	1		0
	学務課	0	1	5	7		2
	指導課 (教育センター)	0	0	3	6		4
	学校保健課 (中学校給食共同調理場)	0	0	2	6		3
	小計	0	2	12	21		9

災害対策部	班・課	待機体制	警戒体制		非常体制		避難所要員数
			一号配備	二号配備	一号配備	二号配備	
地区本部	上尾地区本部 ※上尾駅出張所、上尾公民館により構成	0	2	3	4	全職員	0
	平方地区本部 ※平方支所、平方公民館により構成	0	2	3	4		0
	原市地区本部 ※原市支所、原市公民館、尾山台出張所により構成	0	2	3	4		0
	大石地区本部 ※大石支所、大石公民館により構成	0	2	3	4		0
	上平地区本部 ※上平支所、上平公民館により構成	0	2	3	4		0
	大谷地区本部 ※大谷支所、大谷公民館により構成	0	2	3	4		0
	小計	0	12	18	24		0
	避難所班	適宜開設する避難所ごとに配備 (4名/1避難所)			192	192	-
	小計	-			192		-
	合計	46	152	419	703	全職員	192

※合計人数は避難所班を除く



2-5 指令書

指 令 書

年 月 日  
 災 害 対 策 本 部  
 本部長

指令番号	班 長		班 長	
号				
発信日時	月 日 時 分	発信日時	月 日 時 分	
発 信 者			発 信 者	
件名				
指 令 事 項				

### 3 災害救助法

#### 3-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【所管：埼玉県危機管理防災部災害対策課】

(令和3年6月18日現在)

【書類名：令和3年度災害救助基準】

※下線部が特別基準の設定が可能な部分

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>330円</u> 以内  (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり <u>5,714,000円</u> 以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から <u>20日</u> 以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>5,714,000円</u> 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内(建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期間)
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,160円</u> 以内	災害発生の日から <u>7日</u> 以内	費用は、主食、副食及び燃料等の経費とする。食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 費用は、水の購入費、給水又は上水に必要な機械又は器具の借上げ日、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とする。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																						
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																						
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																						
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																						
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																						
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	輸送費、人件費は、別途計上																																									
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、助産の途を失った者	1 救護班…使用した衛生資材等の実費 2 助産師…慣行料金の80/100以内の額	分娩した日から7日以内	輸送費、人件費は、別途計上																																									
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 費用は、救出のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 3 輸送費、人件費は、別途計上																																									
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 1世帯当たりの限度額(2に掲げる世帯以外) 595,000円以内 2 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月)以内に応急修理を完了	費用は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって修理するための費用とする。																																									

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災住宅の緊急の修理	災害により住宅が半壊、半焼、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れのある者	1 世帯当たりの限度額 50,000円以内	災害発生の日から10日以内に緊急の修理を完了	
生業に必要な資金の貸与	現在運用されていない	-	-	-
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から教科書 1ヵ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給 ※小学校児童には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む 中学校生徒には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。 高等学校等生徒は、高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うもの	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内に埋葬完了	1 棺（付属品を含む。）、埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）、骨壺及び骨箱の現物をもって行う。 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 費用は、捜索のための機械、器具等の借上げ費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり3,500円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費とする。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考														
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費														
実費弁償	1 救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1 1人1日当たりの日当（2に掲げる者以外） ・医師、歯科医師 21,700円以内 ・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士技師、歯科衛生士 15,100円以内 ・保健師、助産師、看護師、准看護師 15,600円以内 ・土木技術、建築技術者 15,200円以内 ・救急救命士 14,700円以内 ・大工 25,600円以内 ・左官 26,800円以内 ・とび職 27,300円以内 2 左記2に該当する者の1人1日当たりの日当は、当該地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその3/100の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 2 旅費は、日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）において定める額以内とする。														
救助事務費	1 救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。） 2 災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費	国庫負担対象年度における各災害に係る費用について、会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間以内	「救助事務費以外の費用の額」とは、救助の実施のために支出した費用、実費弁償のため支出した費用を合算した額、損失補償に要した費用の額、扶助金の支給基礎額を合算した額、委託費用の補償に要した費用の額並びに求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。														
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3,000万円以下の部分</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え6,000万円以下の部分</td> <td>9/100</td> </tr> <tr> <td>6,000万円を超え1億円以下の部分</td> <td>8/100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え2億円以下の部分</td> <td>7/100</td> </tr> <tr> <td>2億円を超え3億円以下の部分</td> <td>6/100</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の部分</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える部分</td> <td>4/100</td> </tr> </tbody> </table>	3,000万円以下の部分	10/100	3,000万円を超え6,000万円以下の部分	9/100	6,000万円を超え1億円以下の部分	8/100	1億円を超え2億円以下の部分	7/100	2億円を超え3億円以下の部分	6/100	3億円を超え5億円以下の部分	5/100	5億円を超える部分	4/100
3,000万円以下の部分	10/100																	
3,000万円を超え6,000万円以下の部分	9/100																	
6,000万円を超え1億円以下の部分	8/100																	
1億円を超え2億円以下の部分	7/100																	
2億円を超え3億円以下の部分	6/100																	
3億円を超え5億円以下の部分	5/100																	
5億円を超える部分	4/100																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（特別基準）

### 3-2 災害の被害認定基準等

#### 1 災害救助法の認定基準

被害種類		基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるものうち「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	全 壊 全 焼 全 流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模 半壊	半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模 半壊	半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

注1 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

2 非住家とは、住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

3 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

4 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

5 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2 被災者生活再建支援法の認定基準

「大規模半壊」については、平成16年の被災者生活再建支援法の改正により「大規模半壊」世帯、令和2年12月の被災者生活再建支援法の改正により「中規模半壊」世帯が、支援対象に追加され、現在は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日 府政防第1746号）」において定義づけられています。

大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>
中規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯で、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>

3 被害報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。</li> <li>2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。</li> <li>3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。</li> <li>4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。</li> </ol>
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</li> <li>5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。なお、半壊のうち、損壊部分が</li> </ol>

区分	基準
	<p>その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものを「中規模半壊」とする。</p> <p>6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p> <p>7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。</p> <p>8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。</p>
非住家被害	<p>1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p> <p>4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。</p>
田畑被害	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>
道路被害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、同法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他の被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>10 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>11 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水し</p>

区 分	基 準
	<p>た時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。                      例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>

## 4 応援協力

### 4-1 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

**第1条** この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

**第2条** この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

**第3条** 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。



3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

**第4条** 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

**第5条** 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

**第6条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

**第7条** この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

#### 附 則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

4-2 災害時の相互応援・救援物資等に関する協定ほか

■上尾市の災害時における応援協定等の締結状況一覧（国・地方公共団体）

令和7年1月1日現在

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県外	災害時相互応援に関する協定	長野県 上田市	平成10年 9月30日 (1998年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。上田市が被災した場合の応援協力。その他の要請事項。	練馬区との協定時に内容を強化し再締結（平成25年4月3日）
県内	災害時の相互応援に関する覚書	鴻巣市、北本市、桶川市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市(締結時は上尾市を含め9市3町)	平成13年 8月1日 (2001年)	食料・生活必需物資、その供給に必要な資器材の提供。救出・医療・防疫・施設等に必要な資器材・物資の提供。救援・救助活動に必要な車両等の提供。救助・応急復旧に必要な職員の派遣。その他の要請事項。	昭和54年7月3日締結・平成7年9月1日締結（埼玉県中央広域行政推進協議会は平成23年3月31日廃止）
県内	災害時の避難場所相互利用に関する協定	蓮田市	平成14年 2月12日 (2002年)	避難場所の相互利用。	
県外	災害時相互応援に関する協定	群馬県 片品村	平成14年 11月26日 (2002年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	市民レベルの交流促進を追加し再締結（平成19年11月13日）
県内	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村	平成19年 5月1日 (2007年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。傷病者の受入れ。火葬施設の提供。ボランティアの受付・調整。児童・生徒の応急教育の受入れ。その他の要請事項。	
県内	災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定	埼玉県北本 県土整備事 務所	平成20年 4月1日 (2008年)	上尾運動公園の避難地及び防災施設の運営。	再協定（従前は平成9年7月22日）
県外	災害時相互応援に関する協定	群馬県 藤岡市	平成20年 5月26日 (2008年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	
県内	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃 行政研究協 議会	平成20年 7月15日 (2008年)	災害廃棄物の処理に必要な敷材等の提供及び幹旋、仮置き場の提供、職員の派遣、災害廃棄物等の処理の実施等の相互支援。	西貝塚環境センターが締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上 尾鷹の台高 等学校	平成22年 12月6日 (2010年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上 尾橋高等学 校	平成23年 2月14日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上 尾かしの木 特別支援学 校	平成23年 2月16日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月30日再締結

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾高等学校	平成23年 2月23日 (2011年)	施設の避難所利用、高校所有の防災倉庫の使用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月 30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾特別支援学校	平成23年 2月23日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月 30日再締結
市内	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立上尾南高等学校	平成23年 2月24日 (2011年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、災害時の市備蓄品の使用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	令和2年10月 30日再締結
県内	災害時の情報交換等に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年 4月1日 (2011年)	災害時に各種情報の交換等のほか要請による情報連絡員(リエゾン)の派遣。	
県外	災害時相互応援に関する協定	福島県本宮市	平成23年 11月11日 (2011年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	
県外	練馬区と上尾市との災害時相互応援に関する協定	東京都練馬区	平成25年 4月3日 (2013年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。練馬区が被災した場合の応援協力。その他の要請事項。	
県外	災害時相互応援に関する協定	北海道中川郡幕別町	平成25年 11月11日 (2013年)	食料・飲料水・生活必需品等の提供。救援・救助活動に必要な車両・資機材の提供。救出・医療・防疫等に必要な物資・資機材の提供。救援・災害復旧に必要な職員の派遣。被災者の受入れ。その他の要請事項。	
県内	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県・県内全市町村	平成26年 3月31日 (2014年)	埼玉県・市町村被災者安心制度(生活再建支援金の支給、家賃給付金の支給、人的相互応援)について定めている基本協定。	
県内	災害時の避難場所相互利用に関する協定	埼玉県比企郡川島町	平成27年 4月13日 (2015年)	避難場所(指定避難所)の相互利用。	
市内	災害発生時における医療救護所の開設に関する協定	埼玉県総合リハビリテーションセンター	令和元年 11月19日 (2019年)	医療救護所としての施設提供、医療救護のために必要な物資の保管等。	健康増進課で 締結
県内	災害時における埼玉県立中央高等技術専門校の利用に関する協定	埼玉県立中央高等技術専門校	令和3年 6月1日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	
県内	災害時における埼玉県立武道館の利用に関する協定	埼玉県	令和3年 6月14日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	

■上尾市の災害時における応援協定等の締結状況一覧(民間団体)

令和7年1月1日現在

<包括協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
—	上尾市と上尾市内郵便局との連携と協働に関する包括協定	上尾市内郵便局	平成30年 11月20日 (2018年)	地域・くらしの安全・安心、災害対策。環境保全。健康増進。高齢者等の支援。農業の更新、地産地消の促進。産業・経済の振興。スポーツ、文化、芸術の振興。シティセールス、観光振興。その他市民サービスの向上と地域活性化に関すること。	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
—	地域活性化包括連携協定	(株)イトーヨーカ堂 (株)セブン&アイ・クリエイトリンク (株)セブン-イレブン・ジャパン	平成31年 2月8日 (2019年)	地産地消の推進。観光・文化。子育て支援及び青少年の健全育成。高齢者等の見守り活動の支援と雇用促進。健康増進、食育及び食の安全。障がい者の支援。災害対策、防災及び防犯。環境対策。その他地域経済活性化等、市民サービスの向上に関すること。	
—	上尾市民の健康づくり等に関する連携協定	大塚ウエルネスベンディング(株)	平成31年 3月28日 (2019年)	熱中症予防。災害対策。「食」を通じた市民の健康づくり。健康長寿の取り組み。スポーツ振興。その他市民サービスの向上に関すること。	
—	上尾市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携に関する包括協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	令和元年 5月22日 (2019年)	地域・くらしの安全・安心。防犯・災害対策。産業振興・中小企業支援。観光振興。その他市民サービスの向上及び地域活性化に資する取り組みに関すること。	
—	上尾市と東京海上日動火災保険株式会社との連携に係る包括協定	東京海上日動火災保険(株)	令和元年 5月22日 (2019年)	地域・暮らしの安心・安全、災害対策。健康経営、働き方改革。健康増進。スポーツ振興。定住促進。その他市民サービスの向上及び地域活性化に関すること。	
—	上尾市とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とのオリンピック機運醸成を基軸とする市民サービス向上の協働取組に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	令和2年 3月30日 (2020年)	オリンピック・パラリンピックの機運醸成及びレガシー創出。スポーツ、文化、芸術の振興。地域・暮らしの安心・安全、災害対策。その他市民サービスの向上と地域の活性化に関すること。	
—	上尾市とイオン株式会社との地域活性化包括連携協定	イオン(株)	令和2年 11月30日 (2020年)	地産地消の推進。観光・文化の振興。健康増進及び食育・食の安全。高齢者・障がい者の支援。災害対策、防災・防犯。子育て支援及び青少年の健全育成。ICカードを活用した取り組み。その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。	
—	上尾市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)	令和3年 3月26日 (2021年)	健康の維持・増進。熱中症対策。スポーツの振興。食育の推進。地元企業の健康経営。女性の健康増進。災害対策。その他本協定の目的の達成に資すること。	
—	上尾市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	第一生命保険(株)	令和3年 5月11日 (2021年)	健康増進。防犯・防災。子育て支援・保育・少子化対策。青少年育成・教育。高齢者支援。スポーツ振興。産業振興・中小企業支援。地域活性化及び観光情報。環境保全。市政情報の発信。その他市民サービスの向上に関すること。	

<食料品・給水等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害救助に必要な物資調達に関する協定	(株)イトーヨーカ堂上尾店 (株)小山商会北関東営業所 (株)丸広百貨店上尾店	平成8年 4月1日 (1996年)	保有商品の優先的供給。	
県内	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	平成15年 7月24日 (2003年)	上尾市に対する地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫飲料水の無償提供。飲料水の優先的供給。	協力内容を強化し再締結(平成17年7月7日)

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における自動販売機運営に関する覚書	コカ・コーラボトラーズジャパン(株) (医)愛友会上尾中央総合病院	平成17年 12月20日 (2005年)	上尾中央総合病院への避難住民、入院患者、職員等に対する地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫飲料水の無償提供。災害情報に関わる自販機運営の協力。	
市内	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	さいたま農業協同組合	平成24年 11月19日 (2012年)	保有商品等の優先供給。	協定先名称：あだち野農業協同組合
県内	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合 コープみらい	平成24年 11月29日 (2012年)	災害時における応急生活物資供給等。	
市内	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食品等供給の協力に関する協定	埼玉県中央青果(株)	平成25年 3月8日 (2013年)	災害時及び天候不順等による農産物の価格高騰時における生鮮食料品等の供給。	農政課が締結
県内	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマート	平成30年 4月1日 (2018年)	災害時に食料品、食器類、日用品の調達について協力を得るほか、店舗の駐車場及びトイレを地域住民に開放。	
市内	災害時及び農産物の価格高騰時における生鮮食品等供給の協力に関する協定	上尾市青果低温貯蔵(株)	令和3年 8月20日 (2021年)	災害時及び天候不順等による農産物の価格高騰時における生鮮食料品等の供給。	農政課が締結
県内	緊急時における物資の供給に関する協定	(株)セキ薬品	令和5年 10月27日 (2023年)	災害時又は災害が発生するおそれがある時（緊急時）における食料品、飲料水、生活必需品、医薬品等の供給	
県外	緊急時における物資の供給に関する協定	スギホールディングス(株)	令和6年 7月3日 (2024年)	緊急時における物資（食料品、飲料水、生活必需品、医薬品等）の供給協力。	

<日用品・必要物資等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における必要物資の調達に関する協定	(一社)埼玉県LPガス協会 大宮支部上尾伊奈地区会	平成17年 7月1日 (2005年)	LPガス等の供給。	
市内	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ニチネン	平成21年 7月27日 (2009年)	災害時における物資（飲料水、カセットコンロ、カセットボンベ等）の供給。	
県外	災害発生時におけるレンタル機材の供給に関する協定	コーエィ(株)	平成27年 7月1日 (2015年)	災害発生時に、仮設トイレや発電機等のレンタル機材の供給。	
県内	大規模火災発生時の消火用水搬送に関する協定	埼玉中央生コン協同組合 串橋建材(株)	平成30年 10月5日 (2018年)	大規模火災発生時に消火用水の確保に支障が生じ、又は生じる恐れがある場合にコンクリートミキサー車で消火用水の搬送協力を行う。	警防課で締結 令和5年4月1日、上尾市・伊奈町消防広域化に伴い再締結
県内	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成30年 10月19日 (2018年)	住宅地図5冊、広域図5枚、住宅地図のインターネット配信サービスの提供。災害対策本部が設置されている場合の複製許可。	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における防災備蓄品等の提供に関する協定	㈱コンチェルト	平成30年 11月29日 (2018年)	災害時に防災備蓄品、駐車場及び一部施設（トイレ・水道）を提供。	
県内	災害時における物資供給に関する協定	セッツカートン㈱	平成31年 3月1日 (2019年)	災害時の避難所生活における段ボールベッド及び段ボール製の間仕切り等の物資供給。	
県外	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア㈱	令和元年 10月16日 (2019年)	災害時に、市からの要請に基づき仮設事務所や仮設トイレといったユニットハウス等の取扱い可能な物資の供給。	
市内	災害時における車両貸し出し及び給電等に関する協定	トヨタカローラ埼玉㈱ トヨタ部品埼玉共販㈱	令和元年 11月26日 (2019年)	市災害対策本部が設置された場合において、要請に基づき、車両での給電業務等の協力・応援。	
市内	防災備蓄倉庫の設置等に関する協定	聖学院大学	令和3年 6月17日 (2021年)	大学敷地内への市所有防災備蓄倉庫の設置。	
県外	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	㈱アクティオ	令和4年 11月1日 (2022年)	災害時に、建設機械等のレンタル機材の提供。	
県外	災害時における救援物資の提供等に関する協定	㈱ブリッジウェル	令和6年 10月31日 (2024年)	災害時における物資（紙おむつ、おしりふき）の供給協力	

<物資輸送に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における上尾市と上尾市内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便㈱	平成9年 6月26日 (1997年)	施設・用地の相互提供。避難先・被災状況の相情報の相互提供。郵便局は必要に応じ避難場所へ臨時郵便差出箱を設置。	日本郵便㈱との協定とし、再締結（令和2年10月30日）
県内	災害時における輸送業務に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 埼玉県支部	平成11年 11月12日 (1999年)	災害時における物資の輸送業務。輸送業務中に収集した各種情報の提供。	
県内	災害時における物資の輸送に関する協定	(一社)埼玉県トラック協会 大宮支部	平成24年 11月29日 (2012年)	災害時における物資の輸送業務。	

<連絡・情報発信等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	広域停電事故による上尾市防災行政無線の使用に関する協定	東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	平成11年 12月1日 (1999年)	市内広域にわたる停電事故が発生した際の、上尾市防災行政無線を使用した広報等。	
県内	災害時における放送等に関する協定	㈱ジェイコムさいたま	平成25年 5月29日 (2013年)	災害時における市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送。	
県内	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話㈱	平成28年 4月1日 (2016年)	特設公衆電話の設置・利用。	
県内	公共情報発信型電柱広告に関する協定	東電タウンプランニング㈱埼玉総支社	平成28年 8月1日 (2016年)	民間事業所の電柱広告版に指定避難所への誘導案内をはじめ、防犯・交通安全の啓発及び公共施設や観光の案内の表示。	
県外	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	平成30年 9月26日 (2018年)	市ホームページのコピーであるキャッシュサイトが用意され、また、アプリを通じて情報をプッシュ配信する。	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県外	災害時における無人航空機による協力に関する協定	(一社)災害対策建設協会JAPAN47	令和元年 10月9日 (2019年)	災害時に市からの依頼により協定先法人加盟企業のドローンパイロットが所有する小型無人航空機を持参の上参集し、動画や画像の撮影を行う。	
県内	災害時における車両貸渡に関する協定	埼玉県レンタカー協会	令和6年 1月11日 (2024年)	災害時における、市からの車両貸渡に関し、協会及び会員に協力要請	
県内	行政告知放送の再送信に関する協定	㈱ジェイコム埼玉・東日本さいたま北局	令和6年 9月2日 (2024年)	市民向け行政告知放送を、専用端末を通して再送信を行う	

<ライフライン等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
県内	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成21年 4月8日 (2009年)	公共施設等の電気設備等の復旧。市内における電気に係る事故防止。関係機関への通報。	
市内	災害時における水道施設の復旧に関する協定	上尾市管工事業協同組合	平成21年 12月17日 (2009年)	災害発生時の水道施設の応急復旧対策への協力。	
県内	緊急速報発信ツールの活用に関する協定	東京ガス㈱埼玉支社	平成26年 10月1日 (2014年)	都市ガスの供給に問題が発生した際の防災行政無線や上尾市メールマガジン等を使用しての広報。	
県内	災害時における復旧支援協力に関する協定	(公社)日本下水道管路管理業協会	平成29年 1月11日 (2017年)	大規模災害が発生し、公共下水道施設が被災した場合に、早期復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃、修繕等業務に対して人員や機材等の支援により、早期機能回復の実現を計る。	下水道施設課で締結
県内	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド㈱埼玉総支社	令和2年 9月8日 (2020年)	市内において大規模停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等。	

<応急対応関係に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	大雨時における応急対策業務に関する協定	㈱早田工務店	平成22年 6月18日 (2010年)	台風・雷雨等の大雨により特定の排水ポンプに異常が見られた際の、代替ポンプによる排水作業。	道路課で締結
市内	災害被害対応に関する防災協定	市内24業者	平成24年 6月 (2012年)	大雨、降雪、地震等の災害により被害が生じた場合の、応急復旧、応急対応、巡視点検への協力。	道路課が締結
市内	大雨時における内水対応協定	大石建設興業㈱	平成24年 9月3日 (2012年)	台風・集中豪雨等の大雨による浸水被害を防止するため、土のう・排水ポンプを設置等の応急的な排水作業。	河川課が締結
県内	上尾市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	(一社)埼玉建築士会中央北支部	平成25年 1月17日 (2013年)	地震災害時における応急危険度判定士の招集。	建築安全課が締結
市内	災害時における応急対策に関する協定	上尾市建設業協会	平成26年 8月8日 (2014年)	災害時の被害状況調査及び応急対策。	道路課が締結
市内	大雨時における内水対応協定	㈱早田工務店	平成27年 4月1日 (2015年)	台風・集中豪雨等の大雨による浸水被害を防止するため、土のう・排水ポンプを設置等の応急的な排水作業。	河川課で締結
市内	大雨時における内水対応協定	㈱島村工業上尾支店	平成28年 4月1日	台風・集中豪雨等の大雨による浸水被害を防止するため、土のう・排水ポンプを	河川課で締結

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
			(2016年)	設置等の応急的な排水作業。	
市内	災害時における燃料の優先供給に関する協定	埼玉県石油商業組合 上尾支部	平成29年 10月13日 (2017年)	災害発生時の応急対策に必要な燃料等を確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることができるようにするための協定。	
市内	災害時における建築物等に係る応急対策に関する協定	・上尾市建設業協会 ・建設埼玉上尾伊奈地区本部 ・埼玉土建一般労働組合上尾伊奈支部	平成30年 5月28日 (2018年)	災害時における倒壊建築物からの救出救援作業、避難所等の収容施設及びその他市施設の応急補修、災害救助法に基づく被災住宅の応急修理等についての協力。	建築安全課で締結
市内	災害時における消防活動の協力に関する協定	埼玉県解体業協会	平成30年 10月5日 (2018年)	・消火・人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去又は破壊に関する業務。 ・消防活動における安全確保のアドバイスに関する業務。	警防課で締結 令和5年4月1日、上尾市・伊奈町消防広域化に伴い再締結
市内	上尾市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	令和4年 4月1日 (2022年)	センターの設置等、設置場所、業務、資機材や車両等の確保、費用負担。	

<施設開放・要支援者受入等に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時等における要支援者の緊急受入れに関する協定	(特養)あけぼの、(特養)新生ホーム、(特養)葺きの里、(特養)パストーン浅間台、(特養)しのめ、(特養)ウエルハーネス上尾、(老健)ハーティハイム、(老健)ふれあいの郷あげお、(老健)エルサ上尾、(老健)あげお愛友の里 ※(特養)・特別養護老人ホーム<介護老人福祉施設>、(老健)・介護老人保健施設	平成22年 12月1日 (2010年)	災害時等に市指定の避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要支援者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時における施設等の提供協力に関する協定	シティタワー上尾駅前管理組合	平成24年 12月25日 (2012年)	鉄道・道路遮断等による帰宅困難者に対する施設の開放。	締結時協定先名：上尾市中山道東側地区市街地再開発組合
市内	災害時における要支援者の緊急受入れに関する協定	藤の郷あげお ※小規模多機能型居宅介護施設 認知症対応型共同生活介護施設	平成25年 1月24日 (2013年)	災害時に市指定の避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要支援者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	学校法人秀明学園	平成25年 3月29日 (2012年)	施設の一時避難場所としての利用、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	
市内	災害時等における要	社会福祉法人	平成27年	被災した要配慮者の受入れ、避難所に避	



区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
	配慮者の緊急受入れに関する協定	埼玉県社会福祉事業団あげお	4月1日 (2015年)	難した要配慮者の二次的避難の受入れ。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人竹柿会上尾ほほえみの杜	平成30年 4月25日 (2018年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人真栄会特別養護老人ホーム棕の木	平成30年 4月25日 (2018年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人FRONTIER放課後デイサービスきぼう	平成31年 1月24日 (2019年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人すみれ福祉会	平成31年 4月15日 (2019年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾あゆみ会	令和2年 1月15日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あらぐさ福祉会	令和2年 1月21日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	NPO法人 みのり	令和2年 2月13日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)あげお福祉会	令和2年 4月14日 (2020年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)ほっと未来SOUZOU舎	令和3年 3月22日 (2021年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書	公益財団法人 上尾市地域振興公社	令和3年 6月1日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	コミセン
市内	災害時における指定避難所の開設及び運営に関する覚書	公益財団法人 上尾市地域振興公社	令和3年 6月1日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	こどもの城
市内	災害時におけるスポーツ総合センターの利用に関する協定	公益財団法人 埼玉県スポーツ協会	令和3年 6月14日 (2021年)	施設の避難所利用、施設の鍵の貸与、防災関連情報の交換、訓練の参加など。	
市内	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	令和4年 4月1日 (2022年)	災害時に市指定の福祉避難所において、避難生活が困難と思われる高齢者や障がい者などの要配慮者が、安心して安全に避難できる環境を確保する。	
市内	洪水時等における施設の利用に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	令和4年 12月1日 (2022年)	災害時に施設の一部を自家用車の待機場所として開設及び運営する。	アリオ上尾東平面駐車場
市内	災害時における宿泊施設利用等に関する協定	(株)むさしのグランドホテル (株)オペレーションカンパニー	令和6年 12月4日 (2024年)	むさしのグランドホテル&スパの災害時における宿泊施設利用の協力	

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における浴場施設利用等に関する協定	株式会社星野又右衛門商店 株式会社オペレーションカンパニー	令和6年 12月4日 (2024年)	天然温泉花咲の湯の災害時における浴場施設利用の協力	

<医療・救護に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人上尾市医師会	平成28年 4月25日 (2016年)	災害時における医療救護活動への支援協力を得る。	
県内	災害時の歯科医療救護活動についての協定	一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会	平成28年 4月25日 (2016年)	災害時における調剤・服薬指導、医薬品の仕分け・管理への支援協力を得る。	
県内	災害時の医療救護活動についての協定	上尾伊奈地域薬剤師会	平成28年 4月25日 (2016年)	災害時における歯科医療救護活動への支援協力を得る。	
県内	災害時における医薬品等の供給協力に関する協定	株式会社スズケン大宮支店	平成30年 2月15日 (2018年)	災害時における医薬品、衛生材料、医療器具等の調達について協力を得る。	健康増進課で締結

<遺体安置所に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における支援協力に関する協定	株式会社彩上アザレア・ホール	平成28年 7月19日 (2016年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	
市内	災害時における支援協力に関する協定	株式会社メモリード	平成28年 11月17日 (2016年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	
市内	災害時における支援協力に関する協定	プラザオオノ(有)	平成29年 6月19日 (2017年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	
市内	災害時における支援協力に関する協定	アルファクラブ武蔵野(株)	平成29年 9月21日 (2017年)	遺体安置所の開設又は遺体の一時保管として葬儀施設の利用、遺体収容・保管に伴い必要となる役務、器具・消耗品の支援協力を得る。	

<動物救護に関する協定>

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	災害時における動物救護活動に関する協定	上尾伊奈獣医師協会	平成23年 1月17日 (2011年)	被災動物へ救護活動が必要であると判断した場合に、市が上尾伊奈獣医師協会へ支援を要請し、同協会が適切な応急対策を実施する。	
県外	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社アスコ	平成23年 9月14日 (2011年)	被災動物の救護活動用の物資の供給。	
県外	災害時における物資の供給に関する協定	日本全薬工業(株)	平成23年 9月14日 (2011年)	被災動物の救護活動用の物資の供給。	
県外	災害時における物資の供給に関する協定	森久保薬品(株)	平成25年 9月20日 (2013年)	被災動物の救護活動用の物資の供給。	

## ＜その他、上記に属さない協定＞

区域	協定名	団体名	締結年月日	協定内容	備考
市内	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	東日本旅客鉄道(株)高崎支社 上尾駅	平成25年10月18日(2013年)	鉄道・道路遮断等による帰宅困難者の駅施設での受け入れ、一時滞在施設への誘導、駅構内の安全確認等。	
県内	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成29年7月13日(2017年)	災害時において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施する。	
市内	災害時等におけるバス利用に関する協定	東武バスウエスト(株)	平成29年12月25日(2017年)	バスを活用し、災害時に避難者等の輸送に関して支援協力を得る。	
県内	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成30年7月24日(2018年)	災害時において、被災者支援のための司法書士が関与できる業務相談を相互に協力して実施する。	
県内	災害時における上尾市指定金融機関の事務取扱に関する協定	(株)埼玉りそな銀行	平成31年4月1日(2019年)	災害時における緊急の支払いに必要な現金の確保、緊急の支払いへの対応や連絡調整のための職員派遣等。	出納室で締結
県内	災害時における無人航空機及び電気自動車による協力に関する協定	(株)サイニチホールディングス 埼玉日産自動車(株)	令和元年12月9日(2019年)	ドローン使用した被害状況調査。電気自動車を貸与して行う避難所等での給電。	
市内	自然災害時の一般廃棄物等の収集運搬に関する支援協定	上尾清掃事業協同組合	令和3年4月1日(2021年)	大規模な自然災害が発生した場合に、一般廃棄物となる災害廃棄物の収集運搬に協力する。	西貝塚環境センターで締結
市内	災害時等における福祉車両等の利用に関する協定	(福)上尾市社会福祉協議会	令和4年4月1日(2022年)	福祉車両等を利用して、要配慮者を福祉避難所又は福祉施設に安全かつ迅速に輸送することにより、被害の軽減及び市民の安全を確保する。	

## 4-3 上尾市自主防災組織育成指導要領

(平成4年6月1日／市長決裁)

### 1 育成の目的

「災害に強いまちづくり」の一環として、自主防災組織の設立を促進し、「自分たちの街は自分たちで守る」という連帯共同の防災意識を啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制づくりの推進を図ることを目的とする。

### 2 育成指導担当機関

市及び消防機関が共同して育成指導に当たり、総括的事務は、総務部危機管理防災課において行う。

### 3 組織の編成

#### (1) 組織の単位

自主防災組織（以下「組織」という。）は、事務区又は自治会（以下「事務区等」という。）を単位として設立するものとする。ただし、事務区等の規模に応じて、地域を分割して複数の組織を設立し、又は隣接の事務区等と共同の組織を設立することができる。

#### (2) 組織の役割

組織の役割は、予防活動と応急活動とする。

##### ① 予防活動（平常時）

- ア 防災知識の普及及び意識高揚
- イ 防災点検及び事業計画
- ウ 出火防止の徹底
- エ 防災訓練
- オ 資機材、備蓄物資等の整備、保守管理及び調達計画

##### ② 応急活動（災害時）

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 救出及び救護
- エ 避難誘導
- オ 給食、給水及び救助物資の配分

#### (3) 組織の構成

組織をまとめるため、会長を置き、その下に次の活動班を編成し、活動班ごとに班長を定める。

なお、事務区等の規模が大きい場合は、本部班を設けるとともにおおむね200から300世帯を

標準にして数ブロックに分けて各々活動班を編成する。各ブロックの班長の中からブロック長を定める。(図1参照)

(4) 組織の名称

組織相互の連絡調整のため、名称の統一を図ることとし、〇〇(事務区・自治会)自主防災会とする。

(5) 組織設立の届出

組織を設立したときは、組織の目的、事業、役員、会議、行動計画等について規約を定め、別資料第1号様式(上尾市自主防災組織設立届出書)により市長に届け出るものとする。

#### 4 組織の連携

(1) 連合組織

ア 各地区の区域内の組織が相互連携して防災活動に当たるため、連合組織を設け、名称は〇〇地区自主防災連合会とする。

イ 地区自主防災連合会に会長を置き、会長はその任に当たる。

ウ 地区自主防災連合会に指導者を置き、指導者は、消防団員又は消防団等防災関係業務の経験者等から会長が1、2名委嘱する。

(2) 地区自主防災拠点

ア 地区自主防災連合会の区域内に地区自主防災拠点(公民館等を充てる。)を設け、ここに防災対策用資機材を配備する。

イ 地区自主防災拠点の防災対策用資機材の管理運用は、地区自主防災連合会が行い、防災訓練及び災害時の防災活動又は事務区等の行事等について、地区自主防災連合会長の承認によって使用させるものとする。

#### 5 組織の育成指導及び援助

(1) 組織の設立促進

組織結成の説明会、打合せ会等は、市、消防機関及び事務区等が協力して実施するものとする。

(2) 組織設立後の指導

組織設立後に行う防災訓練その他の実施については、市、消防機関その他の防災機関が助言を行うものとする。

(3) 助成

市は、この要領に基づき、組織を設立し、防災活動を実施する組織に対しては、設立に要する経費及び防災対策用資機材の整備に要する経費の一部を、地区自主防災連合会に対しては、防災対策用資機材の整備に要する経費の一部を予算の範囲内において交付し、防災活動を助成するものとする。

なお、交付要綱は、別に定める。

(4) 地域団体等との関係

市は、既存の地域防災団体、地域内の事業所、組織等と有機的な関連をもたせ、機能的に一体化を図るよう努める。

**6 災害保証**

市の行う防災訓練又は組織が市長に届け出て、その指導を受けて実施する防災訓練に参加した者が、その参加によって負傷又は死亡したときの補償については、上尾市防火防災訓練災害補償規則（昭和60年上尾市規則第21号）による。

**附 則**

この要領は、平成4年6月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

## 4-4 上尾市自主防災組織設立交付金交付要綱

(平成4年6月1日／市長決裁)

(趣 旨)

**第1条** 市は、自主防災組織設立の促進を図り、もって市民の防災意識の普及及び高揚に資するため、上尾市自主防災組織育成指導要領に基づいて設立された自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象経費)

**第2条** 交付金の交付の対象となる経費は、組織がその設立に要する経費及び別表に掲げる防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の購入に要する費用とする。

(交付金の額)

**第3条** 組織に対する交付金の額は、組織当たりの額10万円及び設立時の組織構成世帯数に500円を乗じて算出した額の合計額とする。ただし、この当該合計金額が50万円を超えるときは、50万円とする。

(交付金の交付申請)

**第4条** 交付金の交付を受けようとする組織の代表者は、自主防災組織設立交付金交付申請書（第1号様式）及び資機材購入計画書（第2号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の交付決定)

**第5条** 市長は、前条に規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を自主防災組織設立交付金交付決定通知書（第3号様式）により、前条の申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

**第6条** 交付金の交付を受けた組織の代表者は、資機材の購入を完了したときは、速やかに自主防災組織資機材購入実績報告書（第4号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(検査等)

**第7条** 市長は、交付金を交付した組織に対して、必要があると認めるときは、その状況を検査し、又は報告を求めることができる。

(交付金の返還)

**第8条** 市長は、交付金の交付を受けた組織が虚偽その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき、又は交付金の交付決定内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、交付金の一部又は全部を返還させるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

## 4-5 上尾市自主防災活動補助金交付要綱

(平成4年6月1日／市長決裁)

(趣 旨)

**第1条** 市は、防災意識の高揚、組織の育成強化及び円滑な協力体制づくりを図るため、上尾市自主防災組織育成指導要領（平成4年6月1日市長決裁）に基づく自主防災組織及び地区自主防災連合会（次条において「自主防災組織等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業 自主防災組織等の運営事業
- (2) 補助対象経費 自主防災組織等の運営に要する経費

(補助金の額)

**第3条** 補助金の額は、1団体につき、補助対象経費と2万7,000円とを比較していずれか少ない額とする。

(交付申請書の提出期限)

**第4条** 規則第5条第1項に規定する書類の提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付申請をしようとする者に対して知らせるものとする。

(実績報告書の提出期限)

**第5条** 規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日とする。

(補助金の交付期限)

**第6条** 補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定に基づき、交付決定後、速やかに、交付するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

### 附 則(平成24年7月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱の規定は、平成24年度の市予算に係る補助金から適用する。

### 附 則(平成25年6月19日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱の規定は、平成25年度の市予算に係る補助金から適用する。

### 附 則(令和3年3月12日市長決裁抄)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中上尾市自警水防団補助金交付



要綱第5条の改正規定、第2条中上尾市自主防災活動補助金交付要綱第5条の改正規定及び第3条の規定は、決裁の日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱第3条及び第6条の規定は、令和3年度分の市予算に係る補助金から適用する。

**附 則**（令和4年3月31日市長決済）

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、この要綱による改正後の上尾市自主防災活動補助金交付要綱第3条の規定は、令和4年度分の市予算に係る補助金から適用する。

## 4-6 上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱

(平成24年6月5日/市長決裁)

(趣 旨)

第1条 市は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を育成し、確保するため、上尾市自主防災組織育成指導要領（平成4年6月1日市長決裁）に基づき設けられた地区自主防災連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金については、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号）第17条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては同規則第18条から第20条まで、第22条及び第23条に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）による認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において「防災リーダー」とは、地域における防災活動のリーダーとして防災意識の啓発活動、防災訓練の指導、防災に関する技術の普及活動その他の防災活動を行う者で、市に登録したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、防災士の資格の取得に要する経費であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座（以下「防災士研修講座」という。）の受講料
- (2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料
- (3) 日本防災士機構による防災士の認証登録の申請料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、防災士研修講座の受講者（以下「受講者」という。）1人につき、前条各号に掲げる経費の実支出額を合計した額と6万3,800円とを比較していずれか少ない額とし、1連合会当たり、1の年度において、原則として2人分までを限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする連合会は、受講者が防災士研修講座を受講する日の1月前までに上尾市自主防災会防災士育成補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、上尾市自主防災会防災士育成補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該連合会に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第7条 前条の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた連合会は、当該補助金の交付の請求をしようとするときは、上尾市自主防災会防災士育成補助金交付請求書（第3号様式）に前条に規定する補助金交付決定通知書の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けた連合会は、受講者が日本防災士機構による防災士の認証登録を受けたとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに上尾市自主防災会防災士育成補助金実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。ただし、会計年度が終了したことにより報告を行う場合であって、防災士の認証登録を受けていないときにあっては、第1号に掲げる書類の添付は、要しない。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第3条各号に掲げる経費の支払を証明する書類

(受講者の責務)

第10条 受講者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災士研修講座を受講した日の属する年度内に日本防災士機構による防災士の認証登録を受けるよう努めること。
- (2) 防災リーダーとして市に登録し、地域における防災活動を行うこと。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年度の市予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年2月10日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行し、この要綱による改正後の上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第4条の規定は、平成31年度分の市予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第5条関係）

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付申請書			
			年 月 日
(宛先) 上尾市長			
申請者 所在地 団体名 及び代表者氏名			
上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。			
補助年度	年度	補助金の名称	上尾市自主防災会防災士育成補助金
受講者	住所 氏名 生年月日 ( 自主防災会) 住所 氏名 生年月日 ( 自主防災会)		
経費所要額	円	交付申請額	円
防災士研修講座 受講日 (予定)	年 月 日 年 月 日	防災士認証登録日 (予定)	年 月 日 年 月 日
※担当課処理欄	(Blank space for processing)		
注 ※印の欄は記入しないこと。			

第2号様式（第6条関係）

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付決定通知書

年 月 日 号

様

上尾市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり  
決定したので上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第6条の規定により通知する。

補助年度	年度	補助金の名称	上尾市自主防災会防災士育成補助金
補助対象金額	円		
交付金額	円		
交付予定時期	月		

第3号様式 (第7条関係)

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)  
上尾市長

請求者  
所在地  
団体名  
及び代表者氏名

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定通知年月日	年 月 日	交付決定 通知番号	
補助年度	年度	補助金 の名称	上尾市自主防災会 防災士育成補助金
補助金交付請求額		円	
振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店
	預金種類	普通 当座 その他	
	口座番号		
	フリガナ		
	預金名義		
添付書類	交付決定通知書の写し		

第4号様式（第9条関係）

上尾市自主防災会防災士育成補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

補助事業者

所在地

団体名

及び代表者氏名

上尾市自主防災会防災士育成補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定通知年月日	年 月 日	交付決定通知番号	
補助年度	年度	補助金の名称	上尾市自主防災会 防災士育成補助金
補助金交付請求額	円		
防災士研修講座 受講日	年 月 日 年 月 日	防災士認証登録日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付 決定通知額	円	補助金の既交付額	円
経費精算額	円		
受講者の今後の 活動予定			
添付書類	1 防災士認証状の写し 2 支払を証明する書類 3 その他( )	※ 報告事項審査結果	

注 ※印の欄は記入しないこと。

## 4-7 上尾市自主防災連合会資機材整備費補助金交付要綱

(平成4年6月1日/市長決裁)

(趣 旨)

**第1条** 市は、防災対策用資機材（以下「資機材」という。）の充実推進を図るため、上尾市自主防災組織育成指導要領に基づく自主防災連合会（以下「連合会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、上尾市補助金等交付規則（昭和54年上尾市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

**第2条** 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 補助金対象事業…資機材購入の事業。
- (2) 補助金対象経費…別表に掲げる資機材の購入に要する経費。

(補助額)

**第3条** 補助額は、1拠点につき購入する資機材の合計額とする。ただし、この額が150万円を超えるときは、150万円を限度とする。

(交付申請書の提出期限)

**第4条** 規則第5条第1項に規定する交付申請書の提出期限は、補助事業に着手しようとする日の1月前とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(実績報告書の提出期限等)

**第5条** 規則第13条第1項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業の完成後1月を経過した日とする。

(補助金の交付時期)

**第6条** 補助金は、規則第16条第1項ただし書の規定により、補助金の額の確定後30日以内に交付するものとする。

**附 則**

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

**附 則**（平成5年6月19日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。



## 別表（第2条関係）

## 防災対策用資機材一覧

区分	品名
情報収集伝達器具	無線機等の情報収集伝達器具
初期消火用具	消火器、消火バケツ等の初期消火用具
救出用具	はしご、ロープ、掛矢、のこぎり、バール（鉄製）、スコップ等の救出用具
救護用具	担架、救急セット、運搬車等の救護用具
避難誘導用具	トランジスタメガホン、強力ライト、投光機、誘導旗等の避難誘導用具
給食給水用具	炊き出し用具、ポリタンク等の給食給水用具
資材	杭、土のう等
その他	ヘルメット、防災作業服、腕章、テント、防水シート、発動発電機、排水ポンプ、防災倉庫（スチール物置）、その他市長が必要と認めるもの

## 4-8 ○○自治会・町内自主防災会規約（案）

（名 称）

**第1条** この会は、○○自治会・町内自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

**第2条** 本会の事務所は○○に置く。

（目 的）

**第3条** 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事 業）

**第4条** 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等の災害防止（災害予防）に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材などの備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

（会 員）

**第5条** 本会は、○○自治会・町内会にある世帯をもって構成する。

（役 員）

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長……………1人
- (2) 副会長……………○人
- (3) 幹 事……………若干人
- (4) 会 計……………1人
- (5) 監査役……………2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

**第7条** 会長は、本会を代表し、会務をまとめ、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、会の出納に関する職務を行う。

5 監査役は、会の会計を監査する。

（会 議）

**第8条** 本会に、総会及び幹事会を置く。

（総 会）

**第9条** 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

**第10条** 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出する事案。
- (2) 総会により委任された事案。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事案。

（防災計画）

**第11条** 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

（会 費）

**第12条** 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経 費）

**第13条** 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

**第14条** 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（会計監査）

**第15条** 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

**附 則**

この規約は、○年○月○日から実施する。

## 4-9 上尾市自主防災連合会連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、上尾市自主防災連合会連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、上尾市における自主防災組織の育成等を通じて、各地区自主防災連合会の相互の連絡調整及び上尾市防災士協議会と連携を図ることにより、防災意識の高揚並びに自主防災組織の充実及び強化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識の高揚、普及等に関すること。
- (2) 自主防災組織の充実及び強化に関すること。
- (3) 自主防災組織相互の情報連絡及び調整に関すること。
- (4) 市との連絡調整に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 協議会は、市内の各自主防災組織の代表者をもって構成する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、上尾市総務部危機管理防災課内に置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法で選出し、総会において承認を得るものとする。

- (1) 理事は、別表に掲げる地区自主防災連合会の会長及び上尾市防災士協議会の会長をもって充てる。ただし、地区自主防災連合会の会長が上尾市防災士協議会の会長を兼ねる場合は、その地区の上尾市防災士協議会会員から1名、理事を立てることができる。
- (2) 会長及び副会長は、理事の互選による。
- (3) 監事は、理事会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に関する重要事項を審議決定する。ただし、理事に事故があるときは、当該理事が指定する者を代理者とすることができる。
- (4) 監事は、協議会の経理を監査し、結果を総会に報告する。

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会議は、必要に応じ開催する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総 会)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。
- 3 総会は、協議会の予算及び決算の承認、会則の改廃並びに事業計画、事業報告及びその他重要事項の決定をする。ただし、緊急を要し総会を開くことができないときは、理事会で決定し次の総会に報告するものとする。
- 4 総会の出席は、会員が指名する者をもって代理人とすることができる。

(理事会)

第12条 理事会は、第6条第1項第1号に規定する理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会で審議する案件に関すること。
  - (2) その他理事会が必要と認めた事項に関すること。

(経 費)

第13条 協議会の経費は、補助金、寄附金その他の収入をもって充て、経費の額は、理事会において決める。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委 任)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

この会則は、平成24年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月14日から施行する。

## 附 則

この会則は、令和4年5月28日から施行する。

## 別表（第7条関係）

No.	自主防災連合会名
1	上尾東地区自主防災連合会
2	上尾西地区自主防災連合会
3	上尾南地区自主防災連合会
4	平方地区自主防災連合会
5	原市地区自主防災連合会
6	大石地区自主防災連合会
7	上平地区自主防災組織連合会
8	大谷地区自主防災組織連合会
9	原市団地自主防災連合会
10	尾山台団地自主防災連合会
11	西上尾第一団地自主防災連合会
12	西上尾第二団地自主防災連合会

## 4-10 上尾市自主防災組織一覧

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
1	戸崎団地自主防災会	平成4年6月19日	戸崎団地
2	ソフィア上尾自主防災会	平成4年9月1日	ソフィア上尾
3	パーク上尾団地自主防災会	平成4年10月28日	パーク上尾
4	泉台自主防災会	平成4年11月15日	泉台
5	下芝自治会自主防災会	平成4年11月21日	下芝
6	地頭方自主防災会	平成5年5月19日	地頭方
7	西宮下一区自主防災会	平成5年5月31日	西宮下一・二・四丁目
8	畔吉雲雀区自主防災会	平成5年6月15日	畔吉雲雀
9	畔吉東部自治会自主防災会	平成5年6月30日	畔吉東部
10	サニータウン区自主防災会	平成5年7月1日	サニータウン
11	畔吉新田区自主防災会	平成5年7月15日	畔吉新田
12	中分自治会自主防災会	平成5年7月17日	中分
13	井戸木自治会自主防災会	平成5年7月18日	井戸木
14	畔吉前原自主防災会	平成5年7月25日	畔吉前原
15	領家自主防災会	令和5年4月1日	領家東部・西部
16	小泉自主防災会	平成5年8月1日	小泉
17	弁財区会自主防災会	平成5年8月1日	弁財
18	藤波区自主防災会	平成5年8月1日	藤波
19	中妻自主防災会	平成5年8月19日	中妻
20	小敷谷東部区自主防災会	平成5年8月20日	小敷谷東部
21	浅間台自主防災会	平成5年8月21日	浅間台
22	小敷谷西部区自主防災会	平成5年8月29日	小敷谷西部
23	三井区自主防災会	平成5年9月1日	三井
24	本町三ー四丁目自主防災会	平成7年2月15日	本町三・四丁目
25	ビレッジハウス上尾区自主防災会	平成7年8月1日	平塚団地
26	町谷自主防災会	平成7年9月17日	町谷
27	上尾第一団地自主防災会	平成7年9月20日	上尾第一団地
28	シラコバト団地自主防災会	平成7年9月20日	シラコバト団地
29	新田区自主防災会	平成7年9月25日	新田
30	須ヶ谷区自主防災会	平成7年9月30日	須ヶ谷
31	上平塚自主防災会	平成7年9月30日	上平塚
32	上郷自主防災会	平成7年10月1日	上郷



No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
33	南新梨子自主防災会	平成7年10月1日	南新梨子
34	上組自治会自主防災会	平成7年10月1日	上組
35	中平塚自主防災会	平成7年10月1日	中平塚
36	下平塚区自主防災会	平成7年10月1日	下平塚
37	宮の下自主防災会	平成7年10月3日	宮の下
38	箕の木区自治会自主防災会	平成7年10月11日	箕の木
39	上新梨子自主防災会	平成7年10月15日	上新梨子
40	西門前自主防災会	平成7年10月20日	西門前
41	北中地自主防災会	平成7年10月20日	北中地
42	南区自主防災会	平成7年10月27日	南
43	錦町自主防災会	平成7年10月28日	錦町
44	下組自主防災会	平成7年10月30日	下組
45	久保自主防災会	平成7年11月28日	久保
46	本町5・6丁目自主防災会	平成8年4月1日	本町五・六丁目
47	緑丘五丁目自主防災会	平成8年6月1日	緑丘五丁目
48	上尾東団地自主防災会	平成8年7月17日	上尾東団地
49	愛宕3丁目自主防災会	平成8年11月10日	愛宕三丁目
50	原市四区自主防災会	平成9年2月1日	原市第四区
51	本町1・2丁目自主防災会	平成9年4月1日	本町一・二丁目
52	原市1区自主防災会	平成9年6月3日	原市第一区
53	レック上尾自主防災会	平成9年8月16日	レック上尾
54	西上尾第一団地一街区自主防災会	平成9年9月7日	西上尾第一団地1街区
55	西上尾第一団地二街区自主防災会	平成9年9月7日	西上尾第一団地2街区
56	西上尾第一団地三街区自主防災会	平成9年9月7日	西上尾第一団地3街区
57	原市五区自主防災会	平成9年11月2日	原市五区
58	尾山台団地1～4街区自主防災会	平成10年2月13日	尾山台団地1～4街区
59	尾山台団地5街区自主防災会	平成10年2月13日	尾山台団地5街区
60	はらいち台自主防災会	平成10年2月15日	原市第十区
61	原市二区・三区自主防災会	平成10年5月12日	原市第二区・三区
62	大谷本郷自主防災会	平成11年4月1日	大谷本郷
63	柳通り北区自主防災会	平成11年4月1日	柳通り北区
64	東今泉町会自主防災会	平成11年11月20日	東今泉
65	平方南自主防災会	平成11年12月12日	南
66	平方領々家自主防災会	平成11年12月25日	平方領々家

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
67	上宿自主防災会	平成12年1月22日	上宿
68	富士見一丁目自主防災会	平成12年2月27日	富士見一丁目
69	上尾丸山団地自主防災会	平成12年3月8日	丸山団地
70	上野自主防災会	平成12年4月2日	上野
71	平方新田自主防災会	平成12年5月1日	新田
72	平方下宿自主防災会	平成12年8月20日	下宿
73	西貝塚自主防災会	平成12年9月2日	西貝塚
74	原市第六区自主防災会	平成12年11月22日	原市第六区
75	上野本郷自主防災会	平成13年1月1日	上野本郷
76	向原吉田自主防災会	平成13年4月15日	向原吉田
77	愛宕二丁目自主防災会	平成13年6月16日	愛宕二丁目
78	二ツ宮一区自主防災会	平成29年4月1日	二ツ宮一区
79	二ツ宮二区自主防災会	平成29年4月1日	二ツ宮二区
80	緑丘自主防災会	平成13年8月1日	緑丘1～4丁目
81	原市団地1～2街区自主防災会	平成13年10月20日	原市団地1～2街区
82	原市団地3～5街区自主防災会	平成13年10月20日	原市団地3～5街区
83	今泉自主防災会	平成14年2月1日	今泉
84	仲町自主防災会	平成14年2月17日	仲町一・二丁目
85	西宮下二区自主防災会	平成16年4月1日	西宮下二区
86	原市八区自主防災会	平成16年7月1日	原市第八区
87	原市九区自主防災会	平成16年7月25日	原市第九区
88	西上尾第二団地1街区自主防災会	平成16年9月30日	西上尾第二団地1街区
89	西上尾第二団地2街区自主防災会	平成16年9月30日	西上尾第二団地2街区
90	西上尾第二団地3街区自主防災会	平成16年9月30日	西上尾第二団地3街区
91	陣屋自主防災会	平成16年11月10日	陣屋
92	日の出自主防災会	平成16年11月15日	日の出
93	栄町自主防災会	平成16年12月1日	栄町
94	東町自主防災会	平成17年2月9日	東町
95	原市第七区自主防災会	平成17年6月13日	原市第七区
96	向山自主防災会	平成18年1月29日	向山
97	谷津一丁目・二丁目自主防災会	平成18年2月1日	谷津一・二丁目
98	愛宕一丁目自主防災会	平成18年2月1日	愛宕一丁目
99	戸崎自主防災会	平成18年4月1日	戸崎
100	上町自主防災会	平成18年9月1日	上町

No.	自主防災会名	設立年月日	対象区域（事務区）
101	柏座2丁目自主防災会	平成18年10月20日	柏座二丁目
102	柏座三丁目自主防災会	平成19年4月25日	柏座三丁目
103	宮本町自主防災会	平成19年4月22日	宮本町
104	柏座4丁目自主防災会	平成19年4月8日	柏座四丁目
105	中新井自主防災会	平成19年5月1日	中新井
106	原新町自主防災会	平成19年8月11日	原新町
107	耆丁目自主防災会	平成19年9月1日	耆丁目
108	堤崎自主防災会	平成20年4月1日	堤崎
109	柏座一丁目自主防災会	平成20年7月7日	柏座一丁目
110	川自治会自主防災会	平成21年1月1日	川
111	春日町内自主防災会	平成21年4月1日	春日
112	富士見団地・西富士見自主防災会	平成21年4月12日	富士見団地
113	フィーリア上尾自主防災会	平成21年12月1日	フィーリア上尾
114	根貝戸団地自主防災会	平成22年12月1日	根貝戸団地
115	エージオタウン自主防災会	平成27年4月1日	エージオタウン
116	ビレッジハウス上尾向原自主防災会	平成27年4月15日	向原宿舎

No.	自主防災会連合会名	設立年月日	対象区域
1	大石地区自主防災連合会	平成6年4月18日	大石地区
2	上平地区自主防災組織連合会	平成8年10月18日	上平地区
3	西上尾第一団地自主防災連合会	平成9年9月7日	西上尾第一団地地区
4	尾山台団地自主防災会連合会	平成11年2月5日	尾山台団地地区
5	平方地区自主防災連合会	平成13年2月27日	平方地区
6	原市団地自主防災連合会	平成14年4月22日	原市団地地区
7	西上尾第二団地自主防災連合会	平成16年9月30日	西上尾第二団地地区
8	原市地区自主防災連合会	平成18年1月20日	原市地区
9	大谷地区自主防災組織連合会	平成21年6月9日	大谷地区
10	上尾西地区自主防災連合会	平成23年8月31日	上尾西地区
11	上尾東地区自主防災連合会	平成24年4月2日	上尾東地区
12	上尾南地区自主防災連合会	平成24年5月10日	上尾南地区

## 4-11 自衛隊災害派遣要請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事 様

上尾市長 印

### 自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするように依頼します。

#### 記

#### 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況
- (2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 区 域
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項

## 4-12 ボランティア受付票

## ボランティア受付票

月 日

(新規受付・個人用)

受付時間	受付者氏名
時 分	

太線内を記入してください。

氏名		男・女	歳
住所	〒 -		
TEL	(携帯)	(自宅)	
	(緊急連絡先)	[ 様方 ]	
ボランティア活動保険	加入 済 (基本タイプ・天災タイプ) ・ 未 加入		
活動期間	本日のみ ・ 月 日から 月 日まで ( 日間可能)		
災害ボランティア経験	初めて ・ 経験あり ( )		
車の提供	可 → <input type="checkbox"/> 送迎用 ( 人乗車可) <input type="checkbox"/> 運搬用【軽トラ等】 不可		
資格・特技等	運 転 免 許 ( 普通 ・ 中型 ・ 大型 ・ 自二 ) 医療・介護関係 ( ) 土木・建築関係 ( ) そ の 他 ( )		
持参した資材			
保険確認		活動種類	一般 ・ STAFF ・ 専門 ( )
その他特記事項			

※ ご記入いただいた個人情報は、ボランティア活動以外の目的には使用いたしません。

4-13 ボランティア依頼票

受付番号	番		月	日
ボランティア 依頼票		受付時間 <div style="text-align: center;">時 分</div>	受付者氏名	

活動内容	<input type="checkbox"/> 撤去作業（ 室内・室外 ）（内容 ） <input type="checkbox"/> 家具等の移動（内容 ） <input type="checkbox"/> 泥の除去（ 床下・家の周り・共同溝 ） <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他（ ） [ 留意点 ]
希望活動日	月 日（ ） 時 分 ~ 時 分 [ 新規・継続 ]
活動場所	住所 目印になる建物等 <span style="float: right;">到達時間（徒歩・車） 分</span>

ふりがな 依頼者氏名		携帯電話番号	
		自宅電話番号	
依頼者住所	※ 活動場所と依頼者住所が異なる場合のみ記入		
特殊事情	ひとり暮らし ・ 高齢者 ・ 障害者 ・ 病気 ・ 乳幼児 その他（ ）		
備考			

【現地調査】 実施 ・ 未実施（理由： ）

調査結果 （活動可否）	<input type="checkbox"/> 可（活動緊急度： 極めて高い ・ 高い ・ ふつう ・ やや低い ） <input type="checkbox"/> 不可（理由： ）
必要人数	合計 人（性別の希望があれば： 男性 人 女性 人）
必要資材	<input type="checkbox"/> バケツ（ ） <input type="checkbox"/> ほうき（ ） <input type="checkbox"/> ちりとり（ ） <input type="checkbox"/> 雑巾（ ） <input type="checkbox"/> スコップ（ ） <input type="checkbox"/> 一輪車（ ） <input type="checkbox"/> 土嚢袋（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

## 5 防災行政無線

### 5-1 防災行政無線一覧

市防災行政無線（固定系）

ア 屋外子局

番号	設置場所名	所在地
1	藤波公民館	上尾市藤波1-282-1
2	中分公民館	〃 中分3-101
3	おさらぎ公園	〃 泉台3-8
4	新田公園	〃 井戸木2-42
5	東公園	〃 井戸木2-12
6	大石北小学校	〃 井戸木4-23
7	かえで公園	〃 中妻5-13
8	大石中学校	〃 中妻4-19
9	中妻第二公園	〃 中妻2-14
10	中妻第一公園	〃 中妻1-4
11	浅間台第一公園	〃 浅間台1-10
12	浅間台大公園	〃 浅間台3-35
13	浅間台第三公園	〃 浅間台3-13
14	領家農村センター	〃 領家189-2
15	下芝公民館	〃 中分2-277
16	大石小学校	〃 小泉9-28-2
17	小泉氷川山公園	〃 小泉8-1
18	畔吉ささらの里（諏訪神社）	〃 畔吉835-1
19	大石南小学校	〃 畔吉1333
20	大久保公園	〃 中分1-8-1
21	小敷谷西部公民館	〃 小敷谷988-1
22	小泉中央公園	〃 小泉35-141
23	大石南中学校	〃 小敷谷1105
24	小敷谷東部公会堂	〃 小敷谷487
25	平方北小学校	〃 平方3657
26	上尾丸山公園	〃 平方3326

番号	設置場所名	所在地
27	平方新田集落センター	上尾市平方4072
28	上宿公民館	〃 平方2647-2
29	平方小学校	〃 平方1491
30	太平中学校	〃 小敷谷2-3
31	上野集落センター	〃 上野453
32	平方領々家農村集落センター	〃 平方領々家132
33	県立総合リハビリテーションセンター	〃 西貝塚148-1
34	上野本郷公民館	〃 上野本郷151-2
35	西小学校	〃 今泉1-7-2
36	西中学校	〃 東今泉5-1
37	今泉小学校	〃 今泉3-17-1
38	ゆりが丘公園	〃 向山4-15
39	さくら公園	〃 向山3-42
40	愛宕会館	〃 壺丁目北14
41	さつき公園	〃 向山1-42-2
42	鴨川小学校	〃 西宮下4-400
43	西宮下三丁目自治会館	〃 西宮下3-12
44	地頭方公民館	〃 地頭方294-2
45	大谷小学校	〃 大谷本郷528
46	南中学校	〃 大谷本郷124
47	堤崎公民館	〃 堤崎326-2
48	戸崎児童公園	〃 戸崎801-1
49	聖学院大学	〃 戸崎1-1
50	春日第一公園	〃 春日1-42
51	富士見小学校	〃 柏座4-3-8
52	谷津公民館	〃 谷津2-3-23
53	西宮下公園	〃 西宮下4-237-1
54	尾山台団地	〃 瓦葺2716
55	緑丘保育所	〃 緑丘2-3-19
56	本町公民館	〃 本町5-18-34
57	消防本部	〃 上尾村537
58	東小学校	〃 上尾村1171-2
59	中央小学校	〃 上町1-15-4
60	文化センター	〃 二ツ宮750



番号	設置場所名	所在地
61	ニツ宮公民館	上尾市ニツ宮944
62	上尾小学校	〃 仲町1-11-46
63	東町公民館	〃 東町1-3-21
64	東町小学校	〃 東町3-1947
65	上尾中学校	〃 愛宕3-23-34
66	陣屋公民館	〃 上尾下910
67	栄町公民館	〃 栄町4-14
68	日の出公民館	〃 日の出3-4-31
69	陣屋公園	〃 上尾下699-33
70	アリコベール	〃 宮本町1-1
71	上郷集会所	〃 上1257-3
72	箕の木公民館	〃 上953-2
73	新梨子公園	〃 上686-5
74	上平北小学校	〃 南287
75	上組公民館	〃 菅谷6-111
76	しらこぼと団地	〃 上374-1
77	町谷公民館	〃 上122-1
78	上平小学校	〃 南102
79	新田公民館	〃 菅谷3-30
80	西門前集会所（べにばな公園）	〃 上平中央3-42
81	上平中学校	〃 菅谷121
82	芝川小学校	〃 上平中央1-8-1
83	東部浄水場	〃 平塚2145-1
84	中平塚公民館	〃 平塚1708
85	平塚公園	〃 平塚1212
86	社会福祉事業団あげお	〃 平塚820
87	原市第一区集会所	〃 原市1006-2
88	はらいち台公園	〃 原市1795
89	稲荷公園	〃 原市中1-4
90	五番町第一公園	〃 五番町20
91	J Aさいたま原市支店	〃 原市3320
92	原市中学校	〃 原市3479
93	原市六区会館	〃 原市4140
94	東消防署原市分署	〃 瓦葺1139

番号	設置場所名	所在地
95	尾山台小学校	上尾市瓦葺509-1
96	原市南小学校	〃 原市3990
97	原市一番耕地公園	〃 原市3-18
98	むじなや第一公園	〃 瓦葺1499-4
99	瓦葺小学校	〃 瓦葺2260
100	北部8号井戸	〃 藤波2-42
101	領家ミニ工業団地	〃 領家1136-4
102	恵和園	〃 領家371
103	畔吉新田	〃 畔吉315-2
104	平方箕輪	〃 平方2337-3
105	平方交番	〃 上野229-1
106	壺丁目南境	〃 壺丁目37-7
107	富士見団地公園	〃 富士見2-20-83
108	図書館	〃 上町1-7-1
109	上尾村二ツ宮	〃 二ツ宮1086-2
110	愛宕公民館	〃 愛宕1-18-7
111	上郷遊園地	〃 上1134-20
112	須ヶ谷第六天神	〃 須ヶ谷2-111
113	菅谷東道	〃 須ヶ谷1-120
114	原市四番耕地	〃 原市576
115	瓦葺前原	〃 瓦葺2058-1
116	西上尾第一団地	〃 小敷谷845-1
117	西上尾第一団地	〃 小敷谷845-1
118	西上尾第二団地	〃 小敷谷77-1
119	原市団地	〃 原市3336
120	原新町北公園	〃 原新町24-4
121	富士見小学校	〃 柏座4-3-8
122	上尾市役所	〃 本町3-1-1

## イ 戸別受信機

番号	設置場所名	所在地
1	上尾小学校	上尾市仲町1-11-46
2	中央小学校	〃 上町1-15-4

番号	設置場所名	所在地
3	大谷小学校	上尾市大谷本郷528
4	平方小学校	〃 平方1346-1
5	大石小学校	〃 小泉9-28-2
6	原市小学校	〃 原市3508-1
7	上平小学校	〃 南102
8	富士見小学校	〃 柏座4-3-8
9	尾山台小学校	〃 瓦葺509-1
10	東小学校	〃 上尾村1171-2
11	大石南小学校	〃 畔吉1333
12	平方東小学校	〃 平方4354-2
13	原市南小学校	〃 原市3990
14	鴨川小学校	〃 西宮下4-400
15	芝川小学校	〃 久保180
16	瓦葺小学校	〃 瓦葺2260
17	今泉小学校	〃 今泉3-17-1
18	西小学校	〃 今泉1-7-2
19	東町小学校	〃 東町3-1947
20	平方北小学校	〃 平方3657
21	大石北小学校	〃 井戸木4-23
22	上平北小学校	〃 南287
23	上尾中学校	〃 愛宕3-23-34
24	太平中学校	〃 小敷谷2-3
25	大石中学校	〃 中妻4-19
26	原市中学校	〃 原市3479
27	上平中学校	〃 菅谷121
28	西中学校	〃 東今泉5-1
29	東中学校	〃 上尾村479
30	大石南中学校	〃 小敷谷1105
31	瓦葺中学校	〃 瓦葺163
32	南中学校	〃 大谷本郷124
33	上尾保育所	〃 本町4-13-1
34	原市保育所	〃 原市3241
35	向原分校	〃 上尾宿2096
36	上尾西保育所	〃 春日2-20-2

番号	設置場所名	所在地
37	あたご保育所	上尾市愛宕2-23-22
38	かわらぶき保育所	〃 瓦葺2248
39	大谷保育所	〃 西宮下4-380-3
40	大石保育所	〃 泉台2-14-11
41	小敷谷保育所	〃 小敷谷723-1
42	原市南保育所	〃 原市4166
43	緑丘保育所	〃 緑丘2-3-19
44	上平保育所	〃 西門前498-1
45	畔吉保育所	〃 畔吉1319-1
46	大谷中学校	〃 向山4-10
47	平方支所	〃 平方1674
48	原市支所	〃 原市3241
49	大石支所	〃 中分1-232
50	上平支所	〃 上平中央3-31-5
51	大谷支所	〃 大谷本郷949-1
52	尾山台出張所	〃 瓦葺2528-3
53	上尾駅出張所	〃 谷津2-1-48
54	コミュニティセンター	〃 柏座4-2-3
55	平塚公園	〃 平塚1212
56	図書館	〃 上町1-7-1
57	市民体育館	〃 向山4-3-10
58	文化センター	〃 二ッ宮750
59	恵和園	〃 領家371-1
60	健康プラザ わくわくランド	〃 西貝塚17-1
61	西貝塚環境センター	〃 西貝塚35-1
62	上下水道部庁舎	〃 上尾村1157
63	西保健センター	〃 春日2-10-33
64	平方公民館	〃 平方905-1
65	上尾丸山公園	〃 平方3326
66	総合福祉センター	〃 平塚724
67	原市公民館	〃 原市3499
68	イコス上尾	〃 平塚951-2
69	上尾伊奈斎場つつじ苑	〃 瓦葺150
70	大石公民館	〃 小泉9-28-1

番号	設置場所名	所在地
71	児童館こどもの城	上尾市今泉3-18-1
72	東保健センター	〃 緑丘2-1-27
73	児童館アッピーランド	〃 本町6-11-25
74	青少年センター	〃 上町2-14-19 青少年課内
75	市民活動支援センター	〃 柏座1-1-15
76	プラザ22	〃 谷津2-1-50 商工課内
77	自然学習館	〃 畔吉178
78	瓦葺ふれあい広場	〃 瓦葺103-1
79	上平公園管理事務所	〃 菅谷16
80	上尾市危機管理防災課	〃 本町3-1-1
81	上尾市広報広聴課	〃 本町3-1-1
82	上尾市守衛室	〃 本町3-1-1
83	AGECOCO（子ども・子育て支援複合施設）	〃 壺丁目東22-1
84	大谷西保育所	〃 壺丁目東22-1

## 5-2 消防法に基づく火災警報等の基準

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	1 最小湿度が25%以下で、実効湿度が55%以下になると予想される場合 2 平均風速が11m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想される場合 (降雨・降雪その他これに類する気象状況にある場合を除く。) 3 最小湿度が30%以下で、実効湿度が60%以下になり、平均風速が10m/s以上の風が吹くと予想される場合
火 災 警 報	消防法に基づき、一般警戒を促すため発令する警報で、発表基準は、火災気象通報の基準に準ずるが、上尾市域の状況を判断して発令する。

5-3 発生速報

発生速報

上尾市

月 日 時 分 信 受		発信者		受信者	
1 被害発生	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分				
2 被害場所					
3 被害程度					
4 災害に対する措置					
5 その他 必要事項					

※内容は簡単に要を得たものとする。

5-4 経過速報

経過速報

上尾市

				発信者		受信者						
災害の種類				発生地域								
被害報告		月 日 時 分 現在										
報告区分		発生		経過								
区 分		被 害		区 分		被 害						
人的被害	死者	人		田 畑	流失・埋没ha	流失	埋没					
	行方不明者	人			冠 水ha							
	負傷者	人			流失・埋没ha	流失	埋没					
	重傷 軽傷	人			冠 水ha							
住 家	全壊 (焼) (流失)	棟		そ の 他	文教施設	箇所						
		世帯			病院	箇所						
		人			道路	箇所	通行可 通行不可					
	半壊 (焼)	棟			橋りょう	箇所						
		世帯			河 川	箇所						
		人			砂 防	箇所						
	大規模 半壊	棟			清掃施設	箇所						
		世帯			崖くずれ	箇所						
		人			鉄道不通	箇所						
	中規模 半壊	棟			被害船舶	隻						
		世帯			水 道	戸						
		人			電 話	回線						
	一部破損	棟			電 気	戸						
		世帯			ガ ス	戸						
		人			ブロック塀等	箇所						
	床上浸水	棟			り災世帯数	世帯						
世帯			り災者数	人								
人			建 物	件								
床下浸水	棟		火 災	危 険 物	件							
	世帯		そ の 他	件								
	人		/									
公共建物	全壊(焼)	棟										
	半壊(焼)	棟										
その他	全壊(焼)	棟										
	半壊(焼)	棟										
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 日 時 分 設置 (2) 市のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 地区数 人 員 人 (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 イ 主な活動内容(使用した機材をふくむ) 消防団員 名 計 名												



5-5 被害状況調

被害状況調

上尾市

災害の種類				発生地域					
被害報告		自 月 日		至 月 日					
報告区分		確 定		区 分		被 害			
区 分		被 害		田 畑		流失・埋没ha			
人的被害	死者	人		田 畑	冠 水	流失	埋没		
	行方不明者	人			冠 水	流失	埋没		
	負傷者	人			冠 水				
	重傷	人			冠 水				
	軽傷	人		文教施設		箇所			
住 家	全壊 (焼) (流失)	棟		そ の 他	病 院		箇所		
		世帯			道 路		箇所	通行可	通行不可
		人			橋りょう		箇所		
	半壊 (焼)	棟			河 川		箇所		
		世帯			砂 防		箇所		
		人			清掃施設		箇所		
	大規模 半壊	棟			崖くずれ		箇所		
		世帯			鉄道不通		箇所		
		人			被害船舶		隻		
	大規模 半壊	棟			水 道		戸		
		世帯			電 話		回線		
		人			電 気		戸		
	一部破損	棟			ガ ス		戸		
		世帯			ブロック塀等		箇所		
		人			り災世帯数		世帯		
床上浸水	棟		り災者数		人				
	世帯		火 災	建 物		件			
	人	危 険 物		件					
床下浸水		棟		そ の 他		件			
非住家	公共 建物	全壊(焼)	棟	災 害 対 策 本 部	名 称			上尾市災害対策本部	
		半壊(焼)	棟		設 置				
	そ の 他	全壊(焼)	棟		解 散				
		半壊(焼)	棟		月 日 時			月 日 時	

公共文教施設	千円		災害救助法	適	不適
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公立施設	千円				
小計					
公共施設被害数	団体		消防職員出勤延人数	人	
その他	農産被害	千円	消防団員出勤延人数	人	
	林産被害	千円	備考	1. 発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他	
	畜産被害	千円			
	水産被害	千円			
	商工被害	千円			
	その他	千円			
被害総額	千円				

5-6 被害状況概要報告書

被害状況概要報告書

				年 月 日	
被害確認時間	午前・午後 時 分	報告者	班 名	班	
			氏 名		
本部 (情報班) 受付時間	午前・午後 時 分	通報者	班 氏名	本部 (情報班) 受付者	
区 域 (具体的に)					
区 分	被 害 状 況 (概要で可)			被害場所又は区間(目標物)	
建物の状況	全 壊	( 棟 )			
	半 壊	( 棟 )			
	倒壊寸前	( 棟 )			
火災の状況	全 焼	( 棟 )			
	半 焼	( 棟 )			
	大規模半壊	( 棟 )			
	中規模半壊	( 棟 )			
	延焼中				
市民の状況	死 者	なし・有り 名・不明			
	負 傷 者	なし・有り 名・不明			
	建物の下敷	なし・有り 名・不明			
	建物の閉込み	なし・有り 名・不明			
	道 路	全面通行不可			
		自転車・バイク通行可			
		人通行可			
		渋滞発生場所			
	橋	落橋(名称 )			
		全面通行不可・自転車・バイク通行可・人通行可			
危険(名称 )					
ライフライン	ガス( )	引火中・ガス漏れ			
	電気・電話	電線切断・電柱倒壊・傾斜			
	水道	漏水( 箇所)			
そ の 他	公共施設の状況				
	固定系防災無線柱				
	医療機関				

5-7 被害調査報告書

被害調査報告書

NO. \_\_\_\_\_ 年 月 日 時 分 受信  
 受信者氏名 \_\_\_\_\_

聴取概要等	通報者	氏名 _____ 住所 上尾市 _____ TEL _____ ( )							
	被害場所	上尾市							
	被害程度	家屋・道路・宅地・水路・下水(マンホール)・側溝・堤防・その他 ( )							
		浸水(床上・床下 _____ cm)・冠水・越流・決壊 全壊・半壊(大規模半壊・中規模半壊)・一部損壊・その他 ( )							
措置要望	避難所開設・救助・ポンプ導入・通行止・食糧・飲料水・寝具類 ゴミ収集・消毒・汲み取り・その他 ( )								
措置概要等	措置班(課)	_____							
	措置時間等	着手	日	時	分頃	終了	日	時	分頃
	被害程度	家屋・道路・宅地・水路・下水(マンホール)・側溝・堤防・その他 ( )							
		浸水(床上・床下 _____ cm・ _____ 世帯 _____ 人)・冠水( _____ cm) 越流・決壊( _____ か所)・全壊( _____ 戸 m <sup>2</sup> )・半壊( _____ 戸 m <sup>2</sup> ) ※うち、大規模半壊( _____ 戸 m <sup>2</sup> )・中規模半壊( _____ 戸 m <sup>2</sup> ) 一部損壊( _____ 戸 m <sup>2</sup> )・その他( _____ )							
措置内容	1 ポンプ _____ 台(持ち出し先 _____ ) 2 土のう _____ 袋(持ち出し先 _____ ) 3 通行止(場所) _____ から _____ まで (バリケード _____ 台・セフティコーン _____ 台・ロープ等) 4 避難所開設(場所 _____ ) 5 食糧・飲料水・寝具類の配給(数量 _____ 持ち出し先 _____ ) 6 消毒・汲み取り・ゴミ収集 _____ 7 り災調査 8 作業依頼( _____ 課・所・署、民間業者名 _____ ) 9 その他( _____ )								

備考1 措置対応班は、活動終了後ただちに本書を情報集約班へ提出すること。

5-8 市町村 放送要請依頼用紙

市町村 放送要請依頼用紙

上尾市

<件名> 放送要請について（依頼）

年 月 日 時 分 上尾市災害対策本部 発第 号

<本文> 災害対策基本法第57条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

- 1 要請理由 ①避難指示、警報等の周知徹底を図るため  
②災害時の混乱を防止するため  
③

- 2 放送事項 .....について  
(別紙の読み上げ)

- 3 放送希望日時 ①直ちに  
② 日 時

- 4 その他

<連絡先>

所属・氏名	
無線番号	
有線番号	

---

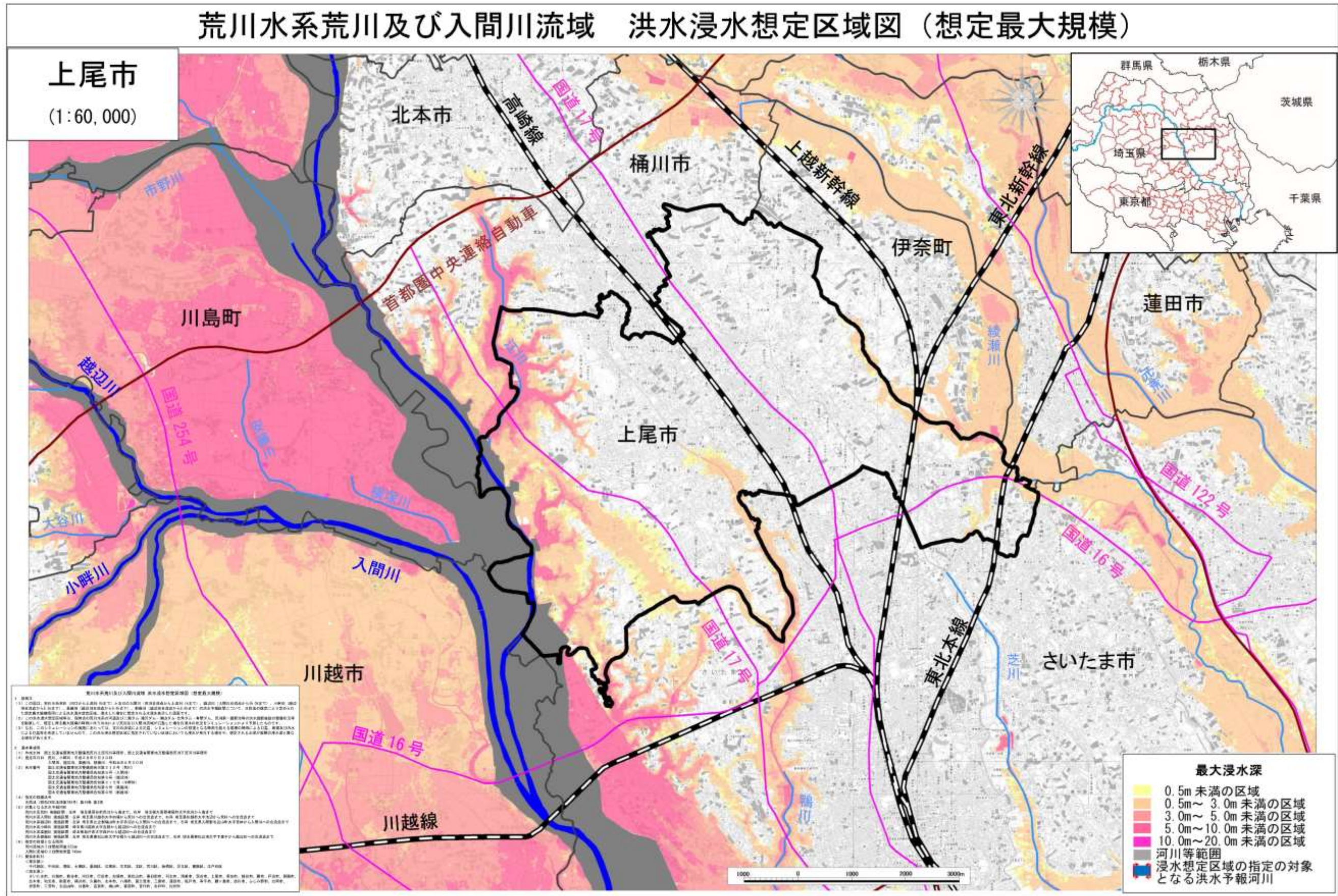
## 6 危険箇所

---

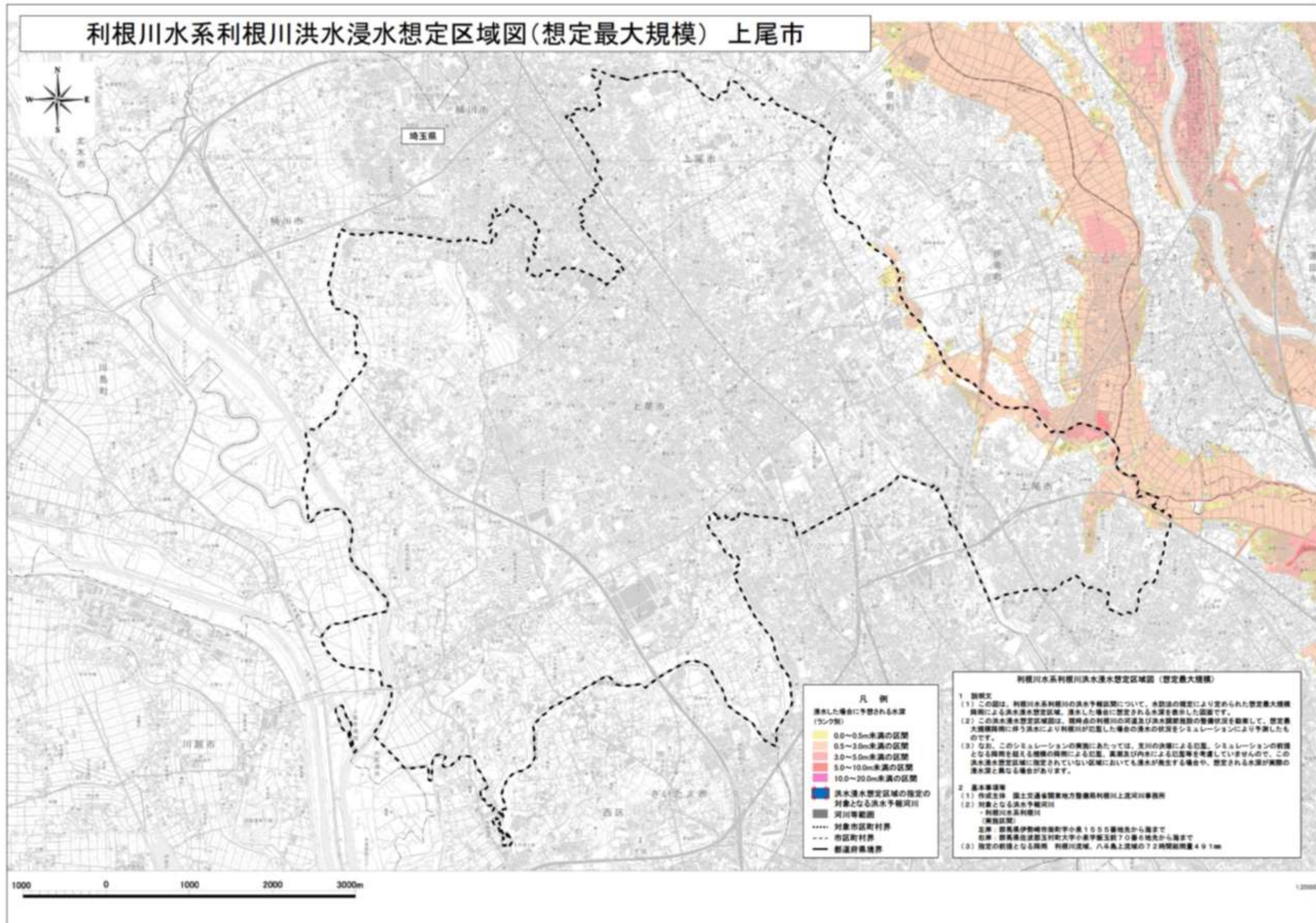
### 6-1 急傾斜地崩壊危険箇所

「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」に基づき、令和6年度をもって削除する。

6-2 洪水浸水想定区域図



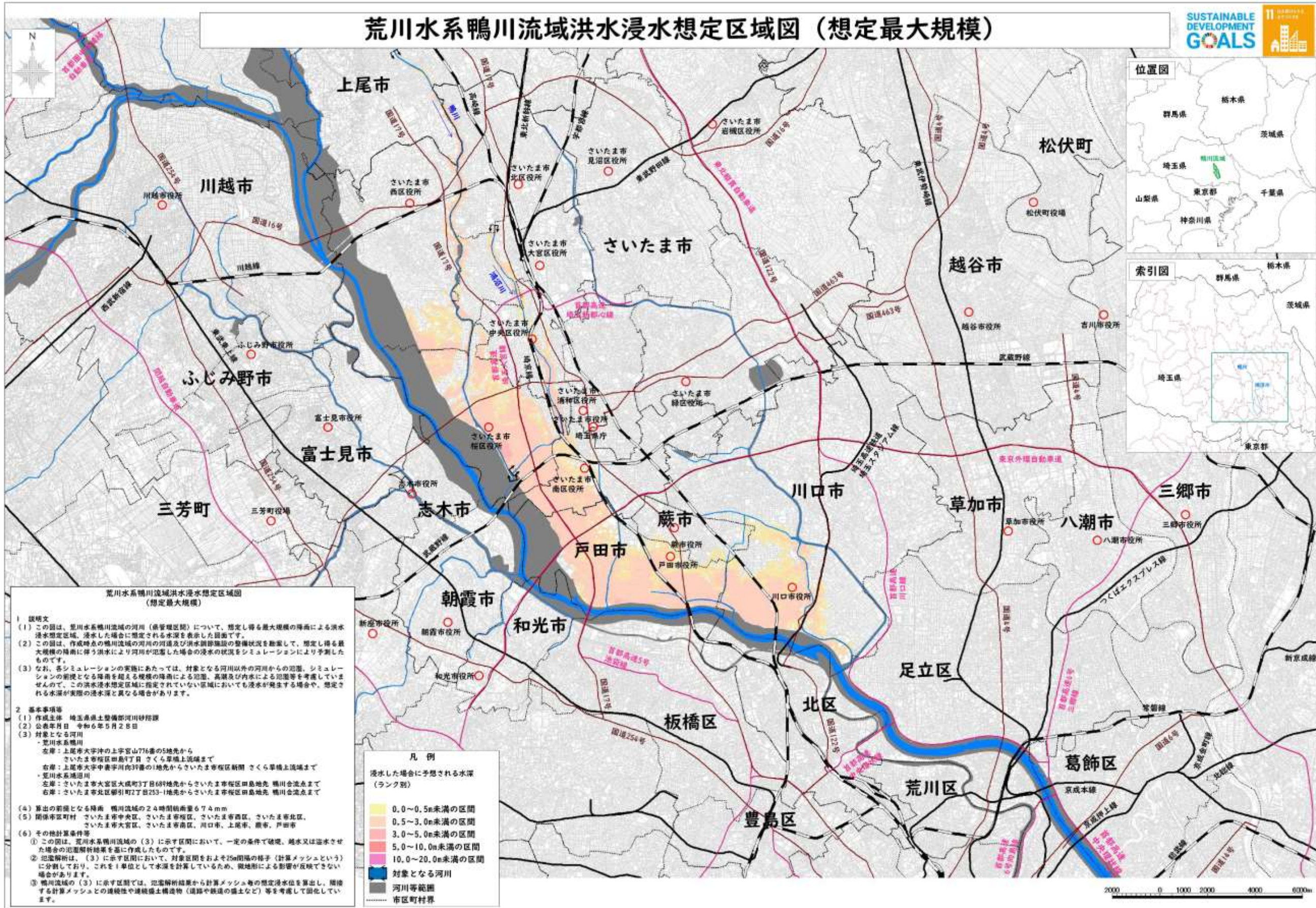
※この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 27 積積、第 1370 号)





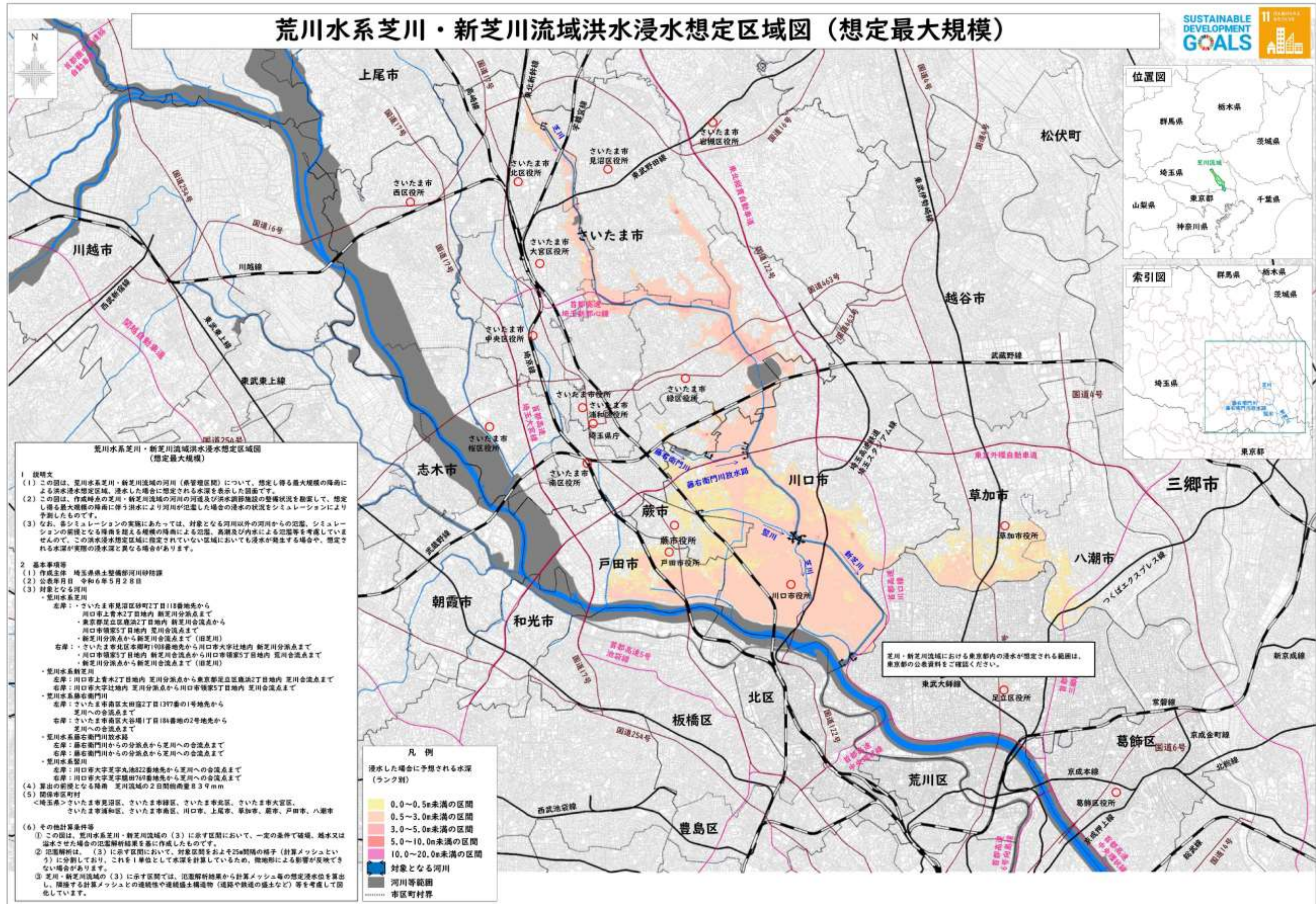


# 荒川水系鴨川流域洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

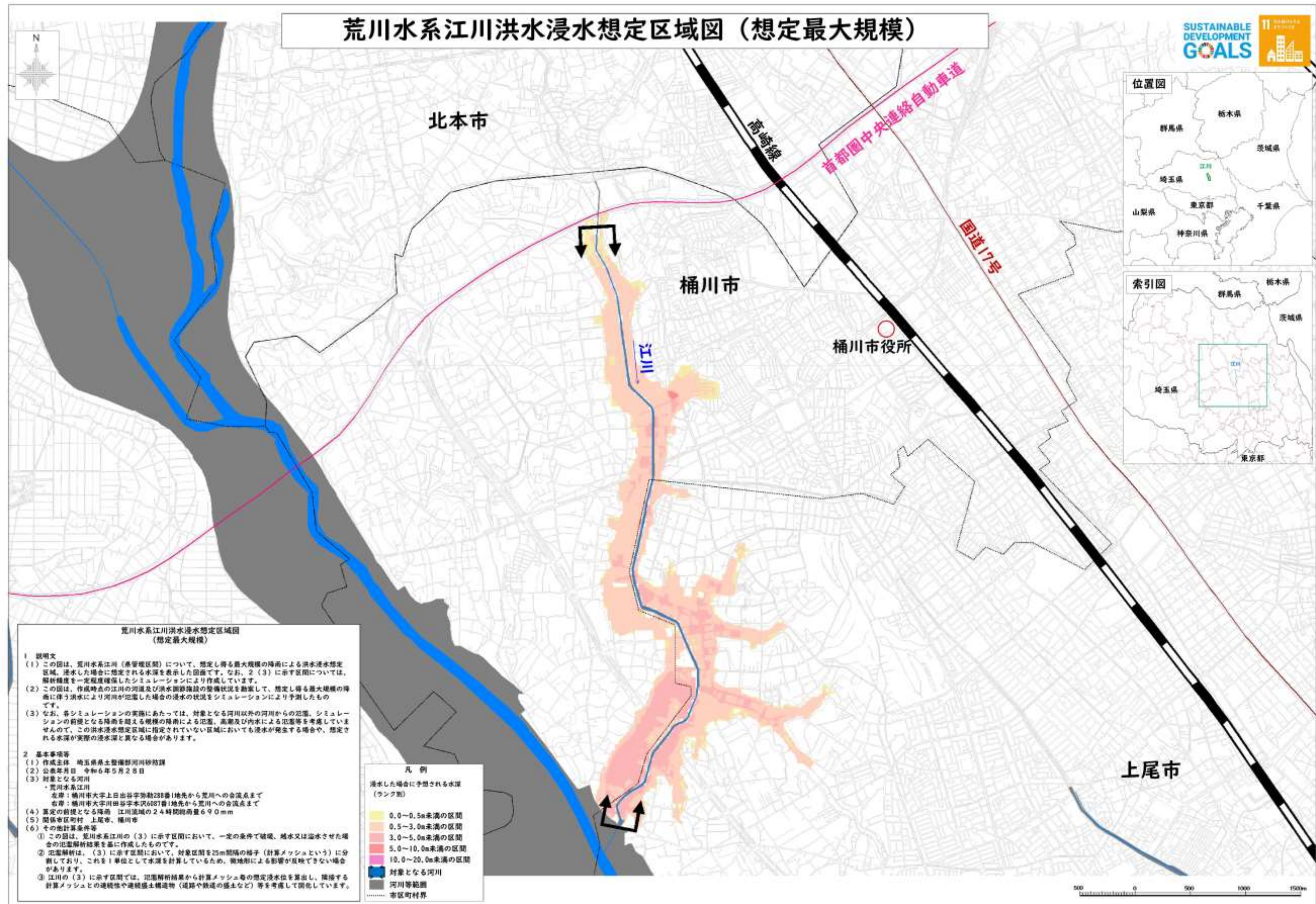


※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）





※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図を作成したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 60）

## 7 避難

## 7-1 避難場所、避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所（地震、洪水、大規模な火事）、指定避難所一覧

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
1	上尾市立上尾中学校	○	○	—	○	○	愛宕3-23-34	上尾
2	上尾市立東中学校	○	○	—	○	○	上尾村479	
3	上尾市立富士見小学校	○	○	—	○	○	柏座4-3-8	
4	上尾市立東小学校	○	○	—	○	○	上尾村1171-2	
5	上尾市立中央小学校	○	○	—	○	○	上町1-15-4	
6	上尾市立上尾小学校	○	○	—	○	○	仲町1-11-46	
7	上尾市立東町小学校	○	×	—	○	×	東町3-1947	
8	埼玉県立上尾特別支援学校	○	×	—	○	×	東町3-2009-3	
9	上尾運動公園	○	○	○	○	○	愛宕3-28-30	
10	上尾市コミュニティセンター	○	○	—	○	○	柏座4-2-3	
11	埼玉県立武道館 スポーツ総合センター	○	○	—	○	○	日の出4-1877 東町3-1679	
12	緑丘公園	○	○	—	—	—	緑丘5-15-3	
13	東町公園	○	○	—	—	—	東町1-1477-1	
14	春日第一公園	○	○	—	—	—	春日1-42	
15	春日第二公園	○	○	—	—	—	春日2-4	
16	春日第三公園	○	○	—	—	—	春日2-19	
17	原新町南公園	○	○	—	—	—	原新町4-6	
18	上尾市立太平中学校	○	×	—	○	×	小敷谷2-3	平方
19	上尾市立平方北小学校	○	×	—	○	×	平方3657	
20	上尾市立平方東小学校	○	×	—	○	×	平方4354-2	
21	上尾市立平方小学校	○	×	—	○	×	平方1346-1	
22	埼玉県立上尾橘高等学校	○	×	—	○	×	平方2187-1	
23	上尾丸山公園	○	×	○	—	—	平方3326	
24	上尾市立西貝塚環境センター	○	※	—	—	—	西貝塚35-1	
25	秀明英光高等学校	○	×	—	—	—	上野1012	
26	上尾市立瓦葺中学校	○	×	—	○	×	瓦葺163	原市
27	上尾市立原市中学校	○	○	—	○	○	原市3479	
28	上尾市立瓦葺小学校	○	○	—	○	○	瓦葺2260	
29	上尾市立尾山台小学校	○	×	—	○	×	瓦葺509-1	

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
30	上尾市立原市南小学校	○	○	—	○	○	原市3990	原市
31	上尾市立原市小学校	○	○	—	○	○	原市3508-1	
32	埼玉県立上尾鷹の台高等学校	○	×	—	○	×	原市2800	
33	白山公園	○	○	—	—	—	原市3950-1	
34	原市台公園	○	×	—	—	—	原市1795	
35	稲荷公園	○	○	—	—	—	原市中1-4-2	
36	むじなや公園	○	×	—	—	—	瓦葺1525-5	
37	前原公園	○	○	—	—	—	瓦葺3215	
38	瓦葺ふれあい広場	○	×	—	—	—	瓦葺103-1	
39	五番町第一公園	○	×	—	—	—	五番町20	
40	五番町第二公園	○	×	—	—	—	五番町8	
41	かわらぶき公園	○	○	—	—	—	瓦葺2253	
42	上尾市立大石中学校	○	○	—	○	○	中妻4-19	大石
43	上尾市立大石南中学校	○	×	—	○	×	小敷谷1105	
44	上尾市立大石北小学校	○	○	—	○	○	井戸木4-23	
45	上尾市立大石小学校	○	○	—	○	○	小泉9-28-2	
46	上尾市立大石南小学校	○	○	—	○	○	畔吉1333	
47	埼玉県立上尾高等学校	○	○	—	○	○	浅間台1-6-1	
48	上尾市立大石公民館	○	○	—	○	○	小泉9-28-1	
49	浅間台大公園	○	○	○	—	—	浅間台3-35	
50	鴨川中央公園	○	○	○	—	—	中妻5-33	
51	小泉氷川山公園	○	○	○	—	—	小泉8-1	
52	浅間台第一公園	○	○	—	—	—	浅間台1-10	
53	浅間台第二公園	○	○	—	—	—	浅間台2-6	
54	浅間台第三公園	○	○	—	—	—	浅間台3-13	
55	浅間台第四公園	○	○	—	—	—	浅間台4-13	
56	水神公園	○	○	—	—	—	泉台1-5	
57	梅田公園	○	○	—	—	—	泉台2-9	
58	藤見公園	○	○	—	—	—	泉台3-12	
59	山王公園	○	○	—	—	—	井戸木1-12	
60	東公園	○	○	—	—	—	井戸木2-12	
61	新田公園	○	○	—	—	—	井戸木2-42	
62	地蔵公園	○	○	—	—	—	井戸木3-12	
63	井戸木公園	○	○	—	—	—	井戸木4-35	
64	小泉中央公園	○	×	—	—	—	小泉35-141	
65	どんぐり山公園	○	○	—	—	—	小泉1-6	
66	神明公園	○	○	—	—	—	小泉3-14	
67	ひばり山公園	○	○	—	—	—	小泉5-9	
68	天神公園	○	○	—	—	—	小泉9-12	

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
69	中妻第一公園	○	○	—	—	—	中妻1-4	大石
70	中妻第二公園	○	○	—	—	—	中妻2-14	
71	宮前公園	○	○	—	—	—	中妻3-16	
72	かえで公園	○	○	—	—	—	中妻5-13	
73	大久保公園	○	○	—	—	—	中分1-8-1	
74	下芝公園	○	○	—	—	—	中分1-19-1	
75	上尾市立上平中学校	○	○	—	○	○	菅谷121	上平
76	上尾市立上平北小学校	○	○	—	○	○	南287	
77	上尾市立上平小学校	○	○	—	○	○	南102	
78	上尾市立芝川小学校	○	○	—	○	○	上平中央1-8-1	
79	埼玉県立上尾かしの木特別支援学校	○	×	—	○	×	平塚1281-1	
80	平塚公園	○	○	○	—	—	平塚1212-1	
81	上平公園	○	○	○	—	—	菅谷16	
82	上尾市平塚サッカー場	○	×	—	—	—	平塚536-1	
83	町谷第一公園	○	○	—	—	—	上17-13	
84	錦町中央公園	○	○	—	—	—	錦町7-7	
85	錦町西公園	○	○	—	—	—	錦町11-1	
86	やまの下公園	○	○	—	—	—	上平中央1-3	
87	ぼうの下公園	○	○	—	—	—	上平中央1-25	
88	なかはら公園	○	○	—	—	—	上平中央2-4	
89	こうしん山公園	○	○	—	—	—	上平中央3-4-1	
90	べにばな公園	○	○	—	—	—	上平中央3-42	
91	上尾市立大谷中学校	○	○	—	○	○	向山4-10	大谷
92	上尾市立南中学校	○	×	—	○	×	大谷本郷124	
93	上尾市立西中学校	○	×	—	○	×	東今泉5-1	
94	上尾市立今泉小学校	○	○	—	○	○	今泉3-17-1	
95	上尾市立西小学校	○	○	—	○	○	今泉1-7-2	
96	上尾市立大谷小学校	○	○	—	○	○	大谷本郷528	
97	上尾市立鴨川小学校	○	×	—	○	×	西宮下4-400	
98	埼玉県立上尾南高等学校	○	×	—	○	×	中新井585	
99	聖学院大学	○	×	—	○	×	戸崎1-1	
100	上尾市民体育館	○	○	—	○	○	向山4-3-10	
101	上尾市立大谷公民館	○	○	—	○	○	大谷本郷949-1	
102	上尾市児童館こどもの城	○	○	—	○	○	今泉3-18-1	
103	埼玉県立中央高等技術専門学校	○	○	—	○	○	戸崎975	
104	ゆりが丘公園	○	○	—	—	—	向山4-15	
105	けやき公園	○	○	—	—	—	今泉1-5-1	
106	和泉公園	○	○	—	—	—	今泉1-24	

No.	施設名	指定緊急避難場所			指定避難所		所在地	地区
		地震	洪水	大規模な火事	地震	洪水		
107	こどもの城公園	○	○	—	—	—	今泉3-42	大谷
108	西宮下公園	○	○	—	—	—	西宮下4-237-1	
109	みずき公園	○	○	—	—	—	向山1-4	
110	もみじ公園	○	○	—	—	—	向山1-20	
111	ならの木公園	○	○	—	—	—	向山2-42	
112	さくら公園	○	○	—	—	—	向山3-42	
113	アスレチックパーク	○	○	—	—	—	壱丁目東4-1	
114	どんぐり公園	○	○	—	—	—	壱丁目東17-1	
115	グランドゴルフパーク	○	×	—	—	—	壱丁目南29-1	
116	モミノキ公園	○	○	—	—	—	壱丁目北4-1	
117	西上尾第一団地1街区グラウンド	○	○	—	—	—	今泉324-1	団地
118	西上尾第一団地3街区グラウンド	○	○	—	—	—	小敷谷858-2	
119	西上尾第二団地中央グラウンド	○	×	—	—	—	小敷谷77-1	
120	原市団地中央グラウンド	○	○	—	—	—	原市3336	
121	尾山台団地5街区広場	○	○	—	—	—	瓦葺2716	

【凡例】

○・・・使用可能。
×・・・使用不可。
※・・・西貝塚環境センターの工場棟6階展望室を使用。

(2) 福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム あげぼの	上野567
2	特別養護老人ホーム 新生ホーム	平方領々家224-1
3	特別養護老人ホーム 葺きの里	瓦葺2143-2
4	特別養護老人ホーム パストーン浅間台	浅間台2-17-1
5	介護老人福祉施設 しののめ	平塚2141
6	介護老人福祉施設 ウェルハーネス上尾	向山1-14-7
7	介護老人保健施設 ハーティハイム	平方3147-3
8	介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお	平方1915
9	介護老人保健施設 エルサ上尾	藤波3-265-1
10	介護老人保健施設 あげお愛友の里	西門前636
11	上尾市西保健センター	春日2-10-33
12	上尾市東保健センター	緑丘2-1-27
13	総合福祉センター	平塚724



No.	施設名	所在地
14	藤の郷あげお	二ツ宮897-4
15	障害者生活支援施設あげお	平塚820
16	介護老人福祉施設 上尾ほほえみの杜	畔吉1341-1
17	特別養護老人ホーム 棕の木	平塚322
18	放課後デイサービス きぼう	領家102-7
19	すみれ事業所 主たる事業所	中妻5-32-41
20	すみれ事業所 従たる事業所	本町2-6-24
21	共同生活援助事業所 すみれ第3ホーム	泉台2-17-13
22	共同生活援助事業所 すみれ第4ホーム	中妻5-31-1
23	共同生活援助事業所 すみれ第5ホーム	中妻5-31-1
24	大石事業所	藤波1-209-2
25	上平事業所	菅谷49-1
26	ふじ学園	藤波1-208
27	一の郷（あげおむら）	二ツ宮1071-3
28	労働と教育の場「雑草」	地頭方438-6
29	領家グリーンゲイブルズ	領家401-1
30	グリーンドア	緑丘2-2-11
31	プラスハート	緑丘1-3-19
32	アジュール	上野358-12

## 7-2 災害時における避難地及び防災施設の運営に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県北本県土整備事務所（以下「甲」という。）が管理する上尾運動公園を、災害発生時に上尾市（以下「乙」という。）が住民の避難地として有効に使用できるようにするために、避難地及び防災施設の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(避難地)

第2条 乙が上尾運動公園内で避難地として使用する区域（以下「避難地」という。）は、別紙1のとおりとする。但し、避難地を除く区域は、埼玉県地域防災計画に位置づけた防災活動拠点のための区域とする。

(防災施設)

第3条 乙が使用する防災施設は、上尾運動公園内の別紙2に定める施設とする。

(平常時の運営)

第4条 平常時の運営等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 避難地及び防災施設の維持管理は、甲が行うものとする。
- (2) 甲は、防災施設の鍵、操作方法等を記載した書類など（以下「鍵等」という。）を乙に貸与するとともに、その操作方法について十分な説明を行うものとする。また、乙は貸与された鍵等は、災害時に速やかな対応が行えるよう保管場所等十分注意して管理するものとする。
- (3) 甲及び乙は、毎年1回以上現地において双方立ち会いのもと、防災施設の状況等を確認するものとする。
- (4) 甲及び乙は、互いに災害発生時の連絡先を確認するものとする。また、災害発生時の連絡先を変更した場合は、速やかに連絡するものとする。

(災害時の運営)

第5条 甲及び乙は、それぞれ協力して避難地及び防災施設を有効に活用し、防災関係機関との協力体制のもと、被害の軽減化を図るものとする。

(訓練等)

第6条 甲は、乙が防災訓練等のため避難地及び防災施設の使用を申し入れたときは、協力するものとする。

(経費負担)

第7条 避難地及び防災施設の維持管理、関連消耗品の補充等にかかる経費は甲が負担する。ただし、乙が使用した場合における消耗品の補充等や乙の過失により破損した防災施設の修繕等に係る経費は乙が負担する。

(指定管理者による維持管理等)

第8条 甲は、第4条ないし第6条に規定する甲の業務及び前条に規定する甲の経費負担を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項で規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする。

(新たな施設の設置等)

第9条 甲が新たに防災施設を設置する場合、あるいは防災施設を変更する場合は、甲乙協議の上、別紙2を変更するとともに、第4条第2号に定める鍵等の貸与及び説明を行うものとする。

(協定の有効期限及び更新)

第10条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の申し出がない限り、本協定は毎年更新されるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

附 則

平成9年7月22日付けで締結した「災害時における防災施設の運営に関する協定」は、本協定の締結をもって効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成20年4月1日

甲 北本市東間3丁目143番地  
埼玉県北本県土整備事務所  
所 長 榎 本 恵 樹

乙 上尾市本町3丁目1番1号  
上尾市  
上尾市長 島 村 穰

別紙1 略

別紙2 上尾運動公園防災施設一覧

施設名	内 容
耐震性貯水槽	
非常災害時用井戸、浄水装置	
非常用発電設備	
避難施設	休憩舎等
放送設備	拡声設備等
マンホールトイレ	
かまどベンチ	
自己発電型照明灯	
防災施設案内板	
防災倉庫	

### 7-3 避難指示についての報告

避難指示についての報告

年 月 日

様

上尾市長

避難 指示 について（報告）

当市 地区に対し 月 月 日 時 分

避難 指示 を発したので報告します。



7-5 避難者名簿用紙

避難者名簿用紙（各世帯一枚）

以下の太枠内を記入して下さい。

記入いただいた内容は、避難所運営と支援に必要な範囲で、災害対策本部で共有します。

避難所名	
------	--

●世帯基本情報

世帯代表者氏名		連絡先	
住 所			
所属自治会			
ペット同行 の有無	・有（種類： ） ・無	車・バイク での避難	・有（軽・ガレ： ） ・無
親族等からの安否確認の問い合わせに対し、 住所氏名等の回答を希望しない場合は☐		☐希望しない	

●ご家族情報（代表者を含め、避難されている方全員を記入して下さい）

No.	入 所 日	（フリガナ） 氏 名	続柄	年齢	性別 (任意)	アレルギー、持病、体の状況、 配慮事項等その他（任意）	退 所 日
1							
2							
3							
4							
5							
6							

※受付者記入欄

居住区画	1、避難所内（ ） 2、車中泊
------	--------------------

## 8 消 防

### 8-1 埼玉県下消防相互応援協定

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

**第2条** この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

**第4条** 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

#### 第2章 相互応援

(応援要請)

**第5条** この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が協定市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、協定市町村等の消防機関（以下「協定機関」という。）が保有する特殊の車両等及び資機材を必要と認める場合

2 前条に規定する県に対する報告及び前項に規定する応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項



(応援隊等の派遣)

**第6条** 応援市町村等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

**第7条** 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

**第9条** 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに、発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

**第10条** 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

**第11条** 協定事務の円滑な推進を図るため、必要のつど、協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

**第12条** 連絡会議は次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定市町村等間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項。

### 第4章 経費負担

(経費負担)

**第13条** この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災市町村等の負担とする。

- (2) 第7条の規定に基づく経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

## 第5章 雑則

(実施細部)

**第14条** この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長(消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合を構成する市町村で消防団事務を行っている市町村にあっては消防団長。)が協議して定めるものとする。

(協議)

**第15条** この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

**第16条** この協定を証するため、協定市町村等の長は記名押印の上、各1通を保管する。

## 附 則

- 1 この協定は、平成19年7月1日から効力を生ずる。
- 2 埼玉県下消防相互応援協定書(昭和60年4月1日締結)は廃止する。

川口市  
市長 岡村幸四郎

蕨市  
市長 頼高英雄

上尾市  
市長 新井弘治

さいたま市  
市長 相川宗一

(注) 鳩ヶ谷市  
市長 木下達則

戸田市  
市長 神保国男

(注) 鳩ヶ谷市は、平成23年10月11日 川口市と合併

8-2 現有車両配備状況

(令和6年4月1日現在)

所属	名称	車名	年式	登録日	使用年数	備考
本部	総務車	トヨタ	H25年	H25. 8. 1	10年 8ヶ月	リース (ハイブリッド)
	調査車	トヨタ	R03年	R03. 11. 30	2年 4ヶ月	
	査察指導車	トヨタ	R01年	R01. 12. 2	4年 3ヶ月	リース (ハイブリッド)
	連絡車	トヨタ	H26年	H26. 8. 1	9年 8ヶ月	リース (ハイブリッド)
	警防車	トヨタ	H26年	H26. 7. 1	9年 9ヶ月	リース
	連絡車	スズキ	H27年	H27. 2. 6	9年 1ヶ月	伊奈分署から移管
東消防署	化学消防ポンプ自動車	日野	H22年	H22. 7. 26	13年 8ヶ月	水槽1,500ℓ、薬液 500ℓ
	水槽付消防ポンプ自動車	UDトラック	H22年	H22. 9. 24	13年 6ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	いすゞ	R05年	R05. 4. 20	0年 11ヶ月	
	救助工作車	日野	R06年	R06. 3. 21	0年 0ヶ月	小型移動式クレーン、ウインチ
	はしご付消防自動車	日野	R02年	R02. 9. 15	3年 6ヶ月	直進式30m、伸縮水路管
	指令車	ニッサン	R05年	R05. 11. 14	0年 4ヶ月	
	高規格救急自動車	ニッサン	H31年	H31. 2. 21	5年 1ヶ月	
	非常用高規格救急自動車	トヨタ	H28年	H28. 1. 26	8年 2ヶ月	
	指揮車	トヨタ	H31年	H31. 3. 26	5年 0ヶ月	
	重機搬送車	日野	H25年	H25. 3. 15	11年 0ヶ月	3t級重機
防災指導車	トヨタ	R04年	R04. 12. 1	1年 4ヶ月	リース	
原市分署	水槽付消防ポンプ自動車	ニッサンディーゼル	H21年	H21. 12. 14	14年 3ヶ月	水槽1,300ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H22年	H22. 9. 1	13年 7ヶ月	水槽 600ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	H30年	H30. 2. 2	6年 1ヶ月	
	連絡車	トヨタ	H21年	H21. 3. 2	15年 0ヶ月	リース
上平分署	水槽付消防ポンプ自動車	ニッサンディーゼル	H22年	H22. 1. 15	14年 2ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H22年	H22. 9. 1	13年 7ヶ月	水槽 600ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	R02年	R02. 1. 9	4年 2ヶ月	
	連絡車	トヨタ	H18年	H18. 9. 1	17年 7ヶ月	リース
伊奈分署	水槽付消防ポンプ自動車	日野	H26年	H26. 12. 18	9年 3ヶ月	水槽1,700ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H26年	H26. 11. 26	9年 4ヶ月	水槽 600ℓ
	化学消防ポンプ自動車	日野	H24年	H24. 1. 31	12年 2ヶ月	水槽 1,300ℓ、薬液 500ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	R06年	R06. 2. 22	0年 1ヶ月	
	高規格救急自動車	ニッサン	R02年	R03. 1. 15	3年 2ヶ月	
	非常用高規格救急自動車	トヨタ	R06年	R06. 2. 22	0年 1ヶ月	
	連絡車	トヨタ	H31年	H31. 2. 19	5年 1ヶ月	
連絡車	ニッサン	H25年	H25. 2. 25	11年 1ヶ月		
西消防署	水槽付消防ポンプ自動車	日野	H27年	H27. 3. 6	9年 0ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	いすゞ	R04年	R04. 2. 1	2年 2ヶ月	
	救助工作車	UDトラック	H19年	H19. 11. 26	16年 4ヶ月	小型移動式クレーン、ウインチ
	屈折はしご付消防自動車	日野	H23年	H23. 3. 10	13年 0ヶ月	屈折式25m、伸縮水路管
	資機材搬送車	いすゞ	R05年	R05. 7. 14	0年 8ヶ月	
	高規格救急自動車	トヨタ	H28年	H28. 1. 26	8年 2ヶ月	
	指揮車	トヨタ	R06年	R06. 1. 12	0年 2ヶ月	
	指令車	ニッサン	R05年	R05. 11. 14	0年 4ヶ月	

所属	名称	車名	年式	登録日	使用年数	備考
大谷分署	水槽付消防ポンプ自動車	日野	H30年	H30. 3. 27	6年 0ヶ月	水槽1,500ℓ
	消防ポンプ自動車	日野	H24年	H24. 6. 11	11年 9ヶ月	水槽 600ℓ
	高規格救急自動車	トヨタ	H28年	H28. 12. 20	7年 3ヶ月	
	高規格救急自動車	トヨタ	R02年	R02. 2. 4	4年 1ヶ月	
	非常用消防ポンプ自動車	日野	R05年	R05. 3. 15	1年 0ヶ月	水槽 1,500ℓ
	連絡車	トヨタ	H18年	H18. 9. 1	17年 7ヶ月	リース
平方分署	水槽付消防ポンプ自動車	いすゞ	R03年	R03. 1. 20	3年 2ヶ月	水槽1,500ℓ
	資機材搬送車	日野	H28年	H28. 12. 21	7年 3ヶ月	西消防署から移管
	高規格救急自動車	トヨタ	R06年	R06. 2. 22	0年 1ヶ月	
	連絡車	三菱	R04年	R05. 2. 24	1年 1ヶ月	電気自動車

## 8-3 消防用機材保有状況

(令和6年4月1日現在)

分類	所属別 資機材	東 消防署									合 計
			救助隊	原市分署	上平分署	伊奈分署	西消防署	救助隊	大谷分署	平方分署	
一般救助用器具	かぎ付きはしご	4	2	1	1	2	4	2	1	1	14
	三連はしご	4	1	2	2	3	4	1	2	1	18
	金属製折りたたみはしご又はワイヤーはしご	2	2				2	2			4
	空気式救助マット	1	1				1	1			2
	救命索発射銃	1	1				1	1			2
	サーバイバースリング又は救助用縛帯	6	4	5	3	2	3	3	2	2	23
	平担架	2		1			2	1			5
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	1	1								1
	可搬ウィンチ	7	2	1	1	2	4	2	1		16
	マンホール救助器具	1	1				1	1			2
	マット型空気ジャッキ	1	1				1	1			2
	大型油圧スプレッター	1	1				1	1			2
	救助用支柱器具	1	1				1	1			2
切断用器具	油圧切断機	1	1								1
	エンジンカッター	5	2	1	1	2	3	2	2	1	15
	ガス溶断機	1	1				1	1			2
	チェーンソー	4	2	2	1	2	3	1	2	2	16
	鉄線カッター	14	6	4	3	2	8	4	2	1	34
	空気鋸	1	1				1	1			2
	大型油圧切断機	1	1				2	2			3
破壊用器具	万能斧	8	3	3	3	7	9	3	4	2	36
	ハンマー	2	2	1		4	6	1	1	1	15
	携帯コンクリート用破壊器具	2	1		1	1	1	1	1	1	7
	削岩機	1	1			1	1	1			3
	ハンマードリル	1	1			1	2	2			4
測定用器具	複合型ガス測定器	5	2	1	1	1	2	1	1	1	12
	有毒ガス検知器	2	1	1	1	1	2	1	1	1	9
	放射線測定器	4	4			4	3	3	1		12
山岳	バスケット型担架	5	3	1	1	1	4	2	1	1	14
検索	簡易画像探索機						1	1			1

分類	所属別 資機材	東消防署	救助隊					西消防署	救助隊	大谷分署	平方分署	合計
			原市分署	上平分署	伊奈分署	救助隊						
呼吸保護用器具	空気呼吸器	15	6	7	7	10	14	7	8	4	65	
	酸素呼吸器	5	5				5	5			10	
	簡易呼吸器	2	2				2	2			4	
	防塵マスク	15	15				15	15			30	
	送排風機	2	1				2	2			4	
隊員保護用器具	耐電手袋	5	5	1	1	1	5	5	1	1	15	
	耐電衣	5	5				5	5			10	
	耐電ズボン	5	5				5	5			10	
	耐電長靴	5	5	1	1	1	5	5	1	1	15	
	防塵メガネ	35	35	5	5	6	10	10	8	10	79	
	携帯警報機	15	6	7	7	10	14	7	8	4	65	
	防毒マスク	15	15			13	10	10	3		41	
	化学防護服(陽圧式化学防護服を除く)	38	15	3	3	3	38	15	3	3	91	
	陽圧式化学防護服	7	7				6	6			13	
	耐熱服	2								2	4	
	放射線防護服	5	5				2	2		3	10	
除染	除染シャワー	2	2			1	1	1			4	
	除染剤散布器	2	2				2	2		2	6	
水難救助用器具	救命胴衣	20	20	9	5	8	28	28	4	19	93	
	救命浮環	5	5	2	1	5	5	5	1	2	21	
	浮標	1	1				2	2		3	6	
	救命ボート					1	1	1		2	4	
	船外機						2	2		2	4	
救助器具	地中音響探知機	1	1								1	
	熱画像直視装置	2	1			1	2	1		1	6	
その他の救助用器具	投光器	6	3	2	2	7	5	3	2	1	25	
	携帯投光器	9	5	3	2	2	4	3	2	1	23	
	携帯拡声器	11	6	4	3	3	5	2	2	3	31	
	携帯無線機	10	3	5	5	8	7	2	4	3	42	
	応急処置セット	3	1	2	2	1	3	1	2	1	14	
	車両用移動器具	1	1					1	1		2	
	緩降機	2	2				2	2			4	
	ロープ登降機	5	5				1	1			6	
	発電機	12	5	3	2	7	12	4	3	2	41	

## 8-4 上尾市消防水利

上尾市消防水利 (令和6年4月1日現在)

市町・地区 施設		上尾市							伊奈町	合計	
		上尾	平方	原市	大石	上平	大谷	計			
総計		1,017	251	533	869	560	556	3,786	833	4,619	
消火栓		540	173	318	553	368	354	2,306	538	2,844	
防火水槽		469	74	209	311	188	195	1,446	289	1,735	
内 訳	公 設	20m <sup>3</sup> 級	54	24	37	61	47	44	267	88	355
		40m <sup>3</sup> 級	27	9	24	38	18	16	132	23	155
		60m <sup>3</sup> 級	3	0	1	0	0	1	5	0	5
		80m <sup>3</sup> 級	0	1	0	0	0	0	1	0	1
		100m <sup>3</sup> 級	5	1	0	4	2	2	14	6	20
		計	89	35	62	103	67	63	419	117	536
	私 設	20m <sup>3</sup> 級	238	18	111	151	80	82	680	79	759
		40m <sup>3</sup> 級	111	19	30	52	37	31	280	61	341
		60m <sup>3</sup> 級	20	2	6	2	2	2	34	22	56
		80m <sup>3</sup> 級	6	0	0	1	2	2	11	4	15
		100m <sup>3</sup> 級	5	0	0	2	0	15	22	6	28
		計	380	39	147	208	121	132	1,027	172	1,199
プール		8	4	6	5	4	7	34	6	40	

## 8-5 市内危険物施設の状況

施設区分		施設数	地区別					
			上尾	大石	大谷	上平	原市	平方
製造所		5	1	2	2	0	0	0
貯蔵所	屋内	70	8	9	16	21	13	3
	屋外タンク	8	1	3	2	2	0	0
	屋内タンク	0	0	0	0	0	0	0
	地下タンク	45	12	9	12	6	1	5
	簡易タンク	0	0	0	0	0	0	0
	移動タンク	26	4	19	1	2	0	0
	屋外	6	1	1	2	2	0	0
取扱所	給油	35	9	11	5	6	1	3
	第1種販売	0	0	0	0	0	0	0
	第2種販売	0	0	0	0	0	0	0
	移送	0	0	0	0	0	0	0
	一般	38	15	5	6	8	4	0
合計		233	51	59	46	47	19	11

(消防年報令和6年度刊行から)



## 9 医療

## 9-1 医療機関一覧（上尾市医師会）

No.	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
1	上尾アーバンクリニック	内・呼・循・消・糖・アレ	緑丘3-5-28 シンワ緑丘ビル1F	778-1929
2	葵ウィメンズクリニック	産婦	壺丁目東14-5	781-1188
3	上尾胃腸科外科医院	消・内・外	上町2-13-3	771-6553
4	上尾かみクリニック	耳鼻・内	上848-7	777-6600
5	上尾キッズクリニック	小児	壺丁目北25-2	780-7050
6	上尾こいけ眼科	眼	富士見2-20-36	782-7001
7	あげお在宅医療クリニック	消・外・内	上20-8	783-5801
8	上尾女性クリニック	婦・乳腺外科・内・泌尿	仲町1-1-14	729-8803
9	上尾高沢クリニック	精・神内	宮本町9-4	777-5501
10	あげお第一診療所	内・小児	西上尾第一団地2-38-102	726-2765
11	上尾中央総合病院	内・循内・消内・神内・糖・腎・血・呼・感染症・腫・緩和・心内・小児・産婦・外・整・脳外・心血外・消外・乳外・呼外・気管食道・肛・内視・泌尿・耳鼻・頭頸・眼・形・美・皮・麻酔・救急・放射線・病理・臨床・リハ・歯外	柏座1-10-10	773-1111
12	上尾中央第二病院	内・循内・神内・糖・リハ・ホスピス	地頭方421-1	781-1101
13	上尾内科循環器科	循・内	平方4138	781-9122
14	上尾なかよしクリニック	小児・内	上町二丁目2-23 三和ビル3階	783-2043
15	上尾脳神経外科クリニック	脳外・神内・内・外・麻	本町1-3-16	776-8800
16	上尾の森診療所	精・心内	中分1-174-2	725-0378
17	上尾ハートクリニック	内・歯	春日1-4-22	内 871-7348 歯 871-7398
18	あげお東口内科	内・循内・内分泌・糖・泌尿・訪問	宮本町2-1 アリコベール上尾サロン館1階	771-3322
19	上尾ふじなみ診療所	精・外・形外・脳外・内・皮・リハ	藤波3-303-2	787-7722
20	上尾二ツ宮クリニック	内・整・皮・リハ	二ツ宮954-1	773-4994
21	上尾ふれあいクリニック	整・内・リハ・小児・眼	平方4277-5	726-0435
22	あげお本町クリニック	消内・内・外	本町6-12-33	871-5730
23	上尾メンタルクリニック	精・心内・精経・漢方	上町1-1-15 市川ビル6階	788-1522

No.	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
24	鯉坂医院	整・内・リハ	平方2685	725-2029
25	有馬整形外科	整・リハ	春日2-24-1 春日クリニックモール	777-5700
26	池田医院	小児・内・眼	本町3-8-15	771-0227
27	石橋内科クリニック	内・神内・呼・循・消・腎・糖・皮・アレ・小児	中分1-1-6	783-1484
28	伊藤内科医院	内・循・小児・アレ	上1572-1	771-1470
29	今村整形外科・外科	整・消・外・リハ・リウ	栄町1-14	774-8331
30	牛山医院	内・糖内・循内・脂質内 分泌	上野230-1	871-6767
31	江口医院	内・循・泌	須ヶ谷1-76-5	772-3772
32	榎本医院	内・呼・小児	中分1-28-7	725-1651
33	榎本クリニック	肝・内・小児・外・皮	緑丘1-9-5	771-1610
34	江原医院	神内・脳外・内・皮	上1148-2	773-8686
35	おおたけ眼科上尾医院	眼	壺丁目北29-14 アリオ 上尾2F	729-6257
36	大森敏秀胃腸科クリニック	胃	柏座2-8-2 柏葉ビル	778-4567
37	おが・おおぐし眼科	眼	緑丘1-6-1	776-7445
38	かしの木内科小児科クリニック	内・呼内・循内・消内・腎内・神内・糖・血液内科・皮・アレ・感染症・小児・リハ	上尾村453-7	770-2211
39	かすが耳鼻咽喉科医院	耳	春日1-36-35	777-3051
40	かとう泌尿器科クリニック	泌	中分1-27-9	782-1188
41	上平内科クリニック	内・消・肝内	春日2-24-1 春日クリニックモール	778-0070
42	上平ファミリークリニック	内・外・消内・肛・小児・乳	菅谷266-3	778-2332
43	かるがも上尾クリニック	内・小児・アレ・麻酔	愛宕3-8-1 イオンモール上尾2F 2023	782-8287
44	かわかみこどもクリニック	小児・アレ	藤波3-188	789-3110
45	かわむらハートクリニック	内・循内	柏座2-4-33 武蔵野アネックスビル2階	770-1670
46	眼科サンアイ上尾医院	眼	宮本町4-18	772-0031
47	北上尾クリニック	内・消・アレ	上144-2	779-2111
48	きたあげお耳鼻咽喉科クリニック	耳	久保18-10	871-5768
49	健康管理センターAgeo・town クリニック	耳	宮本町3-2 エージオタウン2階	777-2511
50	こいずみクリニック	内・消・小児	小泉2-7-19	780-6665
51	こぐち内科呼吸器クリニック	内・呼内・アレ	壺丁目東37-10	781-5911
52	こしきや内科リウマチ科 クリニック	内・リウ・アレ	小敷谷39-1	782-4861
53	こしの眼科クリニック	眼	原市中3-1-8	872-7772
54	小松眼科	眼	谷津2-1-50-1	779-0505
55	小山内科医院	内・消内	向山1-60-12	783-1122
56	埼玉県総合リハビリテーション センター	整・リハ・神内・神精・循内・泌・歯科・麻酔	西貝塚148-1	781-2222
57	さいとうハートクリニック	内・循内	春日1-45-6	779-3851

No.	名 称	診 療 科 目	所 在 地	電話番号
58	佐川医院	内・小児	春日1-45-13	773-8600
59	三和クリニック	内・消内・肝内	上町2-2-23 三和ビル2階	777-3080
60	しばさき内科クリニック	内・呼・アレ・小児	原市2381-3	721-0510
61	清水内科医院	内・小児	瓦葺2670	721-5881
62	沼南ハートクリニック	内・循内	原市2251-1	884-8781
63	たかのこどもクリニック	小児・アレ	緑丘3-4-27	776-8181
64	武重外科・整形外科	整・外・皮・泌・形	上282-1	775-0001
65	たまき整形外科内科	整・内	上尾下973-23	775-1433
66	中妻クリニック	内・外	中妻5-12-5	770-0722
67	ナラヤマレディースクリニック	産・婦	本町1-1-7	771-0002
68	西上尾第二団地診療所	内・リウ・小児	西上尾第二団地 3-1-101小敷谷77-1-3-1-101	725-2367
69	西村ハートクリニック	内・循・呼・神内・腎内	宮本町3-2 Ageo-town2階	778-2526
70	はら内科クリニック	内・循	愛宕1-28-18	771-0008
71	ひらしま産婦人科	産・婦・小児・皮	原市1464	722-1103
72	深野医院	整・リハ・内・小児	上町1-2-32	771-0036
73	福島医院	内・消・外	愛宕2-18-25	775-3111
74	藤塚医院	皮	仲町1-2-3	771-0010
75	藤村病院	外・消外・呼外・内視・肛外・気管食道外・乳外・内・循内・神内・漢方内科・整外・脳外・皮・泌尿・耳鼻・麻酔・ペインクリニック・リハ	仲町1-8-33	776-1111
76	前田内科医院	内・消・小児	本町4-9-14	774-5110
77	松沢医院	内・小児・皮・アレ・リハ	西宮下4-335-1	776-0555
78	まつもと糖尿病クリニック	糖内	柏座2-4-28	775-2222
79	松本内科医院	内・循・糖・小児	浅間台3-29-16	775-6351
80	三浦皮膚科	皮	原新町15-13	775-0000
81	幹クリニック	内・放・麻酔・緩和	上平中央1-19-10	774-4877
82	みどり皮膚科クリニック	皮	春日2-24-1 春日クリニックモール	778-0678
83	武蔵野病院	心内・精・老年精神	栄町15-32	771-4686
84	村田内科胃腸科医院	内・消内	浅間台4-3-6	773-0223
85	山口クリニック	内・整・リウ・リハ	向山2-8-12	726-3309
86	山中内科クリニック	内	川3-1-4	783-1151
87	よこづか眼科	眼	久保457-8	779-2300
88	吉岡医院	内・循・外・リハ	原市431-3	720-7100
89	わたなベクリニック	内・消内・循内・糖内・アレ・リハ	原市2387-2	724-0611

9-2 トリアージタグ

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 時 分 AM PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

特記事項 (裏面)

トリアージ実施場所	トリアージ区分 O I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
症状・傷病名	
特記事項	

1 枚目「災害現場用」

2 枚目「輸送機関用」

3 枚目「収容医療機関用」

(タグ製作主体の裁量部分)

0 不 治 療 群 (黒)
I 最 優 先 治 療 群 (赤)
II 非 緊 急 治 療 群 (黄)
III 軽 処 置 群 (緑)

## 10 社会福祉施設

### 10-1 福祉施設一覧

#### 1 老人福祉施設

##### (1) 養護老人ホーム【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	養護老人ホーム恵和園	領家371-1	725-2221

##### (2) 介護老人福祉施設【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホームあけぼの	上野567	726-6514
2	特別養護老人ホーム新生ホーム	平方領々家224-1	726-3100
3	特別養護老人ホーム葺きの里	瓦葺2143-2	720-2288
4	特別養護老人ホームパストーン浅間台	浅間台2-17-1	777-1001
5	介護老人福祉施設しののめ	平塚2141	778-5566
6	介護老人福祉施設ウエルハーネス上尾	向山1-14-7	782-0575
7	特別養護老人ホーム上尾ほほえみの杜	畔吉1341-1	780-1771
8	特別養護老人ホーム棕の木	平塚322	856-9901
9	特別養護老人ホームご福あげお	平方505	783-2581
10	特別養護老人ホーム四季の郷上尾	中新井333-2	783-2581

##### (3) 介護老人保健施設【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設ハーティハイム	平方3147-3	726-8000
2	介護老人保健施設ふれあいの郷あげお	平方1915	780-6600
3	介護老人保健施設エルサ上尾	藤波3-265-1	787-8686
4	老人保健施設あげお愛友の里	西門前636	772-7711

##### (4) グループホーム【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ケアサポートあげお	原市1274-1	720-7530
2	愛の家グループホーム上尾原市	原市230-1	720-1500
3	グループホームみんなの家 上尾瓦葺	瓦葺2684-1	720-1671
4	グループホーム楽しいわが家	中妻2-13-8	778-2727
5	藤の郷あげお	二ッ宮897-4	793-5751
6	グループホームのどか	須ヶ谷1-79-1	782-9010
7	グループホーム上尾	地頭方431-1	782-0050
8	グループホームのぞみ	小敷谷716-1	871-7626

No.	施設名	所在地	電話番号
9	グループホーム和み上尾	上830	788-2741
10	愛の家グループホーム上尾本町	本町5-9-23	770-0020
11	けあビジョンホーム上尾	平方1293-4	783-0700
12	南上尾グループホームそよ風	東町1-8-7	778-0505

## (5) ケアハウス【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	桃寿苑	原新町27-1	775-1101
2	ケアハウス あげぼの	上野567	726-5565
3	ケアハウス アットホーム夢の郷	小敷谷958-45	725-0354

## (6) 特定施設生活介護（混合型有料老人ホーム）【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	らぼーる上尾	地頭方422	780-1065
2	あんしんホーム上尾	上尾下716-1	776-9501
3	家族の家ひまわり上尾	富士見1-6-24	779-2828
4	あずみ苑グランデ花咲の丘	原市228-1	724-3421
5	ロイヤルレジデンス上尾	五番町2-1	048-720-7800
6	ロイヤルレジデンス上平公園	上尾村1399-1	048-782-8905

## (7) 特定施設生活介護（住宅型有料老人ホーム）【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	さくらの郷 泉台	泉台3-21-3	789-2333
2	有料老人ホームフルール上尾	今泉208-1	788-1765

## (8) 小規模多機能型居宅介護【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	藤の郷 あげお	二ッ宮897-4	793-5751
2	多機能ホームのぞみ	小敷谷716-1	871-7626
3	小規模多機能 和み 上尾	上830	788-2742
4	多機能ホームたんどん	西門前550-2	778-9445

## (9) 老人福祉センター【所管課：高齢介護課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾市老人福祉センター ことぶき荘	平塚724	776-2265

## 2 障害者関係施設

## (1) 障害者就労支援センター【所管課：障害福祉課】[314]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾市障害者就労支援センター	柏座1-1-15 プラザ館5階	767-8991

## (2) 地域活動支援センター【所管課：障害福祉課】[315]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ふれあいハウス	平塚724	776-2235
2	あけぼの	上野567	726-8612
3	杜の家	緑丘2-2-11	778-3531

## (3) 児童発達支援センター【所管課：発達支援相談センター】[315]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	発達支援相談センター	壺丁目東22-1	725-3373
2	つくし学園	壺丁目東22-1	725-6830

## (4) 障害者福祉サービス事業所【所管課：障害福祉課】[316]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	労働と教育の場「雑草」	地頭方438-6	726-5720
2	ぶちとまと	上911-3	770-0808
3	上平事業所	菅谷49-1	777-2611
4	ふじ学園	藤波1-208	783-4483
5	大石事業所	藤波1-209-2	782-4177
6	すみれ事業所	中妻5-32-41	777-6031
7	プラスハート	緑丘1-3-19	772-3522
8	グリーンドア	緑丘二丁目2-11	778-3532
9	グローブ	上尾村543-2	779-3621
10	ピュア・スマイル	中新井361-3	780-2385
11	上尾市障害福祉サービス事業所 かしの木園	平塚724	776-2260
12	多夢向	向山3-51-14	780-7881
13	さいか上尾	上1761-1	782-7618
14	生活介護とさき	大字戸崎384-1	782-9596
15	アッコルト	藤波2-223	786-5111
16	第2ぶちとまと	南字原山13-3	788-2692
17	リノ	仲町1-7-27	777-0300
18	チャオ上尾	上町1-5-5 青木ビル3階	788-5511
19	こぼん・あらぐさ	富士見2-15-1	788-2340
20	らぼーるびれっじ	瓦葺2716尾山台団地4-5-108・109	748-5243
21	てんとうむし上尾	大谷本郷719-1	783-4728
22	はッピーホームHana	菅谷3-8-2	773-5002
23	領家グリーンゲイブルズ	大字領家401-1	729-8264
24	てんとうむし上尾駅前	谷津2-1-37 ミキビル3F	788-4770

No.	施設名	所在地	電話番号
25	アジール	上野358-12	729-8422
26	就労継続支援B型事業所 アンビシャス	大字大谷本郷443-1	780-7149
27	アシストワーク あおぞら	愛宕1-16-14	771-0059
28	ウーリー上尾	愛宕1-16-13 ルミエール上尾601号	671-3708

## (5) 障害者支援施設【所管課：障害福祉課】 [318]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	埼玉県総合リハビリテーションセンター	西貝塚148-1	781-2222
2	(福)埼玉県社会福祉事業団あげお	平塚820	771-0537

## (6) 生活ホーム【所管課：障害福祉課】 [319]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	生活ホーム上尾	中妻5-32-32	773-5294

## (7) グループホーム・ケアホーム【所管課：障害福祉課】 [320]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	第1クローバーハウス	領家114-4	726-3997
2	第2クローバーハウス	中新井748-1	726-3997
3	第3クローバーハウス	上野字東中358番13	726-3997
4	グループホーム あげお	二ツ宮1091	778-2231
5	グループホーム ひらつか	平塚1589-5	778-2231
6	グループホーム ふたつみや	平塚1589-3	778-2231
7	楡の木	西門前368-3	090-8023-8675
8	楓の木A	緑丘5-1-16 グリーンヒルA棟 101・201・202	090-8023-8675
9	楓の木B	緑丘5-1-17 グリーンヒルB棟 101・201・202	090-8023-8675
10	柏の木	柏座1-3-9	090-8023-8675
11	とまとの家・南	南530-7	770-0808
12	すみれホーム	泉台2-17-1	787-4019
13	第二すみれホーム	泉台1丁目10-19	787-4019
14	第三すみれホーム	泉台2丁目17-13	787-4019
15	第四すみれホーム	中妻5丁目31番1	787-4019
16	第五すみれホーム	中妻5丁目31番1	787-4019
17	第六すみれホーム	泉台2丁目17番12	787-4019
18	みなみまえ A棟	南47番1	773-3370
19	みなみまえ B棟	南47番1	773-3370
20	たかみだい A棟	須ヶ谷3-35-1	773-3370
21	たかみだい B棟	須ヶ谷3-35-1	773-3370
22	てんじんA棟	藤波2-145-1	773-3370
23	てんじんB棟	藤波2-145-1	773-3370



No.	施設名	所在地	電話番号
24	ふじなみ	藤波2-169-2	773-3370
25	だいやま	藤波2-169-3	773-3370
26	フレンズ	平塚1丁目172-1	773-3370
27	あげおむら	二ツ宮1071番3	773-3370
28	グループホームとさき	戸崎385-1	726-7677
29	グループホームくるみ	平塚322-2	871-8356
30	ソーシャルインクルーホーム 上尾平塚Ⅰ	平塚荒井1629番地3,4	783-3903
31	ソーシャルインクルーホーム 上尾平塚Ⅱ	平塚荒井1629番地3,4	783-3903
32	障害者グループホームみらい	東町1-14-25	03-5244-4479
33	障害者グループホームみらい2号館	小泉9丁目14番12号	03-5244-4479
34	グループホームHana	須ヶ谷1-87-1	795-8888
35	グループホームごらく丸山	原市1282-21	876-8337
36	グループホームごらく上尾井戸木	井戸木2丁目16-5	876-8337
37	グループホームごらく北上尾	緑丘3丁目4-39	876-8337
38	グループホームごらく上尾瓦葺	瓦葺2414-6	876-8337
39	ぐりんの家 グループホーム	上1041番地13	09012517522
40	グループホームかがやき	井戸木三丁目1番地4	871-7067
41	グループホームささや	上1711-1 上尾上店舗2階	770-0440
42	Beesグループホーム上尾浅間台	浅間台1丁目21番地21	662-9182

## (8) 障害児通所支援事業所【所管課：障害福祉課】[321]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	放課後デイサービス つくし	東町1丁目9番地2 晴雲ハイツ 103号	729-6696
2	児童デイサービス あげは	平方744-1	780-1555
3	アッコルト	藤波二丁目223番地	786-5111
4	にじのそら	菅谷1-99 大塚第一ビル101	783-5603
5	放課後等デイサービスCOLORS 上尾中央店	春日1丁目22-11	783-5090
6	こどもデイ ごらくキッズ 上尾校	上尾下990-3	788-1238
7	児童デイサービス 太陽上尾	上町二丁目1-30	788-1811
8	にこ 藤波教室	藤波三丁目308番地1	699-1415
9	ハッピーテラス上尾教室	柏座二丁目2-23 成和ビル2階	782-5900
10	放課後デイサービス きぼう	領家102-7	856-9323
11	放課後等デイサービス楽しいわが家 あげお	小敷谷854-1 1階	726-7721
12	児童デイサービス たんぽぽ 上尾中央店	愛宕1-10-10 マンション・レヴ オール109	783-4084
13	放課後等児童デイサービス バナナキッズ	平塚1281番地1 埼玉県立上尾かしの木特別支援 学校かしの木会館2階	777-3030

No.	施設名	所在地	電話番号
14	いろ縁びつ にじいろ	日の出3-4-21	782-8944
15	放課後等デイサービスおともだち 愛宕	愛宕一丁目16番地13 ルミエール上尾201号室	788-1733
16	わくわくハウス あげお校	春日1-4-16 エペ1F-A号室	780-2406
17	総合発達支援デイサービス すみれ	原市11-19	796-8012
18	ハッピーテラス上尾駅前通り	柏座2丁目5番10号 橋本ビル2階201-202号室	657-8333
19	TAK 上尾原市	原市3743-2	627-8356
20	放課後等デイサービスEVOLVE	本町3-3-3	871-6183
21	放課後等デイサービスくるみ	大字平塚322番地2	871-8356
22	放課後等デイサービスHana	菅谷三丁目133番地1	777-1002
23	コペルプラス 上尾教室	宮本町15番1号 愛和ビル1階	783-2026
24	ときめきスクールありがとうあげお	泉台2-6-21 ライフビル1階	729-7270
25	共生型放課後等デイサービス はッピーホームHana	菅谷三丁目8番地2	777-1002
26	放課後等デイサービスアンジュ	上尾村578-10	774-1817
27	放課後等デイサービスHana すかや	須ヶ谷一丁目87番地1	795-8888
28	わくわくハウス 上尾平塚校	平塚2400-1	657-8828
29	児童デイサービス ほがらか 上尾	原市1037-33	708-1761
30	重症心身障がい児支援施設 ひこうき 雲	中妻一丁目2番4号	779-3123
31	アジール	上野358-12	729-8565
32	サンFC上尾	富士見2-20-25 まつやビル3階	080-37286616
33	サンFC上尾セグンド	浅間台1-16-4 リオ北上尾1階	778-9661

## (9) 障害者生活支援センター【所管課：障害福祉課】[322]

No.	施設名	所在地	電話番号
1	障害者生活支援センターあげお	平塚820	771-0576
2	障害者生活支援センター杜の家	緑丘2-2-11	778-3531
3	障害者生活支援センターあらぐさ	地頭方438-6	726-5862
4	障害者生活支援センターみのり	藤波1-208	729-6167

## 3 児童福祉施設

## (1) 児童養護施設

No.	施設名	所在地	電話番号
1	若竹ホーム	小敷谷335	781-7323

## (2) 児童館【所管課：青少年課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	児童館アッピーランド	本町6-11-25	779-7030
2	児童館こどもの城	今泉3-18-1	783-0888

## (3) 保育所（公立）【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾保育所	本町4-13-1	771-1556
2	原市保育所	原市3241	721-0519
3	大谷西保育所	壺丁目東22-1	725-1200
4	上尾西保育所	春日2-20-3	772-3544
5	あたご保育所	愛宕2-23-22	774-8079
6	かわらぶき保育所	瓦葺2248	721-5858
7	大谷保育所	西宮下4-380-3	775-2550
8	小敷谷保育所	小敷谷723-1	726-2698
9	原市南保育所	原市4166	722-3808
10	緑丘保育所	緑丘2-3-19	773-9865
11	上平保育所	西門前498-1	775-7047
12	畔吉保育所	畔吉1319-1	725-5400

## (4) 保育所（私立）【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	さつき保育園	菅谷43-1	775-8676
2	保育園アミ・クレイシュ	浅間台1-18-30	777-0234
3	白ばら学園こどもの家	小敷谷1027-28	780-7222
4	向山保育園	向山4-3-21	725-3350
5	こどもの園 プラムハウス本園	西宮下1-16-1	776-6771
6	こどもの園 プラムハウス分園	西宮下2-23-3	782-7900
7	ゆうゆうくじら保育園	原市3870-1	721-3781
8	カオルキッズランド中妻園	中妻5-28-1	779-2258
9	ころぼっくる保育園	小泉5-7-4	771-2701
10	ゆうゆうくじら第2保育園	原市4004-1	722-6111
11	ころぼっくる第二保育園	上野567	783-1010
12	白ばら学園第2こどもの家	小泉1-8-22	782-5262
13	ヴィラ・アミクレイシュ	平塚789-1	771-3330
14	スターファーム保育園	今泉3-11-15	782-8793
15	Gakkenほいくえん北上尾	原新町4-2	778-1885
16	しののめキッズパーク保育園	壺丁目南17-8	725-0415
17	プリスクレール デイズ アンジェ	緑丘3-3-11-2 PAPAショッピング アヴェニュープリンセス棟2F	871-7001
18	みつばちBunBun保育園	大谷本郷824-5	782-9100
19	上尾たいよう保育園	瓦葺1951-1	792-0866
20	北上尾たいよう保育園	上平中央2-18-8	770-0777
21	うぐす保育園上尾春日	春日1-21-7	770-0880
22	保育園ナチュラル上尾本町園	本町6-12-21	729-8813
23	みずほ保育園上尾富士見	富士見1-6-27	776-3240
24	みんないっしょのいっぼ保育園	上尾下859-1	871-5611

No.	施設名	所在地	電話番号
25	親愛浅間台保育園	浅間台4-2-5	729-7305
26	上尾クマさん保育園	上町1-3-16	777-1700
27	みずほ保育園北上尾	久保331-1	774-3240

## (5) 小規模保育施設【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	エンゼル愛児園	向山4-6-18	725-0137
2	ぽっぽの家保育園	仲町2-2-15	773-9431
3	ろんぱーるーむ	柏座2-4-28 エリア赤熊2階	776-5786
4	きらきら夢ランド上尾園	仲町2-13-19	773-5834
5	あおぞら保育園	上尾下888	775-0403
6	かたくり保育園	小泉5-29-3	774-5926
7	バンビーナ上尾園	上町1-4-19 安藤ビル1階	776-2110
8	バンビーナ北上尾園	原新町15-1 エースビル1階	774-0211
9	ナーサリーdeアンジェ北上尾	浅間台1-7-6 ビッグサドービル1階	782-7357
10	自然食保育室むくの森	仲町1-7-27 アークエムビル1階	777-5155
11	すくすくの杜アリオ上尾園	壺丁目北29-14 アリオ上尾1階	726-7007
12	ナーサリーdeアンジェ上尾	柏座1-8-22-20 1階	788-3803
13	ナーサリーdeアンジェ浅間台幼稚園	弁財2-5-3 浅間台幼稚園内	778-7483
14	上尾なのはな保育園	宮本町10-1 森ビル1階	787-0970
15	上尾すずらん保育園	原市北1-1-5	878-9571
16	みんないっしょのいっぽ西保育園	中妻4-1-11	770-1101
17	上尾なのはな第2保育園	愛宕1-29-18 2階	787-0970
18	親愛上尾保育園	小泉1-21-13	788-2859
19	うぐす保育園上尾原市	原市4276-2	720-0880
20	親愛上尾第2保育園	緑丘1-1-35 1階	782-7621
21	上尾駅前クマさん保育園	宮本町3-2 A-Geoタウン104	662-9825
22	保育園キッズ・マリーナ北上尾園	浅間台2-1-27	776-3003
23	スクルドエンジェル保育園二ツ宮園	二ツ宮824-1	856-9512
24	こっとり保育園	向山1-55-6	788-5991
25	保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前	宮本町3-2 A-Geoタウン205	788-5965

## (6) 事業所内保育事業所【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	埼玉ヤクルト保育園北上尾もぐもぐ保育ルーム	中妻1-14-9	780-2981

## (7) 認定こども園【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	つつみの森認定こども園	上22-5	770-1500
2	つつじが丘認定こども園	上野1053-1	725-2622
3	認定こども園泉の森	平方4220-1	783-7001

4	原市文化認定こども園	瓦葺1032	721-1465
5	認定こども園西上尾しらぎく幼稚園	今泉2-23-14	725-2227

## (8) 学童保育所【所管課：青少年課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	尾山台学童保育所	瓦葺510 尾山台小学校内	721-5716
2	瓦葺小学童保育所	瓦葺2260 瓦葺小学校内	722-4025
3	原市学童保育所	原市3508-1 原市小学校内	722-2379
4	原市第二学童にこにこクラブ		721-5557
5	原市第三学童保育所		
6	原市南学童保育所	原市3990 原市南小学校内	722-2524
7	原市南第二学童保育所	原市4012-1	614-2776
8	芝川学童保育所	上平中央1-8-8 芝川小学校内	775-3613
9	芝川第二学童保育所	錦町18-1	774-6964
10	芝川第三学童保育所	上平中央一丁目27-11	612-6516
11	今泉小学童保育所	今泉3-17-1 今泉小学校内	781-3726
12	平方東学童保育所	平方4294-1	726-1229
13	富士見小学童保育所	柏座4-3-8 富士見小学校内	774-3904
14	富士見小第二学童保育所	柏座2-2-22 高橋ビル1F	774-8180
15	富士見小第三学童保育所	柏座2-13-10	778-7100
16	上尾小学童保育所	仲町1-11-46 上尾小学校内	773-6847
17	上尾小第二学童保育所	仲町1-7-27 アークエムビル1F-C	775-0005
18	上尾小第三学童保育所	仲町1-7-27 アークエムビル3F-A	612-1041
19	大石学童保育所	小泉9-28-3 大石小学校内	725-3313
20	大石第二学童保育所	中分2-107	725-6683
21	大石第三学童保育所	中分1-7-9	781-2828
22	東小学童保育所	上尾村1171-2 東小学校内	774-3845
23	東小第二学童保育所	上尾村496	773-8207
24	鴨川小学童保育所	西宮下4-400 鴨川小学校内	774-2342
25	鴨川小第二学童保育所	西宮下1-9 Jミノリスタ2階	614-2588
26	中央小学童保育所	上町1-15-4 中央小学校内	774-4065
27	中央小第二学童保育所	上町1-12-25	772-7570
28	大石南小学童保育所	畔吉1333 大石南小学校内	781-7532
29	上平北学童保育所	久保414-3	773-7388
30	平方小学童保育所	平方1346-1 平方小学校内	725-3133
31	大谷学童保育所	大谷本郷631-1	725-5798
32	大谷第二学童保育所	向山2-17-3 日建シェトワNo.2 101	726-7510
33	大谷第三学童保育所	大谷本郷314-2	725-2740
34	大石北小学童保育所	井戸木4-23 大石北小学校内	775-8018

No.	施設名	所在地	電話番号
35	大石北小第二学童保育所	泉台2-6-21 泉台ライフビル 2F, 3F	773-9326
36	上平小学童保育所	南102 上平小学校内	776-0706
37	東町小学童保育所	東町3-1947 東町小学校内	771-2299
38	東町小第二学童保育所	東町3-1588-2	772-0598
39	平方北小学童保育所	平方3657 平方北小学校内	726-9255
40	西小なかよし児童クラブ	今泉1-7-2 西小学校内	783-0261

## 10-2 幼稚園一覧

### (1) 私立【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	上尾幼稚園	上尾市仲町2-1-14	771-0703
2	上尾富士見幼稚園	上尾市富士見2-3-33	775-0517
3	上尾みずほ幼稚園	上尾市大字原市50-3	721-0210
4	尾山台幼稚園	上尾市大字瓦葺2716	721-0468
5	上尾寿幼稚園	上尾市大字上1521	772-2200
6	花園幼稚園	上尾市中妻2-13-2	771-7050
7	上尾みどりが丘幼稚園	上尾市緑丘4-13-13	772-3727
8	上尾いずみ幼稚園	上尾市大字堤崎356-1	726-2476
9	妙巖寺幼稚園	上尾市大字原市977-2	721-0188
10	星野学園幼稚園	上尾市大字小敷谷大久保858-2	725-1302
11	浅間台幼稚園	上尾市弁財2-5-3	774-1046
12	双葉台幼稚園	上尾市今泉2-1-8	781-4502
13	上尾寿第二幼稚園	上尾市二ツ宮1087	772-1100
14	カオル幼稚園	上尾市藤波4-125	786-8864
15	みやした幼稚園	上尾市西宮下1-68	775-3556
16	ひかわ幼稚園	上尾市二ツ宮864	771-0744

### (2) 認定こども園【所管課：保育課】

No.	施設名	所在地	電話番号
1	つつみの森認定こども園	上22-5	770-1500
2	つつじが丘認定こども園	上野1053-1	725-2622
3	認定こども園泉の森	平方4220-1	783-7001
4	原市文化認定こども園	瓦葺1032	721-1465
5	認定こども園西上尾しらぎく幼稚園	今泉2-23-14	725-2227

## 11 給排水

## 11-1 上水道施設一覧

【所管課：水道施設課】

No.	施設名	責任者	施設能力	配水池許容量(数)	最低確保水量
1	西部浄水場	市長	3,000m <sup>3</sup> /日	4,500m <sup>3</sup> (2池)	- m <sup>3</sup>
2	北部浄水場		39,520m <sup>3</sup> /日	16,000m <sup>3</sup> (2池)	5,000m <sup>3</sup>
3	東部浄水場		59,280m <sup>3</sup> /日	32,000m <sup>3</sup> (4池)	10,000m <sup>3</sup>
合計			101,800m <sup>3</sup> /日	52,500m <sup>3</sup> (8池)	15,000m <sup>3</sup>

## 11-2 耐震貯水槽施設一覧

No.	所在地	目 標	設置	容量(m <sup>3</sup> )	備考
1	宮本町2	アリコベール上尾サロン館南側	市	100	
2	宮本町1	アリコベールデパート館北東角	市	100	
3	柏座3-1	パーク上尾西方公園内	市	100	
4	浅間台3-35	浅間台大公園内北西側	市	100	
5	向山4-15	上尾市市民体育館西側、ゆりが丘公園内	市	100	
6	平塚1281先	平塚公園駐車場内	市	100	
7	向山2-42	大谷中学校南方、ならの木公園内	市	100	循環式
8	小泉8-1	小泉水川山公園	市	100	循環式
9	菅谷71	上平公園北側駐車場	市	100	循環式
10	愛宕1-16-10	オクタビアヒル(注:防火水槽ではない)	市	100	循環式
11	愛宕3-28	上尾運動公園北駐車場南側(注:防火水槽ではない)	県	100	
12	日の出2丁目	さいたま水上公園正門西側(注:防火水槽ではない)	県	100	
13	愛宕3-28	上尾運動公園北西門東側	県	40	
14	愛宕3-28	上尾運動公園南西門東側	県	40	
15	上尾宿2096	埼玉学園内	県	40	
16	上尾村2088	埼玉県中央児童相談所	県	40	

No.	所在地	目 標	設置	容量 (m <sup>3</sup> )	備考
17	西貝塚178-1	埼玉県身障者リハビリテーションセンターD棟南側	県	40	
18	上野本郷188-4	平野製作所南方、平方自警第7分団内	市	40	
19	平方領々家132	平方領々家農村集落センター内	市	40	
20	小敷谷1050-1	大石南中学校北西集合住宅内	市	40	
21	平塚952-5	イコス上尾内	市	40	
22	愛宕2-23-17	上尾市立あたご保育所	市	40	
23	原市3499	上尾市立原市公民館	市	40	
24	平塚724	総合福祉センター東側駐車場	市	40	
25	平方3332	上尾丸山公園事務所東方	市	40	
26	緑丘5-15	緑丘公園	市	40	
27	浅間台1-6-1	埼玉県立上尾高等学校	県	40	
合 計			27基	1,800	



## 11-3 上尾市指定給水装置工事事業者一覧

【所管課：業務課】

(令和4年12月1日現在)

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
3	熊倉水道(有)	048-771-3203	上尾市	本町2-1-6
4	奥隅総合設備(株)	048-771-2522	上尾市	緑丘4-1-20
5	(株)大川工業所	048-771-5219	上尾市	上平中央2-36-2
6	シミズ設備工業(株)	048-773-5676	上尾市	谷津2-5-10
8	(有)苗村商会	048-725-2067	上尾市	平方1321-2
9	(有)小川電機商会	048-771-1787	上尾市	本町4-3-6
11	(有)中村水道設備	048-771-2703	上尾市	原新町1-1
12	(有)共立設備	048-771-1086	上尾市	西宮下3-278
17	(株)大和屋	048-721-2694	上尾市	原市3207-4
19	(有)日栄水道建設	048-781-2789	上尾市	小泉7-30-33
21	上尾ガス水道設備(株)	048-771-0183	上尾市	栄町1-4
22	甲原管工業(株)	048-773-2923	上尾市	平塚861-1
26	東和空調(株)	048-773-7311	上尾市	上20-11
27	(有)関口水道	048-771-7935	上尾市	柏座3-1-4
29	(株)田代水道設備	048-781-1068	上尾市	今泉80-3
31	(株)上尾サービスセンター	048-771-0907	上尾市	愛宕1-9-13
35	(株)中村設備工業所	048-773-8733	上尾市	錦町1-18
37	(有)堀井設備	048-772-1764	上尾市	浅間台4-5-4
39	(株)コヤマ	048-725-2041	上尾市	領家175-1
40	(有)松沢設備	048-726-3350	上尾市	壺丁目南18-1
41	(株)こばやし設備工業所	048-781-3303	上尾市	中新井414-10
42	(有)永工設備	048-775-8254	上尾市	愛宕1-21-13
44	(株)早田工務店	048-781-1298	上尾市	向山2-20-15
45	(有)三幸システム企画	048-781-3405	上尾市	地頭方441-7
46	アサヒ住建(株)	048-773-8513	上尾市	平塚2558-4
47	(有)鴨田設備工業	048-771-6109	上尾市	平塚1-12
50	新井設備工事(株)	048-786-3541	桶川市	川田谷3515-4
52	(株)弓木電設社	0480-92-6983	白岡市	小久喜1161-3
54	(株)シンエイ	048-666-3366	さいたま市	北区本郷町260
55	関東プラント(株)	048-778-1626	上尾市	菅谷2-9
56	(株)細田設備工業	0495-72-0909	本庄市	児玉町塩谷587-1
57	深作設備工業(株)	0480-21-3175	久喜市	久喜北1-10-4
58	大宮管工(株)	048-663-2154	さいたま市	北区奈良町154
59	(有)八千代流設工業	048-781-2430	上尾市	平方1549-10
60	(株)泉山設備	048-592-7510	北本市	石戸5-268
62	(株)良松	048-666-1200	さいたま市	北区東大成町1-460
63	(有)石川商会	048-624-6710	さいたま市	西区清河寺768-3
65	ハギワラ(株)	048-681-0220	さいたま市	見沼区深作3-24-3
66	(株)光進設備	048-776-2711	上尾市	弁財2-2-37
73	(株)エハラ設備	0480-97-0058	白岡市	荒井新田83-2
75	(有)吉野設備	048-786-3738	桶川市	鴨川1-16-10
76	(株)太陽商工	048-878-1905	さいたま市	緑区上野田574-3
78	(株)深井設備工事	048-664-3297	さいたま市	大宮区櫛引町1-823
79	(株)山田設備工業	0480-92-2251	白岡市	西8-15-1

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
80	(株)岩崎設備	0480-35-0088	南埼玉郡宮代町	百間3-9-24
83	(株)金子設備	048-773-6057	上尾市	小泉9-3-14
85	(株)池上管工	048-624-2044	さいたま市	西区土屋491-1
90	(株)伊藤住設	049-226-5071	川越市	上寺山458-10
91	(有)三鈴商工	048-663-4010	さいたま市	北区奈良町50-11
92	(有)小山設備	048-766-3355	蓮田市	根金896-18
93	(株)トキワ	048-831-7511	さいたま市	浦和区常盤9-30-16
96	(有)高野工業	048-852-9111	さいたま市	中央区八王子2-4-11
98	高橋住設(株)	048-771-0680	桶川市	南2-5-15
100	大協和工業(株)	048-623-3711	さいたま市	西区宝来1425-1
102	(株)飯沼工務店	048-663-3465	さいたま市	北区宮原町4-67-1
103	協立設備(株)	048-786-4557	桶川市	下日出谷東3-31-6
105	(株)スカイホーム	048-592-0111	北本市	中央4-68-2
107	(株)享和	0480-92-2345	白岡市	下野田809
110	三和設備工業(株)	048-853-1651	さいたま市	中央区下落合5-16-2
112	(株)加藤商事	048-624-5335	さいたま市	西区内野本郷297-4
113	積和建设埼玉栃木(株)	048-686-1191	さいたま市	見沼区東大宮6-14-10
114	日本総合住生活(株)	03-6803-3600	東京都文京区	湯島2-2-2 JS令和ビル
115	日興設備工業(株)	048-664-5321	さいたま市	北区宮原町2-69
116	(株)埼玉総合設備	048-686-1234	さいたま市	見沼区風渡野351-15
117	(株)中村水道工業所	048-624-4506	さいたま市	西区中野林351
119	(株)大木水道	048-787-0611	桶川市	川田谷3552-2
120	(有)千葉商事	048-974-9577	越谷市	北越谷3-21-5
123	(有)ホソイ	048-789-2789	桶川市	川田谷3398-13
125	(有)北沢設備工業	048-728-2404	北足立郡伊奈町	内宿台5-102
131	(有)ケーワイエンジニアリング	048-663-0818	さいたま市	北区别所町47-24
132	細井設備工業(有)	048-684-5609	さいたま市	見沼区春岡2-37-8
134	(有)加藤設備	048-728-0701	北足立郡伊奈町	寿1-323
135	昭栄建設(株)	048-866-3111	さいたま市	南区南本町1-3-1
136	(株)宮下工業	048-625-5966	さいたま市	西区植田谷本854-3
137	新井ポンプ工業(株)	048-794-2432	さいたま市	岩槻区徳力86
139	(有)平柳設備	048-721-1635	北足立郡伊奈町	大針1335-12
140	カナモリ産業(株)	048-722-8601	北足立郡伊奈町	小室4684-5
141	サンケン(株)	048-683-6400	さいたま市	見沼区春岡1-33-1
143	三室建設(株)	048-624-5388	さいたま市	西区三橋5-645-1
147	(有)高橋住設	048-727-1520	上尾市	川215-14
148	(株)大三	03-5831-1670	東京都足立区	一ツ家2-14-1
149	新井工業(株)	048-591-0643	北本市	荒井3-281
151	岡野水道工業(有)	048-771-5699	桶川市	北1-24-7
154	(有)茜水道	048-725-1110	上尾市	平方1300-10
157	(有)桐原設備工業	049-256-3023	ふじみ野市	大井926-9
158	(株)豊和水道工業所	048-622-2288	さいたま市	西区中野林168-4
159	アクアラインサービス	048-786-7330	桶川市	鴨川1-8-13-506
164	(株)茂田工業所	048-666-6868	さいたま市	北区東大成町2-376-2
168	(有)矢部設備工業所	048-721-3795	北足立郡伊奈町	中央1-51
169	県南設備工業(株)	048-663-5941	さいたま市	見沼区東大宮2-31-2
173	(有)よこたでんか	048-771-2809	上尾市	富士見1-6-38
174	出浦建設(株)	048-771-6463	上尾市	上1622-5

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
178	(有)寿管工	048-782-6638	桶川市	南2-2-11
180	(有)和設備工業	048-620-2015	さいたま市	西区島根67
181	(株)サイタマ・ユウセイ	048-774-6305	上尾市	愛宕3-11-1
187	(有)長島設備商会	048-591-1304	北本市	本町4-99
193	新井設備	048-722-8644	上尾市	原市4354-12
194	(有)玉坂設備	048-787-6550	桶川市	上日出谷344-11
198	(有)水道屋	048-876-4132	さいたま市	南区大谷口3139-1
200	(有)総合メンテナンス	048-653-2657	さいたま市	北区吉野町1-373-3
201	(株)いいじま	049-297-0457	比企郡川島町	上伊草1364
202	遠藤建設工業(株)	048-725-2054	上尾市	平方1312
203	(有)無限総業	048-662-8738	上尾市	瓦葺1504-23
204	(株)千曲興業	048-781-3204	上尾市	中新井306-6
205	ラインファミリー(株)	048-859-1717	さいたま市	中央区上峰2-3-1
211	(有)大島設備	0485-91-3767	北本市	本宿5-98
212	(株)アイダ設計	048-726-8613	さいたま市	大宮区桜木町2-286
217	(有)平設備	0493-57-1157	比企郡滑川町	伊古158-1
218	(有)関根設備	048-597-1244	鴻巣市	登戸341-1
220	(有)エムズプラン	048-699-9103	さいたま市	緑区美園5-20-21
221	(株)森設備	048-624-1536	さいたま市	西区指扇2336
223	(有)深谷設備工業	048-787-0735	桶川市	川田谷6366
224	(有)小原設備工業	048-487-8976	新座市	馬場1-9-29
226	(株)宮設備	048-871-5318	さいたま市	北区盆栽町95-2-103
229	平井管工(株)	048-872-7612	春日部市	上大増新田19-1
230	(株)カタノ	048-222-5260	川口市	元郷5-9-13
231	(株)太宝設備	048-786-9871	桶川市	上日出谷南1-40-16
232	市東設備	048-857-4372	さいたま市	中央区本町東5-1-3 ヨ ノコーポ102
234	(有)タダノ住設	048-625-6201	さいたま市	西区清河寺1233-1
235	(株)栄大土木	048-587-2131	深谷市	下手計147
236	(有)横山設備工業	048-665-7776	さいたま市	北區別所町72-9
240	(株)新光工業	048-229-6823	川口市	北原台3-16-9
242	(有)田口住設	048-682-4343	さいたま市	見沼区御蔵1184-4
243	(株)創研 埼玉支店	048-810-1717	さいたま市	緑区東浦和4-33-14
244	(有)マコト商会	048-622-5501	さいたま市	西区清河寺1257-2
246	(株)中屋	048-523-2372	熊谷市	久下1260
250	日本興業	048-667-0885	さいたま市	北区吉野町1-346-6
251	横田設備工業(株)	048-229-0673	川口市	鳩ヶ谷本町2-9-12
252	(株)ジー・エル	048-685-0295	さいたま市	見沼区中川5-8
255	(株)牛村水道工業	049-231-0809	川越市	的場2215-5
257	(株)森谷設備	048-721-4760	北足立郡伊奈町	中央2-175
258	(株)新井管工事	048-787-8181	桶川市	川田谷6654-1
259	(株)和田設備	048-683-0833	さいたま市	見沼区上山口新田164-7
260	(株)千葉工業	048-735-6660	春日部市	備後西3-5-40
261	(株)良三建設工業	048-853-9088	さいたま市	桜区栄和4-12-4
262	(株)北島ソリューション	048-768-0271	蓮田市	上2-5-4
265	(株)共栄設備	048-768-2012	蓮田市	江ヶ崎1711
266	(株)木村設備	0480-32-7788	南埼玉郡宮代町	本田4-10-32
267	(有)ジャパン管工	0480-36-5521	北葛飾郡杉戸町	佐左エ門788-3

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
268	昭和工業(株)	049-224-6149	川越市	石原町2-58-16
269	(有)伊藤設備工業所	048-885-5781	さいたま市	緑区原山2-21-15
270	(有)旭工舎	048-793-3055	さいたま市	岩槻区徳力346
272	総合メンテック(株)	048-770-0123	上尾市	本町3-4-12 鳥海マンション301
274	桐原設備工業所	048-596-1842	鴻巣市	箕田479-7
275	(株)オチアイ	049-258-6772	入間郡三芳町	藤久保1122-4
276	(有)アイル設備工業	049-282-4294	坂戸市	塚越237-13
277	(有)瀬山設備工業	0493-54-0142	比企郡吉見町	久保田新田141-7
278	(株)川村設備	048-778-9810	上尾市	原市28-16
279	(有)萩原工業	048-851-4110	さいたま市	中央区上峰2-2-3
280	(株)福田設備工業	0480-73-2848	加須市	中種足1529
281	(有)寿設備工業	042-495-5056	東京都清瀬市	松山3-23-3
282	ハシバ管工(株)	049-282-2491	坂戸市	花影町11-3
283	(有)志賀設備	048-873-7749	さいたま市	浦和区木崎5-37-23
284	(株)いなもと	048-665-7044	さいたま市	北区吉野町1-400-12
285	(有)友好設備	048-287-0666	川口市	安行領根岸1167
287	栄慶設備	048-775-0304	上尾市	上1043-37
288	(株)エムアール	048-812-8885	さいたま市	見沼区御蔵1551-9
291	(有)平成興業	048-837-0033	さいたま市	南区文蔵2-3-4
292	(有)水工社	04-2942-3245	所沢市	中富752-18
293	(株)三角工業	048-754-7566	春日部市	樋籠491
294	アテックス(株)	048-590-5707	北本市	中央4-74
295	(株)新成設備工業	048-489-5358	新座市	本多1-14-57
297	(有)東和管工	048-771-3041	桶川市	東2-3-12
298	(株)熊谷設備工業	0480-38-0043	北葛飾郡杉戸町	宮前137-56
300	(株)エム・エス・ケー	0270-30-3456	群馬県伊勢崎市	日乃出町703-5
301	(株)早水設備	048-864-7563	さいたま市	南区内谷4-19-4
303	(株)インダ	0297-64-7839	茨城県龍ヶ崎市	城ノ内3-7-8
304	(株)ネオアシスト	048-778-7150	さいたま市	西区中野林60-1
305	(株)MSフィールド	048-621-3535	さいたま市	西区指扇領別所366-7
306	(有)豊永プランニング	043-488-3399	千葉県佐倉市	ユーカーが丘6-8-1
308	田村設備	048-654-2481	さいたま市	北区日進町2-1554
309	(有)サンコー建築店	048-624-6066	さいたま市	西区内野本郷568-4
311	白根設備(株)	048-524-0235	熊谷市	箱田1-11-28
312	(有)藤波建興	048-725-1944	上尾市	畔吉41
313	(株)アイトップ	04-2952-2274	狭山市	入間川2-21-24
314	啓有建設(株)	048-297-8641	川口市	差間2-16-9
315	(株)小高設備	049-239-3900	川越市	下広谷512-1
316	(株)イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市	中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル
318	(株)倉持商事	048-771-5192	上尾市	緑丘5-12-4
319	(株)小川商店	048-541-0126	鴻巣市	本町7-6-2
320	(有)磐梯技研サービス	048-787-7319	上尾市	小泉1076-6
321	京浜燃料(株)	048-720-0777	北足立郡伊奈町	栄4-98
323	ツカサエンジニアリング サービス	048-572-7138	深谷市	東方町2-7-13
324	野口水道	048-536-1676	熊谷市	村岡1

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
325	(有)笠原設備工業所	048-536-3662	熊谷市	上新田411
327	(株)ノハラ興業	048-664-6398	さいたま市	北区宮原町2-4-2
328	(有)シンセイ	048-597-0201	鴻巣市	宮前38-20
329	(株)吉元工務店	049-264-0855	ふじみ野市	ふじみ野1-5-2
330	(有)長島設備	0280-84-0301	茨城県猿島郡五霞町	冬木249
331	(株)家田土木	042-463-7109	東京都西東京市	富士町1-7-62-701
332	(有)小島水道工業	0480-68-5743	加須市	北篠崎212
333	(有)湯山設備工業所	049-242-5064	川越市	中台元町1-5-15
335	(株)住宅サポート. C	048-729-7172	桶川市	下日出谷6-1
336	(有)斎藤水道工業	048-756-0770	さいたま市	岩槻区加倉1-27-10
337	(有)JWSマルタカ	048-250-6780	川口市	上青木1-21-12
338	(株)岡田工務店	0494-62-3236	秩父郡皆野町	皆野31-5
339	アグゼ(株)	048-555-3459	行田市	持田3-6-7
340	(有)白浜設備	048-470-7510	富士見市	水谷東2-44-11
341	(株)斉藤設備	049-297-3788	比企郡川島町	出丸下郷406
343	(株)東和商会	042-467-6767	東京都東久留米市	前沢5-34-17
344	(株)アクアマリンズ	048-662-6000	志木市	上宗岡4-6-27 志木ハイデンス628
345	(株)たなか住設	049-281-0009	坂戸市	関間4-1-5
347	いずみテクノス(株)	03-5335-7601	東京都杉並区	上荻2-19-17
348	弘和工業(株) 八潮支店	048-994-5236	八潮市	大曾根1232-1
349	(株)中村工業所 宮代営業所	0480-32-4817	南埼玉郡宮代町	山崎745-2
350	大和工業(株) 埼玉支店	048-796-8813	さいたま市	岩槻区笹久保新田1025-3
351	(株)アステム	03-3639-3330	東京都中央区	日本橋堀留町1-2-10
352	(株)中央設備工業	048-725-3232	上尾市	今泉365-12
354	東京ガスファーストエナジー(株)	048-688-5789	さいたま市	見沼区東大宮6-10-8
355	(有)上澤設備	048-735-5915	春日部市	緑町1-15-19
356	(有)隆幸工業	048-593-2485	北本市	本町3-97-5
357	(株)和幸	048-541-4940	鴻巣市	下谷59
358	(有)内藤水道	048-758-1466	さいたま市	岩槻区仲町1-6-5
359	(有)磯部設備	048-269-0352	川口市	柳崎2-25-31
360	(有)横田設備	0493-54-3617	比企郡吉見町	荒子868
361	(株)トミザワ設備	0480-21-0946	久喜市	上町6-52
362	(株)ブルーホース	048-884-8518	北足立郡伊奈町	栄1-83
364	Lively (ライブリー)	042-664-8477	東京都八王子市	狭間町1887 レジデンス高尾101
365	(有)倉元興業	048-798-5541	さいたま市	岩槻区黒谷2158-33
366	(株)深谷設計設備	048-783-4090	さいたま市	北区別所町26-15
367	(株)臯月	042-363-2258	東京都府中市	小柳町5-12-28
369	(株)新研設備工業	048-856-2911	さいたま市	桜区西堀8-12-15
370	(有)神田設備工業	048-478-1744	新座市	本多1-12-5
371	K設備	0493-54-6362	比企郡吉見町	長谷722-20
373	内田設備工業所	048-592-4354	北本市	朝日1-91
374	(株)総和プラント	03-3942-2281	東京都文京区	小日向4-5-16
375	(株)オアシスソリューション	03-5396-7141	東京都豊島区	池袋2-23-21
376	晴耕設備	0493-39-5979	東松山市	大谷4864-4

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
377	(有)中村フィクセル	048-522-5490	熊谷市	久下1692-4
378	(株)ワイズ・ウォーター	048-878-8253	さいたま市	見沼区大谷1285-1
379	(株)中島水道	048-536-5151	熊谷市	万吉709-7
380	(株)桑原工業	048-591-5974	北本市	中丸10-310
381	(有)田中設備	048-554-2416	行田市	深水町2-28
382	合同会社マツザキ	048-717-1519	上尾市	壺丁目南16-1 グリーン ピュア201号
383	(有)優輝設備	0480-33-5508	南埼玉郡宮代町	本田5-9-20
384	(有)平成開発工業	049-255-0355	富士見市	水子2855-1
386	(有)本田工業	048-736-2929	春日部市	谷原新田1404
387	(株)ライフサポート	03-5465-0703	東京都渋谷区	大山町45-18 代々木上 原ウエストビル3階
388	(株)ベストワーク	048-795-2000	さいたま市	岩槻区鹿室1123-3
390	明和技建(株)	048-779-8883	桶川市	上日出谷655-6
391	(株)福島設備	048-596-0940	鴻巣市	糠田1645-2
392	(株)埼玉デンキセンター	048-252-6673	川口市	幸町1-14-13
393	(有)ラピスト	0480-73-7277	加須市	道地1205-1
394	(株)サンスイ	048-783-0880	上尾市	上野320-96
395	サンエス設工(有)	048-780-7681	上尾市	壺丁目464-7
396	(株)じえいえす埼玉	048-725-8820	上尾市	地頭方441-7
397	S Dセンター(株)	048-685-9233	さいたま市	見沼区南中丸289-9 メ ゾン・ド・ルミエール I211号
398	(有)島田水道工業	049-235-4188	川越市	古谷上5689-2
399	城野設備	048-727-0261	桶川市	坂田東1-43-2
400	森設備(株)	048-556-2300	行田市	長野5-16-1
401	(株)光和設備工業	048-839-9611	さいたま市	桜区西堀4-9-17
402	(株)ユーライフ	0493-81-5678	東松山市	石橋1696-4
403	(株)スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市	城東区野江4-1-8-402
404	(株)井口工業	048-726-2793	上尾市	平方3540-2
406	(株)ナカムラ	048-972-4856	越谷市	野島252-7
407	(株)やなぎ	048-772-5197	上尾市	平塚3010-3
408	(有)加藤設備	0480-85-7879	久喜市	菖蒲町下栢間2686
409	(株)山崎土建	048-786-5465	上尾市	中分5-200
410	(有)長谷川設備工業	048-626-2385	さいたま市	西区西遊馬902-1
411	T Y S サービス	048-747-5065	蓮田市	西新宿5-137
412	(有)石川工業	048-668-8001	さいたま市	北区別所町1124-19
414	(株)彩設工業	048-877-1690	上尾市	原市238-28
415	(有)滝本商店	048-746-1025	春日部市	米島1185-55
416	A企画	04-2949-1786	所沢市	小手指元町2-28-27
417	(株)丸山設備	0480-53-3040	加須市	新川通420-5
418	(株)武蔵設備	04-2963-2922	入間市	新久669-50
419	(株)前田設備	0278-72-3334	群馬県みなかみ町	上牧2344-2
420	(株)ミナミ	048-798-5877	さいたま市	岩槻区黒谷2146-5
421	(有)鈴木設備	0480-23-4875	久喜市	青毛4-6-6
422	大阪ガスリノテック(株) 東京支店	03-3366-9251	東京都新宿区	高田馬場3-35-2
423	(株)ワンロード	048-797-8925	さいたま市	大宮区吉敷町1-73-3F

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
424	(有)高橋設備	049-222-1324	川越市	喜多町3-6
425	(有)サトウ設備	048-441-1064	蕨市	錦町2-19-36
426	(株)水道修理センター	06-6816-8164	大阪府吹田市	山田市場1-4-203
427	(有)東昌設備	0493-35-3354	東松山市	正代1005
428	(株)アクトプランニング	049-251-1001	富士見市	鶴瀬東1-10-34
429	(株)鈴木美装	048-572-9580	深谷市	東方町3-12-7
430	(株)荒川設備	048-297-8999	川口市	峯810-12
432	ミサワホーム建設(株)	048-218-3900	川口市	戸塚1-5-10 3階
433	(有)かみやせつび	048-721-1901	北足立郡伊奈町	小室5742-1
434	(株)くはら設備	049-280-8777	坂戸市	塚越1203-1
435	(株)一成	048-811-1277	さいたま市	南区南浦和1-27-10-2
436	三菱電機 システムサービス(株)	03-5431-7750	東京都世田谷区	太子堂4-1-1
437	(株)アクアサービス	06-6335-1211	大阪府豊中市	庄内栄町4-5-7
438	(有)佐野工務店	048-862-5619	さいたま市	桜区町谷1-10-4
439	東京北研(株)埼玉営業所	048-651-5941	さいたま市	北区吉野町1-5-6
440	(株)アップテール	048-876-9574	蓮田市	黒浜4770-1
441	ダイヤ建設(株)	048-726-1611	上尾市	地頭方465-17
442	(有)細井水道	048-787-1076	桶川市	鴨川1-7-13
443	茂木設備工業	048-591-2032	北本市	石戸4-323
445	(有)ムサシ管工	049-262-1240	ふじみ野市	新駒林3-4-11
446	(株)スグクル	082-836-3689	広島県広島市	東区福田7-10-9
447	ダイセイExt(株)	0280-23-1363	茨城県古河市	磯部540-1
448	埼玉日化サービス(株)	048-666-1101	さいたま市	北区宮原町2-111-8
449	(有)へんみ設備	0495-76-4120	児玉郡美里町	沼上85-2
450	旭化成ライフライン(株)	048-662-1225	さいたま市	北区宮原町4-69-1
451	(株)杉本設備工業	048-794-2147	さいたま市	岩槻区表慈恩寺1531-2
452	日本リニューアル(株)	048-483-1117	新座市	野寺2-8-48
454	マツオ興業	049-297-0792	比企郡川島町	上伊草821-1
455	エバーリンクス(株)	06-6531-1151	大阪府大阪市	西区南堀江4-17-18-205
456	青木土木工業(株)	042-978-7513	飯能市	双柳5-8
457	(株)シンエイ	06-6944-7797	大阪府大阪市	中央区谷町2-4-3 アイエスビル9階
458	(株)アクアライン	082-502-6644	広島県広島市	中区上八丁堀8-8 第1ウエノヤビル6F
459	(株)ノーリツ	03-5908-3825	東京都新宿区	西新宿2-6-1 8F
460	(有)飯村設備工業	0493-35-0566	東松山市	毛塚894-5
461	(株)彩玉	0480-53-3432	加須市	中種足1497
462	カンパネ(株)	03-5610-7755	東京都墨田区	石原1-26-1
463	(株)クラシアン 埼玉支店	048-668-6911	さいたま市	北区吉野町2-200-1
464	(有)栗原水道工業	048-829-8356	さいたま市	浦和区木崎4-19-29
465	(有)日乃出工業	048-706-7720	さいたま市	南区大谷口742-1
466	シンアイ工業(株)	048-782-9844	さいたま市	中央区上峰1-11-2
467	(株)彩水設備	049-298-6130	川越市	鯨井新田45-2 グランドヴィル4F
468	(株)忠光	04-2934-5337	入間市	宮寺3145-1
470	(株)高建工業	049-231-4675	川越市	鯨井1837
471	(有)イワタ住機販売	048-853-7478	さいたま市	中央区円阿弥4-10-18

指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
472	利根川設備	048-752-4092	春日部市	小淵30-7
473	(株)小杉設美	048-984-7044	越谷市	北川崎740-1
474	(株)イーライフグループ	03-6455-3990	東京都渋谷区	南平台町15-15 南平台今井ビル9階
475	(株)カーレッジ建工	0120-961-716	上尾市	壺丁目南5-16
476	(株)佐々木設備	048-775-8975	桶川市	西2-6-2
477	(株)ハウ斯拉ボ	06-6648-9898	大阪府大阪市	浪速区大国2-1-6
478	あすか設備	090-3246-8781	上尾市	領家5
479	(有)敏総合設備工事	0480-21-3085	久喜市	吉羽5-16-4
480	(株)グローアス	03-6222-5650	東京都中央区	湊1-12-11八重洲第七長 岡ビル5階
481	白石設備	049-215-9962	川越市	今成4-31-24
482	(株)交換できるくん	03-6427-5381	東京都渋谷区	東1-26-20東京建物東渋 谷ビル12F
483	(有)高進設備工業	048-855-4412	さいたま市	桜区栄和2-10-9
484	(有)福商	0480-33-4043	南埼玉郡宮代町	中21-25
485	(株)エヌテック	048-792-0420	上尾市	須ヶ谷1-182
486	(株)生活水道センター	03-6746-1825	東京都大田区	池上8-5-2
487	(株)林工業	048-677-4897	さいたま市	見沼区東大宮4-54-26
488	(株)鈴木総合設備	0480-85-4111	久喜市	菖蒲町台977
489	永大設備(株)	04-2950-5757	狭山市	狭山台4-8-5
490	(有)矢内住設	0493-54-0221	比企郡吉見町	長谷1114-23
491	(株)産永	090-9808-4258	坂戸市	石井1736-7
492	(株)あまぬま	048-773-2074	桶川市	南2-5-21
493	(株)アクア・アテンド	048-708-2521	さいたま市	南区辻2-25-13
494	(株)オダケン	049-233-9036	川越市	上戸112-6
495	(有)二幸設備	048-596-0706	鴻巣市	登戸288
496	(株)タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市	小倉南区石田南2-4-1
497	(株)モリモト電機	048-781-1151	上尾市	向山3-51-5
498	(株)岡野水道設備	0480-23-2181	久喜市	太田袋628
499	(株)友信工業	04-2941-2444	日高市	高富56-13
500	(株)エスエスピーケー	048-725-5929	上尾市	大谷本郷757-1
501	(株)空衛設備	0480-37-3317	南埼玉郡宮代町	東331-6
502	新日本設備工業(株)	048-797-5633	さいたま市	岩槻区東岩槻2-5-6 森 泉ビル3F
503	(株)内田組	048-771-0690	上尾市	柏座2-11-2
504	太平ビルサービス(株)	03-5323-4111	東京都新宿区	西新宿6-22-1
505	(株)ミナミ住設	048-782-4640	さいたま市	北区宮原町4-139-18
506	(有)代継設備工業所	049-223-7506	川越市	郭町1-17-13
507	(株)雅工業	048-269-1611	川口市	芝7028-34
508	(株)東管工	048-684-0716	さいたま市	見沼区東宮下446-7
509	横井電気工業(株)	0480-52-0771	久喜市	栗橋中央2-19-29
510	(株)大昇	048-525-3780	熊谷市	佐谷田2964-2
512	(株)WATER WORKS WAT	042-424-0234	東京都西東京市	ひばりが丘北4-6-20
514	(株)こぐれ技建	048-778-8283	上尾市	上62-13 深山ビル201
515	篠塚電機商会	048-771-0654	上尾市	上尾村1334-37
516	(株)イデアル住設	048-778-8798	さいたま市	緑区東浦和4-27-5-105
517	(株)三和工業	048-792-0899	蓮田市	閩戸3076-3



指定 番号	工事店名	電話番号	所在地	
519	(有)清宮水道工業所	048-624-0462	さいたま市	西区指扇2081-2
520	(株)ライズ	048-812-5435	さいたま市	見沼区堀崎町465-2
521	(株)関根電機	048-783-4067	さいたま市	北区大成町4-203-2
522	(株)水道屋	048-722-7711	上尾市	原市2130-1
523	(株)月光	048-793-4263	さいたま市	見沼区東新井498-1
524	(株)清水建材工業	048-772-3111	桶川市	西2-9-39
525	小林工業	048-261-3768	川口市	芝西2-30-13
526	(株)ダイタク	048-876-8000	さいたま市	見沼区春岡2-37-20 松本ウェルズ103
527	丸ノ内工業(株)	03-5933-3001	東京都練馬区	大泉町2-26-1
528	(有)斉藤工業所	048-771-7553	上尾市	平塚1622-1
529	小澤設備工業	048-598-5658	鴻巣市	下忍3483-4
530	関東日精(株)	0495-77-3850	児玉郡神川町	原新田1097-1
531	(株)安西建設	048-683-8485	さいたま市	見沼区春岡3-27-18
532	(株)伊藤住宅設備	048-507-7881	鴻巣市	松原2-4-11
533	(株)協亜建設	048-559-0603	行田市	野2411-1
534	(株)クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市	広芝町6-10
535	合同会社柳岡住設	048-756-1136	さいたま市	岩槻区並木1-27-85-5
536	(株)早坂建設	048-916-5546	越谷市	神明町2-279-7
537	郷設備	048-766-6646	蓮田市	根金1785
538	翡翠水	080-3128-0120	川口市	領家2-17-25
539	(有)勝水道工業所	03-3873-7820	東京都台東区	東浅草2-21-1
540	(株)プレミアアシスト 埼玉SC	0120-216-620	川口市	上青木1-8-8
541	(有)イセ住設機器	048-788-1826	上尾市	畔吉1085-4
542	(株)エナジー	049-247-9002	川越市	袋新田771-8
544	(有)沖田土木	048-977-8684	越谷市	向畑528-4
545	(株)ネクストイノベーション	046-200-9128	神奈川県厚木市	恩名1-20-27 プチヒルズ2F
546	大久保設備設計	042-989-4688	日高市	高萩2631-61
547	(株)キンライサー	03-5157-2400	東京都港区	虎ノ門1-3-1
548	(株)ザイマックス	03-3596-1416	東京都千代田区	永田町2-4-2 溜池山王ビル
549	宇田庄園	048-296-2066	川口市	安行104
550	(有)カネコプレーナー	048-856-9213	上尾市	中分2-186
551	(株)桐宗工業	048-578-7216	鴻巣市	境79-15
552	(株)アスプロ	048-816-4898	さいたま市	岩槻区南平野3-21-10
553	(株)住まいる安心レスキュー	03-5856-9291	東京都足立区	入谷9-31-8
554	(株)LR	048-954-8506	八潮市	木曾根871-5
555	(有)シンセイ	048-580-6688	北本市	緑2-262
556	守合設備	0480-88-3666	白岡市	千駄野862-4
557	野口住設	048-684-8640	さいたま市	見沼区深作236-31
558	(株)ライフエナジー	0120-033-003	東京都千代田区	平河町1-6-15 USビル8F
559	(株)優進設備工業	080-3548-7142	加須市	南大桑661-1
560	(株)ワースハンド	046-292-7155	神奈川県海老名市	東柏ヶ谷1-14-29 橘ビル202
561	宮本興業(株)	0480-31-7296	加須市	北小浜227-2
562	(株)伊集院總業	048-717-5519	北足立郡伊奈町	中央1-314
563	鈴木工業(株)	048-886-7907	さいたま市	南区南浦和2-33-5

指定番号	工事店名	電話番号	所在地	
564	㈱ワタナベ工業	048-278-5277	川口市	柳崎3-5-16
565	㈱中埜水道工業	0480-48-7091	加須市	花崎北2-5-6

## 11-4 上尾市下水道指定工事店一覧

【所管課：業務課】

(令和4年12月1日現在)

指定番号	工事店名	所在地	電話番号
2	シミズ設備工業㈱	上尾市谷津二丁目5番10号	048-773-5676
3	甲原管工業㈱	上尾市大字平塚861番地1	048-773-2923
4	㈱大和屋	上尾市大字原市3207番地4	048-721-2694
5	(有)日栄水道建設	上尾市小泉七丁目30番地33	048-781-2789
8	(有)苗村商会	上尾市大字平方1321番地2	048-725-2067
10	熊倉水道(有)	上尾市本町二丁目1番6号	048-771-3203
11	(有)小川電機商会	上尾市本町四丁目3番6号	048-771-1787
12	奥隅総合設備㈱	上尾市緑丘四丁目1番20号	048-771-2522
13	篠塚電機商会	上尾市大字上尾村1334番地37	048-771-0654
15	(有)中村水道設備	上尾市原新町1番1号	048-771-2703
16	上尾ガス水道設備㈱	上尾市栄町1番4号	048-771-0183
17	(有)共立設備	上尾市西宮下三丁目278番地	048-771-1086
18	㈱大川工業所	上尾市上平中央二丁目36番地2	048-771-5219
19	東和空調㈱	上尾市大字上20番地11	048-773-7311
28	㈱上尾サービスセンター	上尾市愛宕一丁目9番13号	048-771-0907
31	(有)関口水道	上尾市柏座三丁目1番4号	048-771-7935
34	㈱田代水道設備	上尾市大字今泉80番地3	048-781-1068
35	㈱中村設備工業所	上尾市錦町1番地18	048-773-8733
38	(有)堀井設備	上尾市浅間台四丁目5番地4	048-772-1764
39	(有)永工設備	上尾市愛宕一丁目21番13号	048-775-8254
40	㈱こばやし設備工業所	上尾市大字中新井414番地10	048-781-3303
41	(有)松沢設備	上尾市老丁目南18番地1	048-726-3350
42	㈱コヤマ	上尾市大字領家175番地の1	048-725-2041
43	㈱早田工務店	上尾市向山二丁目20番地15	048-781-1298
44	(有)三幸システム企画	上尾市大字地頭方441番地7	048-781-3405
45	アサヒ住建㈱	上尾市大字平塚2558番地4	048-773-8513
46	(有)鴨田設備工業	上尾市平塚一丁目12番地	048-771-6109
49	㈱泉山設備	北本市石戸五丁目268番地	048-592-7510
50	(有)アサヒラ水工	さいたま市見沼区春岡二丁目31番地8	048-687-6046
52	(有)サンコー建築店	さいたま市西区大字内野本郷568番地の4	048-624-6066
53	㈱シンエイ	さいたま市北区本郷町260番地	048-666-3366
54	(有)吉野設備	桶川市鴨川一丁目16番10号	048-786-3738
56	㈱太陽商工	さいたま市緑区大字上野田574番地3	048-878-1905
57	深作設備工業㈱	久喜市久喜北一丁目10番4号	0480-21-3175
58	㈱弓木電設社	白岡市小久喜1161番地3	0480-92-0067
59	㈱光進設備	上尾市弁財二丁目2番37号	048-776-2711
60	㈱岩崎設備	南埼玉郡宮代町百間三丁目9番24号	0480-35-0088

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
61	(株)山田設備工業	白岡市西八丁目15番1	0480-92-2251
63	(株)エハラ設備	白岡市荒井新田83番地の2	0480-97-0058
64	(株)池上管工	さいたま市西区大字土屋491番地1	048-624-2044
65	(株)良松	さいたま市北区東大成町一丁目460番地	048-666-1200
69	(株)金子設備	上尾市小泉9丁目3番地14	048-773-6057
70	(株)深井設備工事	さいたま市大宮区櫛引町1丁目823番地	048-664-3297
74	高橋住設(株)	桶川市南2丁目5番15号	048-771-0680
77	大協和工業(株)	さいたま市西区大字宝来1425番地1	048-623-3711
80	(有)高野工業	さいたま市中央区八王子二丁目4番11号	048-852-9111
81	エフシー・サービス(株)	川口市柳崎五丁目17番3号	048-458-0928
82	協立設備(株)	桶川市下日出谷東三丁目31番地の6	048-786-4557
83	新井設備工事(株)	桶川市大字川田谷3515番地4	048-786-3541
84	(有)八千代流設工業	上尾市大字平方1549番地の10	048-781-2430
86	(株)スカイホーム	北本市中央4丁目68番地2	048-592-0111
88	(有)三鈴商工	さいたま市北区奈良町50番地11	048-663-4010
89	関東プラント(株)	上尾市菅谷二丁目9番地	048-778-1626
91	出浦建設(株)	上尾市大字上1622番地の5	048-771-6463
94	三和設備工業(株)	さいたま市中央区下落合5丁目16番2号	048-853-1651
100	(株)大木水道	桶川市大字川田谷3552番の2	048-787-0611
102	(株)シンスイ設備工業	さいたま市浦和区大東一丁目14番11号	048-813-1013
103	日興設備工業(株)	さいたま市北区宮原町二丁目69番地	048-664-5321
104	(株)中村水道工業所	さいたま市西区大字中野林351番地	048-624-4506
106	(有)ホソイ	桶川市大字川田谷3398番地の13	048-789-2789
107	(有)小山設備	蓮田市大字根金896番地の18	048-766-3355
111	(株)埼玉総合設備	さいたま市見沼区大字風渡野351番地15	048-686-1234
114	カナモリ産業(株)	北足立郡伊奈町大字小室4684番地5	048-722-8601
115	(有)北沢設備工業	北足立郡伊奈町内宿台五丁目102番地	048-728-2404
116	新井ポンプ工業(株)	さいたま市岩槻区大字徳力86番地	048-794-2432
118	昭栄建設(株)	さいたま市南区南本町一丁目3番1号	048-866-3111
119	(有)平柳設備	北足立郡伊奈町大字大針1335番地12	048-721-1635
124	新井工業(株)	北本市荒井3丁目281番地	048-591-0643
127	ハギワラ(株)	蓮田市大字黒浜1899番地7	048-768-4788
129	(株)関根電機	さいたま市北区大成町四丁目203番地2	048-783-4067
130	(株)豊和水道工業所	さいたま市西区中野林168番地4	048-622-2288
131	三室建設(株)	さいたま市西区三橋五丁目645番地1	048-624-5388
133	(有)ケーワイエンジニアリング	さいたま市北区别所町47番地24	048-663-0818
140	(株)茂田工業所	北葛飾郡杉戸町内田2丁目8番16号	0480-32-1766
141	弓木空調(株)	白岡市千駄野675番地5	0480-92-6457
143	(株)享和	白岡市下野田809	0480-92-2345
144	(株)伊藤住設	川越市大字上寺山458番地10	049-226-5071
146	県南設備工業(株)	さいたま市見沼区東大宮二丁目31番地2	048-663-5941
147	遠藤建設工業(株)	上尾市大字平方1312番地	048-725-2054
148	(有)寿管工	桶川市南2丁目2番11号	048-782-6638
149	(株)宮下工業	さいたま市西区植田谷本854番地3	048-625-5966
150	(有)和設備工業	さいたま市西区大字島根76番地	048-620-2015
151	(有)石川商会	さいたま市西区大字清河寺768番地3	048-624-6710
156	(有)長島設備商会	北本市本町四丁目99番地	048-591-1304
158	岩崎工業(株)	蓮田市東三丁目10番13号	048-768-2181

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
159	(有)玉坂設備	桶川市上日出谷344番地の11	048-787-6550
162	(有)水道屋	さいたま市南区大谷口3139番地1	048-876-4132
163	岡野水道工業(有)	桶川市北一丁目24番7号	048-771-5699
166	(株)いいじま	比企郡川島町大字上伊草1364番地	049-297-0457
168	(有)無限総業	さいたま市見沼区東大宮3-14-61 マンション根岸206号	048-662-8738
173	(株)アイダ設計	さいたま市大宮区桜木町二丁目286番地	048-726-8613
174	(有)大島設備	北本市本宿五丁目98番地	048-591-3767
175	(有)御所設備	深谷市東方町五丁目15番地6	048-573-2833
178	(有)関根設備	鴻巣市登戸341番地1	048-597-1244
181	(株)森設備	さいたま市西区大字指扇2336番地	048-624-1536
182	(株)今川工務店	上尾市大字上1766番地2	048-771-4593
183	(有)矢部設備工業所	北足立郡伊奈町中央一丁目51番地	048-721-3795
184	(有)中村管設	久喜市菖蒲町菖蒲5013番地660	0480-85-5780
185	(有)小原設備工業	新座市馬場一丁目9番29号	048-487-8976
186	新興建設工業(株)	上尾市大字上野62番地1	048-725-9011
187	平井管工(株)	春日部市上大増新田19番地1	048-872-7612
188	(株)カタノ	川口市元郷五丁目9番13号	048-222-5260
189	(株)太宝設備	桶川市上日出谷南一丁目40番地の16	048-786-9871
192	守合設備	白岡市千駄野862番地4	0480-53-3988
194	(株)宮設備	さいたま市北区盆栽町95-2-103	048-871-5318
195	(有)深谷設備工業	桶川市川田谷6366番地	048-787-0735
196	(株)井口工業	上尾市大字平方3540番地2	048-726-2793
199	岩崎興業(株)	上尾市大字上1567番地	048-774-0111
200	(有)新英土建興業	上尾市小泉七丁目15番地17	048-781-3211
201	(株)新光工業	川口市北原台三丁目16番地9	048-229-6823
202	(株)創研 埼玉支店	さいたま市緑区東浦和四丁目33番地14	048-810-1717
203	(有)田口住設	さいたま市見沼区大字御蔵1184番地4	048-682-4343
204	(株)中屋	熊谷市久下1260番地	048-523-2372
207	(有)横山設備工業	さいたま市北区别所町72番地9	048-665-7776
211	日本興業	さいたま市北区吉野町一丁目346番地6	048-667-0885
212	横田設備工業(株)支店	新座市片山一丁目15番地31	048-229-0673
213	(有)茜水道	上尾市大字平方1300番地10	048-725-1110
214	(株)ジー・エル	さいたま市見沼区大字中川5番地8	048-685-0295
216	(株)牛村水道工業	川越市大字的場2215番地5	049-231-0809
218	(有)朝見住設	鴻巣市屈巢2382	048-569-0995
220	(株)和田設備	さいたま市見沼区大字上山口新田164番地7	048-683-0833
221	(株)森谷設備	北足立郡伊奈町大字小室9834番地1	048-721-4760
222	(有)川田組	上尾市大字原市4255番地4	048-721-2529
224	市東設備	さいたま市中央区本町東5丁目1番3号 ヨノコー ポ102号	048-857-4372
225	(株)リビングストーン	さいたま市西区大字宝来1425番地1	048-625-3151
226	(株)千葉工業	春日部市備後西三丁目5番40号	048-735-6660
228	(株)木村設備	南埼玉郡宮代町本田4丁目10番32号	0480-32-7788
229	(有)ジャパン管工	北葛飾郡杉戸町大字佐左エ門788番地3	0480-36-5521
231	(有)伊藤設備工業所	さいたま市緑区原山二丁目21番15号	048-885-5781
232	(有)旭工舎	さいたま市岩槻区大字徳力346番地	048-793-3055
233	総合メンテック(株)	上尾市本町三丁目4番12号鳥海マンション301号	048-770-0123

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
234	桐原設備工業所	鴻巣市広田3459番地12	048-596-1842
235	(株)共栄設備	蓮田市大字江ヶ崎1711番地	048-768-2012
236	(有)アイル設備工業	坂戸市大字塚越237番地13	049-282-4294
237	(有)瀬山設備工業	比企郡吉見町大字久保田新田141番地7	0493-54-0142
239	さいたま住宅設備	上尾市大字地頭方566番地8	048-725-0358
240	(株)川村設備	上尾市大字原市28番地16	048-778-9810
241	(有)萩原工業	さいたま市中央区上峰二丁目2番3号	048-851-4110
243	(株)いなもと	さいたま市北区吉野町一丁目400番地12	048-665-7044
248	(株)中央設備工業	上尾市大字今泉365番地12	048-725-3232
251	(株)福田設備工業	加須市中種足1529番地	0480-73-2848
254	(株)新井管工事	桶川市川田谷6654番地の1	048-787-8181
255	三栄管理興業(株)	北本市宮内五丁目414番地	048-591-6212
257	(株)早水設備	さいたま市南区文蔵一丁目2番5号	048-864-7563
258	積和建设埼玉栃木(株)	さいたま市見沼区東大宮六丁目14-10	048-686-1191
259	(株)MSフィールド	さいたま市西区指扇領別所366-7	048-621-3535
260	(株)熊谷設備工業	北葛飾郡杉戸町大字宮前137番地56	0480-38-0043
263	田村設備	さいたま市北区日進町2丁目1554番地	048-654-2481
266	(株)アイトップ	狭山市入間川2-21-24	04-2952-2274
267	埼玉日化サービス(株)	さいたま市北区宮原町2丁目111番地8	048-666-1101
268	(株)小高設備	川越市大字下広谷512-1	049-239-3900
269	(株)住宅サポート. C	桶川市大字下日出谷6-1	048-729-7172
270	(株)高橋工務所 埼玉支店	上尾市大字原市3276-1	048-721-5115
272	(株)小川商店	鴻巣市本町7-6-2	048-541-0126
274	(有)藤波建興	上尾市大字畔吉41	048-725-1944
278	大和工業(株)	さいたま市岩槻区笹久保新田1025番地3	048-796-8813
280	(株)ノハラ興業	さいたま市北区宮原町2-4-2	048-664-6398
281	(有)笠原設備工業所	熊谷市上新田411	048-536-3662
282	青木清掃(株)	桶川市南1-2-6	048-775-1551
283	(有)シンセイ	鴻巣市宮前38-20	048-597-0201
284	(株)吉元工務店	ふじみ野市ふじみ野一丁目5番2号	049-264-0855
285	アテックス(株)	北本市中央4丁目74番地	048-590-5707
286	(有)内藤水道	さいたま市岩槻区仲町1-6-5	048-758-1466
287	(有)丹保設備	さいたま市中央区八王子3-18-5	048-854-2423
288	(有)小島水道工業	加須市北篠崎212	0480-68-5743
289	京濱燃料(株)埼玉営業所	北足立郡伊奈町栄4-98	048-720-0777
290	(有)湯山設備工業所	川越市中台元町1丁目5番地15	049-242-5064
293	大宮管工(株)	さいたま市北区奈良町154番地	048-663-2154
294	(株)岡田工務店	秩父郡皆野町大字皆野31番地5	0494-62-3236
295	アグゼ(株)	行田市持田三丁目6番7号	048-555-3459
297	(株)東和商会	草加市青柳三丁目27番11号	048-933-1717
298	(株)たなか住設	坂戸市関間四丁目1番5号	049-281-0009
301	(株)中村工業所 宮代営業所	南埼玉郡宮代町字山崎745番地2号	0480-32-4817
302	(有)隆幸工業	北本市本町3丁目97番地5	048-593-2485
305	三共設備工業	さいたま市見沼区南中野1028番地1	048-682-2708
306	(株)和幸	鴻巣市下谷59番地	048-541-4940
307	内田基興(株)	本庄市緑1丁目6番1号	0495-24-2257
308	(有)磯部設備	川口市柳崎2丁目25番31号	048-269-0352
309	(有)横田設備	比企郡吉見町大字荒子868番地	0493-54-3617

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
310	(有)マコト商会	さいたま市西区清河寺1257番地の2	048-622-5501
312	(株)トミザワ設備	久喜市上町6番52号	0480-21-0946
313	(株)ブルーホース	北足立郡伊奈町栄一丁目83番	048-884-8518
314	(有)倉元興業	さいたま市岩槻区黒谷2158番地の33	048-798-5541
315	(株)東管工	さいたま市見沼区東宮下446番地7	048-684-0716
317	(有)神田設備工業	新座市本多一丁目12番5号	048-478-1744
318	K設備	比企郡吉見町大字長谷722番地20	0493-54-6362
319	内田設備工業所	北本市朝日1丁目91番地	048-592-4354
320	(株)深谷設計設備	さいたま市北区别所町38番地10	048-783-4090
322	晴耕設備	東松山市大字大谷4864番地4	080-5683-1132
323	(有)中村フィクセル	熊谷市久下1692番地4	048-522-5490
324	(有)桐原設備工業	ふじみ野市大井926番地9	049-256-3023
325	(株)桑原工業	北本市中丸10丁目310番地	048-591-5974
326	(有)田中設備	行田市深水町2番地28	048-554-2416
327	(株)中島水道	熊谷市万吉709番地7	048-536-5151
328	(株)ワイズ・ウォーター	さいたま市見沼区大谷1285番地1	048-878-8253
329	大阿蘇水質管理(株)	越谷市大字大林272番地1	048-974-8011
330	(有)優輝設備	南埼玉郡宮代町本田五丁目9番20号	0480-33-5508
331	(有)はーとふるリフォーム	さいたま市見沼区東新井710番11	048-682-0566
332	(有)本田工業	春日部市谷原新田1404番地	048-736-2929
334	(有)平成開発工業	富士見市大字水子2855番地1	049-255-0355
335	(株)福島設備	鴻巣市糠田1645番地2	048-596-0940
336	(有)ラピスト	加須市道地1205番地1	0480-73-7277
337	サンエス設工(有)	上尾市大字壺丁目464番地7	048-780-7681
338	(有)平設備	比企郡滑川町大字伊古158番地1	0493-57-1157
339	(株)じえいえす埼玉	上尾市大字地頭方441番地7	048-725-8820
340	S Dセンター(株)	さいたま市見沼区南中丸289番地9 メゾン・ド・ルミエール I 211号	048-685-9233
341	城野設備	桶川市坂田東一丁目43番地の2	048-727-0261
342	(有)かみやせつび	北足立郡伊奈町大字小室5742番地1	048-721-1901
343	(株)光和設備工業	さいたま市桜区西堀四丁目9番17号	048-839-9611
345	(株)ユーライフ	東松山市大字石橋1696番4	0493-81-5678
346	森設備(株)	行田市長野5-16-1	048-556-2300
349	(有)長谷川設備工業	さいたま市西区西遊馬902番1	048-626-2385
350	(株)くはら設備	坂戸市塚越1203番地1	049-280-8777
351	(有)石川工業	さいたま市北区别所町1124番地19	048-668-8001
352	(有)滝本商店	春日部市米島1185番地55	048-746-1025
354	(株)やなぎ	上尾市大字平塚3010-3	048-772-5197
355	(株)丸山設備	加須市新川通420番地5	0480-53-3040
356	(株)新成設備工業	新座市本多1丁目14番57号	048-489-5358
358	(株)ミナミ	さいたま市岩槻区黒谷2146-5	048-798-5877
359	(有)鈴木設備	久喜市青毛4-6-6	0480-23-4875
360	(株)彩玉	加須市中種足1497番地	0480-53-3432
361	(株)ワンロード	さいたま市大宮区吉敷町1-73-3F	048-797-8925
362	(有)高橋設備	川越市喜多町3番地6	049-222-1324
363	(株)彩設工業	上尾市大字原市238番地28	048-722-4132
364	(有)東昌設備	東松山市大字正代1005番地	0493-35-3354
365	(株)アクトプランニング	富士見市鶴瀬東1-10-34	049-251-1001

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
366	(有)島田水道工業	川越市大字古谷上5689番地2	049-235-4188
367	(株)鈴木美装	深谷市東方町3-12-7	048-572-9580
368	TYSサービス	蓮田市西新宿5丁目137	048-747-5065
370	(株)荒川設備	川口市大字峯810番地の12	048-297-8999
371	マツオ興業(株)	比企郡川島町大字上伊草821番地1	049-297-0792
373	(株)エムアール	さいたま市見沼区御蔵1551-9 K.Sビル1F	048-812-8885
374	(株)一成	さいたま市南区南浦和1-27-10-2	048-811-1277
375	ミサワホーム建設(株)	川口市戸塚1丁目5-10 3階	048-218-3900
376	東京ガスファーストエナ ジー(株)	さいたま市北区宮原町二丁目18番地7	048-651-0313
377	(有)佐野工務店	さいたま市桜区町谷1-10-4	048-862-5619
378	茂木設備工業	北本市石戸4-323	048-591-2032
379	(有)ムサン管工	ふじみ野市新駒林3-4-11	049-262-1240
380	ダイセーExt(株)埼玉事業 所	行田市持田2364-1	048-598-4353
382	(株)杉本設備工業	さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1531番地2	048-794-2147
383	旭化成ライフライン(株)	さいたま市北区宮原町4-69-1	048-662-1225
384	(有)フタバ設備	川口市差間2-18-3	048-294-1051
385	合同会社マツザキ	上尾市壺丁目南16-1 グリーンピュア201号	048-717-1519
386	青木土木工業(株)	飯能市大字双柳5番地8	042-978-7513
388	(有)飯村設備工業	東松山市毛塚894番地5	0493-35-0566
389	(有)栗原水道工業	さいたま市浦和区木崎4-19-29	048-829-8356
390	(株)武蔵設備	入間市新久669-50	04-2963-2922
391	(有)日乃出工業	さいたま市南区大字大谷口742番地1	048-706-7720
392	シンアイ工業(株)	さいたま市中央区上峰1丁目11番2号	048-782-9844
393	白石設備	川越市今成4丁目31番地24	049-215-9962
395	(株)忠光	入間市宮寺3145番地1	04-2934-5337
396	(株)中埜水道工業	加須市花崎北二丁目5番地6	0480-48-7091
397	(株)栄大土木	深谷市下手計147番地	048-587-2131
398	(株)高建工業	川越市大字鯨井1837番地	049-231-4675
399	(株)彩水設備	川越市鯨井新田45番地2 グランヴィル4F	049-298-6130
400	(有)イワタ住機販売	さいたま市中央区円阿弥4丁目10番18号	048-853-7478
401	利根川設備	春日部市小渕30番地7	048-752-4092
402	郷 設備	蓮田市大字根金1785番地	048-766-6646
403	西東京日設	鶴ヶ島市大字藤金890番地34	080-6658-1503
404	(株)小杉設美	越谷市大字北川崎740番地1	048-984-7044
405	(有)加藤設備	北足立郡伊奈町寿一丁目323番地	048-728-0701
406	(株)佐々木設備	桶川市西二丁目6番2号	048-775-8975
407	(有)若葉建設工業	鶴ヶ島市大字藤金122番地12	049-286-4039
408	(有)敏総合設備工事	久喜市吉羽五丁目16番地4	0480-21-3085
409	(有)高進設備工業	さいたま市桜区栄和二丁目10番9号	048-855-4412
410	(有)福商	南埼玉郡宮代町字川端288番地1	0480-33-4043
411	(株)エヌテック	上尾市須ヶ谷一丁目182番地	048-792-0420
412	(株)クラシアン	さいたま市北区吉野町二丁目200番地1	0120-500-500
413	(株)鈴木総合設備	久喜市菖蒲町台977番地	0480-85-4111
414	永大設備(株)	狭山市狭山台四丁目8番地の5	04-2950-5757
415	(有)矢内住設	比企郡吉見町大字長谷1114番地23	0493-54-0221
416	(株)産 永	坂戸市大字石井1736番地7	090-9808-4258

指定 番号	工事店名	所在地	電話番号
417	(株)あまぬま	桶川市南二丁目5番21号	048-773-2074
418	(株)アクア・アテンド	さいたま市南区辻二丁目25番13号	048-708-2521
419	(株)オダケン	川越市上戸112番地6	049-233-9036
420	(有)二幸設備	鴻巣市登戸288番地	048-596-0706
421	(株)岡野水道設備	久喜市太田袋628番地	0480-23-2181
422	(有)JWSマルタカ	川口市上青木一丁目21番12号	048-250-6780
423	(株)友信工業	日高市高富56番13	04-2941-2444
424	(株)空衛設備	南埼玉郡宮代町東331番地6	0480-37-3317
425	新日本設備工業(株)	さいたま市岩槻区東岩槻二丁目5番6号森泉ビル 3F	048-797-5633
426	(株)加藤商事	さいたま市西区大字中釘2228番地5	048-624-1611
427	(株)雅工業	川口市大字芝7028番地の34	048-269-1611
428	(有)代継設備工業所	川越市郭町一丁目17番地13	049-223-7506
429	(株)大昇	熊谷市佐谷田2964番地2	048-525-3780
430	横井電気工業(株)	久喜市栗橋中央二丁目19番29号	0480-52-0771
431	(株)ワタナベ工業	川口市柳崎3丁目5番16号	048-278-5277
432	(株)WATER WORKS WAT	新座市栗原五丁目17番22号Aフィールド2F	042-424-0234
433	(有)清宮水道工業所	さいたま市西区指扇2081番地2	048-624-0462
434	(株)ライズ	さいたま市見沼区堀崎町465-2	048-812-5435
435	(株)ダイタク	さいたま市見沼区春岡二丁目37番地2松本ウエ ルズ103	048-876-8000
436	小林工業	川口市芝西2丁目30番13号	048-261-3768
437	(株)見沼工業	さいたま市見沼区春岡三丁目49番地17	048-686-9888
438	(株)坂建	上尾市浅間台三丁目12番地5	048-774-0474
439	小澤設備工業	鴻巣市下忍3483番地4	090-2758-9969
440	関東日精(株)	児玉郡神川町大字原新田1097-1	0495-77-3850
441	(株)安西建設	さいたま市見沼区春岡三丁目27番地18	048-683-8485
442	(株)清水建材工業	桶川市西二丁目9番39号	048-772-3111
443	美創	さいたま市南区大字広ヶ谷戸209番地50	048-810-5051
444	(株)伊藤住宅設備	鴻巣市松原2丁目4番11号	048-507-7881
445	(株)早坂建設	越谷市神明町二丁目279番地7	048-916-5546
446	(株)千曲興業	上尾市大字中新井306番地6	048-781-3204
447	小川工業(株)	行田市桜町一丁目5番16号	048-554-4111
448	翡水	川口市領家2丁目17番25号	080-3128-0120
449	(株)優進設備工業	加須市南大桑661番地1	080-3548-7142
450	(有)沖田土木	越谷市大字向畑528番地4	048-977-8684
451	大久保設備設計	日高市大字高萩2631番地61	042-989-4688
452	(有)濱島建設	加須市外田ヶ谷17番地の1	0480-73-1728
453	(株)グランドプラン	狭山市祇園20番地27-103	04-2959-1700
454	(株)桐宗工業	鴻巣市境79番地15	048-578-7216
455	(有)シンセイ	北本市緑2丁目262番地	048-580-6688
456	(有)加藤設備	久喜市菖蒲町下栢間2686番地	0480-85-7879
457	宮本興業(株)	加須市北小浜227番地2	0480-31-7296
458	野口住設	さいたま市見沼区深作236番地31	048-684-8640
459	(株)林工業	さいたま市見沼区東大宮四丁目54番地26	048-677-4897
460	鈴木工業(株)	さいたま市南区南浦和二丁目33番5号	048-886-7907



## 12 食料・生活必需品の供給

## 12-1 主な備蓄物資等の状況

(令和7年3月31日現在)

	品 目	数 量	所 在 地
食 料 品	備蓄用リゾット	18,150食	上平公園・小中学校等
	保存用パン	15,156食	上平公園・小中学校等
	ビスコ	23,895食	上平公園・小中学校等
飲 料 水	ペットボトル入り	11,400 0	上平公園・小中学校等
乳 児 用 食 料	粉ミルク	2,000食	市立保育所等
	液体ミルク	720食	市立保育所等
	使い捨て哺乳瓶	3,570本	市立保育所等
燃 料	ガソリン缶	264 0	上平公園・小中学校等
	灯油缶	440 0	上平公園・小中学校等
寝 具 ・ 下 着	毛布	8,411枚	上平公園・小中学校等
	寝袋	3,501袋	上平公園・小中学校等
	エアーマット	12,000枚	小中学校等
	下着セット（男性用）	1,200着	上平公園等
	下着セット（女性用）	1,200着	上平公園等
ト イ レ	携帯トイレ（排便処理袋）	88,130回分	上平公園・小中学校
	簡易トイレ（ワンタッチ）	988台	上平公園・小中学校等
	マンホールトイレ	404台	上平公園・小中学校等
	トイレットペーパー	2,924ロール	上平公園等
医 療 ・ 衛 生	担架	161台	上平公園・小中学校等
	救急箱（50人用）	102個	上平公園・小中学校等
	大人用オムツ	7,372枚	上平公園等
	子ども用オムツ	10,488枚	上平公園等
	生理用品	12,672枚	上平公園等

避難所開設キット	避難所開設キット	48セット	小中学校等
感染症予防用品	感染症対策資機材	48セット	小中学校等
	プライベートルーム	240張	上平公園・小中学校等
	段ボールベッド	150台	上平公園・小中学校等
発電機	発電機（ガソリン）	119台	上平公園・小中学校等
調理器	移動式調理器	47台	小中学校等
浄水機	浄水機	36台	上平公園・小中学校等
その他	ブルーシート	1,310枚	上平公園・小中学校等

## 12-2 災害用マンホールトイレ設置場所・機材保管場所一覧

【所管課：下水道施設課】

(令和7年3月31日現在)

No.	トイレ設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
1	浅間台三丁目35番地	浅間台大公園	8基	浅間台大公園内 (事務区管理物置)	標準テント 6基 大型テント 2基 洋式便座 8基 ランタン 8個	平成19年度 施工
2	大字菅谷16番地	上平公園 南口駐車場	20基	市民球場1塁側 2F倉庫 (危機管理防災課 の備蓄倉庫)	標準テント 18基 大型テント 2基 洋式便座 20基 ランタン 20個	平成20年度 施工
3	愛宕三丁目 28番地30	上尾運動公園 (サブグラウンド 東側)	16基	上尾運動公園 (体育館北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成21年度 施工 防火水槽 20m <sup>3</sup> 設置
4	向山四丁目 3番地10	上尾市市民体育館 (体育館 東側 駐車場)	16基	上尾市 市民体育館 (体育館東側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成21年度 施工 防火水槽 20m <sup>3</sup> 設置
5	大字小敷谷 2番地3	上尾市立 太平中学校 (校舎 北東側 敷地内)	16基	上尾市立 太平中学校 (校舎東側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成22年度 施工 防火水槽 20m <sup>3</sup> 設置
6	大字原市 3508番地1	上尾市立 原市小学校 (西側運動場 北側)	16基	上尾市立 原市小学校 (東側校門 南側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成22年度 施工 防火水槽 20m <sup>3</sup> 設置
7	柏座四丁目 3番8号	上尾市立 富士見小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 富士見小学校 (敷地北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成23年度 施工 プール水 使用
8	井戸木四丁 目23番地	上尾市立 大石北小学校 (体育館 北側 敷地内)	16基	上尾市立 大石北小学校 (体育館北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成23年度 施工 防火水槽 20m <sup>3</sup> 設置

No.	トイレ 設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
9	大字原市 3990番地	上尾市立 原市南小学校 (校舎 西側 敷地内)	16基	上尾市立 原市南小学校 (敷地東側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成24年度 施工 プール水 使用
10	上平中央 一丁目 8番地1	上尾市立 芝川小学校 (校舎 北側 敷地内)	14基	上尾市立 芝川小学校 (敷地西側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成24年度 施工 防火水槽 20㎡設置
11	仲町一丁目 11番地46	上尾市立 上尾小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 上尾小学校 (敷地北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成25年度 施工 防火水槽 20㎡設置
12	大字平塚 1212番地	平塚公園 西側 敷地内	14基	県立上尾かしの木 特別支援学校 (敷地北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成25年度 施工 防火水槽 20㎡設置
13	西宮下四丁 目400番地	上尾市立 鴨川小学校 (校舎 東側 敷地内)	14基	上尾市立 鴨川小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成26年度 施工 プール水 使用
14	小泉九丁目 28番地2	上尾市立 大石小学校 (校舎 西側 敷地内)	16基	上尾市立 大石小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成26年度 施工 防火水槽 20㎡設置
15	大字瓦葺 2260番地	上尾市立 瓦葺小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 瓦葺小学校 (校舎東側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成27年度 施工 プール水 使用
16	今泉一丁目 7番2号	上尾市立 西小学校 (校舎 北側 敷地内)	16基	上尾市立 西小学校 (校庭西側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成27年度 施工 プール水 使用

No.	トイレ 設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
17	上町一丁目 15番4号	上尾市立 中央小学校 (運動場 南側 プール付近)	16基	上尾市立 中央小学校 (校舎内倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成29年 度施工 プール水 使用
18	大字平方 1346番地1	上尾市立 平方小学校 (校庭 北側)	14基	上尾市立 平方小学校 (校庭西側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成30年 度施工 防火水槽 20 m <sup>3</sup> 設置
19	大字南102 番地	上尾市立 上平小学校 (校庭 南側)	14基	上尾市立 上平小学校 (校庭北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成31年 度施工 プール水 使用
20	大字上尾村 1171番地2	上尾市立東小学校 (校舎 北側 敷地内)	10基	上尾市立 東小学校 (駐車場北側 防災倉庫)	標準テント 8基 大型テント 2基 洋式便座 10基 ランタン 10個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和2年度 施工 プール水 使用
21	大字大谷本 郷528番地	上尾市大谷小学校 (校庭 東側)	16基	上尾市立 大谷小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和3年度 施工 既設防火水 槽 20 m <sup>3</sup> 使用
22	今泉3-17-1	上尾市立 今泉小学校 (校舎 南東側)	16基	上尾市立 今泉小学校 (校舎北側 学校倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和4年度 施工 防火水槽 20 m <sup>3</sup> 設置
23	愛宕三丁目 23番地24	上尾市立 上尾中学校 (体育館 西側)	16基	上尾市立 上尾中学校 (体育館南側 外倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和4年度 施工 プール水 使用
24	中妻四丁目 19番地	上尾市立 大石中学校 (体育館 南側)	16基	上尾市立 大石中学校 (プール下スペー ス)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和5年度 施工 プール水 使用

No.	トイレ 設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備 考
25	大字上尾村 479番地	上尾市立 東中学校 (校舎 北側)	10基	上尾市立 東中学校 (体育館2階)	標準テント 8基 大型テント 2基 洋式便座 10基 ランタン 10個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和5年度 施工 プール水 使用
26	東町三丁目 1947番地	上尾市立 東町小学校 (校舎 南西側)	16基	上尾市立 東町小学校 (体育館1階)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和6年度 施工 既設防火水 槽 20 m <sup>3</sup> 使用
27	向山四丁目 10番地	上尾市立 大谷中学校 (校舎 南東側)	20基	上尾市立 大谷中学校 (体育館2階)	標準テント 18基 大型テント 2基 洋式便座 20基 ランタン 20個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	令和6年度 施工 既設防火水 槽 20 m <sup>3</sup> 使用

## 13 輸 送

### 13-1 市保有車両一覧

(令和3年10月30日現在)

用 途		台数	配 置 先 等
総務課所管	普通乗用	5	総務部(3) 議会事務局(1) 都市整備部(1)
	普通特殊	1	都市整備部(1)
	普通乗合	1	総務部(1)
	小型貨物	16	総務部(2) 共用車(3) 学校教育部(1) 環境経済部(1) 教育総務部(2) 健康福祉部(1) 選挙管理委員会(1) 都市整備部(5)
	小型乗用	11	共用車(3) 学校教育部(1) 環境経済部(1) 健康福祉部(2) 子ども未来部(3) 市民生活部(1)
	軽貨物	39	子ども未来部(3) 市民生活部(9) 総務部(1) 共用車(4) 学校教育部(1) 環境経済部(4) 教育総務部(4) 健康福祉部(2) 行政経営部(2) 都市整備部(8) 農業委員会(1)
	軽乗用	14	市民生活部(1) 学校教育部(1) 教育総務部(1) 健康福祉部(6) 行政経営部(3) 子ども未来部(1) 都市整備部(1)
西貝塚環境センター所管	小型乗用	1	(1)
	小型貨物	1	(1)
	塵芥車	8	(8)
	ダンプ (2/4t・軽)	9	2t(7) 4t(1) 軽(1)
	トラック (3/4t・軽)	4	3t(1) 4t(2) 軽(1)
	特殊車両	6	フォークリフト(4) トラクターショベル(1) バックホー(1)
経営総務課所管	小型貨物	11	(11)
	普通乗用	1	(1)
	軽四輪車	6	軽貨物(5)、軽乗用(1)
	特殊車両	2	給水車2t(1) 1.8t(1)
計	136		

※ 保有車両には借り上げ車両を含める。ただし、消防車両は、(資料8-2)に掲載している。

13-2 緊急輸送車両即時（事前）確認申請書

緊急輸送車両即時（事前）確認申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

申請者 住所  
氏名

下記により、緊急輸送車両であることの確認を受けたいので申請します。

記

- 1 使用自動車及び登録番号
- 2 輸送月日時
- 3 輸送人員又は品名
- 4 輸送経路（出発、経路、目的地）
- 5 その他



13-3 緊急通行車両事前届出書

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日	
埼玉県公安委員会 殿 申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 フリガナ 氏 名 上尾市長 印 電話 ( ) 【担当係 氏名 】	
番号標に表示されている番号	
輸送人員（定員） 又は品名	
車両の使用者	住所
	氏名
業務の内容	1 救助救護 4 災害予知 7 人員輸送 10 飲食料 13 広報啓発 2 応急避難 5 災害復旧 8 避難生活 11 医療医薬 14 その他 3 検索 6 施設点検 9 調査研究 12 混乱防止 ( )
出 発 地	上尾市
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

13-4 緊急通行車両事前届出済証

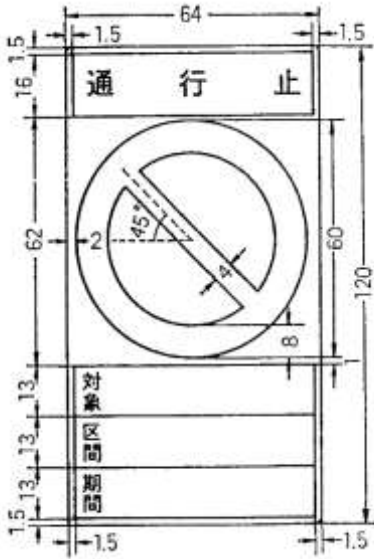
第 号
災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
年 月 日
埼玉県公安委員会 印

(注)

- 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察署、災害のために設置された検問所等に提出して、緊急通行車両の確認の所要の手続きを受けてください。
- 2 本届出済証を忘失し、滅失し、汚損し、破損した場合は、警察署に届出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返却してください。
  - (1) 緊急通行車両としての要件がなくなったとき。
  - (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。
  - (3) その他、緊急通行車両として使用する必要がなくなったとき。

### 13-5 車両通行止標示

災害対策基本法施行令第32条に基づく緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間及び期間を定める標示。



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、また図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



13-7 物品輸送引渡書・物品受領書

物品輸送引渡書

避難場所名

年 月 日 時 分

輸送担当者

物 品 名	数 量	備 考

物品受領書

避難場所名

年 月 日 時 分

受 領 者

物 品 名	数 量	備 考

13-8 輸送状況

輸送状況

作成者

年 月 日 時 分

避難場所名 (地区名)	担 当 者	輸送給品 (数量・時間)				
		食 糧	毛 布			

13-9 輸送記録簿

輸送記録簿

年月日	目的	輸送区間		使用時間		使用車両		輸送担当者	金額	備考
		区間	距離	時・分	時・分	種類	台数			

- 注 1 救助事務と本部事務と区分して作成する。  
 2 目的欄は、救助の種類又は用途を記入する。  
 3 市の車両については、輸送担当者欄に車両番号で記入する。  
 4 使用車両は、有無償を問わず記入し、借上げ料は金額欄に記入する。

13-10 災害救援物資受領書

災害救援物資受領書

災害救援物資として下記のとおり受領しました。

記

品 名	数 量

年 月 日

住 所

氏 名 様

上尾市長



---

## 14 行方不明者の捜索・遺体の処理

---

### 14-1 火葬場

#### (1) 火葬場

名 称	所 在 地	電 話	設置主体	火炉（基）
上尾伊奈斎場つつじ苑	上尾市瓦葺150	720-7870	上尾市	6 (小動物炉1)



14-3 死体処理台帳

死体処理台帳

上尾市

No.

整理 番号	死 亡 年月日	死体発見 日 時	死体発見場所	死亡者氏名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理				死体の 一 時 保存料	検案料	実 支 出 額	備考
					住 所 ・ 氏 名	死亡者と の 関 係	品 名	単 価	数 量	金 額				
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	年 月 日	月 日 時						円		円	円	円	円	
	小 計			人				円		円	円	円	円	

14-4 埋葬台帳

埋葬台帳

市町村名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

整理 番号	死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		遺族住所・氏名	埋 葬 を 行 っ た 者		火・埋葬場所 納 骨 場 所	埋 葬 費				備 考
			氏 名	性別 年齢		死亡者との関係	住所・氏名		棺（附属品 を含む。）	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円	円	円	円	通常・特例
									(現物給与) 有・無	(支給額) 円	(現物給与) 有・無	(支給等) 円	
	小計 合計		人						円 件	円	円 件	円	

- (注) 1 「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。  
 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。  
 3 「備考」欄の特例は、災害救助法の適用による。

14-5 遺留品処理票

遺留品処理票

整理番号	第 号	取扱日時	年	月	日	時	分	
		取扱者	収容所・保管所					氏名
被保管者 住所名 氏名			遺留品					
			品名					数量
送付先			保管所					
送付月日			年	月	日			
保管替先			保管所					
保管替日			年	月	日			
引渡月日			年	月	日			
受取人の 住所名 氏名			Ⓜ					
立会人の 住所名 氏名			Ⓜ					
摘要								

## 15 ごみ・し尿処理

### 15-1 災害廃棄物等の処理に関する総合支援協定

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合（以下「市町村等」という。）とは、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理に関する相互支援について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

**第1条** 本協定は、地震等の災害により、区域内の一般廃棄物の適正処理が困難となった市町村等に対して、県及びその他の市町村等がその円滑な処理を確保するために行う相互支援について、基本的な事項を定める。

#### （役割）

**第2条** 市町村等は、要請に応じて、次に掲げる相互支援を行うものとする。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋
- (2) 災害廃棄物等を一時的に保管する仮置場の提供
- (3) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (4) 災害廃棄物等の処理の実施
- (5) その他災害廃棄物等の処理に関し必要な事項

2 県は、前項の相互支援が円滑に行われるよう関係機関との調整に努めるものとする。

3 埼玉県清掃行政研究協議会は、第1項の相互支援が円滑に行われるよう支援体制の構築に努めるものとする。

#### （責務）

**第3条** 災害廃棄物等の処理の円滑な実施及び良好な相互支援体制を確保するため、次の責務を負う。

- (1) 災害発生時は、相互援助の精神を持って、処理機能が確保できる施設を最大限に相互活用するなど、県内における災害廃棄物等の円滑な処理に協力しなければならない。
- (2) 支援要請があったときは、積極的に応ずるよう努めなければならない。
- (3) 県外の自治体から支援要請があったときは、県内における災害廃棄物等の処理の円滑な実施に支障が生じない範囲において、これに応じるものとする。

#### （費用負担）

**第4条** 第2条第1項に規定する相互支援に要した経費は、支援を要請をした市町村等が負担するものとし、支払いの方法等については、当事者間での協議の上決定するものとする。なお、同項(3)に規定する職員の派遣に係る経費の取扱については、次のとお

りとする。

(1) 派遣者の事故等に関する補償対応は、派遣する市町村等が行う。ただし、派遣する市町村等が行うことに疑義が生じた場合には、当事者間での協議の上決定するものとする。

(2) 派遣者の旅費及び諸手当並びに移動手段（公用車、レンタカー等）、宿泊及び食事の手配に係る経費等は、派遣する市町村等が措置するものとする。

**（期間）**

**第5条** 本協定の有効期間は、平成20年7月15日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の一か月前までにいずれからも異議の申し出がないときは引き続き一年間有効とし、翌年度以降においても同様とする。

**（疑義が生じた場合）**

**第6条** 相互支援を行う上で疑義が生じた場合は、埼玉県清掃行政研究協議会災害廃棄物対策部会で協議の上、決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年7月15日

令和2年5月29日 一部改定

所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

名称 埼玉県清掃行政研究協議会

代表者 会長 相川宗一

所在地 埼玉県上尾市

名称 上尾市

代表者 上尾市長

## 15-2 くみとり清掃許可業者一覧

No.	社名	住所	電話
1	(有)上尾清掃	藤波4-1	787-0070
2	(株)上尾サービスセンター	愛宕1-9-13	771-0907
3	(有)昭栄産業	栄町8-17	771-6168
4	青木清掃(株)	桶川市南1-2-6	775-1551
5	(株)加藤商事	さいたま市西区内野本郷297-4	624-5335

## 15-3 災害廃棄物仮置場（候補地）

区分		候補地
仮置場	緊急	・自治会等から申し入れにより設置した駐車場・公園等
	一次	・上平公園 ・丸山公園 等
	二次	・平方野球場 ・平方スポーツ広場



## 16 文化財

## 16-1 指定文化財一覧

(令和5年4月1日現在)

## 国指定重要有形民俗文化財

No.	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	上尾の摘田・畑作用具	有形民俗文化財	令和3年3月11日	上尾市教育委員会

(令和5年4月1日現在)

## 埼玉県指定文化財

No.	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	馬蹄寺のモクコク	天然記念物	昭和7年3月31日	馬蹄寺
2	徳星寺の大カヤ及び暖帯林	天然記念物	昭和48年3月9日	徳星寺
3	永楽通宝紋鞍 付 鐙一双	工芸品	平成10年3月17日	妙巖寺
4	殿山遺跡出土旧石器	考古資料	平成12年3月17日	上尾市教育委員会
5	平方祇園祭のどろいんきょ行事	無形民俗文化財	平成23年3月18日	平方上宿地内

(令和5年4月1日現在)

## 上尾市指定文化財

指定 番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
1	上尾郷二賢堂跡	史跡	昭和34年1月1日	氷川鉾神社
2	山崎武平治碩茂の墓	史跡	昭和34年1月1日	遍照院
3	松下豊前守房利の供養塔	史跡	昭和34年1月1日	放光院
4	森朴斎碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	観音堂
5	西尾隠岐守一族累代の墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
6	伊藤由哉碑と墓	史跡	昭和34年1月1日	妙巖寺
9	柴田七九郎父子の墓	史跡	昭和34年1月1日	今泉共同墓地
10	十一面観世音菩薩坐像 付 胎内仏	彫刻	昭和35年1月1日	清真寺
11	相頓寺三仏	彫刻	昭和35年1月1日	相頓寺
12	絹本着色不動明王図	絵画	昭和35年1月1日	星野家
13	十一面観世音菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	日乗院
14	日光・月光菩薩立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院

指定 番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
15	十二神将立像	彫刻	昭和35年1月1日	密蔵院
16	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	彫刻	昭和35年1月1日	小林寺
17	氷川神社本殿彫刻	彫刻	昭和35年1月1日	氷川神社
18	慶安の禁札	古文書	昭和36年1月21日	十連寺
20	車地藏	有形民俗文化財	昭和37年5月5日	堤崎地区
21	月待供養塔	考古資料	昭和39年3月1日	大悲庵
22	月待供養塔	考古資料	昭和39年3月1日	小川家
23	弘長板碑	考古資料	昭和39年3月1日	楞嚴寺
24	紙本着色釈迦三尊像図	絵画	昭和40年3月1日	馬蹄寺
25	家康朱印状等古文書	古文書	昭和40年3月1日	徳星寺
26	古墳出土銅鏡	考古資料	昭和40年3月1日	新藤家
28	木造阿弥陀如来立像	彫刻	昭和41年3月31日	相頓寺
29	木造阿弥陀三尊立像	彫刻	昭和41年3月31日	西光寺
30	もちの木	天然記念物	昭和42年5月1日	山根家
31	大げやき	天然記念物	昭和42年5月1日	橘神社
33	らかんまき	天然記念物	昭和42年5月1日	宝蔵寺
34	むくの木	天然記念物	昭和42年5月1日	東町共同墓地
35	地藏像板石塔婆	考古資料	昭和42年7月8日	畔吉東部共同墓地
36	むくろじ	天然記念物	昭和43年9月27日	龍山院
37	向山不動堂彫刻	彫刻	昭和44年4月22日	向山地区
38	藤波のささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和44年11月15日	藤波地区
39	原市山車彫刻	彫刻	昭和44年11月15日	原市第一～五区
40	正覚寺寺子屋遺跡	史跡	昭和46年3月27日	観音堂
41	木彫十一面観音立像	彫刻	昭和48年10月25日	谷津観音堂
42	木彫釈迦三尊坐像	彫刻	昭和48年10月25日	龍真寺
43	木造宝冠阿弥陀坐像	彫刻	昭和49年8月5日	放光院
44	木造十一面観音坐像	彫刻	昭和53年3月1日	観蔵院
45	畔吉ささら獅子舞	無形民俗文化財	昭和53年3月1日	畔吉地区
46	矢部家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
47	須田家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
48	小川家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会 (寄託)
49	神田家文書	古文書	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
50	後山遺跡出土関山式土器	考古資料	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会
51	薬師耕地前遺跡出土品	考古資料	昭和54年3月31日	上尾市教育委員会

指定 番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
52	万治二年銘庚申塔	有形民俗文化財	昭和54年3月31日	松本家
54	相頓寺六字名号板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	相頓寺
55	私年号板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	平野家
56	正平七年銘板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	上尾市教育委員会 (寄託)
57	十連寺板石塔婆	考古資料	昭和55年3月31日	十連寺
58	五榜の高札	歴史資料	昭和56年3月31日	上尾市教育委員会 (寄託)
59	八枝神社の境内ケヤキ・エノキ 群	天然記念物	昭和56年3月31日	八枝神社
60	藤波の餅つき踊り	無形民俗文化財	昭和57年3月31日 平成3年12月1日 追加	藤波地区
62	瓦葺懸渡井官費宮繕之真景図	歴史資料	昭和61年3月31日	上尾市教育委員会
63	相頓寺絵馬群	有形民俗文化財	昭和61年3月31日 平成15年3月28日 追加	相頓寺
64	愛宕神社(本殿)	建造物	昭和61年3月31日	愛宕神社
65	西通Ⅰ遺跡出土灰釉草葉文瓶	考古資料	平成元年2月28日	上尾市教育委員会
67	私年号延徳元年銘板石塔婆	歴史資料	平成2年12月21日	藤波家
68	川の大じめ	無形民俗文化財	平成3年12月1日	川地区
69	畔吉の万作踊り	無形民俗文化財	平成3年12月1日	畔吉地区
70	平方村河岸出入商人衆奉納の石 祠	歴史資料	平成5年7月1日	橘神社
71	戸崎の浅間塚	有形民俗文化財	平成5年7月1日	浅間神社(長沢 家)
72	堤崎の祭りばやし	無形民俗文化財	平成5年7月1日	堤崎地区
73	少林寺山門	建造物	平成7年8月1日	少林寺
75	小塚浅間塚	有形民俗文化財	平成12年3月28日	関根家
76	鈴木荘丹俳諧歌碑	歴史資料	平成12年3月28日	馬蹄寺
77	須田家の神楽師用具	有形民俗文化財	平成13年3月28日	上尾市教育委員会
78	神山家煉瓦蔵・煉瓦塀 付棟札一枚	建造物	平成14年3月28日	神山家
79	殿山古墳 付 出土品四点	史跡	平成15年3月28日	本多家(付は市教 委)
80	南村須田家文書	古文書	平成17年3月28日	上尾市教育委員会
81	上尾宿助郷関係(壺丁目村)文 書	古文書	平成17年3月28日	上尾市教育委員会
82	平方村石倉家文書	古文書	平成17年3月28日	上尾市教育委員会

指定番号	名 称	種 別	指定年月日	所 在 地
83	木造阿弥陀如来立像	彫刻	平成22年 3月18日	畔吉東部共同墓地
84	木造達磨大師坐像・ 招宝七郎大権修利菩薩倚像	彫刻	平成22年 3月18日	龍真寺
85	馬蹄寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	馬蹄寺
86	十連寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	十連寺
87	相頓寺徳本行者六字名号供養塔	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	相頓寺
88	畔吉諏訪神社大山石灯籠	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	畔吉諏訪神社
89	領家大山石灯籠	有形民俗文化財	平成24年 3月22日	領家農村センター
90	坂上遺跡方形周溝墓出土品	考古資料	平成27年 2月19日	上尾市教育委員会
91	武州平方箕輪囃子	無形民俗文化財	平成27年 2月19日	平方上宿地区
92	伝どんどん山出土海獣葡萄鏡	考古資料	平成29年 3月24日	上尾市教育委員会
93	山崎家文書	古文書	令和 5年 3月24日	上尾市教育委員会

(令和 5年 4月 1日現在)

## 上尾市登録文化財

登録番号	名 称	種 別	登録年月日	所 在 地
2	井戸木の延宝三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	井戸木共同墓地
3	馬喰新田の寛政十二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	鈴木家
4	徳星寺の正徳四年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	徳星寺
5	柏座の享保十三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	洞禅寺共同墓地
6	向山の宝暦三年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	神明神社
7	原市の正徳二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	稲荷神社
8	原市船橋の文化二年銘庚申塔	有形民俗文化財	平成19年 3月 1日	本田家
9	本町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	本町地区
10	愛宕の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	愛宕地区
11	上町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	上町地区
12	仲町の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	仲町地区
14	平方下宿の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	平方下宿地区
16	小泉の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	小泉地区
17	浅間台の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	浅間台地区
18	小敷谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	小敷谷地区
19	菅谷の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月 5日	菅谷地区

登録 番号	名 称	種 別	登録年月日	所 在 地
21	向山の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月5日	向山地区
22	西宮下の祭りばやし	無形民俗文化財	平成20年11月5日	西宮下地区
23	二ツ宮の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	二ツ宮地区
24	柏座の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	柏座地区
25	谷津の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	谷津地区
26	藤波の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	藤波地区
27	浅間台の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	浅間台地区
28	弁財の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	弁財地区
29	町谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	町谷地区
30	箕の木の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	箕の木地区
31	上新梨子の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	上新梨子地区
32	西門前の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	西門前地区
33	菅谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	菅谷地区
34	須ヶ谷の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	須ヶ谷地区
35	向山本村の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	向山(本村)地区
36	向山新田の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	向山(新田)地区
37	堤崎の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	堤崎地区
38	地頭方の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成21年12月16日	地頭方地区
39	中平塚の祭りばやし	無形民俗文化財	平成25年7月26日	中平塚地区
40	弁財の浅間塚	有形民俗文化財	平成26年3月20日	弁財地区
41	中分の大山灯籠行事	無形民俗文化財	平成26年3月20日	中分(中)地区
42	平方新田の祭りばやし	無形民俗文化財	平成26年10月7日	平方新田地区
43	瓦葺掛樋跡	史跡	平成27年11月17日	瓦葺地区

## 17 民生の安定

### 17-1 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和49年10月1日) 条例第42号

#### 第1章 総則

##### (目的)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第2章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

**第3条** 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
  - ア 配偶者
  - イ 子
  - ウ 父母
  - エ 孫
  - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹

がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

**第6条** 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

**第7条** 法第5条の規定に該当する場合には、災害弔慰金は、支給しない。

（支給の手続）

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

**第9条** 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

**第10条** 障害者1人当たりの額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（準用規定）

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間については、令第7条第2項の規定による。

(利率)

**第14条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。



(償還等)

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(設置)

**第16条** 法第18条の規定に基づき、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、上尾市災害弔慰金等支給審査委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

(組織)

**第17条** 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

**第18条** 委員の任期は、第16条に規定する諮問に関する調査審議が終了した日の属する年度の3月31日までとする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第19条** 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第20条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

**第21条** 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

**第22条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

**第23条** 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

**第24条** この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**第5章 雑則**

(委任)

**第25条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和50年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第5条及び第10条の規定は、昭和50年1月23日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

**附 則** (昭和52年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和51年9月7日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

**附 則** (昭和53年条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

**附 則** (昭和56年条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和55年12月14日以後に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害援護資金について適用する。

**附 則** (昭和57年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和57年7月10日以後に発生した災害に関して適用する。

**附 則** (昭和62年条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和63年3月1日以後に発生した災害に係る災害援護資金について適用する。

**附 則** (平成3年条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成3年12月1日以後に生じた災害に係る災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金について適用する。

**附 則** (平成9年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成31年3月29日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則** (令和元年9月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年3月26日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

17-2 上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和49年10月1日)  
規則第31号

第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上尾市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

**第2条** 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。第3号において同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第3条** 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡他の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

**第4条** 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

**第5条** 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

(利率)

**第6条** 条例第14条に規定する規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

**第7条** 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還期間及び償還方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合にあつては、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

**第8条** 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

**第9条** 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

**第10条** 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（第5号様式）（保証人を立てる場合にあつては、保証人の連署した災害援護資金借用書に限る。以下「借用書」という。）に資金の貸付けを受ける者の印鑑証明書（保証人を立てる場合にあつては、資金の貸付けを受ける者及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

**第11条** 市長は、借用書と引き換えに貸金を交付するものとする。

(償還の完了)

**第12条** 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく、返還するものとする。

(繰上償還の申出)

**第13条** 貸金の繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

**第14条** 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予する期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

**第15条** 借受人は、違約金の支払の免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除する期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払の免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

**第16条** 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還の免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第

15号様式)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

**第17条** 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

**第18条** 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(第16号様式)により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(雑則)

**第19条** この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和57年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年7月10日以降に発生した災害に関して適用する。

**附 則**(平成3年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成6年規則第16号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**(平成31年3月29日規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第7条第1項及び第10条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則**(令和元年10月21日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

17-3 上尾市災害見舞金等支給条例 (昭和60年3月29日)  
条例第9号

(目的)

**第1条** この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象)

**第2条** 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 風水害により被災したとき。
- (3) 地震により被災したとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(支給資格及び要件)

**第3条** 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

(支給額)

**第4条** 見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき又は上尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年上尾市条例第42号）第3条に規定する災害弔慰金若しくは第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたときは、支給しない。

- (1) 死亡者 1人につき 7万円
- (2) 負傷者 1人につき 2万円
- (3) 家屋の全焼又は全壊 1世帯につき 7万円
- (4) 家屋の半焼又は半壊 1世帯につき 3万円
- (5) 家屋の床上浸水 1世帯につき 1万円

2 前項第3号から第5号までについては、現に居住している建物についてのみ適用する。

(申請)

**第5条** 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請しがたい特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の決定)

**第6条** 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を確認し、支給の可否を決定しなければならない。



(見舞金等の返還等)

**第7条** 市長は、災害の原因が被災を受けた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合、既に支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**(平成24年条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日(平成24年7月9日)から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の上尾市災害見舞金等支給条例第3条第1項の規定は、施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金及び弔慰金から適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金及び弔慰金については、なお従前の例による。

17-4 上尾市災害見舞金等支給条例施行規則 (昭和60年3月29日)  
規則第13号

(趣旨)

**第1条** この規則は、上尾市災害見舞金等支給条例（昭和60年上尾市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害の種類及び基準)

**第2条** 条例第4条第1項各号に規定する被害の種類及び基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 死亡者 災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は被害が原因で負傷し、これにより被災発生後20日以内に死亡した者をいう。
- (2) 負傷者 医師の診断書に基づく療養期間が1月以上である者をいう。
- (3) 家屋の全焼又は全壊 家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の70パーセント以上に達したとき又は70パーセントに達しないがその家屋を改築しなければ再び家屋として使用することができない程度の被害をいう。
- (4) 家屋の半焼又は半壊 家屋の焼失又は損壊した部分の床面積がその家屋の20パーセント以上70パーセント未満のもので、その残存部分に補修を加えることによって再び家屋として使用できる程度の被害をいう。
- (5) 床上浸水 浸水がその家屋の床以上に達したとき又は土砂等のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう。

(申請)

**第3条** 条例第5条に規定による申請は、災害見舞金等支給申請書（第1号様式）を提出して行うものとする。

- 2 条例第5条中申請しがたい特別の事情とは、災害によって被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は負傷したため、申請しがたいと市長が認めたときをいう。

(被災事実等の認定)

**第4条** 市長は、申請を受理したときは、その被害事実、程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。

(決定通知書)

**第5条** 市長は、災害見舞金又は弔慰金の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(台帳の備付け)

**第6条** 災害見舞金又は弔慰金の支給事由、支給額等を明らかにするため、災害見舞金等支給台帳（第3号様式）を備えるものとする。

(その他)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**（平成3年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年規則第12号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

## 17-5 上尾市り災証明書等の交付に関する要綱

令和2年9月1日市長決裁

上尾市り災証明書等の交付に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき行うり災証明書の交付並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務の一環として行う被災証明書及びり災届出証明書の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2 火災によりり災し、及び損害が発生したことの証明については、上尾市火災調査規程（平成27年上尾市消防本部訓令第2号）第42条の規定に基づき、消防長又は消防署長がそれらの証明書の交付の事務を掌るものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかについては問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建物の部分をいう。
- (3) 非住家 住家以外の建物及び建物の部分をいう。
- (4) り災証明書 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
- (5) 被災証明書 災害による非住家の被害の程度を証する書面をいう。
- (6) り災届出証明書 災害により被害が生じた次条第3項各号に掲げるものの所有者又は使用者からの届出に基づき、当該災害によるり災の状況を市長に届け出たことを証する書面をいう。

(証明書の種類及び対象)

**第3条** り災証明書の交付は、災害により住家（市内に存するものに限る。以下同じ。）に生じた被害に対して、これを行うものとする。ただし、市長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

2 市長は、災害により非住家（市内に存するものに限る。以下同じ。）に生じた被害に対して、被災証明書を交付することができる。ただし、市長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

3 市長は、災害により次に掲げるものに生じた被害に対して、り災届出証明書を交付することができる。

- (1) 住家又は非住家
- (2) 自動車、家財道具その他の動産
- (3) 住家又は非住家に付随する門柱、門扉等の外構

(4) 前3号に掲げるもののほか、前2項の規定によるり災証明書又は被災証明書の交付の対象とはならないもの

4 前3項の規定により市長が交付する証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(証明書の交付を受けることができる者)

**第4条** り災証明書の交付を受けることができる者は、災害により被害を受けた住家の所有者又は居住者とする。

2 被災証明書の交付を受けることができる者は、災害により被害を受けた非住家の所有者又は使用者とする。

3 り災届出証明書の交付を受けることができる者は、前2項に掲げる者のほか、災害により被害を受けた前条第3項各号(第1号を除く。)に掲げるものの所有者又は使用者とする。

(証明書の交付の申請)

**第5条** り災証明書又は被災証明書の交付を受けようとする者は、り災・被災証明書交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 り災届出証明書の交付を受けようとする者は、り災届出証明書交付申請書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(申請書の提出期限)

**第6条** 前条第1項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる災害の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。ただし、当該期限までに当該申請書を提出することができなかつたことについて、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(1) 災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助の行われる災害その他被害の程度が著しい災害(次号及び第11条においてこれらの災害を「大規模災害」という。) り災した日から起算して1年を経過する日

(2) 大規模災害以外の災害 り災した日から起算して30日を経過する日

(被害状況の調査)

**第7条** 市長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、住家又は非住家に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請書を提出した者(以下「申請者」という。)が被害の状況を示す写真(当該申請者が被害のあつた箇所を既に修復している場合にあつては、被害の状況を示す写真又は当該修復の費用に係る請求書、領収書若しくは見積書(次条第1項において「被害の状況を示す写真等」という。))を市長に提出している場合であり、かつ、市長が当該調査が不要であると認める場合にあつては、この限りでない。

**第8条** 市長は、前条の規定による調査の結果又は被害の状況を示す写真等に基づき、住家又は非住家に生じた被害の程度を認定するものとする。

2 前項の規定による住家に生じた被害の程度の認定は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知。次項において「認定基準」という。)その他内閣府が定める基準に基づき、これを行うものとする。

3 第1項の規定による非住家に生じた被害の程度の認定は、認定基準その他内閣府が定める基準に準じて、これを行うものとする。

(証明書の交付)

**第9条** 市長は、第5条第1項の規定による申請書の提出があったときは、前条第1項の規定により住家又は非住家に生じた被害の程度を認定した上で、その結果を記載したり災証明書(第3号様式)又は被災証明書(第4号様式)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定による申請書の提出があったときは、申請事項に関し確認を行った上で、り災届出証明書交付申請書(第2号様式)に記名及び押印をして、これをり災届出証明書として当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(手数料の免除)

**第10条** り災証明書、被災証明書及びり災届出証明書(以下「り災証明書等」という。)の交付については、上尾市手数料徴収条例(平成12年上尾市条例第21号)第5条第2号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

(大規模災害が発生した場合における特例)

**第11条** 本市の区域内において大規模災害が発生した場合において、この要綱に定める様式による申請書又は証明書を使用することが当該災害の実情にそぐわないと認められるときは、別に定める様式による申請書又は証明書を使用することができる。

(証明の取消し等)

**第12条** 市長は、り災証明書等の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により当該り災証明書等の交付を受けたと認められるときは、当該り災証明書等に係る証明を取り消すことができる。

2 前項の規定によりり災証明書等に係る証明を取り消された者は、直ちに、当該取消しに係るり災証明書等を市長に返還しなければならない。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、り災証明書等の交付に関し必要な事項は、個々の災害が発生するごとに、別に定めることができるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に市長がその定める告示の規定によりした証明書の交付に関する決定、手続その他の行為は、この要綱の施行後は、この要綱の相当規定に基づいて、市長がした決定、手続その他の行為とみなす。

3 この要綱の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為は、この要綱の施行後は、この要綱の相当規定に基づいて、市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

第1号様式(第5条関係)

り災・被災証明書交付申請書

(宛先)

上尾市長

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来た方)	住所 電話 ( )	
	現在の居所・連絡先 電話 ( )	
	ふりがな 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 住所地の同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 (※委任状が必要)
証明書の提出先	<input type="checkbox"/> 被災者支援制度の手続のため、( )に提出 <input type="checkbox"/> 税控除・保険請求・その他 ( )	

証明書の交付について、次のとおり申請します。

り災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住所 ふりがな 氏名 電話 ( )			
り災世帯 の構成員 ※証明書に記載が必要な場合は記入(住家のみ)	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		
り災の原因	年 月 日 の <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
被災した住家又は非住家の所在地等	(申請者の住所と同じ場合は記載不要)			
	<input type="checkbox"/> 住家 (り災証明書)	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 )		
	<input type="checkbox"/> 非住家 (被災証明書)	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 )		
主な被害内容				
判定方法	<input type="checkbox"/> 現地調査確認による判定を希望 <input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真等により自己判定方式を希望かつ一部損壊(10%未満)という調査結果に同意する。			
添付書類	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書			

第2号様式(第5条、第9条関係)

り災届出証明書交付申請書

(宛先)

上尾市長

※ 太線枠内を記入してください。

年 月 日

申請者 (窓口に来た方)	住所		電話 ( )
	ふりがな 氏名	り災者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 住所地の同居の親族 <input type="checkbox"/> その他 (※委任状が必要)	
この証明書の提出先	税控除・保険請求・その他 ( )		

り災届出証明書の交付について、次のとおり申請します。

り災者 (申請者と同じ場合は記載不要)	住所		
	ふりがな	電話 ( )	
り災の原因	年 月 日の	<input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
被災した住家等の所在地等	(申請者の住所と同じ場合は記載不要)		
	<input type="checkbox"/> 住家	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 ( ))	
	<input type="checkbox"/> 非住家	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 借家 (所有者 ( ))	
	<input type="checkbox"/> その他 ※住家、非住家以外を記入	( )	
主な被害内容			
添付書類 (添付することができる場合のみ)	<input type="checkbox"/> 被害の状況を示す写真 <input type="checkbox"/> 修復費用の請求書、領収書又は見積書 <input type="checkbox"/> その他		

り 災 届 出 証 明 書

上記のとおり、り災の届出がなされたことを証明します。

第 号

年 月 日

埼玉県上尾市長



り災届出証明書について

- この証明書は、り災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。
- この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。



第3号様式(第9条関係)

第 号

## り災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	氏名	続柄
		世帯主		

り災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

埼玉県上尾市長

印

り災証明書について

- 1 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 2 「被害の程度」は、住家を対象として、1棟ごとに母屋で判定します。  
 ※ 家財道具や住家に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- 3 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準等に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

第4号様式(第9条関係)

第 号

## 被災証明書

所有者・使用者住所	
所有者・使用者名	

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災非住家の所在地	
非住家の被害の程度	
浸水区分	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

埼玉県上尾市長

印

被災証明書について

- 1 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- 2 「被害の程度」は、非住家を対象として、1棟ごとに母屋で判定します。  
※ 家財道具や非住家に付随する門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。
- 3 「被害の程度」は、内閣府の定める被害認定基準等に準じて、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

17-6 火災時のり災証明交付申請書・り災証明書

第24号様式（第53条関係）

年 月 日

(宛先)

り災証明交付申請書

住 所

申請者 職

氏 名

電話番号

り 災 年 月 日	年 月 日		
り 災 場 所			
り 災 者 の 住 所 職 ・ 氏 名			
証 明 の 必 要 な 内 容			
使 用 目 的			
提 出 先			
必 要 部 数		り災者との関係	

年 月 日申請のり災証明書（ ）通を受領しました。	
受 領 年 月 日	年 月 日
受 領 者 の 署 名	
※受付欄	※経過欄

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

第25号様式（第53条関係）

## り 災 証 明 書

		交 付 番 号	
り	災	年	月
		日	年
		月	日
り 災 場 所			
り 災 者	住 所		
	氏 名		
り 災 程 度			
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 50px;">印</p>			



---

---

# 上尾市地域防災計画

令和7年3月発行

編集発行：上尾市防災会議

事務局：上尾市総務部危機管理防災課

上尾市本町三丁目1番1号

電話 048-775-5140

---

---